

令和 7 年 2 月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(2月21日〔関係部局所管事務概要説明〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
関係部局所管事務概要説明	3

(2月25日〔関係部局所管事務概要説明・経済対策補正審査・委員間討議〕)

1、開催日時・場所	4
2、出席者	4
3、審査事件	4
4、経過	
委員会	
関係部局所管事務概要説明	4
分科会	
県民生活環境部長予算議案説明	5
資源循環推進課長補足説明	5
予算議案及び条例議案に対する質疑	6
予算議案及び条例議案に対する討論	9
委員会	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	9

(第1日目)

1、開催日時・場所	10
2、出席者	10
3、審査事件	10
4、付託事件	11
5、経過	
分科会（土木部）	
土木部長予算議案説明	12
監理課長補足説明	14
建設企画課長補足説明	14
都市政策課長補足説明	15
港湾課長補足説明	16
決議に基づく提出資料の説明	16
予算議案等に対する質疑	16
予算議案に対する討論	29
委員会（土木部）	
土木部長総括説明	30
港湾課長補足説明	33
建築課長補足説明	33
住宅課長補足説明	34
議案に対する質疑	35

議案に対する討論	3 6
決議に基づく提出資料の説明	3 7
道路建設課長補足説明	3 7
都市政策課長補足説明	3 8
港湾課長補足説明	3 9
道路維持課長補足説明	4 0
住宅課長補足説明	4 1
陳情審査	4 2
議案外所管事項に対する質問	4 3

(第2日目)

1、開催日時・場所	6 4
2、出席者	6 4
3、経過	
分科会（文化観光国際部）	
文化観光国際部長予算議案説明	6 4
文化振興・世界遺産課長補足説明	6 6
決議に基づく提出資料の説明	6 6
予算議案に対する質疑	6 6
予算議案に対する討論	9 4
委員会（文化観光国際部）	
文化観光国際部長所管事項説明	9 4
決議に基づく提出資料の説明	9 8
議案外所管事項に対する質問	9 8

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 0 8
2、出席者	1 0 8
3、経過	
分科会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長予算議案説明	1 0 8
決議に基づく提出資料の説明	1 1 0
予算議案等に対する質疑	1 1 1
予算議案に対する討論	1 2 3
委員会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長総括説明	1 2 3
議案に対する質疑	1 2 5
議案に対する討論	1 2 6
決議に基づく提出資料の説明	1 2 6
陳情審査	1 2 7
議案外所管事項に対する質問	1 2 7
分科会（交通局）	
交通局長予算議案等説明	1 3 8
管理部長補足説明	1 3 9
予算議案等に対する質疑	1 4 2
予算議案に対する討論	1 4 2

委員会（交通局）	
交通局長所管事項説明	1 4 3
議案に対する討論	1 4 5
決議に基づく提出資料の説明	1 4 5
議案外所管事項に対する質問	1 4 6
委員間討議	1 5 4
審査結果報告書	1 5 5

（配付資料）

- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部：追加１）
- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係説明資料（文化観光国際部：追加１）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局：追加１）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局：追加２）
- ・

2 月 2 1 日

(関係部局所管事務概要説明)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年2月21日

自 午後 2時00分
至 午後 4時54分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委 員 長	坂口 慎一 君
副 委 員 長	湊 亮太 君
委 員	小林 克敏 君
〃	瀬川 光之 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山口 初實 君
〃	中村 一三 君
〃	まきやま大和 君
〃	富岡 孝介 君
〃	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

浅田ますみ 君
吉村 洋 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

交通局長	太田 彰幸 君
管理部長	岩崎 良一 君
乗合事業部長	柿原 幸記 君
貸切事業部長	江頭 興祐 君

県民生活環境部長	大安 哲也 君
県民生活環境部次長	峰松 茂泰 君
県民生活環境部次長兼地域環境課長	吉原 直樹 君

県民生活環境課長	下野 明博 君
男女参画・女性活躍推進室長	松尾 由美 君
人権・同和対策課長	石田 祐子 君
交通・地域安全課長	大嶋 誠之 君
統計課長	谷村 重則 君
生活衛生課長	岩松 尚 君
生活衛生課企画監 (動物愛護管理センター整備担当)	荒木雄一郎 君
食品安全・消費生活課長	立石 寿裕 君
水環境対策課長	佐藤 貞夫 君
資源循環推進課長	赤澤 貴光 君
自然環境課長	田中 順子 君

土 木 部 長	中尾 吉宏 君
土 木 部 技 監	植村 公彦 君
土 木 部 次 長	吉田 弘毅 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	椎名 大介 君
監 理 課 長	高稲 稔也 君
建設企画課長	金子 哲也 君
建設企画課企画監	木戸 学 君
都市政策課長(参事監)	田坂 朋裕 君
道路建設課長	北原 雄一 君
道路維持課長	田崎 智 君
港湾課長	松本 伸彦 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河 川 課 長	小川 秀文 君
河川課企画監	岩永 彰 君
砂 防 課 長	田中 良一 君
建 築 課 長	小島 俊郎 君
営 繕 課 長	進藤 政洋 君
住宅課長(参事監)	森 泉 君
住 宅 課 企 画 監	佐藤 荒樹 君

用 地 課 長 木下 善祐 君
盛 土 対 策 室 長 真鳥 喜博 君

6、審査の経過次のとおり

— 午後 2時00分 開会 —

【坂口委員長】ただいまから、観光生活建設委員会及び観光生活建設分科会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付しております 委員配席表のとおり、決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、観光生活建設委員長を仰せつかりました坂口慎一でございます。湊副委員長をはじめ委員の皆様、理事者の皆様方のご指導、ご協力をいただきまして、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

さて、本委員会は、文化・芸術、スポーツによる地域活性化、魅力ある観光まちづくり、国際交流に取り組む「文化観光国際部」。

豊かな社会づくりと暮らしの安心、人と自然が共生する地域づくりに取り組む「県民生活環境部」。

生活に密着した道路ネットワークの拡充、防災・減災対策など社会資本の整備に取り組む「土木部」。

そして、県民に必要な生活路線の確保と、観光県長崎を足元から支える「交通局」。と、いずれも県内経済の活性化及び県民生活の向上に欠かせない役割を担っている4つの部局を所管しております。

各部局、多岐に渡る県政の重要課題を抱えておりますが、いずれにおきましても、県政の喫緊の課題であります。これから各委員とともに、県民目線に立ち、より効果的な施策検討のため、しっかりと審査を行ってまいりたいと思っております。

また、本年は、被爆80年、日韓国交正常化60年、長崎空港開港50周年など、様々な節目の年でございます。この中、本委員会所管となります全国規模の文化の祭典「ながさきピース文化祭2025」と、本県初開催となる国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州」と2つの県内大型イベントが開催予定であります。各イベントを成功へ導き、地域への経済波及効果をより高めるためにも、本委員会の役割は、非常に重要であると認識いたしております。

委員の皆様及び理事者の皆様におかれましては、山積する課題の解決に向け、積極的に論議を深めていただくことをお願いするとともに、皆様方からのご指導とご鞭撻を賜りますことを、お願い申し上げ、簡単ではございますが、私のあいさつといたします。

（拍手）

それでは、私から副委員長並びに本日出席されている委員の皆様方をご紹介いたします。

〔副委員長・各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、理事者側の紹介を受けたいと思います。

【土木部長】土木部長の 中尾 吉宏 でございます。よろしくお願いいたします。

観光生活建設委員会の開会にあたり、理事者を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

観光生活建設委員会所管の文化観光国際部、

県民生活環境部、土木部、交通局の4部局におきましては、文化・観光やスポーツの振興、安全・安心な生活の確保、環境の保全、社会資本の整備、公共交通の維持など、県民の生活に密接に関連した事業を行っております。

私共といたしましては、新しい長崎県づくりのビジョンや長崎県総合計画、各部局が策定した計画の着実な推進とともに、市町や県民の皆様とも力をあわせながら、県民の皆様の安全・安心で快適な暮らしの実現、地域の特徴や資源を活かしたまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

坂口委員長、湊副委員長をはじめ、委員の皆様方のご指導、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、観光生活建設委員会所属の各部局長をご紹介いたします。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、まきやま委員、畑島委員の2名をお願いいたします。

今回の議題は、観光生活建設行政所管事務について、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分の審査、令和7年2月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

次に、審査方法について、お諮りいたします。

審査の方法については、お手元に配付しております審査順序のとおり、本日から25日にかけて、委員会を協議会に切り替え、関係部局の所管事

務の概要について説明を受けることとし、文化観光国際部の所管事務の説明が終了した後、分科会において、付託された議案に限って審査を行います。審査終了後、3月7日からの委員会の審査内容等について、協議することとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、所管事務の概要説明に関するご質問等につきましては、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月7日からの委員会の中で行うことにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を協議会に切り替えます。

準備のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時08分 休憩 —

— 午後 4時53分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

本日の委員会はこれにてとどめ、2月25日（火）は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部の概要説明を受けたのち分科会による審査を行い、審査終了後は「令和7年2月定例会の審査内容等」について委員間討議を行うことといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時54分 散会 —

2 月 2 5 日

（関係部局所管事務概要説明

・経済対策補正審査・委員間討議）

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年2月25日

自 午前10時00分
至 午前11時29分
於 委員会室3

国際観光振興室長(参事監) 小宮 健志 君
物産ブランド推進課長 松尾 泰子 君
国際課長 貝淵 裕幸 君
国際課企画監 久間 哲彦 君
(平和推進・国際協力担当)
スポーツ振興課長 川瀬 亨介 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 坂口 慎一 君
副委員長(副会長) 湊 亮太 君
委 員 小林 克敏 君
" 瀬川 光之 君
" 堀江ひとみ 君
" 浅田ますみ 君
" 山口 初實 君
" 中村 一三 君
" まきやま大和 君
" 富岡 孝介 君
" 畑島 晃貴 君

県民生活環境部長 大安 哲也 君
資源循環推進課長 赤澤 貴光 君

3、欠席委員の氏名

吉村 洋 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 伊達 良弘 君
文化観光国際部政策監 村田 利博 君
文化観光国際部次長 加藤 一征 君
文化振興・世界遺産課長 園田 貴子 君
文化振興・世界遺産課企画監(世界遺産担当) 園田幸四郎 君
ながさきピース文化祭課長 小柳 剛志 君
観光振興課長 長野 敦志 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第64号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算(第8号)
(関係分)

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時00分 開会 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これより、21日に引き続き、関係部局の概要説明を受けることといたします。

委員会を協議会に切り替えます。

— 午前10時 1分 休憩 —

— 午前11時 6分 再開 —

【坂口委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

【坂口分科会長】 これより、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第8号)」のうち関係部分について、分科会による審査を行います。

なお、理事者の出席については、付議案件に
関係する範囲で、お手元に配付しております配
席表のとおり決定したいと存じますので、ご了

承をお願いいたします。

また、本日、審査する議案は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

県民生活環境部長より、予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

それでは、県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は国庫支出金5億2,603万9,000円の増、歳出予算は環境保全費5億4,063万円の増を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明をいたします。（海岸環境保全対策推進事業について）

海岸漂着物対策として、国の予算を活用し、市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策を行うこと等に要する経費であります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

海岸環境保全対策推進事業の実施において、年度内に必要な事業期間が確保できないことから、産業廃棄物対策費5億4,063万円について、繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、資源循環推進課長より補足説明を求めます。

【赤澤資源循環推進課長】それでは、海岸環境保全対策推進事業の補正予算につきましてご説明させていただきます。

分科会先議補足説明資料をご覧ください。

この海岸環境保全対策推進事業は、長崎県海岸漂着物対策推進計画に基づき、市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策の支援を行うものであります。

今回の補正予算につきましては、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用して、令和7年度の事業予算を前倒しし、確保するためのものであります。

この予算は、国の令和6年度の補正予算で35億2,500万円計上されており、補助率につきましては、3の右側に掲載しておりますが、離島地域が10分の9、半島・過疎地域が10分の8、その他の地域が10分の7となっております。

また、漁業者が自主的にボランティアで持ち帰ってきた漂流ごみを市町が処分する費用については10分の10となっております。

今回の補正予算として計上しておりますのは、事業費として5億4,063万円であり、そのうち5億2,603万9,000円を国庫補助予定額として計上しております。

今回計上しております補正予算につきましては、全額、次年度に繰越をすることとしており、令和7年度の実施に係る予算額については、別

途ご審議いただきます令和7年度の当初予算9,146万3,000円と合わせまして6億3,209万3,000円を確保させていただきたいと考えているものでございます。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】今の補足説明資料のところで、海岸漂着物等の回収処理や発生抑制対策は必要な予算だと思うんですけど、これがなぜ当初予算で十分確保されないのかという疑問を持ちます。

例えば、今説明がありましたように、令和5年度が、当初予算が1億2,289万円に対して補正が5億2,930万円、令和6年度についても当初が9,857万円で、今回補正として5億4,063万円ということなんですが、実質5億4,063万円は令和7年度の当初予算になるということになりますけれども、なぜこうした必要な予算が当初予算できちんと億の単位で確保できないのかというのはどういうふうに考えたらいいかということをお教えてください。

【赤澤資源循環推進課長】この補助金につきましては、環境省の方で海洋ごみによる海岸機能の低下であるとか、船舶の航行、漁業活動の妨げ、こういったものの対策として、事前に備えるべきこととして経済活動を機能不全に陥らせないという目的があるということであります。

そのため、災害時に海岸に大量の漂着物が発生する状況下では、国土の荒廃や多面的な機能の低下とか、あるいは交通インフラ、そういったものに対して重大な支障を与えるということで、この海洋ごみの回収処理を行うために予算が組まれているものでございます。

この予算計上につきましては、昨今、災害というのはいつでもどこでも起こり得る状況にあるというふうに考えております。大規模な災害など、一定の条件であれば災害関連の別の補助金というのがございますので、そちらの方で海岸漂着物の対応をするということも可能でございますが、あくまでもこういった補助金というのは大規模な災害、あるいは一定規模以上の災害を想定したものであるということでございまして、一般的な大雨、そういったものによる漂着ということは、基本的に別の補助金の中では想定されていないところでございます。

さらに、本県におきましては、こういった災害との関連の位置づけが難しいような海外からの漂着ごみ、こういったものも多量に漂着しているという状況にあります。

したがいまして、国の方で補正予算として組まれているものというのは、事前に備えるべきこととして、経済活動を機能不全に陥らせないため、いつ何時でも一定の対応ができるようにするために、国としても補正予算として組まれているものではないかというふうに考えております。

そのため、県としましては、国の方で補正予算として組まれたものでございますので、こういった2月議会で補正予算として組ませていただいているところでございます。

【堀江委員】海岸漂着物というのは、ある意味常にあるものですよね、極端な話、回収処理してもまた発生するので。だから、それは、災害として捉えるから補正予算という意味ですか。私は、観光県長崎であったり、海岸線がこれだけ長い長崎県にしてみれば、海岸漂着物そのものについては常に対処しなければいけない問題として捉えたとするならば、当初予算できちん

と確保するという、これがないといけないのではないかという考えから、なぜこうした予算が補正でしか組まれないのかというふうに質問したんですけど、国としては、じゃこういう海岸漂着物等については、災害として捉えているということですか。今の課長の答弁だとそのように私は理解をしましたが、そこら辺はどのように考えたらいいですか。

【赤澤資源循環推進課長】 今、委員がおっしゃったように、海岸漂着物というのは年間を通して漂着をしているというのが現実でございます。

したがって、先ほど私が申しましたように災害という位置づけというのも一つあると思います。一方で、海岸漂着物に対して継続的に処理をしないといけないというのもあると思います。したがって、両方の意味を含めているというふうに私は考えております。

【堀江委員】 当初予算のところできちんとやりたいと思いますが、今では私の質問には、ちょっと私は理解できないので、また当初予算のところできちんと、当初予算も含めてこれは論議をしたいと思います。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 海岸漂着物回収ごみというのが年々予算も幾らかずつ増えているということは、やっぱりごみの量が増えているというような捉え方をするわけだけれども、大体漂着ごみなどというのは、私はよく知らないけれども、普通一般的に会話の中で出てくるのは、国内のごみよりも海外からの漂着ごみが多いのではないかと。これが大体どういうふうに、この漂着ごみ自体が増えているか増えてないかということと、海外からの漂着ごみが多いのではないかと、この辺のことについて、まずお尋ねをしたい。

【赤澤資源循環推進課長】 まず、1点目のご質

問、回収量の件ですが、令和元年度から令和5年度、この5年間の回収量の推移を見ますと、年度により増減というのはございますが、おおむね2,000トンから2,500トンという間で推移をしているというところで、必ずしも減っているという状況ではないということでございます。

その2,000トンから2,500トンのごみについては、その多くは離島地域で回収されているという状況でございます。

また、海外からのごみの件に関しては、一般的にはペットボトルが指標ということになるんですが、ペットボトルの場合ラベルであるとかキャップであるとか、そういったところから製造国というのがわかるというのがございます。そのため、対馬市の方で毎年、このペットボトルを指標にしまして、どこから流れ着いているかという調査を行っております。

令和5年度につきましては、結果として全体の31%は韓国から、また、31%が中国から、その他の国も含めまして外国からの漂着が66%、約3分の2を占めているという状況です。ほかの離島地域についても同様な傾向があるのではないかと考えております。

一方で、本土地域の市町につきましては、これは一般論ですが、流域からのごみというのが大体8割ぐらいあるのではないかと言われていますので、本土地域の市町につきましては国内からの漂着の方が多いのではないかと考えております。

【小林委員】 外国から66%、3分の2は韓国、中国というようなことですね。大体2,000トンから2,500トンで推移しているんじゃないかと、そういう話でありますね。この漂着ごみの処理、これはどこでやっているんですか。

【赤澤資源循環推進課長】 漂着ごみの回収・処

理につきましては、一般的に市町のごみの処理施設、もしくは民間の廃棄物の処理施設といったところで処理をされるということになっております。

令和5年度の実績として、重量ベースで、市町のごみ焼却施設、公営になりますが、これが40.2%、約4割を占めております。

また、民間の廃棄物の処理施設、こちらの方で処理をされたケースというのが約6割、59.8%ある状況でございます。

市町の処理施設で処理される場合は、基本的に焼却が主です。一方、民間で処理される場合につきましては、焼却される場合、埋立てをされる場合、そのほか有効利用、いわゆるリユース、もしくはリサイクルという形で処理をされるというケースもございます。

【小林委員】 那ごみの処理については、市町で4割ぐらい、民間で大体6割ぐらいというご発言ですが、これは多額のお金がかかるだろうと。どれくらいの前算でこういう市町、民間の皆さん方をお願いをしているのか、そこはどうですか。

【赤澤資源循環推進課長】 令和元年度から令和5年度の5年間の補助金額の実績でいきますと、決算額ベースではございますが、おおむね5億円程度で推移をしているという状況でございます。このうち、9割以上は離島の市町の方で活用いただいているという状況でございます。

【小林委員】 9割以上が離島だというようなお話ですね。そうすると、当然、離島の市町で地元負担というか、市町が負担していただいていると。これは単なる負担しているというが、国の方から特別交付税とか、何かそういう形で戻ってきて、市町にあんまり負担をかけないようにしているのかどうか、そこはどうですか。

【赤澤資源循環推進課長】 先ほど補足説明の方でお話しましたとおり、地元の方でも1割から3割の負担が出るという状況でございます。

この負担につきましては、80%の特別地方交付税措置があるというところでございます。

【小林委員】 地方交付税、特別交付税、どちらですか。

【赤澤資源循環推進課長】 特別地方交付税でございます。

【小林委員】 最後になるけれども、毎年毎年、5年間一区切りでお話をされて処理をされているようだけれども、今後、こういうことが毎年毎年ずっと続く可能性があるのか。しかも、さっき話があった韓国、中国で66%、そういう形になってくると、やっぱり今後の課題として、韓国、中国にはきちんとした外交上の問題として話していかなければいけないんじゃないかと。こんなことがずっと続いていて、こんなに5億円も6億円も金をかけているということは本当に大変なことなんだね。この辺のことについてはどう考えていますか。

【赤澤資源循環推進課長】 委員ご指摘のとおり、漂着ごみについては毎年繰り返し漂着しているという状況でございます。

先ほど答弁させていただいたとおり、減っているという状況にはないというのが現実でございます。そのため、今後も長期的に取り組む必要があるのではないかと考えております。まずは、その回収処理、こういったものに対する財源の確保、これにつきましては現行の財政支援措置、こういったものの維持が必要ではないかというふうに考えております。

また、外国由来のごみ、これにつきましては、本県の場合、非常に大量に漂着をしているという状況がございます。したがって、外交上

の適切な対応、こういったものというのは当然必要なことではないかと思われます。こういったものに関しましては、国の方に政府施策要望の中でもしっかり要望させていただいているところでございます。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第64号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時25分 休憩 —

— 午前11時26分 再開 —

【坂口分科会長】分科会を再開いたします。

これをもちまして、分科会の審査を終了いたします。

【坂口委員長】引き続き、3月7日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

理事者の皆様におかれましては、お疲れさま

でした。

— 午前11時27分 休憩 —

— 午前11時27分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これより、3月7日からの本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時28分 休憩 —

— 午前11時28分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の観光生活建設委員会及び観光生活建設分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

— 午前11時29分 閉会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年3月7日

自 午前 9時58分
至 午後 3時45分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	坂口 慎一 君
副委員長(副会長)	湊 亮太 君
委 員	小林 克敏 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	浅田ますみ 君
〃	山口 初實 君
〃	中村 一三 君
〃	まきやま大和 君
〃	富岡 孝介 君
〃	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

な し ,

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長	中尾 吉宏 君
土 木 部 技 監	植村 公彦 君
土 木 部 次 長	吉田 弘毅 君
土 木 部 参 事 監 (まちづくり推進担当)	椎名 大介 君
監 理 課 長	高稲 稔也 君
建 設 企 画 課 長	金子 哲也 君
建設企画課企画監	木戸 学 君
都市政策課長(参事監)	田坂 朋裕 君

道 路 建 設 課 長	北原 雄一 君
道 路 維 持 課 長	田崎 智 君
港 湾 課 長	松本 伸彦 君
港 湾 課 企 画 監	田中 隆 君
河 川 課 長	小川 秀文 君
河 川 課 企 画 監	岩永 彰 君
砂 防 課 長	田中 良一 君
建 築 課 長	小島 俊郎 君
営 繕 課 長	進藤 政洋 君
住宅課長(参事監)	森 泉 君
住 宅 課 企 画 監	佐藤 荒樹 君
用 地 課 長	木下 善祐 君
盛土対策室長	真鳥 喜博 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第1号議案

令和7年度長崎県一般会計予算（関係分）

第8号議案

令和7年度長崎県用地特別会計予算

第11号議案

令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

第14号議案

令和7年度交通事業会計予算

第15号議案

令和7年度長崎県流域下水道事業会計予算

第47号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）

（関係分）

第56号議案

令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正

予算（第2号）

第59号議案

令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第1

号)
第60号議案
令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）
第61号議案
令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）（関係分）
第62号議案
令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）
第63号議案
令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

（1）議案

第17号議案
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）
第19号議案
長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）
第30号議案
長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例
第31号議案
長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第32号議案
長崎県県営空港条例の一部を改正する条例
第33号議案
長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する

条例

第34号議案
長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
第35号議案
都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
第42号議案
契約の締結の一部変更について
第43号議案
和解及び損害賠償の額の決定について
（2）請願
なし
（3）陳情
・要望書（雲仙市愛野町から小浜町までの幹線道路整備について）
・長崎県に対する要望書
・要望書（島原天草長島連絡道路（南島原市深江町～口之津港間）の早期事業化についてほか）
・横田地区県営農業競争力強化農地整備事業に係る島原道路の早期着工・完成及び建設残土利用等の要望書
・要望書（佐々町）
・要望書（五島市）
・「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情
・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
・東彼杵郡三町合同県政要望書
・陳情書（利水は、代替えの南部水系下ノ原ダムかさ上げで十分対応可能です。石木ダム建設事業は、見直し、中止することです。佐世保市の人口は、減少して22万人台になり、水は余っています。石木ダム建設は、50年間税

金の無駄遣いです。市民に対して、背任行為です。中止することです。）

- ・要望書（島原天草長島連絡道路（南島原市深江町～口之津港間）の早期事業化についてほか）

8、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開会 —

【坂口委員長】 おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

まず、委員席の一部変更でございますが、お手元に配付しております委員配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、ほか9件であります。

そのほか陳情11件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、ほか11件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより土木部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明を求めます。

【中尾土木部長】 土木部関係の議案につきましてご説明いたします。

「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料 土木部」の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第8号議案「令和7年度長崎県用地特別会計予算」、第11号議案「令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第56号議案「令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第62号議案「令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）」であります。

はじめに、土木部所管の令和7年度当初予算関係について説明いたします。

土木部では、本県の課題である「人口減少」、「激甚化・頻発化する自然災害」などの課題を克服し、持続可能な活力ある地域を形成するため、交通ネットワークの形成や個性あるまちづ

くりなど、生活・産業基盤の整備を推進するとともに、国の「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」に沿って、防災・減災対策に集中的に取り組んでまいります。また、インフラの機能を将来にわたって発揮し続けるための戦略的な老朽化対策の推進や、地域の守り手であります建設業の担い手確保・育成のため、建設業の魅力発信や就労環境・処遇の改善につながる働き方改革や生産性向上などの取組を強化してまいります。

これにより、第1号議案のうち土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ3ページと4ページに記載のとおりでございます。

このうち、歳出予算につきましては、公共事業費が517億1,744万1,000円で、対前年度当初予算比99.6%、単独事業費は227億7,067万8,000円で対前年度当初予算比134.5%となっております。

歳出予算の主な内容につきましては、4ページからご覧ください。

都市計画では、都市改造費4億1,700万円。

次に5ページになりますが、道路関係では道路新設改良費176億176万1,000円。交通安全施設費、公共・単独合計で33億3,317万3,000円。道路災害防除費、公共・単独合計で55億1,724万4,000円。港湾空港関係では、港湾改修費、公共・単独合計で68億24万4,000円。

次に6ページになりますが、空港管理費、31億307万2,000円。河川・砂防・ダム関係では、総合流域防災費15億4,108万8,000円。河川改修費58億7,092万2,000円。河川総合開発費14億6,783万円。

次に、7ページになります。通常砂防費7億6,230万円。急傾斜地崩壊対策費22億7,745万円。建築関係では、長崎県大規模建築物耐震化支援

事業費3,260万8,000円。住宅関係では、公営住宅建設費18億4,048万2,000円。

次に、8ページになります。県営住宅維持管理費14億2,612万6,000円。盛土関係では、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく調査費7,339万5,000円などを計上いたしております。

このほか、令和7年度新規事業といたしまして、長崎県インフラツーリズム推進事業費594万6,000円、都市公園“魅力UP”プロジェクト費4,056万8,000円などを計上いたしております。

続きまして、債務負担行為につきましては、9ページから11ページに記載のとおりでございます。

このほか、第8号議案、第11号議案につきましては、それぞれ11ページから12ページに記載のとおりでございます。

次に、第47号議案のうち、土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ13ページから14ページに記載のとおりでございます。

補正予算の主な内容は、14ページ以降に記載のとおりであり、国直轄道路事業負担金9億2,207万7,000円の減、舗装補修費9億7,884万2,000円の減、総合流域防災費5億5,295万1,000円の減、堰堤改良事業費8億4,134万1,000円の減、砂防基礎調査費3億1,941万円の減、港湾改修費12億9,917万5,000円の減、重要幹線街路費8億3,450万1,000円の減、公営住宅建設費1億1,604万円の減、河川等災害復旧費24億1,339万9,000円の減などを計上いたしております。

続きまして、繰越明許費及び債務負担行為につきましては、15ページから16ページに記載のとおりでございます。

このほか、第56号議案につきましては、16ページから17ページに記載のとおりでございます。

す。

次に、第61号議案、第62号議案については、職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費でありまして、内容は17ページから18ページに記載のとおりでございます。

最後になりますが、令和6年度予算につきましては、本議会において補正をお願いしておりますが、歳入におきまして、国庫支出金等に未決定のものがあり、歳出におきましても年間執行額の確定等に伴い、今後、整理を要するものがありますので、3月末をもって専決処分により措置させていただきたいと考えております。ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【高稲監理課長】土木部の令和7年度当初予算案の概要につきまして、補足してご説明いたします。

観光生活建設分科会補足説明資料の3ページをご覧ください。

土木部の令和7年度当初予算案の総額は、上の表の太線で囲んでおります一般会計と特別会計の合計で1,044億8,876万9,000円となっており、令和6年度当初予算との比較は記載のとおりです。

次に、土木部の一般会計歳出予算の約8割を占めます普通建設事業費は、中段の表の太線で囲んでおります公共事業費、単独事業費等直轄事業負担金の合計で799億9,631万円となっており、昨年度との比較は記載のとおりです。

また、下段の表には、前年度経済対策補正の

国内示額と県当初予算の公共事業費、単独事業費を15か月予算ベースで記載しております。

なお、一般会計歳出予算の内訳は、事業区別に表の右側に記載しているとおりです。

続きまして、4ページをご覧ください。

土木部の繰越明許費についてご説明いたします。

表の縦の区分が款・項・目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。表の左側の欄は、上から総務費、土木費、災害復旧費、一般会計の合計、用地特別会計、港湾施設整備特別会計、土木部の合計となっております。

繰越明許費は、下から4項目目の一般会計とその2項目下の港湾施設整備特別会計の合計で1,092件、556億4,756万5,000円となります。

この額は、9月及び11月議会で議決をいただきました繰越額と、今回計上しております繰越額を合わせた令和6年度の累計額となります。

一般会計合計欄には、内訳として、通常分と経済対策補正分に区分しており、通常分は631件、272億4,081万円、経済対策補正分は458件、282億6,175万5,000円となっております。

また、表の横の区分に繰越理由を、地元調整からその他の6つに区分して整理をしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、建設企画課長より補足説明を求めます。

【金子建設企画課長】補足説明資料の5ページをお開きください。

長崎県インフラツーリズム推進事業費についてご説明いたします。

全国各地のダムや橋、トンネルなどで普段立ち入ることができない場所での非日常的な体験ができるインフラツーリズムが注目されています。

本県としましては、インフラという既存の資産を活用した地域経済の活性化を目的に、女神大橋など県内のインフラ施設を観光資源として発掘・整備し、地域の独自性を活かした魅力ある観光コンテンツとしてつくり上げたいと考えております。

令和7年度の具体的な取組といたしましては、地域主体の運営体制の構築を目的としましたセミナーやワークショップの開催、本県ならではの視点で県内のインフラ施設での活用可能性を検証したうえでのモニターツアーの実施箇所の選定などを想定しておりまして、モニターツアーにつきましては、一部の箇所を先行して行いたいと考えております。

次のページの上段にありますように、全国では埼玉県首都圏外郭放水路や北海道の白鳥大橋、東京都と千葉県を結ぶ東京湾アクアラインなどでインフラツーリズムが実施され、多くの方々が参加されております。

下段は、その候補施設となり得る県内のインフラ施設で、女神大橋や西山ダム等の写真になります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【田坂都市政策課長】都市公園“魅力UP”プロジェクト費について、補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会補足説明資料の7ページをご覧ください。

まず、事業の目的ですが、県立西海橋公園の集客力向上を図り、広域周遊や県内外からの交流人口拡大につなげるために、公園施設のリニューアルに向けた民間投資の活用を検討するとともに、リニューアルに合わせた県北地域におけるガーデンツーリズムの推進と2027年国際園芸博覧会への出展に向けた取組を実施するものであります。

次に、令和7年度に実施する事業の概要ですが、1つ目は、例えば来園者を魅了するような庭園の整備や集客力のあるアクティビティの導入など、西海橋公園再整備を行うに当たり、民間投資の活用を考えており、その導入可能性調査委託を実施するものです。予算は、約3,000万円を予定しております。

内容は、公園施設のニーズ調査結果を踏まえた官民連携手法の導入可能性を調査するとともに、具体的な整備手法等の事業スキームや、新たな観光拠点としての付加価値を創出する整備内容を検討いたします。

2つ目は、西海橋公園リニューアルやガーデンツーリズムの国内外へのPR及び長崎県の魅力発信を実施するため、2027年に横浜市で開催される国際園芸博覧会への屋外出展に向けた取組を実施するものです。予算は、約1,100万円を予定しております。

なお、ガーデンツーリズムとは、複数の庭園の連携による魅力的な体験や交流を推奨する国土交通省の制度であり、今回、西海橋公園を含む県北地域の庭園等を共通テーマのもと、選定のうえ、民間団体や関係市町などと連携して周遊促進を図っていくものです。令和7年度は、西海橋公園リニューアルやガーデンツーリズムのテーマを表現するデザイン作成を行い、会場の庭園の施工に着手する予定です。

以上の取組を行うため、令和7年度予算として4,056万8,000円を計上いたしております。

西海橋公園再整備のスケジュールといたしましては、官民連携可能性調査、実施方針決定、事業者決定、設計・整備などの取組を今後3年ほどで実施し、令和10年度頃の供用開始を想定しております。

ガーデンツーリズムの取組についても、公園再整備に合わせた観光部局と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上で、都市公園“魅力UP”プロジェクト費についての補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【松本港湾課長】引き続き、資料の9ページをご覧ください。

大村臨海工業用地の買い戻しについて補足してご説明いたします。

長崎空港を国が整備する際、県は、空港の早期完成を図るため、箕島全体を購入し、空港用地及び土取り場として活用しました。

その際、空港と箕島の間に閉鎖水域が残ったことから、空港関連用地の確保や水質悪化等を考慮して埋め立てることとし、長崎県土地開発公社に依頼し、公社が約19ヘクタールの埋め立て造成を行っております。

将来、県が買戻すことを前提に依頼していた中、令和8年度に公社が解散されることになっているため、今回、その整理の一環として買戻しを行うものです。

買戻しに当たっては、土地の取得等に要した費用が基準となることから、簿価であります27億1,569万円を予定しております。なお、19ヘクタールのうち約13ヘクタールは、隣接する県

有地とともにメガソーラー用地として貸付けを行っており、引き続きメガソーラー用地として貸付けを行ってまいります。

次のページに買取りする箇所についての図面を添付しているところです。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【高稲監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき提出いたしました資料のうち、政策的新規事業の計上状況についてご説明いたします。

土木部につきましては、資料3ページの左側の番号11、長崎インフラツーリズム推進事業と、その下の番号12、都市公園“魅力UP”プロジェクト費の2件となっており、事業概要等については記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】委員会の横長37ページ、都市政策課の交通政策費の中の新幹線事業費、今年度の予算が33億6,124万円で、前年度と比較をいたしますと18億8,842万円の増なんです。これは新幹線事業に要する経費ということで、長崎新幹線が開業して今年が3年目、令和7年度は3年目になりますかね。具体的にどういう経費になるのか、予算の中身を説明してください。

【田坂都市政策課長】予算の中身でございますが、この令和7年度当初予算案の新幹線整備事

業費ですが、これは西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）開業後に鉄道運輸機構が実施しております減・湧水対策や地元対策などの事業費に対する県負担金でございます。

この令和7年度に増加した県負担金の主な内容といたしましては、西九州新幹線のトンネル掘削に伴い発生した生活用水や農業用水の減水・湧水に対する補償費が約14億円、進入道路や工事ヤードの原形復旧と高架橋等の下を通る道路・水路の付替等の工事費が約8億円となっております。

【堀江委員】 これは県の負担金ということで、いわゆる新幹線が開業しているんな減水対策とか騒音対策とかの予算だと思うんですが、今後の見通し、これはどんなふうに、もう開業しているんですけれども、令和7年度もこれだけの予算、33億円が組まれるということでは、今後、そうした騒音問題、いろんな問題が出てくるかと思うんですけれども、今後の予算の見通しというのはどういうふうに捉えたらいいんですか。

【田坂都市政策課長】 現在、鉄道運輸機構が行っております新幹線開業後の減・湧水対策、地元対策などは、令和7年度中に完了する予定と聞いておりますので、予算としてはもう令和7年度までというところでございます。

ただ、今後、維持管理するために必要な用地の図面などを鉄道運輸機構が作成していきますので、それをJRに引き継ぎ、資料を作成する業務などが出てきますので、もしかしたら令和7年度予算の繰越というところで対応するかもということは聞いておりますが、予算としては令和7年度まででございます。

【堀江委員】 いずれにしても、例えば新幹線の騒音の問題でも、この間の委員会の報告とかでも2か所は基準を超えた騒音があっているとい

うふうな、県民生活への支障が出ているという点は、これは見過ごせないと思いますので、対処方をよろしくお願いしたいと思います。

次、2点目は、同じく委員会横長資料の53ページですが、河川課の河川開発費の中の河川総合開発費、これは14億6,783万円という今年度の予算ですけれども、ここには浦上ダムと石木ダムの建設に関する経費というふうに書かれておりますが、この中で石木ダムに関する経費というのは言えますか、答弁できますか。

【岩永河川課企画監】 河川総合開発費14億6,783万円のうち、石木ダム事業につきましては、県当初予算として9億8,783万円を計上いたしております。しかし、まだ国からの内示前ですので、確定したものではございません。

【堀江委員】 確定したものではないけれども、9億8,783万円を予算として見積もっているということですね。

私が申し上げるまでもなく、この石木ダム事業については、昨年の9月に長崎県公共事業評価監視委員会が事業費を285億円から420億円に増額し、完成工期を令和7年度末から令和14年度末に延長するというので、原案どおり事業継続の提案がなされております。

問題は、川原の皆さんが建設に反対しているということですよ。建設計画から50年たっても、地元の皆さんの納得は得られていないという公共事業なんです。

そこで、お尋ねいたしますが、長崎県公共事業評価監視委員会は、こうした地元の川原の皆さんへの対応はどのような意見書、コメントがあるのか、まず教えてください。

【小川河川課長】 県の再評価委員会からの意見書といたしましては、「反対住民の皆様の理解を得ること」、「十分説明を尽くすこと」とい

うふうな意見をいただいているところでございます。

【堀江委員】長崎県公共事業評価監視委員会からは、反対住民、川原の皆さんの理解を得ること、説明を尽くすことというコメントをいただいているという答弁がありました。

だから、令和7年度は、その川原の皆さんの理解を得る努力をどのようにするのかということが問われているというふうに思います。

そこで、私は、昨日の予算総括質疑の中で、どのようにその説明を尽くすのかということを経験いたしました。その中で、一つは、今の問題としては、川原の皆さんに長崎県としては説明をしたいというんだけど、川原の皆さんは、いや、県とは直接話しませんと、もういろんなこれまでの不信感があって。それはそうですね。50年の間に、例えば約束、工事を始める時は県が通知をするということになっていたのに、通知をしないで工事を始めたことを含めて、覚書もあるのに、その覚書も守らなかったということなどなど、住民にとって本当に長崎県のやり方は信用できない、信頼できないという対応があるんです。でも、その中にあっても、市民委員会、正式名称は「市民による石木ダム再評価監視委員会」なんですけれども、その石木ダムの様々な疑問については、これは説明してほしいという、川原の皆さんも含めて、その説明会をしてほしいという要望があります。しかし、昨日の知事の答弁は、この市民委員会に対してはもう説明しないんだと。しかし、川原の皆さんには説明しなきゃいけないので、川原の皆さんがうんと言ったら市民委員会の皆さんも参加していいですよと、そういうふうな回答がありました。

そのことについて、本日付けの長崎新聞の記

者の目の中では、「13世帯は説明会の条件を幾つか提示したうえで、その交渉を市民団体に委任した。要するに、問屋を通せという話だが、県は、市民団体への説明をホームページ上で済ませ、再び13世帯に説明会を案内した。直接の当事者である住民としか話したくないという県の強い意向が透けて見える」というふうな指摘もあっております。

要は、県民の皆さんが説明してほしいと言っているわけだから、市民委員会の皆さんにも当然県民はおりますしね、そこでは答えるべきではないかというふうに私は思うんですね。少なくとも、私が昨日、知事に申し上げましたように、13世帯の川原地区の皆さんは、こんなふうに知事にお便りを出しているじゃないですか。

「私たちの理解を得たいと思われるのなら、まずは私たちが一任している市民委員会に対し誠意ある対応や説明を実現されるよう強く求めます。それが実現されない限り、私たちだけで説明の場に出向くこともありませんし、そちらからの文書や口頭での要請にも一切対応いたしません。まして、戸別訪問などは厳にお断りいたします」と。

現に川原の皆さんの姿勢は、とうにわかっていますでしょう。そうであれば、私は、市民委員会を介して説明会を開くべきではないかというふうに思います。

昨日、知事の答弁は、「説明会の内容については協議をする」というふうに答弁しましたが、この説明会の内容については協議する、この意味はどういうことですか。誰と誰がどう協議をするのか、答弁を求めます。

【小川河川課長】説明会の内容について協議をするということなんですけれども、それは市民委員会の方々と県とで、説明会の進行役だとか

進め方について協議をしようというふうに考えております。

【堀江委員】 12月27日に市民委員会と課長と話をしましたね、面談で。その時に、県は、説明会は、これは県が主導したいと。要するに十分時間を取ってやりたいと、公開の場でやります。それはオーケーです。でも、進行については、これは県がやりたいですと言った。でも、市民委員会の皆さんは、いやいや、この説明会の進行については、これは今までのいろんなことから含めて、13世帯は市民委員会の皆さんに、これは市民委員会の進行でやってくださいと、ぜひそれで通してほしいというふうに依頼を受けているから、これはもう譲れませんとなって、それで12月27日は、課長がこれは上に相談しますと言って、いわゆるそこで、あと協議するというふうになりましたですね。しかし、ならなかった。ならなかったというのは、2月になって、もうホームページに回答は載せましたというふうな対応をしたんですけれど、12月27日の時点にこれは戻ったということですか。

今度、3月に行われようとする説明会については、市民委員会と長崎県の河川課と、じゃ、進行をどうしますか、進行の役はどうしますかということ、これは協議をするという理解でいいですか。

【小川河川課長】 堀江委員おっしゃったように、12月27日に私を含め河川課と市民委員会の皆様と協議をしたところです。その中で、説明会の進行について、県としては譲れないということ、私を申し上げたところです。

そこで、市民委員会の方も、いや、進行は市民委員会でやりたいということで折り合いがつかなかったんですけれども、12月27日に回答した内容としては、土木部を含め、知事とも協議

をした内容であって、県の考えは変わらないということで、私は譲れないというふうに答弁したんですけれども、市民委員会の方も一旦持ち帰り、皆様には報告するというふうに言われて帰られたと思います。その日はちょっと時間がなくて、しっかり話はできなかったというふうに思うんですけれども、今後は、説明会の進行を含めて協議したいというふうに、早い時期に協議したいというふうに思っております。

【堀江委員】 令和7年度は、10回目の公共事業の延長、それから増額があるわけですから、少なくとも川原の皆さんも技術的な面でいろいろ思っている、そういう疑問には答えなきゃいけないし、長崎県の評価監視委員会もそれには説明を尽くしなさいと言われている。そういう対応をするからには、ぜひ川原の13世帯の皆さんとこれは会わなきゃいけないわけですよ。そうなった時に、私が昨日も申し上げ、今も述べましたように、自分たちとしては一任しているんだと、市民委員会に。だから、誠意ある対応をしてほしいというふうに言われているので、今、課長が市民委員会と説明会をどのようにするのかという、もちろん県の譲れない面もあるでしょう。市民委員会も13世帯から要望を受けているから、これは譲れない面もあるでしょう。けれど、そのことについて協議をするというふうに課長は答弁しましたので、ぜひそれを実行してほしいというふうに思っております。

もう一点だけ、この石木ダム事業に関わっては問いたいと思うんですが、私がこれまで、昨年の決算総括質疑、それから昨年の一般質問、今回の予算総括質疑とこだわってきた一つの理由が、昨年の10月の決算総括質疑で知事が、私の質問にこのように答えたんです。私が、「少なくとも市民委員会が提出しているんですから、

市民委員会に部長なり担当課の職員を出して、その質問に答えていただくという対応はとれないんですか、知事の見解を求めます」と。

すると、知事は、「必要な技術的なことであるとか、そういったことについて、説明については我々としても尽くしていく必要があると思っています」と。

議事録をそのまま読めば、そしてそのまま聞けば、これは市民委員会に説明をするという知事の回答になるんですよ。そう去年の決算総括質疑の中で、私の質問を聞いて市民委員会の皆さんも川原の皆さんもそう思ったんです。しかし、昨日、知事が答弁したように、あれは今言ったとおりの流れだったんですが、知事は、「いや、あれは市民委員会に説明をするという意味ではない」と。私は、そのことについては、昨日時間がなくて触れませんでしたけれど、県民が聞いていて、今、私が読んだ流れの範疇では、市民委員会に行く、説明はできないのと言ったら、説明を尽くす必要があると答えていたんだから、当然、市民委員会に説明すると私は思うんですけど、知事ははっきりと、いや、それは違いますと。市民委員会に説明をするということではありませんと、自分の発言を撤回されましたが、私はこれは納得できないところがあるんですが、この点だけちょっと見解を教えてください。

【小川河川課長】 知事は、あくまでも13世帯の皆様に対して説明を尽くしたいと、そのような趣旨で答弁をなされており、議事録も確認したんですけども、市民委員会に説明を尽くすとの答弁は行っておられません。

議事録で質疑の中の一連のやり取りの文脈を見れば、読めば、13世帯の皆様に対して説明を尽くしたいと、そのような趣旨で答弁をされて

いるというふうに考えております。

【堀江委員】 もう予算審議の中で、これ以上こだわることにはできないと思っているんですけど、でも、このことについては、その時の10分間の私の決算総括質疑を最初から最後まで読んでそういう解釈だという説明と思うんですが、聞いている県民の皆さん、そして言っている私も、今読んだとおり、読んだとおりなんですよ。だから、その時に知事が、では、13世帯に、その時に13世帯に説明を尽くす必要があるという回答は一言も言っていない。私が言っているのは、市民委員会にその質問に答える考えはないのかと言ったら、説明を尽くす必要があると言うから、それは市民委員会だと、これはそのまま読みますよ。そこを後から解釈して、それは皆さんそうでしょう。皆さんは、13世帯にすら説明する考えはないんだから。それを解釈して、今になって、あれは違ったというふうなのは、これは議会の答弁をないがしろにしているのではないかと私は思うんですが、最後に部長、昨日、部長に質問することはできませんでしたから、部長の答弁を求めます。

【中尾土木部長】 堀江委員が、今、ご説明いただきましたその部分だけ見ると、堀江委員の質問が市民委員会に担当を出してというのに対して、知事がお答えされた。そこをさっき引用されましたけれども、質疑と答弁が一つの流れがありまして、一つ前のところに遡りますと、知事は、公共事業の再評価委員会からご意見をいただいておりますと、それは理解を得る努力をすべきという言葉でしたと。その理解を得る努力というのが、その市民委員会じゃなくて、公共事業の監視委員会から出てきた補足意見の中に書かれていることですけども、事業に反対する住民との話し合いの場を設け、説明を尽

くしていくこと。つまり、13世帯に説明を尽くしていくというお話をされたわけです、知事としてはですね。その努力をしていきたいというふうにお答えされた後で、堀江委員から市民委員会なりに担当を出して説明すべきじゃないかというのに対して知事が答えた時には、先ほども申し上げましたとおりということで、少し省略をしておっしゃったわけです。ですから、堀江委員がおっしゃるように、市民委員会に担当を出してと、その部分だけ取ると思われるかもしれませんが、その前の部分からの脈略からすると、知事としては反対する13世帯の方々にご説明を尽くすということを言われたわけです。

【堀江委員】流れ、遡ってどうこうじゃなくて、やり取りしているわけですから。私が市民委員会についてどうなのかと言ったら、知事はそうやって説明を尽くす必要があると。しかし、そこには13世帯を念頭に置いて言ったという解釈なんてないわけですから、聞いている県民はそういうふうに取りましたし、当の私もそういうふうにとったということでは、私はごまかしとしか思えないというふうに指摘をしておきたいと思います。

とりあえず、委員長、これで終わります。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(一)委員】予算配分、大変お疲れでございました。1,044億円の中身についてお伺いをしたいと思います。

まず、第1点に、大まかに建設課、あるいは河川課等の予算配分はどのような感じでやっているのか。また、地域的に予算配分を行っているのか。それともう一点、ここに歳入で寄附金が5,000万円入っていますけど、そのことの説明をお願いしたいと思います。

【北原道路建設課長】まず、道路建設課の配分

の方針をご説明いたします。

道路建設課といたしましては、まず、高規格道路である島原道路、西彼杵道路等について重点的に整備を行っているところでございます。

一方、生活に密着した道路につきましても、計画的に進めているところであり、具体的には完成年度が近い箇所や大型工事を進めている箇所について予算を配分しているところでございます。

【小川河川課長】河川事業の予算配分の考え方についてですけれども、現在、公共事業で県内31河川の河川改修を実施しております。予算の配分につきましては、各事業の、例えば用地の取得状況だとか、工事の進捗状況に合わせて予算配分をしており、原則地域による配分枠は設定していないような状況です。

また、近年、浸水被害が発生している河川だとか、市街地等で洪水が発生すると甚大な被害のおそれがある河川だとか、橋梁、堰などの大型構造物を実施している河川については、個別補助を設定して予算を配分しているところでございます。

【田中港湾課企画監】寄附金の5,000万円についてでございます。これは長崎空港の隣接地がでございますけれども、そこにメガソーラーの施設として貸出しを行っております。その際に公募を行って選定をいたしておりますけれども、事業者の方から5,000万円の寄附をするということの提案も含めて選定をいたしまして、それに基づきまして毎年いただいている寄附金でございます。

【中村(一)委員】寄附になるんですね。売却益じゃなくて、一応寄附をされたということですね。

今、説明を受けましたけれども、今年度の道

路新設改良費は176億円されていますけれども、この考え方として、各23市町、要望に来られますよね。その辺のことをどのように反映されているのか、その辺をお伺いいたします。

【北原道路建設課長】 今、委員からお話がありました176億円、公共の道路新設改良費の分でございます。この中には、本土の分と離島の分を含めた予算になっておりまして、配分の基本的な方針としては、先ほど話しましたように、高規格道路と生活に密着した道路ということで、その辺はめり張りをつけて予算をつけているところでございます。

要望等についても、かなりたくさんの要望等をいただいております。その中でいろいろ皆さんの熱意も含みながら、進捗の中で可能な限りは反映していきたいと思っているところでございます。

【中村(一)委員】 毎回毎回、市町が要望に来れてしているんですけれども、ちょっと今回の予算を見ますと、南島原市も今、道路関係が非常に、大亀道路は別として2本しか造っていないんですよ。一方では、雲仙等を見た時に、雲仙等は10本とか、あるいは島原市は7本、8本とかというようなことで、この間も南島原市においても1年に2回か3回要望に来ているはずなんですよね。それがあんまり反映されてないものですから、その辺も地域的に、私たちのところは非常に田舎でありますので、道路が非常に要望が多いんですよ。その辺も加味して予算編成を行っていただきたいと要望しておきます。

もう一点、緊急自然災害防止事業が今年度で一応終わりますけれども、本県的にも非常に有利な起債事業でありますけれども、この緊急自然災害防止事業の期限延長は国に要望されていると思いますが、もしも今年度で終了して来年

度予算がつかない場合は、どのような方向性でいかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

【小川河川課長】 財政的に有利な起債事業であります緊急自然災害防止事業を最大限活用いたしまして、河川でいいますと河川の管理施設の更新だとか、補修を行って治水安全度の向上に努めているところでございます。この事業は、非常に必要不可欠な事業だと考えております。もし、令和7年度で終了することになりましたら、本事業が創設される前は、通常 of 自然災害防止事業で行っておりました。ただ、予算の規模が随分違いますので、そういった安全度の向上につなげる意味では、非常に厳しい状況になってくるのかなとは考えているところでございます。

【中村(一)委員】 見込みとしてどうなんですか。引き続き令和8年度もあるのか、その辺の感触はどのようなものでしょうか。

【金子建設企画課長】 地方に有利な地方債の継続につきましては、まだ見込みはわからない状況ですが、昨年度も繰り返し国に要望活動を行っております。引き続き、今年度についても繰り返し要望を行って継続できるように努めてまいりたいと考えております。

【坂口分科会長】 ほかにございませんか。

【小林委員】 まず、令和7年度予算編成に当たって、国に対して公共事業費はどのくらい要望しているのか。また、令和6年度と比べてどうなっているか。まず、第一番目にその点を質問したいと思います。

【高稲監理課長】 令和7年度当初予算分での公共事業費につきましては、土木部全体で約763億円を国に要望しておりまして、前年度の要望額が約751億円でしたので、比較としましては約12億円増加している状況でござい

ます。

【小林委員】 この763億円の内示率というのはわかるのかね。

【高稲監理課長】 令和7年度分の内示につきましては、例年ですと、3月下旬ないしは4月上旬頃と見込まれるところでございますけれども、過去の状況を見てみますと、令和6年度分が要望額に対しての内示額の割合としては65.0%でございました。その前、令和5年度が65.2%という状況でございました。

【小林委員】 そうすると、内示率が65%とか61%、62%とか、こういうふうになって、全体100%内示があるわけではないわけだよ。

そうすると、今回、763億円という要望をいたしておりますけれども、その中から優先順位というか、やっぱり必要度合いが高いところ、そういうところからお願いしなければいかんと。そういう国に対する要望のあり方、この辺はどう考えているのか。

【高稲監理課長】 公共事業費の国への要望に対しての事業費の要望の考え方でございますけれども、基本的な考え方としましては、公共事業の実施に当たりましては、その事業の必要性でありますとか地域のニーズ、それから費用対効果等々により、優先度の高いものから事業化を行っております。その上で、事業の計画に基づきまして、毎年度の事業の進捗状況等を踏まえながら、所要額を計上しているところでございます。

【小林委員】 その仕組みをうまくやっていただいて、やっぱり必要度合いが高いところ、優先度合いが高いところ、そういう形の中でうまく流れていくようにしていただきたいと。これは65%とかいうのは高い方か。九州各県あたりと比べた時に、長崎県は特に高いとか、劣って

いるとか、あるいは大体こうだと、部長、そういうことはわかるのか。

【高稲監理課長】 数字的な話ですけれども、先ほど申し上げました過去の内示額、内示の率、65%でいただいた分を国交省の予算の部分でシェアを見てみますと、当初分としましては1%近い状況でありまして、従来からおおむね人口規模等からして1%の公共事業費をいただくということが比較的ある中で、そういった状況で推移をしている状況でございます。

なお、経済対策補正予算を組み合わせますと、もう少しシェアは1%を超えるような状況になっております。

【小林委員】 今、話があった令和6年度の経済対策補正、こういうものがしっかり確保できているかどうかというようなことと、こういうことで必要な予算が確保されているかどうか、この辺はどうですか。

【高稲監理課長】 国土強靱化の5か年計画など、経済対策補正予算につきましては、令和7年度分は令和6年度に11月補正予算で計上させていただいております。結果として、国からの内示額、経済対策補正の内示の状況ですけれども、令和6年度分につきましては約251億円でございました。その前の年度、令和5年度が約261億円、それから令和4年度が231億円でありましたので、およそ同規模の予算を継続して確保している状況でございます。

公共事業を含めた単独、それから直轄事業負担金も含めた土木部の予算としましては、やはり近年の国土強靱化対策ですとか、先ほどお話がありました緊急自然災害防止対策事業、こういった部分の活用をしております、土木部予算全体としましては1,000億円を超える規模となっている状況でございまして、県民の安全・

安心の確保でありますとか、地域の活性化につながる整備を進めることとしております。

【小林委員】 大体、今の説明を聞くと、国の経済対策の補正、それとか公共事業費、そういうことについては、おおむねしっかり頑張っている、と、こういう感じで非常にありがたいと思っております。

そうなってくると、予算はしっかり確保されている。あとは執行をしっかりやっていただき、業者の方々がしっかり仕事を受注して、それなりの役割を果たしていくというようなことにつながるわけけれども、以前から言われているような、仕事がある意味では多いのか、人手不足なのか、いろいろそういう考え方から、やっぱり不調・不落と、こういう問題が出て来ると。この不調・不落については、例えば担い手三法というものがありがたくなってきたわけだよ。担い手三法というものは、要するに業者の方々が受注しやすい環境をつくると、こういうことに貢献していると思うんだな。そういう状況の中から、最近の不調・不落についての取組はどういうふうになっているのかお尋ねをしたい。

【金子建設企画課長】 まず、担い手三法にある、例えば地域の実情、人手不足等に応じた適切な規模での発注でありますとか、予定価格の適正な設定、施工時期の平準化など、企業が受注しやすい環境づくり、これが不調・不落対策になるものと考えております。

その具体的な取組ですけれども、まず、人手不足に対応した適切な規模での発注につきましては、限られた技術者の有効活用を図るために、規模の小さい複数の工区をまとめて発注するなど、発注規模の拡大を図っているところであります。

また、予定価格の適正な設定につきましては、

現場条件の厳しい箇所では標準的な積算基準ではなく、作業実態に合った見積もりを積極的に活用しているところであります。

さらには、施工時期の平準化につきましては、ゼロ県債や工期が1年未満の工事における債務負担行為の活用、契約から工事着手までの間に最大120日間の期間を設ける余裕期間制度の導入、9月議会での速やかな繰越承認などの取組を行っているところであります。

【小林委員】 今言う担い手三法、これは大変ありがたいというようなことで、まず、平準化につながる。問題は、一番大事なことは、さっきも説明があった繰越の問題だな。この繰越については、多くなっているのか、現状がどういうふうになっているのか、繰越についてちょっと意見を求めたい。

【高稲監理課長】 繰越明許費につきまして、今回、計上しております1,089件、約555億円でございます。昨年度の同時期の計上につきましては、約529億円でございますので、金額としては約26億円の増となっております。昨年度から増えた要因ですけれども、補足説明の中に通常分と経済対策補正分ということで上げておりますけれども、特に経済対策補正分が約26億円のうちの21億円となっております。

これが増えた理由につきましては、やはり一つは経済対策補正予算を多くいただいているという状況がございまして、特に前年度との比較で言いますと、今年度いただいた分が国の方の補正予算の成立ですとか、国の内示が国会等の開催の時期もありまして、昨年度の同時期から約3週間後ろになったといったことで、一つその分の影響がございました。ただ、土木部としましては、そういった国の動向で内示が遅くなるということを念頭に、11月の下旬頃から工事

の早期発注に向けた事前準備ということで、通知を各地方機関に発出したりとか、そういったことで準備を進めておりますので、もともとの経済対策補正の趣旨を踏まえまして、早期執行に努めてまいりたいと考えております。

【小林委員】部長、この繰越の問題だけれども、例えば今、監理課長が言っているように大体2月が主になるだろうと思うんだけど、やっぱり経済対策の補正予算が出る、それから内示が遅くなると。こういうことで仕事を現場でつくりきれないのではないかと。つまり、発注が間に合わないのではないかと。こういうありがたい悲鳴が、あなた方が一生懸命頑張っているけれども、結局繰越が、これは以前よりは大幅少なくなっているんじゃないかと思っているんだけどね。そういう点から見て、総体的に予算の確保はできていると。ならば、やっぱり不調・不落がないようにしたいと。同時に繰越を考えないといかんけれども、さっきの担い手手法の中において120日間、約4か月間ぐらいの期間をあけるとか、もうかつてないぐらいの状況の中で考えられているわけだよ。総体的に繰越について、部長としてどう考えているのか、この辺の見解を聞きたい。

【中尾土木部長】繰越については、不調・不落との関係で申し上げますと、ちょっと歴史的な話をさせていただきますが、平成から令和に切替わる頃に国土強靱化の取組が始まりまして、予算がかなり増えました。事業量が増えました。その時に不調・不落がものすごく増えたんです。ただ、その中で業界も努力していただきましたけれども、我々としても様々な見直しを、先ほど説明がありましたけれども、例えば余裕工期の準備期間の設定とか、様々な取組をしてきて、今は不調・不落がかなり下がっている状況です。

結局、その一つの取組として、債務負担行為ですとか、あるいは繰越をすることで、何というんでしょう、仕事に携わらない期間、4月の当初とか、工事が全く発注されなくて、工事に受注者の皆さんが携わっていないような時期があったんです。ただ、繰越をしたり債務負担行為を設定したりすることで、割とそういう仕事の空白期間を減らすことができるようになってきたわけです。労働資源が限られている中で、その労働資源をしっかりとうまく使わせていただけないような状況があったわけです。これを適切な範囲で繰越をしたり、債務負担行為を取り入れて平準化をすることで、1年を通して労働資源を、我々としてもうまく有効に活用させていただくような流れをつくってきたわけです。ですので、そうした国土強靱化の取組で予算が増えた中で、労働資源を的確に使わせていただいてという一つの手段として繰越を的確な範囲で行うことは、合理的なことだというふうに私は考えております。

【小林委員】何を言うたか、よくわからんな。合理的だね。よし、返事ぐらいせんか、合理的だねと言ってやっているだろう。（発言する者あり）

それじゃ、建設企画課長、これは不調・不落がどのような状況に結果的になったか。この不調・不落、そういうことで合理的にやっているのかやってないのか、その辺はどういうふうになりますか。

【金子建設企画課長】不調・不落につきましては、防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策が始まった令和2年度には100件ありました。率にして6.4%と多く発生している状況でしたが、対策を講じたことによりまして減少傾向であり、令和5年度には30件、率にして2.8%

となっております。

また、今年度のデータですけれども、1月末時点で11件、率にして1.5%であり、不調・不落は少ない状況となっております。

【小林委員】それはありがたいですね。不調・不落がそういうふうなことで、多い時で100件あったものが、今ぐっと下がって30件ぐらいになっていると。また今年度にあってはもっと落ちているというようなことで、やっぱり担い手三法とあなた方の発注のあり方、4か月あけて平準化の問題とどうかなと思ったけど、そのところをうまくやって、人手不足とか、あるいは技術者がいないとかいうような形の中で大分不調・不落はあったんだけど、やっぱり発注の仕方をちゃんと考えていただいているというような受け止め方で大変合理的にやっていると。そこで部長の発言がぴたっと合うわけだよ。そういうことでわかりました。

そうすると、今話題の最低制限価格だけれども、これは令和5年度に最低制限価格を90%から92%ぐらいにしたのかな。そういうような形で引き上げた、ということになっている。これは改めて聞くけれども、なぜそういう最低制限価格を引き上げたのか、改めて承りたい。

【金子建設企画課長】なぜ引き上げたのかということですが、まず、建設業は公共施設の整備促進や、維持管理、災害発生時における復旧・復興を担うという役割を担っており、将来の担い手確保・育成や経営基盤の確保が不可欠であると考えているところであります。

そうした中、県内の建設業は、他産業に比べ、従事者の高齢化が著しく、長い労働時間に対し給与が低い状況となっております。

また、令和6年4月から改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が建設業にも適用され

たことに伴いまして、新規の労働人口の確保が必要になっております。これらの課題を克服するために、建設業協会は、従業員の給与上昇や休日の確保などを柱としたアクションプランを策定いたしました。

県としましては、アクションプランが担い手確保への取組に有効であると判断いたしまして、その取組を推進するため、90%から92%の範囲としておりました最低制限価格を一律92%へ引き上げたものであります。

【小林委員】確かに、今言われるような理由で、最低制限価格を引き上げた。こういうことでやっぱり建設業協会、あるいはそういう元請けの方々がアクションプランというものを作って、給料をまず上げます。それから週休2日制、これが4週8休かな、こういうことを導入すると。こういうようなことで、結果的に県民の税金は約6億円とかね、2%最低制限価格を引き上げたことによって6億円が、今まで払ってないものを払うというようなことで、県民の税金はありがたいと、こう考えなければいかんと。

したがって、問題は、そういうふうに最低制限価格を引き上げたわけだから、いわれるアクションプランというのが現実的に実行されているかどうか。ここをあなた方は監視じゃないけれども、よくチェックをしていただかなければいかんと。今言うように県民の税金6億円プラス、それに対して建設業の役割というものは非常に重大と。そういうところからそこで働く方々の給料を高くするとか、休みをしっかりと確保するとか、当たり前の人間としての役割をしっかりと果たしてもらおうと、こういうことに対して、6億円というものに対するあなた方のチェックを、会社だけに任せているというだけじゃいかんと。この辺はどうやっているか。

【金子建設企画課長】アクションプランにある従業員の給与についてですが、令和5年、6年の2か年で約4.9%上昇したという報告を受けており、アクションプランの3か年で5%という目標を2か年でおおむね達成している状況であります。

また、休日の確保の取組についても、災害等を除く令和5年度に完成いたしました土木部発注工事の97%で4週8休を達成しており、取組が進んでいる状況となっております。

【小林委員】今のような話で、大分いい環境づくりができています。働きやすい、働き方改革にびたっときているということを言っているわけだ。ちょっと参考のために、何年勤務して幾らぐらいの給与をいただいているのか。それがきちんと守られているかとか、そういうアクションプランの中に給与の体系が当然出てきていると思うんだよ。こういうところについてはわかるか。

【金子建設企画課長】給与の体系等まではアクションプランには明示されていませんけれども、先ほどの2か年で4.9%、これを金額相当で言いますと、年額で大体19万円増えたということになります。月額でいきますと、約1万6,000円の増加になるということでございます。

【小林委員】年額で19万円、1か月にすれば1万6,000円ぐらい増えているんじゃないかと。そういうような形で、やっぱり何ととってもそういう皆さん方に頑張っていただかなければ、せっかく予算を取ってきて、それだけ長崎県のいろんな防災・減災をしっかりとやっていただかなくちゃいかんし、暮らしやすい毎日の生活の継続をやっていただかなければいかんと。非常に重要な役割部分が多いと思うんです。だから、働く方々に一定の給与、休み、こういうところ

が今回の最低制限価格の引き上げにぴったり合っているというところを今後もよく見守っていただきたいと、こういうふうに考えますから、お願いしたいと思います。

先ほど、中村(一)委員からもお話があったが、中村(一)委員の緊急自然災害防止対策事業、これは確かに令和7年度まで。こういうことで、しかし、この内容が非常に助かっているわけだね。この仕事の概要、この対策の概要、こういう自然災害防止対策、こういうところの得意な点、こういうところについて声高々に、もうちょっとボリュームを上げろよ、声が全体的に小さい。もっと自信を持ってやろう、どうぞ。

【高稲監理課長】緊急自然災害防止対策事業でございますけれども、これは先ほどからありますとおり、国土強靱化対策のために令和元年度に創設されたものでございまして、現在、委員おっしゃるとおり令和7年度までの事業期間となっております。これは、対象事業費の100%に起債を充当できまして、このうち交付税の措置率が70%と非常に財政上有利な起債でございまして、起債の償還期間としては20年を予定しているところでございます。

なお、県の予算編成方針におきましては、普通建設単独事業については、前年度予算の97%を上限に要求可能ということで、シーリングが一定かかっているわけでございますけれども、この緊急自然災害防止対策事業につきましては、このシーリングの対象外、先ほど言いましたように非常に有利な制度ということもありまして、所要額を要求できるということから、近年、積極的に土木部としても活用しているところでございます。

起債の対象事業ですけれども、これは災害の発生の予防とか拡大の防止を目的にしております

して、道路、砂防、河川など、自治体が単独で実施する防災インフラの整備事業となっております。

【小林委員】今の話で、交付税措置率が70%と、今こういう制度仕組みはないよな。大変ありがたいと。ただ、償還期間が、起債の償還が20年と。今頃は30年、50年と、こういう形でやってもらわんといかんところだけでも。しかし、そうだとすると、交付税措置で70%と。70%は返ってくるわけだから、大変ありがたいと。これが令和7年度で終わろうとしていると、こういうところなんだね。だけど、実際的に令和7年度、ここが最後だから、もういただけるだけいただくというような形で、令和6年度よりは当然増加しているんじゃないかと、その要因は何かと。さっきあなたが内容をおっしゃったけれども、金額的にどのくらい増えているか、そこはどうですか。

【高稲監理課長】令和7年度当初予算の緊急自然災害防止対策事業ですけれども、令和6年度と比べまして当初予算で約35億6,000万円増加しております。増加の主な事業としましては、河川の事業で約15億円、道路災害防除や維持補修の事業で約14億5,000万円の増、それから砂防事業で約10億8,000万円という状況でございます。

【小林委員】そういうことですね。ぜひよろしくお願いしたいと、こう思います。

そこで、自然災害ということを考えれば、やっぱり土砂災害の警戒区域、こういうところの指定が全国で第2位が長崎県と、こういうふうに言われているわけだね。そういうところで防災・減災について、全国で第2位の土砂災害警戒区域、この辺の取組は最近はどういうふうになっているか、お尋ねします。

【田中砂防課長】砂防関係事業についてご説明します。

国土強靱化3か年緊急対策と、それに続く5か年加速化対策の予算を最大限活用しておりまして、令和6年度を国土強靱化前の平成29年度と比較しますと、事業費、事業実施箇所数とも約1.4倍となっております。

また、土砂災害警戒区域が令和6年12月末で3万7,639か所ございます。このうち、人家戸数等の公共事業の採択要件を満たす箇所が6,585か所ありまして、令和5年度末までに1,710か所の対策を完了しております。残りは4,875か所となっておりますので、引き続き、事業進捗に努めてまいりたいと考えております。

【小林委員】1,710か所、これを消化していただいたと、大変なことだと思うんだよ。しかし、4,800か所ぐらいはまだ残っているということで、これとても相当な予算がかかるんじゃないかと、こう思いますが、こうして年々土砂災害のそういうことについての重みをよく考えてもらって、対策を講じていただいているということは率直に評価させてもらいたいと。ただ、後々まだありますから、しっかりやってもらおうということをお願いしたいと思いますね。

そうしますと、やっぱり国土強靱化の5か年加速化対策とか、あるいは緊急自然災害防止対策事業、これが令和7年度で終わりと。やっぱりこれを終わってもらっては困ると。やっぱりこれはどんなことがあっても、時代的な背景から見てもこれを継続していただきたいと。そして、長崎県は安心・安全な暮らしやすい場所だと、こういうことをつくっていかねければいけないと、こう思うわけですね。

だから、これは単に長崎県だけではなくして、こういう国土強靱化の継続、あるいは今言った

自然災害防止対策、こういうことについては全国的だけれども、九州で束になって、土木部長を先頭にしてこの取組をやっていただかなければいかんと、こう思うわけだけれども、技監は黙っているけど、ちょっとこれについて答えてみる。

【植村土木部技監】土木部におきましては、これまで国土強靱化5か年加速化対策の別枠予算ですとか、緊急自然災害防止対策事業債、略して緊自債と申します。あるいは緊急浚渫推進事業債、緊急浚債と略しておりますけれども、こういった財政的に有利な起債制度を最大限に活用しながら、強靱な県土づくりのための取組を集中的に今まで進めてまいっております。

しかし、小林委員ご指摘のとおり、5か年対策と緊自債は令和7年度で終了、緊急浚債については令和6年度で終了というふうにされておりましたので、加速化対策に続く国土強靱化の対策の実施と関連する地方債制度の継続につきまして、国へ繰り返し要望活動を行ってまいりました。こうした中、先月、国の国土強靱化推進会議におきまして、加速化対策の後の国土強靱化に関する実施中期計画を今年の6月をめどに策定をいたしまして、計画期間は令和8年度から12年度までの5か年とすること。そして、その予算規模は、加速化対策を上回る規模とすることが公にされたところでございます。

また、併せて、緊急浚債につきましては、昨年12月ですけれど、適用期間を5年間延長して、令和11年度までとすることも決定をされております。

本県の強靱な県土づくりは、まだまだ道半ばでございます。引き続き、国に対しまして、地域の実情を訴えながら、機会あるごとに要望を行いまして、継続的かつ安定的な予算の確保に

努めていく所存でございます。

これまで、強靱化対策の予算をしっかりと確保できておりましたのは、議員の皆様方のご指導、ご支援もあってのことだと考えておりますので、これからも引き続きご指導、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【小林委員】技監から聞いて、なかなかいい答弁であったと思います。我々は何もできないが、やっぱりあなた方が一生懸命中央に行って陳情していただいていると、そういうようなことで、大変な皆さん方のご尽力、ご努力に敬意を表したいと思います。

もうなんだかんだ言っても、防災・減災、暮らしやすいと、こういうところについては絶対に要求されている状況だから、これからも部長をはじめとして、皆さん方に真剣に取り組んでいただくことを重ねてお願いしておきたいと思っております。

ありがとうございました。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について。

土木部の予算は、道路、河川、公園、住宅など、県民の暮らしを下支えする大切な予算であることは承知しております。そのうえで、以下の事業に反対をいたします。

石木ダム建設事業、工期完成を令和7年度末から令和14年度末に延期し、総事業費を285億円から420億円に増額し、地元住民の合意が得られていない中で進められています。川棚川に

おける過去の洪水被害は、河川改修により対応することができます。また、人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ではなく、石木ダムは不要です。

事業を進めることは、水没予定地に現に生活している13世帯、約50人を強制的に収用することにつながり、絶対に認めることはできません。

以上、討論いたします。

【坂口分科会長】ほかに討論はありませんか。

【まきやま委員】私も同じく石木ダム事業に反対します。

以上です。

【坂口分科会長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第1号議案のうち関係部分について採決を行います。

第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口分科会長】起立多数。

よって、第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第8号議案、第11号議案、第47号議案のうち関係部分、第56号議案、第61号議案のうち関係部分及び第62号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より、総括説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料」土木部の差替資料をお開きください。また、これに加えまして追加1をお配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

それでは、まず、2ページ目をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第19号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第31号議案「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、第32号議案「長崎県県営空港条例の一部を改正する条例」、第33号議案「長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例」、第34号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第35号議案「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」、第42号議案「契約の締結の一部変更について」、第43号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であり、その内容は記載のとおりでございます。なお、横長資料を配付させていただいております。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

まず、「和解及び損害賠償の額の決定について」でございます。

令和6年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定4件について、

地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりであります。

次に、「起訴前の和解及び権利の放棄について」でございます。

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申立て8件、権利の放棄1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりでございます。

次に、「権利の放棄について」。

県立都市公園における使用料未収金1件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、内容は記載のとおりでございます。

次に、5ページをご覧ください。

「契約の締結の一部変更について」でございます。

令和3年2月定例会で可決された主要地方道若松白魚線橋梁補修工事（若松大橋P1・P2橋脚補強）、令和2年2月定例会で可決された高田南宅地整備事業及び令和4年11月定例会で可決された主要地方道平戸田平線道路改良工事（（仮称）向月トンネル）において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでありまして、その内容は記載のとおりでございます。

次に、6ページをご覧ください。

「公共用地の取得状況について」でございます。

令和6年11月1日から令和7年1月31日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況については、長崎市における一般県道神ノ島飽ノ浦線交通安全施設等整備工事、ほか2件で

あります。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

引き続き、6ページ中段になりますけれども、まず、石木ダムの推進についてでございます。

石木ダムにつきましては、渇水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心の確保を図るうえで必要不可欠な事業でありまして、早期完成を目指す必要があります。

昨年の事業再評価において、完成工期を令和14年度まで延長することとなりましたが、工期内の確実な完成に向け、新たな工事工程に沿って着実に工事を進めてまいります。

一方で、川原地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで、事業を円滑に進めることが最善であるという考えにも変わりはなく、引き続き話し合いの機会をいただけるよう努力を重ねてまいります。

また、佐世保市及び川棚町とともに策定を進めております水源地域整備計画につきましては、昨年12月に素案の公表を行いまして、地元川棚町の皆様から広くご意見を伺ったところでありまして、今後は、いただいた意見を精査し、可能な限り反映させながら、計画の早期策定に努めてまいります。

県としましては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、引き続き、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に力を注いでまいります。

次に、6ページ目の一番下から7ページ目にかけてですが、幹線道路の整備についてでございます。

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向け、国等と連携して高規格道路の整備を重点的

に進めております。

このうち、NEXCO西日本で整備しております西九州自動車道の佐々インターチェンジから佐世保インターチェンジ間の4車線化の完成が3月23日の予定と発表されました。

4車線化により、さらなる安全性・走行性の向上とともに、災害時の代替機能の強化が図られるものと期待しております。

なお、同区間の管理が国土交通省からNEXCO西日本に移管され、佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間の通行料が新たな料金になります。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する幹線道路ネットワークの整備の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、長崎駅前交通拠点の整備についてでございます。

昨年7月に国、県、長崎市で設立しました「長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会」におきまして、道路・公共交通の機能強化、歩行者ネットワークの向上、公共交通の利便性向上を目的として、現在、「長崎駅前交通拠点の整備方針」を策定し、本日公表しておりまして、今後、この整備方針を踏まえ、具体的な事業計画を取りまとめる予定でございます。

また、長崎駅前バスターミナル再整備につきましては、事業化に向け、県及び長崎市により市街地再開発事業などの都市計画決定の手続きを進めておりまして、今年2月に地元説明会を行いました。今後、都市計画審議会の審議などを経て、都市計画決定がなされる予定です。

県といたしましても、今後も再開発準備組合を支援しながら、長崎の陸の玄関口であります長崎駅前交通拠点の整備に向けて、引き続き国や市と連携して取り組んでまいります。

追加1の資料をご覧ください。

諫早西部団地開発事業者の公募状況についてでございます。

諫早西部団地の未処分地につきましては、長崎県住宅供給公社が、昨年10月にプロポーザル方式で開発事業者を公募しましたが、参加を申し込んだ事業者はおりませんでした。

公社からは、再公募に向けて、公募資格要件や公募区域等に関するサウンディング調査を実施し、公募要項の見直しを行っている旨、報告を受けております。

今後、県といたしましても、年度内に公募を実施するよう、公社に対して適切に助言、指導してまいります。

もともと見ていただいていた資料に戻っていただきまして、そのほかの土木部関係の主な所管事項といたしまして、今回ご説明いたしますのは、8ページから9ページに記載されておりますが、長崎港元船地区整備について、道路施設の維持管理計画の改訂について、長大橋維持管理事業について、道の駅について、県営西諫早団地建替事業についてでありまして、内容は記載のとおりでございます。

補足説明資料を配付させていただいております。この中に幹線道路の整備について、長崎駅前交通拠点の整備について、長崎港元船地区整備について、道路施設の維持管理計画の改訂について、長大橋維持管理事業について、道の駅について、そして県営西諫早団地建替事業について、諫早西部団地開発事業者の公募状況についてであります。後ほど、これについては担当課長からご説明させていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願い

いいいたします。

【坂口委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【松本港湾課長】港湾課から3件の補足説明をさせていただきます。

観光生活建設委員会説明資料の6ページをご覧ください。

第32号議案「長崎県県営空港条例の一部を改正する条例」についてご説明します。

今回の議案は、国際基準の改定に合わせた国の運用基準の改定に伴い、福江、対馬、壱岐空港における利用できる航空機の重量制限の数値を改正するものです。

空港で利用できる航空機につきましては、滑走路の舗装構成により決定される舗装強度と航空機の着陸時の荷重を比較し、舗装強度が上回れば利用できることになっております。

今回の改正では、舗装強度の算定方法の見直しとともに、航空機の数値も併せて見直されたことから、現在、運航されている定期便を含めて、これまで使用可能であった航空機への影響は生じません。

第32号議案に係る補足説明は以上となります。

引き続き、7ページをご覧ください。

第33号議案「長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例」についてご説明します。

この議案は、福江港ターミナルビルの五島市への譲与に伴い、関係する条例を廃止するものです。

港湾のターミナルビルの整備につきましては、通常、市町が行い、県が補助しておりますが、福江港ターミナルビルにつきましては、市の財政難を受け、覚書を締結したうえで、県が起債を借り入れて整備し、平成17年に完成しており

ます。

覚書では、起債の償還完了後に市に譲与することとしており、今年度起債の償還が完了することから、福江港ターミナルビルを市に譲与することとし、関係する条例を廃止するものです。

第33号議案の説明は、以上となります。

続いて8ページをご覧ください。

第43号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」ご説明いたします。

今回上程しております議案は、令和6年11月に南島原市須川港で発生した事故に対する損害賠償の額の決定で、港湾施設である野積場を車両が通行した際、コンクリート舗装面が陥没し、車両に損傷を与えたものです。

事故の原因としましては、海水の満ち引きにより、野積場の土砂が流出したことにより、舗装面の下部が空洞になっていたため、被害車両が通行した際に陥没したものであります。

賠償額につきましては、被害者に故意または過失が認められないため、被害車両の修理費146万4,958円を賠償するものであります。

このような事故が発生したことから、県内の港湾施設の緊急点検を行っており、今後とも定期パトロールの強化など事故の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で港湾課の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】次に、建築課長より補足説明を求めます。

【小島建築課長】建築課から2件の議案をご説明いたします。

第34号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の議案は、建築に係る事務に関して、手数料を規定した長崎県建築関係手数料条例のう

ち、宅地建物等取引業の免許申請手数料及び建築士事務所の登録申請手数料の金額を改定するものでございます。

委員会横長資料の8ページをご覧ください。

まず、1、宅地建物取引業の免許申請手数料の改定についてご説明いたします。

（1）改定の理由です。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令において、宅地建物取引業の免許の電子申請を行う場合の手数料の標準額が追加されたことに伴うものでございます。

（2）改定の内容です。宅地建物取引業の免許及び更新の申請手数料は、現行3万3,000円ですが、改定後は電子申請の場合は2万6,500円、紙申請の場合は現行のままとなります。

次に、建築士事務所の登録申請手数料についてご説明いたします。

（1）改定の理由です。今回の改定は、令和6年9月4日に、国土交通省より、建築士事務所登録申請手数料について技術助言が通知され、登録申請手数料に関する統一的な算定方法が示されたため、これを反映した手数料に改定するものでございます。

（2）改定の内容です。建築士事務所の登録及び更新の申請手数料は、現行、1級建築士事務所1万5,000円、2級及び木造建築士事務所1万円ですが、改定後は1級、2級、木造とも共通の1万9,000円となります。

条例の施行日については、いずれも令和7年4月1日としております。

以上が、長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例の内容となります。

引き続き、第35号議案「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の議案は、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例のうち、市街化調整区域における許可基準の一部を改正するものでございます。

委員会横長資料の9ページをご覧ください。

本条例は、都市計画法第34条第11号の規定による50戸連たん制度に基づき、本来は市街化を抑制すべき市街化調整区域内において、開発許可が可能となる区域及び建築物の用途を定めており、このうち建築物の用途については、建築主が自ら居住する一戸建て住宅に限ると規定しております。

今回、市町が地域コミュニティの維持を目的として、都市計画マスタープランに土地利用の方針を定めた場合には、一戸建て非自己居住用の住宅についても開発許可の対象とできるよう条例を改正するものであり、このことにより、建売住宅も許可が可能となります。

また、50戸連たん制度の区域の指定がある時津町は、当該区域における人口減少や高齢化によって、地域コミュニティの維持に課題があるため、本条例における建築物の用途の見直しを要望されております。

条例の施行日については、令和7年4月1日としております。

以上が、第34号議案、第35号議案の補足説明となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【森住宅課長】委員会横長資料の11ページをご覧ください。

第42号議案の川口アパートの契約の変更でございます。

川口アパート建替事業は、長崎市の川口町において、耐震性のない県営住宅を県庁初のPFI事業として行っているものであり、一昨年の令和5年6月定例会において契約の議決をいただき、昨年の8月より建設工事に着手しているものでございます。

今回の契約額の変更でございますが、理由が2つございまして、1つ目としては物価上昇に伴うスライドの請求、2つ目として補償額算定の業務の追加を上げさせていただいております。

次の12ページをご覧ください。

まず、1つ目の理由の物価上昇の話でございますけれども、物価上昇に伴うリスクは契約書の中でも事業者が負うということになっております。その範囲は契約書で定めておりまして、1.5%以内は事業者が負いますが、それ以上については通常の工事と同様に事業者が契約の変更を請求できることとなっております。

近年の物価上昇は著しく、プロポーザルの提案から基準日までの建築費上昇率が8.5%となっているため、事業者のリスク負担分1.5%を引いた7%分の増額分、税抜き8,057万円を請求に基づき変更したいと考えております。

続きまして、13ページをご覧ください。

2つ目の変更理由は、隣接公園の移設補償費算定でございます。本事業は、県営住宅の敷地だけでは実施が不可能ということで、隣接する長崎市の川口公園と土地交換を行うことで実現しております。新公園の整備は、長崎市が行いますが、現状の公園にございましたフェンスやベンチなどの付帯工作物や庭木等は、原因者である県が補償するということで、長崎市と協議済みでございまして、今回、新川口アパートの設計がようやく完了し、補償の範囲が確定したということに併せて、補償額の算定業務を税抜

きで208万2,000円追加したいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 港湾課です。第32号議案「長崎県県営空港条例の一部を改正する条例」、港湾課長の説明でわかったのは、何ら変わりませんと、影響ありませんということはわかりました。がしかし、航空機等級番号と航空機分類等級、何が変わったのか、私にはわかりません。これを私にわかるように説明してもらえますか。基準が全く違うということですか。

【松本港湾課長】 国にも問い合わせ、変わった内容を具体的に確認したところだったんですが、基本的には世界の基準が変わったということです。これは1981年に今の等級が決まったということで、それから40年経過してしまっていて、それまで改正が行われなかったということです。その中で飛行機の車輪の数であるとか、航空機の形であるとか、そういうことも変わってきましたので、前の数値の求め方を改正した方がいいということで今回なったというところで、中身がどのように変わったというところが、なかなかわかりづらいというのが正直なところです。

ただ、この数値で見ますと、基本的には前回の数値と比べまして大体10倍の数値になっていると。その中で誤差は生じているというようなことになります。飛行機の方も、航空機もそのようになっていますので、基本的に数値は変わっていますが、基礎は変わっていないという状況です。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【中村(一)委員】 第43号議案「和解及び損害賠

償の額の決定」、これは南島原市で起きた事故ですけれども、この賠償金が約166万円、これは県の財源で出していますよね。保険等はなかったのか、その辺を。

【田中港湾課企画監】港湾施設の臨港道路につきましては、保険に加入しておりますけれども、それ以外の施設については保険に加入していません。今回の事故が野積場で起こった事故でございますので、保険の適用はなく、一般財源で対応させていただきます。

【中村(一)委員】 そうすると、多分これは荷物を持ってきて事故が起きたと思っていますけれども、その下の方、コンクリートをされていたと思うんですけれども、その辺のパトロール等はされてないんですか。

【田中港湾課企画監】 水際線の施設でございますので、やはりどうしても波による影響を受けてしまうという意識を持って、私どもも定期的にパトロールを行っております。この地域につきましては、5月末に点検を行っておりまして、その際には何の異状も発見できなかったということでございまして、こういった事故が生じてしまいました。

【中村(一)委員】 今回は大型トラックでこんなになりましたけれども、これが小型やったらある程度、陥没するかなというふうに、埼玉の件もありましたので、その辺もある程度パトロールの強化をお願いしたいと思います。

以上です。

【坂口委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第42号議案「契約の締結の一部変更について」は、令和5年6月定例会で可決された長崎市内県営住宅川口アパートの建替事業について、物価上昇に伴い9,091万円の増額契約を締結しようとするものです。

私は、令和5年6月定例会で、以下の理由で反対しました。川口アパートを耐震性がないので建て替えることは当然ながら、指定管理者の21年の指定はあまりに長く、何があるか予想も困難な時代に、責任を持って賛成できないこと。PFI導入については、官民連携の名のもとに、公的部門の民間委譲にほかならないと指摘をしました。同じ理由で増額契約については反対いたします。

【坂口委員長】 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第42号議案について採決を行います。

第42号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口委員長】 起立多数。

よって、第42号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第19号議案のうち関係部分、第31号議案ないし第35号議案及び第43号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時55分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【高稲監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料について、ご説明いたします。

提出しております内容は、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和6年11月から令和7年1月までに実施したものであります。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事、建設工事関連の委託、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

次に、258ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、327ページから337ページまで、附属

機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】 次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【北原道路建設課長】観光生活建設委員会補足説明資料の3ページをご覧ください。

西九州自動車道の4車線化に伴う新たな料金について、補足してご説明いたします。

西九州自動車道の佐々インターチェンジから佐世保中央インターチェンジ間の4車線化工事が3月23日に完成いたします。併せて、同区間が国土交通省からNEXCO西日本に移管され、佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間が新たな通行料金となります。

4ページの上段をご覧ください。

新たな通行料金は、ETCを搭載した車両と非ETC車両で支払い方法が異なります。

ETC車については、右下写真に示しております、各インターチェンジの出入り口に設置しましたETCフリーフローアンテナによる判別によって、走行区間に応じた料金が徴収されます。

一方、非ETC車については、佐世保大塔インターチェンジ料金所において、一律区間最大料金が徴収されます。

4ページの下段をご覧ください。通行料金の例をお示ししております。

図の右側、佐世保大塔インターチェンジの料金所を通過する車両において、ETC車は乗り降りするインターチェンジに応じて160円から370円の通行料金となり、非ETC車は一律370円の通行料金となります。

また、左上、水色の矢印区間となる佐々インターチェンジ、相浦中里インターチェンジ、佐世保中央インターチェンジ区間内においては、

これまで同様、ETC車、非ETC車、いずれも無料で走行いただけます。

県としましては、引き続きNEXCO西日本と連携しながら広報を行い、県民への周知に努めてまいります。

補足説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【田坂都市政策課長】長崎駅前交通拠点の整備について、補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会補足説明資料の5ページをご覧ください。

令和2年7月に策定しました長崎市中心部の交通結節機能強化の基本計画を踏まえて、長崎駅前の交通拠点の機能強化に関する整備方針や事業計画の検討及び取りまとめを行うため、昨年7月に国、県、長崎市で、交通事業者、学識経験者、行政で構成する「長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会」を設立しております。

6ページをご覧ください。

令和2年7月に策定した長崎市中心部の交通結節機能強化の基本計画における基本方針と整備イメージを示しております。上段右の青色で示しております基本方針として、大黒町側に中距離用のバスターミナルを整備し、前面の国道上に路線バスの停留所を集約することや、駅側とバスターミナルをデッキで結び、駅と街を連携させて回遊性を強化することなどを挙げておりました。

7ページをご覧ください。

昨年7月に設立した事業計画検討会の第2回までの議論を経て、長崎駅前交通拠点の整備方針を策定し、本日この内容を国のホームページで公表しております。

本整備方針は、基本方針に加えて、新たに2項目を追加することとし、長崎の陸の玄関口である長崎駅前において、交流とにぎわいを生み出す新たな交通結節機能を形成することを目的として、「1、長崎駅前の交通結節機能の強化」、「2、長崎駅周辺の交通円滑化」、「3、回遊性の強化」、そして今回新たに追加する「4、防災機能の強化」、「5、官民連携による計画の具体化」の5項目に取り組んでいく予定としております。

8ページをご覧ください。

検討会の今後の進め方でございます。現在、第2回まで終えており、整備方針を公表しております。今後、第3回以降は、官民の事業区分や役割分担、交通ターミナルの施設配置計画等を議論していく予定です。

9ページをご覧ください。

次に、長崎駅前バスターミナルの再整備についてご説明いたします。

まず、長崎駅前地区の現状と課題です。現在、資料右側の写真のような現状であり、課題としては「国道利用者の負荷軽減」、「高速バスターミナルの更新」、「観光資源の顕在化」、「公共交通乗り継ぎ利便性の向上」などが挙げられます。このことから、県では、バスターミナルと周辺建物との共同建替えの可能性を検討するため、令和3年度から地区内の土地や建物所有者との勉強会や意見交換などの地元調整を進め、その結果、昨年3月に関係地権者から成る「大黒町地区市街地再開発準備組合」が設立されたところです。

10ページをご覧ください。

大黒町地区第1種市街地再開発事業概要について説明いたします。

全体事業費は約210億円であり、令和7年度は

準備組合により測量や建物調査、基本設計を進めていく予定です。

資料右側をご覧ください。

中ほどに再開発区域イメージ図がありますが、準備組合においてA、Bの2つの街区を整備する予定です。

右下の断面イメージ図ですが、A街区にはバスターミナル、商業施設、業務施設、広場、ホテルの導入を、B街区には商業施設や駐車場の導入を検討しております。

11ページをご覧ください。

現在、県や長崎市では、施行区域等を定める都市計画の決定や変更の手続きを行っており、先月には都市計画に関する地元説明会を行いました。都市計画の内容としては、大黒町地区第1種市街地再開発事業の決定、高度利用地区の変更、都市計画道路（江戸町道ノ尾線）の変更となっております。都市計画に係る今後のスケジュールにつきましては、4月に長崎市の都市計画審議会、5月に県の都市計画審議会での審議などを経て、都市計画の決定告示がなされる予定です。

12ページをご覧ください。

市街地再開発事業の主な流れを示しておりますが、現在は都市計画決定に向けた手続きを行っております。都市計画決定後は、いずれも県で認可する事業計画や権利変換計画の手続きなどを経て、再開発ビルの工事着工、そして工事完了、再開発ビルのオープンへと進む予定です。

以上で長崎駅前交通拠点の整備についての補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【松本港湾課長】長崎港元船地区の整備につい

て、補足して説明させていただきます。

引き続き、資料の13ページをご覧ください。

長崎港元船地区につきましては、整備から約30年が経過し、施設の老朽化が進むとともに、車両のふくそうや交通混雑などの課題が生じております。このような課題への対応や離島航路の維持強化のため、港湾機能を再編するとともに、にぎわいのある港まちづくりに向け、長崎の海の玄関口としての将来像を取りまとめた「長崎港元船地区整備構想」を昨年3月に策定しました。

構想におきましては、港湾機能を西側、左上の写真の下側になりますけれども、そこに集約し、利便性を向上させるために東側、同じ写真の今度は上側になります。そこに観光交流機能を配置し、にぎわいの創出、連続性を確保したいと考えております。にぎわい施設につきましては、本県の農水産物を飲食、物販できる施設等を想定しているところです。

14ページをご覧ください。

整備に当たりましては、岸壁や道路など、通常の公共事業と民間資金や自由な発想、豊かなノウハウを取り込むPFI事業を組み合わせることを想定しており、黄色枠が公共事業、紫枠のにぎわい施設等をPFI事業で実施することと考えております。このうち、公共事業につきましては、昨年11月に公表されましたが、令和7年度新規事業としての予定となっております。

PFI事業につきましては、ページ右下にお示ししていますが、実施方針の策定の見通し、実施方針、実施要求水準書案の公表、公募と、段階、段階の手続きを経て事業者を選定することになります。現在、随時サウンディングを実施しており、複数の民間事業者が本事業への参画意欲を示していただいているところですが、

今回、PFIの最初の手続きとなる実施方針の策定の見通しを公表することで、県として当該事業をPFIにより進めることを周知することになり、参画意向の事業者が提案する事業の内容や採算性、構成グループの検討など、より具体的な検討を進めていただくことになります。

その後の手続きにつきましては、資料に示すとおりとなります。

15ページの資料が、今回、実施方針の策定の見通しの公表となっており、事業期間や概要等を公表します。

以上で、長崎元船地区整備についての補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

【坂口委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【田崎道路維持課長】続きまして、道路維持課から3件についてご説明させていただきます。

16ページをお開きください。

道路施設の維持管理計画の改訂について補足してご説明いたします。

道路施設を適切に維持管理し、県民の安全・安心の生活を確保するため、道路維持課では、「公共土木施設等維持管理基本方針」に基づき、橋梁、道路トンネル、道路防災、道路舗装について維持管理計画を策定し運用しているところです。

今年度は、定期点検や補修履歴等を踏まえ、各維持管理計画を更新し、令和7年度からの次期維持管理計画を策定しましたので、ご報告いたします。

補足説明資料17ページをご覧ください。

橋梁長寿命化修繕計画についてです。計画の改訂は、横断歩道橋を含む全県管理橋梁2,125橋を対象にしております。

基本方針としては、補修は早期措置段階を優先し、その後は予防保全段階に順次着手していく予定にしております。

次期計画の期間につきましては、令和7年度から令和16年度までで、事業費は300億円、計画橋梁数は耐震補強3橋を含む200橋になります。資料の左下は損傷状況の写真と健全性の区分を示しております。資料右上は、橋梁の年齢構成を示しております。左側の円グラフが、現在の状況でございますが、建設後50年以上を経過した橋梁の割合が今40%となっております。右側のように、10年後には割合が57%となりまして、橋梁の老朽化がさらに進行していくということでございます。

資料の右下でございますけれども、コスト縮減の効果を示しております。従来の事後保全的な補修を予防保全的補修に移行させることで、50年間のライフサイクルコストを約3,700億円縮減させる見込みでございます。

続きまして、補足説明資料の18ページをご覧ください。

道路トンネル維持管理計画についてです。計画の改訂は、全トンネル144本を対象にしております。

基本方針としては、本体工の補修は早期措置段階を優先し、その後は予防保全段階に準じ着手します。次期計画期間は令和7年度から令和11年度までで、事業費は26億円、計画のトンネル数は43本になります。

続きまして、補足説明資料19ページをご覧ください。

道路防災事業計画についてです。

基本方針として、道路防災点検で要対策と判定された箇所を対象にしており、交通量、緊急輸送道路、迂回路の有無を踏まえて、優先度が

高い箇所から順次着手します。次期計画期間は、令和7年度から令和16年度までで、事業費は240億円、計画箇所は要対策箇所400か所になります。

続きまして、補足説明資料20ページをご覧ください。

道路の舗装の維持管理計画についてでございます。

基本方針としまして、効率的な維持管理によって、県が管理する国道、県道、約2,453キロの道路舗装の安全性と快適性の確保、ライフサイクルコストの縮減を実施するため、令和7年度以降の計画を立案しております。

道路の重要性に応じたグループ別の目標、管理水準で、ひび割れ率、轍割れ率、平坦性から導く評価指数のMCIと呼ばれるものですが、その達成率90%以上を目指しております。

次期計画期間は、令和7年度から16年までで、事業費は245億円としております。

以上で、道路施設の維持管理計画の改訂についての説明を終わります。

続きまして、補足説明資料21ページをご覧ください。

長大橋維持管理事業について補足してご説明いたします。

長崎県は、離島・半島の面積が約7割という地理的特性から、特殊構造で延長の長い橋梁を多く有し、維持管理においては高度な技術力やノウハウを求められます。

本事業は、支間長200メートルを超える橋梁7橋を対象に、官民連携のPFI方式を基本とした長期契約により、持続可能で高度な予防保全の実行とライフサイクルコストの縮減による長期供用の実現を目的としております。

橋梁の維持管理に関する官民連携の取組は国

内に前例がないことから、長期契約による官民双方の課題や効果を検証するため、2橋で5年契約のスタートを検討し、試行してまいります。

続きまして、補足説明資料22ページをご覧ください。

道の駅について補足してご説明いたします。

道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や地域振興に寄与することを目的として、諫早市飯盛町の国道251号沿いに建設中の休憩施設が、令和7年1月31日、道の駅として登録されました。登録名称は、道の駅「251いいもりじゃがーロード」で、県内12か所目の道の駅になります。この道の駅は、一体型として長崎県と諫早市において整備しており、オープンは今和7年度を予定しているところです。

以上をもちまして、道路維持課の補足説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【坂口委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【森住宅課長】住宅課から2点ご報告したいと思っております。

23ページをご覧ください。

県営西諫早団地建替事業についてご報告させていただきます。建設後50年が経過し、老朽化した西諫早団地は、今後、既存住棟も活用しながら、複合的な建替えを行う予定でございます。

事業の概要は、建替住宅の整備320戸、既存住宅の改修210戸、既存住宅の解体23棟と、20年間の維持管理運営業務を合わせ、総事業費は約168億円を予定しております。

設計や建設などの業務を分割して県が発注する従来型の方式と、これらの業務に加え建物の

維持管理運営を含め一括して発注するPFI方式を併せて採用する予定でございます。

PFI事業につきましては、この3月に民間事業者の皆様の参加を促すことを目的とした実施方針の公表を予定しているところです。PFI事業者の選定は、金額がWTO案件となるため、総合評価による一般競争入札とし、事業期間は建物竣工後20年間の維持管理・運営を含め、本年12月から令和30年3月までの予定です。

PFI事業者の選定スケジュールとしましては、3月の実施方針の公表後、春に公告、秋に入札を予定し、本年12月の議会へ契約締結をお諮りする予定としております。

なお、余剰地を早期に生み出すために、従来方式で整備する1期工事の新築棟につきましては、令和6年度に設計着手済みで、令和7年度に工事発注予定です。

次の24ページをご覧くださいと、ここにイメージ図をつけております。左側に現況の900戸の既存住宅を解体と新築、それから一部改修を組み合わせ、右側にあるとおり、600戸に集約する予定です。ピンク色の部分ですが、建物の高層化や集約により生じる余剰地ですが、ここについては民間事業者の提案により、公営住宅以外の新たな用途の施設などが期待されております。

次の25ページには、事業者選定のスケジュールを具体的に記載しております。

続きまして、26ページをご覧ください。

諫早西部団地開発事業者の公募状況についてのご報告でございます。

長崎県住宅供給公社が所有する諫早西部団地は、国の認可を受けて、平成10年度から造成・販売している住宅団地で、全体面積78.7ヘクタールのうち、現在21ヘクタールの未処分地がご

ざいます。事業開始から20年経過し、社会経済情勢等も変化していることから、令和4年度に県、諫早市、公社により、27ページにお示しているような新たなまちづくり方針を策定し、住宅以外への土地利用の転換などを含めた民間事業者による開発を推進することとしております。

また、26ページにお戻りいただき、21ヘクタールの未処分地につきましては、昨年10月に住宅供給公社が4つのゾーンを一括して販売することを計画し、公募しましたが、参加表明者がいませんでした。事業者に聞き取りをしたところ、対象の規模が大きすぎて、また、近年の工事費の高騰などの理由によって、長期間にわたる事業には手を出せなくなったとのことでございました。

そこで、今回、未処分地売却のための再公募に向けて、再度民間事業者へサウンディング調査を実施したところ、参加資格要件の緩和や処分区域の見直しについてのご意見がありました。また、ゾーンによっては参加意向を示した事業者が複数ありましたので、現在、競争性が高められるような公募要項の見直しを行っているところでございます。

県としましては、年度内の再公募に向け、公社に対して適切に助言、指導を行ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、陳情書につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【富岡委員】資料の共有をさせていただきます。道路維持課の皆さんのところで長大橋維持管理事業について、一通りご説明はいただいていたんですけれども、私の勉強不足で少し質問させていただく点のあることをご了承ください。

まず、こちらについては官民連携PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）を基本とした長期契約によりということで、持続可能で高度な予防保全の実行とLCC（ライフサイクルコスト）の縮減による長期供用の実現を目的とするということですね。2つの橋、5年契約のスタートを検討しているとのことでした。

今回、こちらについて、まずはこれをしない場合、通常どういう流れでこういった長大橋の維持管理が行われるのかということについて、確認をさせてください。

【田崎道路維持課長】従来の維持管理方法についてのご質問だったと思います。これらの橋梁も、橋梁長寿命化計画をお示ししましたけれども、それらの橋梁と同様に、5年に一遍の定期点検と、こちらの橋梁につきましては重点維持管理橋梁ということで、点検の頻度を狭めて1

年に1回、さらに点検を行っておりまして、その点検の結果に基づいて健全度が低いところにつきまして、順次補修を行っているということでございます。

【富岡委員】現状においては5年に一遍であるとか、1年に1回点検しているけれども、やり方として一つのところと契約を結ぶことによって通常のコストが、そのPFIですと抑えられるとか、幾つかメリットがあると思います。

その一方でデメリットと呼ばれるところもありますけれども、デメリットに入る前に、今回、「国内に前例がない」と書いてあります。ほかのところ、長崎の離島・半島の面積が約7割という地理的特性からということにもあるように、多分橋の数が多いとか、他県との違いはあると思うんですけれども、国内に前例がないということがちょっと気になったんですけれども、そここのところをご説明いただけますか。国内に前例がなくて、なぜうちが初めてになるのかということですね。

【田崎道路維持課長】国内に前例がないということのご質問ですけれども、これらの橋梁は、非常に長い長大橋であるということと、海上を渡る離島架橋ということで、特殊な構造をしており、架設する時も事業費がかなりかかっております。

架け替えすることは非常に困難な状態なので、予防保全ということで補修をしながら延命化、長寿命化を行うため、今修繕をやっているところです。PFI事業の場合、新設の事業と併せてすることが一般的ですが、今回のPFI事業につきましては、既にある橋梁の維持管理で、新たに造るものがなく、そここのところが国内に前例がないということで、今回、示させていただいております。

【富岡委員】私が、なかなか理解力が不足しているところだと思うんですが、まずはほかのところにはない、とても長い橋があるというところですね。私が素人なもので、短い橋であるか、長い橋であるかによって、先ほどの話ですと5年に1回とか、1年に1回、ちゃんと点検するというところはあんまり変わらないと思うんですが、長い橋だからPFIの方がいいという理由が何かあるのでしょうか。

【田崎道路維持課長】今回、PFIに至った理由になりますけれども、長い橋ということだけではなくて、特殊な構造をしているということで、吊り橋であるとか、斜張橋と言われる橋梁で、あまり事例がないため、維持管理に相当なコストがかかってくるという普通の橋とは違う特殊な事情がございます。

そういうこともございまして、より高度な予防保全が必要であり、技術力も必要でございます。適時的確なというか、損傷があまり出てこないうちに早めに補修をするという予防保全の考え方があり、そういう高度な技術力をもって管理しないと長寿命化につながらないということでございます。PFIのノウハウを使ってそういうことを克服していきたいと考えており、今回、PFIの事業を検討したということがその経緯でございます。

【富岡委員】すみません、私の理解力ということで、吉村議員の表現ですと、何となくわかったようなわからなかったような感じになるかと思うんですが、

ちょっと違う質問で、内閣府のやつを見ると、PFIはどのような手順で実施されますかと言われて時に、まず、1段階としてPFI事業として維持する可能性がある事業の発案、2つ目、PFI導入可能性調査の実施、3つ目、PFI事業を実施

する事業者の選定、4つ目、PFI事業の実施ということなんですけれども、今回、導入可能性調査の実施というのは後からになって、とにかくさっきの書き方だと5年間の短期契約を結ぶんだとぼんと出てきていましたけれども、PFI導入可能性調査との関係はどのようになるのでしょうか。

【田崎道路維持課長】今回の分は、令和3年度から導入調査を実際行っております。その過程でPFI事業としてこれができるということがある程度、目処が立ったということでございますが、先ほど申しましたとおり、国内で前例がないということもあり、官民の効果検証、課題等の検証をやりたいということがございまして、あまり長期契約ではなく、まずは絞って、2橋、5年ということのスモールスタートを検討しているところでございます。

【富岡委員】最後にスモールスタート対象橋梁が大島大橋、伊王島大橋で、橋齢26年と15年、長さが1キロぐらいと876メートルですね。今回、スモールスタートの対象となっていないところで、もっと長い橋とか、西海橋の橋齢70年とかあるんですけれども、こうしたまだ若かったりとか、長さも一応長い方ではあるんですけれども、ほかに長いものがある中でこの2つに限定した理由はあるのでしょうか。

【田崎道路維持課長】大島大橋につきましては、斜張橋という特殊な橋梁でございます。橋長も長いということであり、選定したということでございます。

伊王島大橋につきましては、橋齢が若く、ある程度橋梁補修の内容がわかるもの、今回の5年で工事することが大体わかる橋梁ということで選定をさせていただきました。

【坂口委員長】ほかにご質問はありませんか。

【まきやま委員】私からは、石木ダムの問題についてお聞きします。

この問題は、基本的に石木ダムの当初の事業計画がちょっとずさんなので、でもそれをトップがやると言っているので、皆さんが悪いわけではないことは重々承知しておりますが、チェックするのが仕事ですのでお聞きします。

まず、そもそもの流量をはかる時に、離れた佐世保の1か所だけの雨量計のデータを使っているのはどうしてか、教えてください。

【岩永河川課企画監】今、委員から流量というお話がありましたが、雨量計ではありませんでしょうか。

【まきやま委員】川棚川の流量を算出するのに、雨量は使いますよね。そのことです。

【岩永河川課企画監】ちょっと質問の意図がわからないんですが、川棚川の流量は現地の方で流量観測をしております。

【まきやま委員】裁判の時に、川棚川流域の流域平均雨量は、同流域に雨量計が存在しなかった昭和22年から昭和60年までという話が出ているんですけれども、雨量計はあったということですか。

【岩永河川課企画監】今、雨量計のお話がありました。裁判のお話がありましたけれども、恐らく昭和22年から昭和60年の間に、川棚川の流域に雨量計がなかったということをおっしゃられているかと思います。

これは裁判の準備書面の中では、確かにそういうふうに記しておるんですけれども、同時に提出しました書証の方では雨量計の一覧表というのをお出ししております。その中には、昭和22年から60年の間に川棚川流域内に雨量計はあったということの資料もお出ししているんですけれども、これはどういうことかと申します

と、川棚川の治水計画を立てる際に、雨量のデータとしては時間雨量、時間ごとの雨量のデータが必要になります。ところが、川棚川流域内で時間雨量の観測が整備されたのが昭和61年以降ということになります。昭和22年から昭和60年以内に流域に雨量計はあったんですけれども、それは日雨量ということで、24時間雨量の雨量計はあったということになります。

そうしたことから、川棚川の治水計画を立てる際には、流域内に雨量計はあったものの、日雨量しか観測していないデータしかなかったということ、時間雨量があったとしても欠測が多かったりしていたということで、治水計画の策定に必要な信頼性の高いデータを観測している雨量計はなかったということで準備書面の方に記したということになっております。

【まきやま委員】では、全国で日雨量を使っていないということによろしいですか。

【岩永河川課企画監】治水計画を立てる際には、降雨波形といいまして1時間ごとの雨量を、時間と雨量のグラフを作りまして、それで治水計画を立てるのが一般的だと思いますので、通常はそういうやり方をしているのではないかと考えております。全国的に一般的にそういうやり方でやっていると思います。

【まきやま委員】全国に日雨量で出しているところも結構あるみたいですが、その辺はいかがでしょうか。

【岩永河川課企画監】日雨量のデータがあったとしても、それで日雨量から時間ごとの雨量というのは求められないかと考えておりますので、実際の治水計画を立てるというのは難しいのではないかと考えております。

【まきやま委員】わかりました。それでは、どうして離れたところの1か所だけのデータで出

したんでしょうか。

【岩永河川課企画監】先ほど申しましたように、昭和22年から昭和60年までには川棚川流域内に時間雨量を計測している雨量計がなかったということでしたので、一番近くに時間雨量の観測データがあったのが佐世保観測所の雨量ということになりますので、そちらの佐世保観測所の雨量データを用いたということになります。

【まきやま委員】では、川棚川流域に一番近いデータが佐世保の雨量計ということですね。

【岩永河川課企画監】時間雨量のデータがあったのは佐世保雨量ということになります。

【まきやま委員】通常、流域平均雨量の発生確率を求める時、1か所の観測所の雨量データだけで計算すると実態をあらわさないと教科書に載っているんですけれども、1か所のデータというのが信頼できるとは思えないんですけれども、いかがでしょうか。

【岩永河川課企画監】流域内に雨量計があれば、存在していれば、当然そういったやり方をするかと思うんですけれども、この流域内にはそういった雨量計が、使える雨量データがなかったということですので、近傍の佐世保雨量局の時間データを用いて計画を行っているということになります。

【まきやま委員】県が出しているプロットの図があるのを見たんですけれども、それで相関が高いということもあったということで、その回帰式について教えてください。

【岩永河川課企画監】今の質問に対しては、昭和61年以降に川棚川流域内に雨量計、時間雨量を観測している雨量計が設置されたということで、昭和61年以降には流域内での雨量が観測できるということになりました。

それを基にして、それと川棚川流域内に雨量

計がなかった、昔の昭和22年から昭和60年までは時間雨量がなかったものですから、そこをプロットということで、その2つのデータ、存在している2つのデータを比べて、それで相関式を作って、昭和22年から昭和60年までのデータを佐世保雨量局の0.94倍の雨量データを使うということを決めたということになります。

【まきやま委員】では、その時の決定計数を教えてください。

【岩永河川課企画監】計数といいますと、その佐世保雨量の0.94。回帰式ですか。（発言する者あり）すみません、ちょっと今、この場では回帰式というのは数字は出てきませんけれども、そこは確認をしております。

【まきやま委員】わかりました。では、昭和60年以降は、川棚川流域のきちんとした雨量計があるということですね。

再評価委員会でそういった再評価をする際に、ちゃんと61年以降の雨量計のデータを使ってきちんと計算をし直して検討しているか、教えてください。

【岩永河川課企画監】昭和61年以降、今回、令和6年に再評価を受けておりますけれども、そこまでの最新の雨量データを用いて策定しました3時間雨量203ミリ、24時間400ミリというのが妥当なものかというのをチェックしております。

【まきやま委員】最初に申し上げました川棚川流域のデータを後でいただければと思います。

次にいきます。今回、市民委員会との話し合いで、進行係が折り合いがつかないということで物別れに終わったということでしたけれども、それを今回、勝手に打ち切った形になってしまっています。こういう姿勢が、住民の方の反発を招くというか、信頼を失うことになると思い

ますので、例えばこの委員会で同じことをしたら、もう大変なことになると思うんですよ。特に、ますみさんとか、もっと小林さんは怖いですけれども、やっぱり協議というのはそういうもので、しっかり相手があるということで、きちんと物事を運ばないと、かえって問題が大きくなってしまいますので、今後、心がけていただけるようお願いいたします。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】石木ダム事業の再評価について質問いたします。

今回、長崎県が昨年9月、それから佐世保市が今年の2月ですけれども、それぞれ石木ダム事業の再評価が行われています。このことに関連して、佐世保市の問いに長崎県はどのように答えたのか、市民より疑問の声が寄せられていますので、質問いたします。

既得水利権の合理化・転用、ここのところで、佐世保市は、「改めて河川管理課に確認したところ、前回再評価以降に新たな遊休水利権は生じていませんと判断しています」。河川管理課である長崎県は、前回再評価、5年前ですね。「5年前以降、いわゆる遊休水利権は生じていない」と回答したのか、教えてください。

【岩永河川課企画監】佐世保市から、今回の利水の再評価に当たりまして、令和6年11月15日付で「代替案立案の可能性について」という照会をいただいております。

その中で、県としましては、「利水代替案に係る社会経済情勢や河川の状況に関して考慮すべき変化は生じていない」という旨で回答をしております。

【堀江委員】それというのは、結果としては長崎県が二枚舌という言葉を使わせていただきま

すけれども、認識が違いますよね。

というのは、この問題について私は、これは2022年だったと思うんですけど、要するに5年前の再評価以降に私が質疑を一般質問で行っています。その時に、佐々川の活用について市民から知事が提案されて、佐々川の水を取水できれば、県が佐世保市に佐々川の水利権を与えれば石木ダムは不要だということから、市民の皆さんは3つの情報を示したんですね。その一つが、平成6年から7年の大湯水の時に、佐々川から1日平均1万トンの水が佐世保に送られていましたよねと、このことについては佐世保市の水道白書によれば、そのとおりですと。

2つ目は、東部かんぱい水利権というのがあるんですけど、佐々町に与えられた水利権なんですけど、この東部かんぱい水利権の取水実績は22年間のうち72日間だけだったですよと、与えられた水利権2万1,900トンのうち、取水したのは最大でも7,000トンだったですよということについては、市民団体のご指摘のとおりですと。

最後に、九州電力相浦発電所は3年前に廃止になっているので、その水利権4,800トンも既に返上されていますよねということについては、確かに2019年5月に九州電力より水利権の廃止届が提出され、受理している。これは、当時の土木部長が、本会議で答弁した内容なんです。

つまり、何が言いたいかというと、当時の土木部長、2022年の12月5日、県議会の議事録に当時の土木部長が、今言ったようなことを述べているんですよ。

要は、その時には、長崎県は東部かんぱい水利権が遊休水利権になっているんですということとをちゃんとやっているのに、どうして今回、佐世保市から問い合わせがあった時に、いやい

や、5年前と何も変わっておりませんという回答というか答弁をしたんですか。市民の皆さんは、「県は二枚舌だ」と、こういう言葉で指摘をしていますけれども、その指摘について、どう県民の皆さんには答えますか。

【岩永河川課企画監】今、委員の方からいただきましたけれども、まず、東部かんばい水利権、これは干害期にのみ取水できるもので、通年の取水ができるものではございません。

それから、九州電力から相浦発電所の水利権の廃止届けがありましたのは、平成31年5月ということになっております。

河川からの取水を行う場合には、一般的には流量観測により安定的な取水ができると確認できれば、関係者の意見を伺ったうえで利活用に検討は可能になるというふうに考えておりますけれども、ご指摘のございました佐々川については平成31年1月から流量観測を今現在継続しております。現時点では、安定水源としての利活用の判断の可否に至っておらず、状況に変化は生じていないというふうに考えております。

【堀江委員】私の質疑は、市民の皆さんも聞いておりますので、長崎県がどういう回答をしたのかというのは、今答弁がありましたから、そのことについてどのように思うかというのは、また県民の皆さんが判断するところだというふうに思っています。

今答弁したように、確かにそういうふうに水利権というのは、事情としてはそういうふうになっているんだけど、その時も今と同じように、安定水源として活用できるものはないので、まずはこの流量調査を行いますというふうにこの時答弁したんですよね。だから、それも今やっていますということなんですけど、では、質問を変えますけれども、そうしますと、この

流量調査というのは、いつまでやるんですか。いつ結論が出るんですか。

【岩永河川課企画監】流量観測調査につきましては、基準渇水流量というものの計画規模というのが、おおむね10分の1規模というふうにされております。つまり、10年に1回程度の渇水の時の流量をはかる必要があるということになっておることから、おおむね10年程度は流量観測が必要かと考えております。

【堀江委員】当時、知事は、この流量観測の結果が出たら、実際にそれはどういうふうになるのかということ、そこで判断しますという答弁もしているんですね。安定水源として活用できるものはないという答弁を先にしたんですけど、流量結果も出ていないのに、そういう答弁はおかしくないかというふうな私の再質問の中で、これは結果が出たらまた判断しますということなので、では、少なくとも10年の今何年目になりますかね。始まってから10年たったら、一応それなりの結論を出すということですか。そうしますと、いつ頃にこの結論は出ますか。

【岩永河川課企画監】平成31年の1月から流量観測を行っておりますので、それから10年間でですね。令和11年ですか、そこまで流量観測を行えば、その後に検討のうえ、その状況に変化が生じているかどうかというのは判断できるものと考えております。

【堀江委員】今回、石木ダムの完成年度が7年延びたので、完成年度の目標は令和14年ですね。その前の令和11年に流量観測の結果が出て、佐々川から水が取れるのかどうかというそこら辺がわかるということで理解をいたしました。

終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(一)委員】何点かお尋ねします。

道の駅についてお尋ねいたしますが、「251 いいもりじゃがーロード」ですね。これが来年の1月に完成をするということで、この事業主体は長崎県と諫早市になっておりますが、事業費の負担割合、それと約1.1ヘクタール（約3,000坪）の土地は県のものか諫早ものか、その辺の詳しいことをお願いいたします。

【田崎道路維持課長】 道の駅「251 いいもりじゃがーロード」の件でございます。

事業費でございますけれども、県と諫早市がそれぞれ補助事業、県は交付金事業でやっております、県の事業費は3億3,000万円、諫早市が14億3,000万円と聞いており、全体で17億6,000万円ほどとなっております。

面積でございますけれども、1万1,000平米ほどございまして、そのうち県が4,000平米、市が7,000平米という内訳になっております。

【中村(一)委員】 管理等は、また分割を、南島原市の深江の道の駅みたいに駐車場は県、そして販売の方は市が管理するということで理解していいのですか。

【田崎道路維持課長】 県の分につきましては、駐車場とトイレ、情報発信施設の4,000平米ということでございます。残りの施設につきましては市ということです。日常管理は、トイレ等は恐らく諫早市に委任するということになると考えております。

【中村(一)委員】 私も南島原から毎日通っている時に、日々できていくのを楽しみにしているんですけれども、あそこの出入口、駐車場あたりの出口、入口、あの辺は事故が起こりそうだなという気がしますけれども、その辺は何か考慮されているのか。

【田崎道路維持課長】 交差点の形状等は、警察等とも協議しながら決定しております、現在

の入口ではなくて、市道を使った交差点の方から入るように計画しております。

【中村(一)委員】 わかりました。

次に、島原半島の長島連絡道路と島原半島西回り道路、これは先に中島議員が一般質問をいたしましたけれども、1年に1回、約3回協議をしたということでお話を聞きましたけれども、その詳しい内容、協議内容をお知らせください。

【北原道路建設課長】 今、おっしゃった道路につきましては、国、県、地元市と一緒に島原半島地域の幹線道路網について検討会を作って検討しております。委員おっしゃいましたように、これまで3回検討会を行っております、その中で具体的な道路の課題について、いろいろ整理をしてきております。

例えば、第3次医療施設から1時間圏外地域があるということであたり、地形が急峻で雨も多く、一部では交通規制がかかる部分があるとか、あと道路が一本しかなくて迂回率が大いとか、活断層がある、そのほか、島原の東部、南部では渋滞が著しい箇所があるなど、いろいろ議論して整理をしてきたところでございます。

【中村(一)委員】 そうしたら、まだ具体的に入っていないということですね。平成3年か4年から、もう三十数年たっているんですよ。それで、部長答弁でも言ったとおり、1年に1回、国、県、市と話し合いをしているということですが、もう少しスピードをもって、何年たったら達するのかなという気もありますし、毎年毎年、市と、市議会の方も特別委員会が2年ほど前にできて、毎回毎回、この道路の件については要望をしているんですけれども、一向に進まないんですよ。もう少し具体的な策を講じていただかないと、部分部分で計画しようとか、あるいは橋からやろうかということではないと、

もうこれは三十数年間同じ、毎回毎回、河川局、県、国まで、ずっと要望しているんですよ。その辺の考えを聞かせてください。

【北原道路建設課長】 これまでに、先ほど申しました課題等の整理ができてきましたので、今後は地域が目指す全体像を整理しながら、当該区間がどのような整備をしたらいいのか、その方向性について、ペースを速めて議論をしてまいりたいと考えております。

【中村(一)委員】 1年に1回ですから、1年に2回でも3回でも、ちょっと速めて。いつも言われることは、島原道路がある程度できてから次だよというようなことをいつも言われるんですよ。もうこれじゃ遅いんですよ。南島原市は、今、ご案内のとおり合併した時には5万5,000人おって、今、もう4万人切ったんですよ。約1万6,000人減っているんですよ。やはりそういった道路インフラ等もしないと人口は増えないし、また、住みたくもないというようなことですので、できればスピードをもってお願いをしておきます。

それともう一点、今度、島原道路が今どこまでですか、森山まできておりますね。今から国の直轄事業をされます。それはそれとして国がされるということですが、今、八江先生が理事長をされているゆめタウンですね。もう来年の秋口に開業をされるというふうに思っておりますけれども、現在のあそこの道路状況等を教えていただければと思っております。

【田崎道路維持課長】 諫早長野地区のゆめタウンができるところでございますけれども、出入口がある箇所が、渋滞するのではないかとということが懸念されております。このことから、施設の出入りを円滑にするために、国道や県道に専用の付加車線を追加することや、島原道路長

野インターチェンジからのアクセス方法などについて、各道路管理者や県警、諫早市及び開発事業者と協議を進めているところでございます。現状としては以上でございます。

【中村(一)委員】 現状としてはそうでしょうけれども、もう来年秋に開業しますよね。予定が11月とか、9月とか言っていますけれども、今現在、土曜・日曜日はあの国道34号線、マクドナルドのところはもう大渋滞なんですよ。それに今度ゆめタウンが21ヘクタールですか、20町歩のお店、約200社、会社等も出るという予定ですが、その辺等は国、県、市あたりとは全然もう、県はある程度無頓着なことですか。何もそういうことは計画はされてないんですか。

【田崎道路維持課長】 先ほども申しましたとおり、各道路管理者なので、県、国、市も入って、県警及び開発事業者と協議をしているという状態でございます。

【中村(一)委員】 あと2年弱、1年半弱、これからそういったような計画をしても、果たして今のままの大渋滞であれば社会問題になると私は思っているんですけれども、その辺は十分スピードをもって渋滞対策はしていただければと要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

とりあえず、終わります。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 私からも石木ダムについてお尋ねをしたいと思います。

完成工期が令和7年度から14年度、また7年間延長された。それは、致し方がないと言えば致し方がないんだけど、こういう状態が約50年間続いているわけだな。こういう延長が、今回で何回目ですか。

【岩永河川課企画監】 昨年行いました県の公共

事業評価監視委員会で10回目の工期延長となります。

【小林委員】 そうすると、7年スパンというだけではないと思うんだが、10回目と、着手してから50年と、こういう状況になってきているわけだけれども、全国的にこういう10回も延長するとか着手して50年とか、こんな事例は全国的にあるかないか、ちょっと教えてくれ。

【岩永河川課企画監】 国の直轄事業では、事業期間が長くなっているダムもあるかとは思いますが、補助ダムと言われる県が行うダムについては、ここまでの回数と工期延長をしたというのはなかなか事例がないのではないかと、いうふうに捉えております。

【小林委員】 要するに50年とか、10回も延長しているとか、あんまり全国的に事例がないよと、こういうご答弁なんだね。確かに長いし、よくぞ延長が10回もできるもんだと、こう思っているわけだけれども、ただ、我々が県議会において、やっぱり石木ダムについてこれまでも幾らか関心を持ってきたけれども、例えばそういう差止めとか計画反対とか、こういうようなことで最高裁に訴訟を起こされていると思うんだよ。この訴訟のことをいま一度思い起こしたいと思うけれども、大体2回ぐらいあったと思うんだよ。個々の内容について、1回目はこう、2回目はこうと、企画監、説明ができるか。

【岩永河川課企画監】 石木ダム事業につきましては、事業に反対される住民や支援者の方から、2つの裁判を提訴されております。

1つ目が事業認定取消訴訟になりまして、これは国が事業認定を告示しておるんですけれども、これが事業認定手続きが違法であるとか、事業の公益性の必要性がないのではないかと、いうことを争点として反対住民らが国を被告とし

て提訴をしております。これは令和2年10月に最高裁の決定が出ておりまして、被告側の訴えを棄却するという判決が出されております。

もう一つが、工事続行差止め訴訟になります。これは工事により人格権等が侵害されるということ争点として、反対住民、支援者が長崎県と佐世保市を被告として提訴しております。こちらにつきましても、令和4年9月に最高裁の決定が出ておりまして、訴えを棄却するという結論に至っております。

これによりまして、石木ダムの事業の必要性は認められているものというふうに考えております。

【小林委員】 今みたいに明快に答えてもらうとよくわかるわけだけれども、いわゆる事業取消訴訟、工事続行差止め訴訟、こういうのが最高裁までいっていると。そして、これがことごとく棄却されていると。こういう状況から見れば、やっぱり法治国家として、法律的に問題がないというようなことのこういう棄却、最高裁の判決は、幾らか我々としては勇気づけられるし、安心をするわけです。

だから、こういうように法治国家として、2つのそういう訴訟がいわゆるそうやって棄却されたということで、もっと進まなければいかんと、こう思うわけだけれども、なかなかご理解をいただくことができないと。ご理解というのがとっても大事なことなんだけれども。

そこで、午前中もお隣の方からいろいろ意見が出とったけれども、いわゆる市民委員会と、こういうような形が出てきて、この市民委員会というのは具体的にどういうことを言っているわけか。

【岩永河川課企画監】 まず、県が行いました再評価なんですけれども、これは長崎県の政策評

価条例に基づきまして、長崎県公共事業評価監視委員会というものを設置しまして、そこで昨年の8月に審査をしていただいたということになっております。我々県としては、そこで治水面の必要性は認められたというふうに考えております。

今ございました市民委員会というものですけれども、「市民による石木ダム再評価監視委員会」という団体になりまして、設立趣旨があるんですけれども、「私たちは、石木ダムの公正な、適正な情報の公表及び説明に基づく再評価を目指すダム問題の専門家と市民からなる市民委員会です」という任意の団体かと思っております。メンバーの方には、全国の治水の専門家とか利水の専門家、環境の専門家、大学の先生とか弁護士の方とか、そういった者で構成をされているというふうに認識をしております。

【小林委員】そうすると、我々にとって一番大事な皆様方は13世帯の方々。この13世帯の方々のご理解をいかにしていただけるかと、これに全力を挙げなければいかんのだよ。そういうところから考えてみた時に、このいわゆる市民委員会というところについては、例えば県の再評価委員会、これはこの市民委員会をどういう位置づけで見ているのか、それを答えることができるか。

【岩永河川課企画監】先ほど申しましたけれども、あくまでも任意団体、支援者から成る任意団体ということで、特に説明すべき相手であるとか、そういったことでは捉えていないかというふうに考えております。

【小林委員】では、県として、あなた方として、この市民委員会の位置づけは、評価はどういうふうに行っているのか、明確に答える。

【岩永河川課企画監】私たちとすれば、その石

木ダム問題の反対者や支援者から成る任意団体というふうに考えておりますけれども、昨日からお話があるように、13世帯の皆様から委任されているという話があるというので、昨日、今日とお話がありましたけれども、13世帯の方々に説明をする必要があるんですが、そこに市民委員会の方々も同席していただいて、説明をしたいと考えております。ただ、その説明の進め方については、今後、協議をさせていただきたいというふうに考えております。

【小林委員】非常にあなたは大事なことを言っているんだよな。要するに、さっき私も言ったけれども、我々の対象、お願いする相手、ご理解いただきたい相手は、あくまでも13世帯の方々であると。したがって、13世帯に対して県は相変わらず低姿勢で、一生懸命お願いをせんといかんと。そこに市民委員会の皆様方がオブザーバー的にそうやってお越しいただいてお話を聞いていただくことは一向に差支えはございませんと、こういうような姿勢を貫いているわけだね。そういうところを、そういう形でもっと大きな声でアピールしていかないといかんのじゃないかと。市民委員会の皆さん方が13世帯から委託を受けて、それは申し訳ないが、その委託のあり方が果たしてどうなのかと。やっぱり相手にするのは、我々は13世帯の方々だということを明確にアピールしておかないといかん。もう一回言ってみろ。

【小川河川課長】県としましては、やはり事業の直接の当事者であります13世帯の皆様へ説明すべきと考えております。そこに市民委員会の方も13世帯の皆様への説明会に同席いただくことを、今現在、提案しているところでございます。その場に市民委員会も同席していただくことで、技術的な疑問点に関する県の考え

方を同委員会の方にも詳しく説明できるものと考えております。

【小林委員】そうすると、最後にお尋ねをしたいが、結局7年間延長されたということは大変ありがたい。10回目、50年たっていると。最高裁判所における判決は明確に出ていると。こういう状況から考えてみた時に、7年間なんてあっという間に過ぎるぞ。もう10回以上は果たしてあるかなというような感じすらするわけだよ。

だから、県としても、今までと同様な取組で果たしていいのかどうかと。よほど腹をくくって県としても頑張ってもらわなければいけないと、こう思うわけだよ。だから、どんな取組をこれから始めるのか。あくまでも13世帯のご了解をいただくという前提の中で、これまでのことを踏襲しよって、率直に言って先に進まない。だとすれば、これから7年間、今から始まるわけだけれども、どういう取組をこれからやっていくのかと。部長、帰れんぞ、これをやっていかんと。いいか。そういう気持ちで、すぐ東京に帰ろうと思ったらだめだぞ。ちゃんとここに残って仕上げていけ。それに対してどうだ。

【中尾土木部長】これまで工事が延期されて、次々に再評価を受けてきたといいますのは、工程に沿って工事が進められてこなかったからだと思っております。

本当に13世帯の皆様への説明をしっかりと尽くすことをしながら、それと同時に県民の安全・安心を確保するために、石木ダムを令和14年度までに完成させるということを一貫するために、工事工程に沿ってしっかり工事を進めてまいりたいと思います。

先ほど、河川課長からも説明がありましたが、説明を尽くすこととして説明会をまずはさせて

いただきたいと思います。市民委員会にも同席いただければ、そこで説明もできると思っております。その協議を、その説明会の進め方を協議したいというふうに言っていたいておりますので、その協議、しっかりスムーズに進めていきたいと思っております。

【小林委員】しっかり頑張ってくださいようお願いをしておきたいと思います。

河川課長、引き続いて石木ダムじゃなくて、私の地元でもあるけれども、大上戸川の河川改修事業の進捗状態がどういうふうになっているかということに対する質問です。

大上戸川については、令和2年7月のあの大雨によって相当な被害が出ているわけだよ。想像する以上の被害が出ていると。だから、その被害を受けて事業を進捗させるということで、県が音頭をとっていただいているわけだ。

そういうところだけれども、やっぱり地元の皆さんと話をして、また私は地元であるがゆえに、大上戸川については近所でもあるので、いろいろと足を延ばしながら、いろいろ皆さん方と話をしながらやっているところですが、事業化をしたけれども、なかなか実感がわいてこないわけだよ、実感が。そういうようなことからして、これから大上戸川についてはいろいろ支線なんかも大事な問題で、藤の川か、ああいうところもあって、河川課長も現場のことは県央振興局にいらっしゃった時によくよくご覧いただいているわけで、ここは重要な改修を早く進めていただかなければ、地元の皆さん方の安心・安全は守ることができない。防災対策上、絶対に進捗を早めていただかなければいかんと。今後の取組について、どういうふうに考えているのか、その辺を明確に述べていただきたいと思います。

【小川河川課長】大上戸川についてのご質問でございますけれども、先ほど小林委員からもお話がありましたように、大上戸川については令和2年7月の大雨で大きな被害を受けたところであります。大上戸川とその支線の藤の川におきましては、流下能力が不足する区間が多く存在しております。治水安全度の向上を目的に令和5年度に河川改修事業を新規事業化しております。

また、支線の藤の川につきましては、現況河道が狭く、両岸に家屋が張りついていることから、早期の効果発議を目指し、大上戸川へのバイパス水路整備を予定しているところです。

事業のこれまでの進捗につきましては、先ほど申し上げましたように、令和5年度から測量業務に着手し、令和6年度より護岸やバイパス水路などの設計業務や地質調査に着手しているところです。

今後は、バイパス水路の設計業務を進めていくと同時に、バイパス水路が合流します大上戸川本線の下流におきまして、河道断面の確保を図るための河道掘削等を先行して取り組むようにいたしております。非常に大上戸川は市街化しておりまして、浸水被害が発生すると甚大な被害のおそれがあるということで、個別事業の方で予算を多く確保して、今後、さらなる事業の進捗を図りたいというふうに考えております。

【小林委員】 そうすると、今の発言のとおり、大変な被害が出るということはわかっておるわけだよ。だから、さっき言ったように、地元の方々が実感がなかなかかわかないと。やっぱり動きがないからだよ。

そういう形の中で、よくぞ事業化していただいたと思っているわけだよ。だから、あとは取組を急いでやっていただきたいと思っているわ

けだよ。これを、あっちもこっちも大変だけれども、ぜひ事業化していただいているわけだから、そういう意味でこれからの取組をぜひお願いをしておきたいと、要望を強くしておきたいと思います。お願いします。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【浅田委員】 それでは、質問させていただきます。

長崎駅前、やっとこの地域が整いを見せてきたかなというふうに感じております。市と県の方のご努力というものも非常に理解するところなのですが、やっと都市計画に係る今後のスケジュールが出され、先月2月には地域の方々、市民の方々にご説明をなさったというふうに伺っております。

しかしながら、残念ながら私はこの都市計画の説明会には参加できなかったんですけど、多くの方々からすごく質問が出て、長時間に及んだという声を聞いています。

それを踏まえたうえで、4月には市の都市計画審議会、5月には県があって、また都市計画の決定告示というふうなことになるわけですけども、非常に重要なことが、まだまだたくさん協議をしなければいけないことが多々あるのではないかなというふうに感じておりますが、その実際の説明会の中で、多くの市民・県民の方から寄せられた疑問点、課題、そういったものの内容というものと、どのようにそれを踏まえて解決をしようとしているかということをお願いします。

【田坂都市政策課長】 先ほど補足説明の中でも説明させていただきました。補足説明資料によると、11ページの都市計画の概要というところで、都市計画に係る今後のスケジュールで、2月13日に都市計画の説明会を県と市で行って

おります。当日、7時から、約60名ぐらいの参加がありました。その中で主なご意見といたしましては、この説明会というのが、まず都市計画の決定に係る変更も含めてですけれども、説明会、11ページにあるように市街地再開発事業と高度利用地区、それから前面の国道の江戸町道ノ尾線という3つの都市計画決定、変更に係る説明会だったんですけれども、やはり住民の方々の関心というのが、そこにとどまらず、その周辺も含めたご意見というのをいただいております。

まずは、このターミナル施設のバリアフリーだけでなく、長崎駅からバスターミナルへの動線についてもバリアフリー化をお願いしたい。これは以前からもお話があったところでございます。平面横断やエスカレーター設置とかいうお話もあったというところです。ただ、それに対しては、これは先ほどの補足説明の前半でも説明いたしましたけれども、長崎駅前交通拠点事業計画検討会の中で今検討を進めているところでございますので、答え方としては、説明会で出た意見として、検討会に伝えるなどして協議していきたいというようなことを申し上げたりもしております。

それと再開発ですので、建物についてのご意見というのもいただいております。そういうのも含めまして、今度、これは主体が準備組合となりますので、説明会から出ていた意見としてお伝えしたいということもそこで言っております。

何より多かったというのが、今回、都市計画の説明会ですので、この建物計画につきまして概略の説明でございました。ご要望としてありましたのが、いつ事業の詳しい説明、これを地元とかに伝えて、地元の意見を聞くのかとい

うようなこともございまして、そこについても今後、準備組合と調整をしていきたいというようなことを回答させていただいております。

それが2月13日でしたが、今週3月4日、この説明会にもご参加いただきました西坂地区の連合自治会、それから筑後町の自治会の方と準備組合、県、市とでお会いしまして、3月の末にはなるんですけど、説明を準備組合主体、もちろん県も市も行きますけれども、詳しい内容の説明をさせていただくということにしております。

そして、昨日、大黒町の長崎駅前地区のまちづくり協議会というのがございましたが、その中でも早速、協議会の中で準備組合がこの再開発事業の詳しい説明等をしたというところでございます。

また、先ほど言いました事業計画検討会の中で検討していくということについてもご意見をいただいておりますので、今、この計画検討会の中でも年度明けにはなるんですけれども、第3回の検討会を予定しておりますので、当然その前に住民の意見等をどうやって聞こうかということ今、検討しているところでございます。

【浅田委員】昨日も西坂地区、大黒町地区に対して説明をなさったということなんですが、今の答弁を聞いていて、準備組合にお伝えをするというふうにおっしゃっていて、県の関わり方というのが非常に、それでいいのというふうなのが今の私としてのすごい実感なんですね。もっと県は、この地域をどのようなまちづくりをするのか、交通拠点としてどういうふうにもっていくのかというのをしっかりリーダーシップを持って引っ張っていく必要があるかと思っています。

特に、この地域に関しては、もう何十年もで

すよね。私も大黒町、ずうっとこの質問をさせていただいております、1期目の時から。もう17年が経過をしている流れの中で、いろんなバリアフリー化の問題、この間も一般質問の中でもありましたけれども、動く歩道みたいなものの設置とかはどうなのかとか、ずっと過去に何度も何度も協議したことが、いまいま、また戻ったりしている。それをまた準備組合にと。これまで県と協議していたこととかが、何かちょっと違う方向にいったいやしないのか。その責任性がどうなのかなと。だからこそ、2月13日の会議の中でも、多く参加していた60名の方々が納得がいかなかった会議であるというふうな声が非常に多く住民の方から寄せられているところなんですね。そのあたりを県と市としてどういうふう考えるのか。説明会を年度末にということではありますが、もう既に5月には都市計画決定をというふうなところもあります。その中で、持ち越し、持ち越しになさっていることが非常に多く感じられるんですが、いかがでしょうか。

【田坂都市政策課長】委員がおっしゃることは十分わかります。

やはりこの再開発事業というのが、事業主体が組合と、今は準備組合ですけれども、事業計画とかの認可を受けて組合の認可を受ければ組合が施行する事業というところになりますので、すみません、今の言い方としては準備組合というのが事業主体ですので、そういう言い方をしておりますが、これまでもこの3年、4年、当然県、市で地元の方に入って、昨年の3月の準備組合の設立というところにもつながってきました。それは非常に県、市で主体的に関わってきた結果だと思っております。ですので、今回、再開発事業の事業主体が準備組合なんですけれども、

そういいますが、県と市でも主体的に関わってっておりますので、その辺は説明会の折にでも、その辺の主体性というのは出しながら、住民のご理解等を得られるように、丁寧に対応していきたいと思っております。

【浅田委員】私も長らくまちづくり協議会等々にも参加をしておりますので、流れというものは十分に理解するところなんですね。例えば、準備組合というのが、バスターミナルに関してはこの準備組合が主体的だと思います。では、このバスターミナルだけの問題ではないわけですね。駅からの動線、その周辺のまちづくりというのは、県と市が大きく関わって、そこは主体を持ってやる。だから、準備組合の中でバスターミナルのことが整ったとするならば、その周りのことも同時並行でしっかり協議を進めていかないと、次はここだけ、バスターミナルができました。その動線は、動く歩道は、そのあたりが非常にまた後れをとってしまうのではないかと。そこはやっぱり同時的に説明会の中でもしっかりご理解をさせていただくようなことをしないと、本当に何年も何年も前からの議論に戻ってしまっているというような気ずらしてなりません。ここは部長、長崎の玄関口として大きいところなわけですね。ここで完成をと言われるぐらいのものなわけですよ、駅前周辺が。そこにに関して、準備組合はもちろん、バスターミナル、昨日も同僚議員から予算のところでは、果たしてバスターミナルの設置場所の問題すらまた出てきたような状況でございます。そういったところをなぜなのか。どうしてそうなったのかということもしっかりご答弁をいただきながら、まちづくりを進めていただく必要があるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【中尾土木部長】 この資料5ページ目になりますけれども、長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会を立ち上げています。そのメンバーが右下に書いてあって、これは国交省、県、市、あと交通事業者などが入った組織体でございます。ここで、まさにその動く歩道など含めた計画をこれから具体的に検討していくところでございます。

こう議員からは一般質問で「障害者団体の方々からも意見をしっかり聞くべきではないか」、今、浅田委員からは、「地域の方々のいろんな思いを酌み取るべきだ」という意見をいただいております。まさに、この検討会の中で拾うべきご意見はたくさんあると思いますので、しっかりご意見を聞きながら、その具体の検討の中に反映させていきたいと考えております。

【浅田委員】 本当にバリアフリーとか、障害者の方はもちろん、高齢者、子どもたち、いろんな方を含めて、私も一般質問でずっとこの周辺のこと、車椅子に乗っていらっしゃる方々と協議をしたうえで、歩いたうえで、駅前からの大黒町や地域への動線、そういったことも実態とてやっているわけですね。それを踏まえて今までも質問をしてきました。

正直言って、多分街の人も、動く歩道はもうなしになったのかなと、ある一時ご答弁がちょっとあったような感じもしたんですが、それがまたしっかりと検討していただけるということであれば、また違った形で動く歩道とか、もう一回進んでいくのではないかと。一般質問でも横軸の動線、横断歩道もないわけですから、階段しかない中で、非常に街を分断するような状況にもなっている。そういったところも踏まえてまちづくりをやってほしいというお願いをしています。

今、部長の答弁で、そのあたりはもう一度協議もなさってください、国も含めてということで、また違った意味で前進していくものと期待をさせていただきたいと思います。

そして、併せてご質問をさせていただきますけれども、先ほど橋梁の長寿命化というところで、ここからよく見えていますが旭大橋ですね。私はこれをずっと質問をしてきました。本来、この県庁が建った時に、ここは低床化するというご意見というか、計画などもあったわけです。しかしながら、国の流れとしてやっぱり長寿命化をするということになりました。

その中で、じゃ、この橋の下、今は暫定的に駐車場になっていると。でも、これもあくまで年度年度での計画だと。だとするならば、20～30年という期間があるならば、ここももう少し活用すべきじゃないかという質問をした時にも、部長は検討したいという話をしてくださいました。答弁を一般質問でしていただきました。どのような検討状況が進んでいるのかを、まず教えてください。

【田坂都市政策課長】 今、浅田委員が言われたように、現在旭大橋下は、令和6年度3月末までの占用許可を出しまして、東側、西側ともに駐車場としての利用をしております。

今後につきましては、駐車場としての利用を1年間、令和7年度末まで延長することとはしております。ただ、現在、活用を希望している民間のグループから相談を受けておりますので、このまちづくりやにぎわい創出の観点からの活用策も、この1年で検討していきたいと考えております。

【浅田委員】 やっぱりしっかりと一般質問の中で、部長の答弁の中で検討しますというふうにおっしゃっていただきました。それが1年間、

今駐車場ということが継続したというのはわかりました。しかし、また次の年度がきて、また継続しました、継続しましたでは、やはり終わらないわけですね。しっかりその後何十年かで、今民間の方のお声もあるということでしたが、活用したいという方たち、もっと幅広くここを活用したいグループなり、公募をするなり、いろんなご意見をするようなワーキングチームを作るなり、もっともっとそういうことをすべきではないかなというふうに考えますが、いかがですか。

【植村土木部技監】先ほど都市政策課長が申しましたけれども、一旦駐車場として当面利活用を図りつつ、民間からのにぎわいの場としての活用の相談がきておりますので、そちらからの話をじっくり伺ったうえで、そういうことに一定期間使うことを認めるべきかどうかというのを、これから土木部だけではなくて、県庁の中の関係する部局も含めて、全庁的な議論をしていきたいというふうに考えております。

ただ、今ご相談いただいているグループの方に、もう特命随意契約みたいな形でお貸しするというようなことは全く考えておりませんで、もし、にぎわい創出のための施設として利活用させようということに県の方針になった場合は、公募をかけまして、そういった目的に使いたいという具体的な提案を広く受け付けまして、審査のうえ、占用者を決定したいと、そういうふうに考えております。

【浅田委員】ここを長く利活用するとして決定したならばということも、あり方としてはそういうやり方が通常だと思うんですね。しかし、この旭大橋の下のことに関しては、もう何年も前から使えるんじゃないかというような話が出ているわけです。それをどうするかはわからない

けれども、今のうちから、あなただったらここをどう活用できますかみたいな提案をどんどんさせることで、スピード感がない気がするんですよ。1年間駐車場でやっているから、1年間、その間にゆっくり考えましょう、その時がきたらではなく、もちろん今の一つのところに拘っているわけではないということはそうなのかもしれませんが、同時並行しながらでもいろんな市民、県民の意見を幅広くとっていくこと、それによってスピード感を増すということもあるのではないかと私は思います。その全体的なものがこの地域、大黒町だったり、バリアフリーだったりといろんなところにつながると思うんです。点で考えているような気がしますし、部長答弁で検討しますと言ったことは、私は非常に重いことだと思っているわけですね。ですから、それが見える形で、スピードを増して、そこを利活用しましょうと言ってから応募するものもあるかもしれませんが、いろんなご意見をもっともっと早くから聞いてほしいなと思います。

県とかがやる事業において、いつも思うのが、やっと発表された後に「知らなかった」というような県民の声がいろんなところで多くございます。そういうことを防ぐためにも、前もってやっていく必要性というのを非常に感じる場所です。そのあたりもぜひお願いしたいと思います。多分、旭大橋等々も、先ほどのインフラツーリズムといったところにも入ってくるのかなというような、入ってもおかしくないのかなという気もしますし、そういったところも考える必要があるかと思います。

インフラコンテンツツーリズムに関しても、あれは委託事業として、今回は大きな費用が出ておりませんでした。県としてはどれぐらいのポテンシャルをもってこの事業に取り組んで、

どういう広がりを見せたいのかというところを、もう少し具体的に説明していただければと思います。

【金子建設企画課長】インフラツーリズムですが、今は女神大橋で主塔の上に登って、そこから景色を眺めるというツアーが行われておりますが、年4回のみとなっています。他県の事例を見ると、北海道の室蘭に白鳥大橋という橋がありますが、そこは年間30回ぐらい行われています。かなり差があるので、女神大橋ももっと活用すべきと考えています。

それ以外にも日本最古の石橋である、眼鏡橋や、日本最古で現存する鉄橋である出島橋など、そういった長崎独特の歴史を活かしながら、普段体験できないような観光コンテンツを何個か、女神大橋以外にも作りたいと考えています。

【浅田委員】観光的な部分も含めるということで、土木部だけでなく、観光の方と一緒に協議をしながらとか、例えば建物、一般の方ももちろん最近はダムとかがはやったりとかしておりますけれども、大学とか、九州の中に都市計画をしている学部とか、いろんな学生さんもあります。そういう大学とかにこちらから営業をかけるといったらなんですけども、もっともっと、長崎にはこういうところがあって、勉強にもなるし、観光的にもなるしとか、一つの橋、ダムだけではなくて、せっかくツーリズムとして捉えるのであれば、若い学生さんを引き込んでいく営業活動とかをもっともっとやることによって長崎を感じてもらえたり、若い人が長崎に足を運んでくれるようなことにもつながると思いますので、もっと幅広く、せっかくやるのであれば考えていただければと思います。

時間だと思いますので、要望にいたします。

【坂口委員長】審査の途中ですが、しばらく休

憩いたします。

再開は、15時25分といたします。

— 午後 3時15分 休憩 —

— 午後 3時25分 再開 —

【坂口委員長】 それでは、再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【山口委員】 皆さん、お疲れさまです。

一般質問でも取り上げた中身ですが、地元の話について少しさせていただきたいと思います。

国道207号線の改良促進の関係です。皆さん、ご存じの方ばかりかと思いますが、佐賀を起点に諫早を經由して大村湾沿いに長与、時津ということで国道207号はあるわけですが、その中の諫早市と長与町の境目のところが堂崎地区、あるいは長与の塩床地区との関係が、今、全く未改良の状態にあります。全くいいですが、国道ですから車は通るんですが、中央線がなく、また狭くて、見通しもあまりよくないと。若干危険というような状況で改良促進、県の方にもずっとやっていただいているんですが、その残り5キロ、厳密にいうと3キロになるわけですが、その進捗状況と今後の見通しについてお尋ねをしておきたいと思います。

【北原道路建設課長】 今、委員からご質問がありました207号の約5キロ区間につきましては、県としましても、その部分は幅員が狭小で、屈曲部が多くあるということは当然認識をしております。そのため、まず、諫早市側の780メートル区間において、現在事業を進めております。昨年度、用地が全て完了いたしまして、今後は改良工事を推進したいと思っています。

一方、長与側の塩床から堂崎の区間840メートルにつきましても、昨年事業を着手いたしました。今年度、用地を進めておりまして、一部

は工事にも着手したところです。

残る区間が約3.3キロございます。こちらについては、ちょうどこの部分が非常に地形が険しい部分になって、整備コストもかかる場所ではございますが、事業中箇所を進捗を見ながら検討を進めてまいりたいと考えております。

【山口委員】昨年の一般質問でこのことを取り上げまして、状況については、今の現状は道路建設課長が申し上げられたとおりだと思っています。

その中で、用地買収も終わった、予算を付ける、そして着工するというのを部長もおっしゃっていただいていたんですが、いまだ状況を見てみますと、全然着工しているというふうには見えないんですが、一部聞くと地盤の関係もあるというふうに聞いたんですが、その辺の詳細についてはわかりですか。

【北原道路建設課長】先ほどの真ん中の3.3キロのところは全くまだ事業着手はしておりません。佐瀬側の780メートルの部分と長与側塩床、堂崎の840メートル、この部分については一部工事に着手しているというところでございます。

【山口委員】工事ですから、着手にもいろいろあるんですが、状況としては全く変わってないんですね。ですから、要は重機が入ったということで我々は着工したなという感覚で受け止めるんですが、用地買収をしているいろいろ計画されている段階は、まだ着工しているというふうには地元の人は見えないんですね。そういう意味では、どうしているんだろうかと地元は疑問なんです。そういう意味でしっかりやっていただきたいと思います。

いま少し言いますと、国道207号の諫早から長与につながるその地点は、大村湾を一周するのには大体120キロから130キロあるんですが、

その中の5キロだけが本当に中央線がなく、離合もままならない国道なんです。ぜひそこは改良を急いでやってほしいと思います。

特に、240年の歴史を誇るみかんのふるさです。今、みかんの収穫作業も大方終わっているんですが、いわゆる大型車の離合も全くままならない状況で、生活道路としても極めて重要でありますので、その辺はよろしく願いしておきたいというふうに思います。

あと一つ、国道207号は、この諫早地区でもう一か所工事をやっているところがありまして、長田地区についても、ここはもう4車線化をして、利便性を上げようということで計画していただいているんですが、このことについても状況がわかりだとは思いますが、ご報告をいただければと思います。

【北原道路建設課長】207号東長田工区のご質問でございます。東長田工区も、今現在、用地進捗を図りながら、一部の箇所は軟弱地盤になっておりますので、地盤の改良工事を進めているところでございます。

【山口委員】ちなみに、令和7年度予算として新しい予算がちゃんと組まれていると思うんですが、私も勉強不足で皆さんから報告をきくと聞いていなかったもので、後で結構ですから、今年度のいわゆる国道207号に要する予算立てについて、後でご説明いただけますか。よろしくお願いします。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【富岡委員】山口委員に乗っからせていただいて、私からも国道207号の該当部分、長与と諫早を結ぶ部分、先ほど山口委員からのお話もありました生活道路や、ほかにもサイクルツーリズムの対象地域にもなっているみたいでして、

県としてもしっかり取り組んでいていただきたい部分だと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【坂口委員長】 答弁はいいですか。

【富岡委員】 ご答弁をいただけたらと思います。

【北原道路建設課長】 今、ご質問がありました207号の長与側、塩床、堂崎のところでございますが、今工事に着手しておりまして、ちょうど桜の木の伐採とか、そういう現地の準備工事を進めているところでございます。

【富岡委員】 ぜひよろしくお願い申し上げます。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 盛土規制法について、若干お尋ねをしたいと思います。

あれはたしか令和3年頃だったんじゃないかと思うけれども、静岡県熱海市で大きな土石流の災害が発生した。ちょうどテレビで見ましたよ。すごいですね、そういう盛土の問題は。それから国が規制法を設定して、令和5年度から始まったと、こういう認識なんです。

それで、まず尋ねたいことは、長崎県で盛土の危険箇所がどのくらいの件数に上っているのか。それから、大体土砂災害の危険地区と盛土の違いは一体どうなのか、ちょっとそこがわからないんです。まず、この2つについてお尋ねをしたいと思います。

【真鳥盛土対策室長】 まず、先に盛土と土砂災害の危険箇所の違いについてご説明をさせていただきます。

まず、土砂災害の危険箇所は、急傾斜とか地すべり、自然の斜面で危険な状態にある箇所を土砂災害の危険箇所と申します。

一方、盛土については、人工的に造られた、造成とかそういった盛土、人工的に造られたものの構造を盛土と申します。

長崎県内にどれぐらいの箇所があるというご質問ですけれども、令和5年に盛土規制法が施行されまして、今ある盛土の調査を行っているところでございます。面積が3,000平方メートル以上の宅地とか農地の盛土を、今、調査でピックアップしておりまして、それが約3,000か所、これは長崎市と佐世保市は別に調査をしておりますので、それを除いて3,000か所でございます。これは危険な箇所ではございませんで、構造物が盛土構造であるという箇所が3,000か所ございます。今後、この3,000か所について現地調査を行って、危険な状態になっている盛土がないかどうかを調べていくという形になっております。

【小林委員】 3,000平米のところでは3,000か所と。その中でどれぐらいの危険な箇所があるかというのを、コンサルタントが何かに頼んでこれから調べていくんだと。

当然そうなってくると、そこに調査費とかお金がかかるということになってくる。そういうことについて、これはさっきも言ったように、国が制定した法律だよ。だから、国である程度面倒を見てもらいたいというのが気持ちとしてはあるわけけれども、この運用についてはそれぞれの自治体でやってもらいたいということが言われているわけだよ。そうなりますと、今、大体国がどのくらい出して、県がどのくらい出して、県の出す分については一財なのか、その他の交付金等があるのか、この辺についてお尋ねをいたします。

【真鳥盛土対策室長】 先ほど説明いたしました盛土を調査する費用、調査費につきましては、国土交通省が所管しております防災安全交付金を活用しております。この防災安全交付金は、令和6年度まで、今年度までは国費の割合が2分

の1になっておりまして、残り2分の1は県の負担になります。この2分の1の県の負担は、全て一般財源というふうになっております。

ただ、この国費の割合は、もともとは3分の1というふうに規定をされていたものが、令和6年度までは限定的に特例で2分の1にかさ上げするということになっておりまして、このままでありますと、来年度令和7年度の予算からは、先ほど言いました既定の国費の充当率は3分の1ですから、県の負担は残り3分の2という形になります。

【小林委員】そうすると、問題にしているのは、国が制定した法律じゃないかと。したがって、何らかの支援策が交付金という形の中であるのかと。確かに言われるように、大体3分の1のところを令和6年度までは2分の1にしているというふうなことだけれども、令和7年度以降は、これから本格的な調査事業が始まろうとする時に、本県としてはやっぱりその必要なお金、2分の1になって、これを全部一般財源でやらなければいかんというふうなことがちょっと問題ではないかと。この辺については、これは土木部長か技監か、中央に対して相当の、一緒になって抱える問題は同じだと思うので、やはりお願いを力いっぱいやっていただきたいと思っていますんだよ。だから、こういう何というか、盛土とかなんかの重要性について、我々はあんまりわからなかった。しかし、今質問をしてみて、一般財源がほとんどだというようなことで、国の制定した状況の中で、ここはやっぱり国土交通省なり考えてもらわなきゃいかん。これは部長、頑張らんばいかんたい、あなた。ちょっと答弁してくれ。

【中尾土木部長】ご指摘のとおり、こうした交付金による支援が減額されないように、しっか

り政府施策要望などで要望していきたいと思えます。ほかの県も同様の思いを持っているところもあると思います。長崎は長崎でやりますし、一緒になって声を上げられるところは一緒になって、国にしっかり響くようにやっていきたいと思えます。

あと、資金面の話が今のことなんですけれども、もう一つ、例えば衛星の画像を使って効率的に監視していくということも、技術が進んでいくとできるようになっていくと思えます。そうした技術開発、ソフト開発などを県でするのはなかなか大変ですので、そうした技術支援も国の方をお願いしていけたらと思っております。

【小林委員】部長、ありがとうございました。確かに、重ねて言うが、やっぱり国の制定した法律、この運用は自治体と。したがって、国から3分の1ぐらいになって、その残りは全部一般財源から拠出していかなくてはいかんと。結構お金がかかると思うんだよ。だから、一般財源から相当なお金を要求されると思うんです。しかし、やってもらわなければいけないことです。ですから、おっしゃるように長崎県以外のところでも、長崎県以外の各県においても、同じような思いを持っているところもあると思えますので、2分の1、あとは一般財源、ここはさっきの70%まではいかなくても、何か対策を講じてもらわなければいけないと、こう考えておりますから、ぜひ取り組んでもらうことを強く要請しておきたいと思えます。お願いします。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時44分 休憩 —

— 午後 3時44分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了
いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、3月10日は、
午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部
関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時45分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年3月10日

自 午前10時 0分
至 午後 3時16分
於 委員会室 4

物産ブランド推進課長 松尾 泰子 君
国際課長 貝淵 裕幸 君
国際課企画監 久間 哲彦 君
(平和推進・国際協力担当)
スポーツ振興課長 川瀬 亨介 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	坂口 慎一 君
副委員長(副会長)	湊 亮太 君
委員	小林 克敏 君
"	堀江ひとみ 君
"	浅田ますみ 君
"	山口 初實 君
"	中村 一三 君
"	まきやま大和 君
"	富岡 孝介 君
"	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	伊達 良弘 君
文化観光国際部政策監	村田 利博 君
文化観光国際部次長	加藤 一征 君
文化振興・世界遺産課長	園田 貴子 君
文化振興・世界遺産課企画監(世界遺産担当)	園田幸四郎 君
ながさきピース文化祭課長	小柳 剛志 君
観光振興課長	長野 敦志 君
国際観光振興室長(参事監)	小宮 健志 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【坂口委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より予算議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。

それでは、文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会観光生活建設分科会」関係議案説明資料の2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

議案の説明に先立ちまして、文化観光国際部の新年度の取組の方向性について、ご説明いたします。

新年度におきましては、「新しい長崎県」づくりのビジョンに掲げる、概ね10年後のありたい姿の実現に向け、本県が持つ多様なコンテンツの掘り起こし・磨き上げを進め、効果的なプ

ロモーションなどにより国内外から多くの方に訪れていただくための施策に取り組んでまいります。

また、長崎県総合計画の最終年度に当たることから、魅力ある観光まちづくりの推進や、アジアをはじめとした海外活力の取り込み、県産品のブランド化と販路拡大に加え、文化・スポーツによる地域活性化、国際交流と平和発信を一層推進してまいります。

主な事業としましては、

1. 国内外からの観光客や観光消費額の拡大を図っていくため、個人の嗜好の多様化に対応した観光コンテンツづくりや、ターゲットを絞った効果的なプロモーション等を推進するとともに、国際航空路線の誘致等に取り組みます。

2. 県産品のブランド化と販路拡大を図るため、長崎県産品の魅力発信のための仕掛けづくりや、デジタルマーケティングを活用したプラットフォームの構築等に取り組みます。

3. ながさきピース文化祭2025や、ツール・ド・九州2025の開催に取り組みます。

4. 世界遺産や日本遺産をはじめとする多様で魅力ある地域資源の価値を積極的に発信し、歴史文化やスポーツを活かした交流促進等に取り組みます。

5. 被爆80年に当たり、被爆の実相の継承及び平和の発信等に取り組みます。

それではまず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算の総額は、10億1,741万9,000円で、内訳は記載のとおりであります。

歳出予算の総額は、55億1,914万7,000円で、内訳は記載のとおりであります。

4ページをお開きください。

歳出予算の主な内容につきましては、4ページから5ページに記載のとおりであります。

6ページをお開きください。

次に、令和8年度の債務負担の主なものについて、ご説明いたします。

6ページ上段からでございますが、長崎県美術館のLED照明器具更新工事等のため、文化施設改修等整備費に係る令和8年度に要する経費として6,816万8,000円、長崎県美術館運営事業に係る令和8年度に要する経費として1,243万8,000円、長崎歴史文化博物館管理運営負担金及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム管理運営負担金に係る令和8年度から令和9年度に要する経費として4,281万3,000円、アンテナショップ「日本橋 長崎館」の不動産賃借料に係る令和8年度から令和12年度に要する経費として4億5,863万円、ECサイト運営のため、ながおしデジタルマーケティング活用推進事業費に係る令和8年度に要する経費として5,346万1,000円を計上いたしております。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分について、ご説明いたします。

まず、歳入予算でございますが、内訳については、記載のとおりであります。

7ページをお開きください。

歳入予算は、合計で8,851万8,000円の減であります。

次に、歳出予算でございますが、内訳については、記載のとおりであります。歳出予算は、合計で8億3,203万7,000円の減であります。歳出予算の主なものについては、記載のとおりであります。

次に、8ページをお開きください。

第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正

予算(第7号)」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算の合計で3,546万3,000円の増であります。これは会計年度任用職員を含む職員の給与改定に要する経費でございます。内訳については、記載のとおりであります。

この結果、令和6年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、45億8,217万円となります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えております。ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、文化振興・世界遺産課長より補足説明を求めます。

【園田文化振興・世界遺産課長】それでは、私から、文化観光国際部の補足説明資料について、ご説明いたします。

「観光生活建設分科会 補足説明資料 文化観光国際部」の資料3ページをお開きください。

これは、文化観光国際部の令和6年度2月補正予算案の総括表でございます。

今回、2つの補正予算案のご審議をお願いしております。

令和6年度2月補正後の歳入予算の総額は、6億2,636万6,000円で、主な要因といたしましては、観光振興課のしま旅滞在促進事業市町負担金1億1,362万7,000円の減によるものでござい

ます。

なお、各課・室の歳入予算額は、記載のとおりとなっております。

歳出予算の総額は45億8,217万円で、主な要因は、観光振興課のしま旅滞在促進事業費の5億591万9,000円の減によるものでございます。そのほか年間所要見込みに基づく各種補正を行っております。

4ページ以降につきましては、先日、2月25日に説明させていただきました事業概要と同じ記載や内容になりますので、説明を省略させていただきます。

以上で私からの説明となります。よろしくお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料(政策的新規事業)」について、説明を求めます。

【園田文化振興・世界遺産課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

今回、ご報告しますのは、政策的新規事業の計上事業についてであります。

資料の2ページをお開きください。

文化観光国際部では、日本遺産の「国境の島」認定10周年記念事業費ほか8事業を計上しております。

事業概要、計上額等につきましては、記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、今、説明がありました政策的新規事業の計上の問題で、2ページの物品ブランド推進課の長崎が誇る美食の魅力発見事業費で、要求額が2,215万円に対し、計上額がゼロということで、これ、事業の見送りというふうになりましたが、どういう事業を新規でやろうとしていたのか。要求額の減というのはあるんですけれども、実際に計上が見送られたというのはどういうことなのか、説明を求めます。

【松尾物産ブランド推進課長】 お尋ねについてお答えいたします。

今回、従来から実施しております県産品の長崎フェア等の事業が今年度末で終期を迎えることから、新たな切り口の事業について検討し、新規要求をしたものです。

新たな切り口の事業とは、大手の料理教室等で若い人、女性を主にターゲットとし、県産品をメニューに取り入れていただくような事業を考えておりました。実は、当課で県産品振興の指針としております県産品のブランド化流通戦略というものがございまして、策定から10年以上経過していることもありまして、改めて消費者動向の調査等を行いまして、来年度、見直しを行う予定としております。そのため、新たな切り口の事業は、見直し後の戦略に基づいて検討することといたしまして、事業の見送りとなったものでございます。

ただ、長崎フェア等の事業につきましては、継続して実施することが効果的と考えておりますので、別事業で継続して事業を実施することとしております。

【堀江委員】 つまりこれまでやっていた、例えば長崎フェアについては継続するけれども、新たにまた計画をやろうという時に、そもそもの

計画そのものが10年以上たっているということから、消費者の動向を踏まえた上で、その新たな事業については、再度、計画を立て直そうという意味で、いずれにしても、課としてやろうという方向については、一旦見送るという形で、さらに十分調査も踏まえたうえで事業をやるということで理解していいですか。

【松尾物産ブランド推進課長】 委員おっしゃるとおり、来年度、また調査の結果等を踏まえまして新たな事業について検討していきたいと思っております。

【堀江委員】 理解をいたしました。

次は、被爆80年事業について質問したいと思います。

国際平和推進費の被爆80年事業補助金です。これは、縷々説明があったところですが、私としては検討してほしいということで、昨年の11月定例会に県議会が「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」というのを採択いたしまして、知事が今議会の冒頭に、採択したことを受けて1月28日でしたか、国に要望しましたという説明がありました。

私は、この被爆80年の時に核兵器禁止条約の署名・批准を政府がきちんとその方向に舵を切るということは、とても大事なことだと思っていて、長く被爆者の皆さん、それから市民団体の皆さんが、日本政府が核兵器禁止条約の署名・批准をやってほしいということを強く求めているので、例えば、1月に政府に意見を言いました。そしてまた、来年度の予算要望で6月に国に申し入れますという、そういういつもの段取りではなくて、政府の姿勢を動かすぐらいの核兵器禁止条約の署名・批准を求めるという対応の仕方というのを今年は検討できないのかというふうに思うんですが、その点についての

見解をお示しください。

【久間国際課企画監】被爆80年事業についてのお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、政府を動かすということに当たりまして、まず、市民社会を大きく動かしていく必要があるというふうに考えております。このため、被爆80年事業補助金を設けまして、市民社会の動きをつくり出す動きを強化していきたいというふうに考えているところでございます。

市民社会を動かす動きにつきましては、今年度も地球市民フェスを開催するなど、新たな取組を進めているところでございます。国内外を問わず、世界に向けて市民社会を動かすために被爆80年事業補助金を設けまして市民社会を動かしていきたいというふうに考えているところでございます。

【堀江委員】市民社会を動かす、そのための様々な交付金であったり、補助であったり、それは否定しません。私が言いたいのは、国をどう動かすかということをもっと検討してもらえないかということです。

だから、予算の中に盛り込まれているのは、市民社会をどう動かすかということの予算ですけども、国をどう動かすかということの予算が、予算というか、その姿勢というか、そこがもうちょっと事業として盛り込んでいいのではないかというふうに思うんです。

被団協のノーベル平和賞の受賞を受けて、市民社会は言われなくても大きく機運が高まっています。だからこそ、国に対しての動きが長崎県としてももうちょっとあっていいのではないかと、いつもの手順を踏むのではなくてというふうに思うんですけど、その点はどうですか。

【久間国際課企画監】国につきましては、委員

先ほど申し上げられたとおり、1月28日に初めて県議会の意見書を踏まえまして要望を行ったところでございます。これまで政府施策要望におきましても、オブザーバー参加については求めておりましたけれども、意見書の署名・批准については求めてないというところがございました。まず、要望の審議がございましたので、その中で審議いただきまして、改めまして国の方にも働きかけを行っていきたいと考えております。

【堀江委員】私が言わんとするところは、1月に言いました、そして、6月の政府施策要望で言いますよというだけで終わってほしくないということを私は言っているんですよ。そういう意味が被爆80年というのはあって、もう少し国に対して、国の姿勢をなかなか変えることはできないんですけれども、長崎県も昨年の県議会での意見書の採択を受けて知事も姿勢が変わりました。

そういう意味では、被爆県の長崎の県議会でも「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」が採択されたことは、全国で大きな励ましになりました。そのうえに被団協のノーベル平和賞の受賞があったということで、本当に80周年の意味は、すごく意味があるというふうに私としては思うので、これは部長、どうなんですか。今までどおりのやり方ではなくて、さらに働きかけてほしい。1月に言ったから、そして6月の政府施策要望で言うからで終わりではなくて、私としてはもうちょっと示してほしいというふうに思っているんですけど、その見解を教えてください。

【村田文化観光国際部政策監】要望の機会の創出ということだと思うんですけども、今回、12月に議会の意見書を可決いただきまして、そ

れを踏まえて初めて両県の知事がそろって要望
させていただいたというふうな状況でございます。

今後、基本的には、あらゆる機会を捉えてと
いうふうなことではあるんですけども、4月
末には、またNPTに、広島県、それから長崎県
の両県の知事、議長が参加をいたします。そう
いった機会にも他国の関係者の皆様にも訴えか
けてまいりますけれども、日本も政府からご参
加されますので、そういった機会にしっかり要
望といいますか、訴えかけをしてまいりたいと
考えております。

【堀江委員】こだわって申し訳ないんですけど、
例えば、6月に政府施策要望で国に要望します
ね。その時に例えば核兵器禁止条約の署名・批
准を求める意見書、署名・批准を求めて、例え
ば重点要望の一つに挙げてきちんと知事が要望
するというふうに、例えば項目としてすみ分け
の一つとしてそういうことをするというような
ことも含めて、これまでと違う国に対する働き
かけを検討すべきではないかというのが私の思
いでもありますし、やっぱり日本政府が核兵器
禁止条約の署名・批准をやってほしいという多
くの皆さんの思いなんですけど、その点、ど
うですか。

【村田文化観光国際部政策監】私どもも委員が
ご指摘されたとおり、今回、被爆80年でありま
すし、先ほど申し上げましたように、議会の意
見書の可決というふうなこともございます。ノ
ーベル平和賞の受賞というふうな機運の盛り上
がりもあります。そうしたことを踏まえて来年
度の政府施策要望につきましては、今ご指摘い
ただいたように、重点要望事項というふうなと
ころも含めまして検討を進めていきたいと考
えております。

【堀江委員】これでこの問題については最後
にします。

いずれにしても、被爆80年だからこそ、国が
核兵器禁止条約の署名・批准を行ってほしいと
いうのは切なる願いです。被爆者の皆さん、そ
れから平和団体の皆さん、世界の平和を求める
皆さんが、日本政府がそれをしてほしいという
のが強い思いでもあるので、長崎県の働きかけ
としても同じような働きかけではなくて、1月
に両県一緒にやりましたということもこれまで
と違いますが、それでは足りないと思います。
そういう被爆80年という意味があるんだとい
うことを考えると、ぜひ国に対して核兵器禁止
条約の署名・批准を求めるという、この求め方
をもっと検討していただきたいということを重
ねて要望しておきたいと思います。

引き続き、これは観光振興課の委員会横長資
料の32ページ、国境離島振興事業費について質
問したいと思います。

これは前年度と比較いたしますと5億5,652
万円の減で、しま旅滞在促進事業費が4億5,000
万円、しま旅受入体制事業費が1億円というこ
とで減になっているんですよ。これは国境離
島の交付金との兼ね合いがあるかと思うんです
が、そもそも国境離島交付金の推移がどのよう
になっているのかという資料がありますか。あ
れば委員会に出していただけますか。

委員長、その資料が出された時点で質問を続
けたいと思います。

【坂口分科会長】 休憩いたします。

— 午前10時23分 休憩 —

— 午前10時24分 再開 —

【坂口分科会長】 分科会を再開いたします。

【堀江委員】 ありがとうございます。では、国

境離島交付金の推移を、この資料を少し説明いただけますか。

【長野観光振興課長】 ただいま、手元にお配りいたしましたのが国境離島交付金の推移でございます。左側に事業区分としまして、航路運賃低廉化でございますとか、航空路の運賃の低廉化、輸送コスト支援、滞在観光促進、雇用拡充等ということで、有人国境離島に対しまして交付金が交付されまして、それぞれ事業を推進していくというような形になっております。

上部2段目までは、名のとおり、運賃の低廉化ということで、これは本土と離島を結ぶ航路、航空路に関しまして、JRであったり、そういった運賃並みの支援を行うことで、島民の方が本土地区に来られる際の運賃について支援をしていこうというようなものでございます。

また、輸送コストにつきましても、これは離島間のいろんな貨物の輸送に関して支援をしていこうといった内容になっております。

滞在型観光促進事業、これが私ども観光振興課が所管する事業の内容になっておりまして、主に島に旅行していただく方への旅行の支援でございますとか、また、島の中の魅力づくりに取り組む市町または関係者の取組に対しまして、いわゆる素材づくりの支援をしていこうといったような経費になっております。

今回、国境離島交付金につきましては、私どもの今回の予算の中で大きく減額をさせていただいております、事業概要で文化振興・世界遺産課長からも説明があったように、令和7年度に大きく減額をしているといったような状況でございます。

その一つの影響といたしまして、国境離島交付金の交付の推移ということで、ただいま資料を配付させていただいております。令和元年度

から大体令和5年度、令和6年度ということで、この間にコロナが入ってきましたので違った動きになっておりますので、その推移ということでご覧いただければと思っております。

本県へ令和元年度に配分されている事業費の47億円に対して国から25億円の配分がなされております。これは本県に対しましては、概ね半分以上交付いただいているというような状況でございまして、令和5年度、これはコロナが明けているいろんな活動が様々始まっていると、同時に物価高というのもございまして、国費ベースで合計28億円、配分いただいているといったような状況になっております。

令和6年度も同じような配分になっておりますけれども、ここでご覧いただきたいのが、運賃低廉化事業の2つの事業、あと輸送コストを合わせたところの配分が、やはり燃油高騰等の影響もありまして、コロナ前の令和元年度の本県の配分でいきますと、運賃低廉化の2つを合わせて31%、輸送コスト31%で約6割が両事業で配分されておりまして、滞在型旅行商品につきましては13%が配分されていると。

これが現時点の状況を見ていただきますと、令和6年度でございますけれども、運賃低廉化関係の事業に40%、輸送コスト支援の関係でいきますと33%ということで、全体で73%の配分。一方、滞在型観光促進につきましては8%ということで、全体の配分額28億円というのは、令和5年度、令和6年度、変りはないんでございますけれども、全体の予算枠が変わらない中で、燃油高騰の影響がある低廉化の事業でございますとか、輸送コストの事業の方に配分されているという状況もございまして、最終的には滞在型観光促進の方が優先順位の中で落ちてしまっているといったような状況でございます。

【堀江委員】説明ありがとうございました。国境離島交付金の重点の置き方というか、そこが変わってきたことが、結果として滞在型観光促進の予算そのものが減という方向になっているということは理解しました。

そこで、来年度、令和7年度のしま旅滞在促進事業でありますとか、しま旅受入体制整備事業でありますとか、前年度と比べてこれだけ減になっているという中で、事業への影響はどういうふうになるのかということが説明できましたら答弁をお願いします。

【長野観光振興課長】令和7年度のしま旅滞在促進事業と受入体制事業の状況でございます。

令和7年度の、先ほど申し上げたように、しま旅滞在促進事業というものが、島に旅行するための旅行の支援というのが主な取組内容になっておりまして、令和6年度も同じ状況でございますが、大きく旅行支援に取り込める事業費というのは減額をしているというような状況でございます。

送客をするという意味では、宿泊客を送客するような支援は、予算が合わせてそれだけ減っているというような影響は出ております。

一方で受入れ体制でございますけれども、こちらも大きく減額をさせていただくような形になっております。こちらはどちらかというとコンテンツといいますか、素材を地域がつくっていくといったような事業になっておりまして、これは市町がどう取り組んでいくかといったところにも左右されます。ただ、全体的な交付金の減額というのが見えている中で、そちらを当てにして要求するのか、はたまた他の財源の確保に走るのかというと、どちらかというと後者の方の動きにつながっておりまして、できるだけ事業に影響がないように、他の交付金を活用

しながらやるというふうな市町のお話をお聞きしております。

ですので、影響としましては、どちらかといいますと旅行を支援するという方に大きな影響が出ているのではないかとというふうに認識をしているところでございます。

【堀江委員】島民の皆さんからすると、どちらも大事。どちらも大事という意味は、国境離島交付金の、全てのそれぞれの交付金の区分については、どちらも大事かなというふうに思います。一方でまた、多くの人が島に来てほしいというのが、多くの皆さんの思いですし、また、島に行きたいというのも、また思いだというふうに思います。

だから、財源がこういう流れの中で、どういうふうにするかということでは非常に知恵を絞るということが必要になってくるかと思えます。

今、課長が言われましたように、どんなふうに、ほかに使える財源はないかみたいなことも市町と一緒に考えて考えるという答弁がありましたけれども、その方向で現場としてはやらなければいけないのかなと思っております。

いずれにしても、これまで島に行きたいと思っていた人たちが、できるだけ島に行けるような対応というのを、厳しい財源の中でありまして、ぜひ頑張っていただきたいなということを変更して要望したいというふうに思います。

終わります。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【まきやま委員】おはようございます。

私からは、ながさきピース文化祭についてお聞きします。

まず初めに、ピース文化祭という素敵な名前をつけていただいてありがとうございます。この実施計画の中にあります基本方針の中で、6

番に「心のバリアフリーの推進」とありますけれども、このピース文化祭は、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が一緒になったものということで、この「障害者」という言葉を使うことに関してですけれども、実施計画をつくっていく過程で、何かそういった「障害者」という言葉を使うことに対して意見等出たかどうか教えてください。

【小柳ながさきピース文化祭課長】実施計画をつくっていくにあたり、「障害者」という言葉を使うことについては、特にご意見はなかったと思いますが、漢字の表記であったりとか、ひらがなにするかとか、そういったことの議論はあったものと認識しております。

【まきやま委員】海外では、クリップルドとか、ハンディキャップとか、言葉がどんどん変わってきてまして、「障害」という言葉が、通信障害とか、障害物競争とか、イメージが非常によくないというか、ネガティブなイメージがありますので、もうそろそろ日本でも「障害」という言葉を変えるきっかけにこの文化祭をしてはどうかと思うんですけれども、いかが考えますか。

【小柳ながさきピース文化祭課長】委員おっしゃいますように、そういったご意見があるというところも承知しております。国のこの文化祭の名称が、「全国障害者芸術・文化祭」という名称になっているということもありまして、今回、こういった形になっておりますが、そういったご意見があることは、国の方にもお伝えしたいと思っております。

【まきやま委員】例えば、今回、事業を見ましても、障害者と連携する事業をたくさん組んでいただいています。こういった中で障害者にかわる言葉を長崎県初でアンケートとかとってつ

くっていくという、長崎県初ということで取り組んでみてはいかがかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【小柳ながさきピース文化祭課長】アンケートについては、一応指定の様式というものがございまして、いろんな個別のことをお聞きすることは難しいところがございます。

今回、様々な専門の方々にも携わっていただいておりますので、専門の方々の意見をまずは聴き取りをしてみたいというふうに思っております。

【まきやま委員】できるだけ早く障害者という言葉にかわる、何か新しい、バリアフリーにつながるような言葉をつくっていただきますよう、強く要望いたします。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【富岡委員】歳出予算の主な内容についての中で、観光客誘致対策事業費が合計3億692万9,000円、そして航空対策費が2億6,740万2,000円ということです。

前回の委員会の概要説明の中で国際観光振興室の方で8,597万円増ということで、前回、ご質問を事前にさせていただいていた分で、新規2件が入ったことによって、こういった増が生じているということでしょうか。この新規2件の金額が合わなかったのご質問させていただいたら、スクラップ・アンド・ビルドによってこうなりましたということで、スクラップ・アンド・ビルドの内容について簡単にいいのでご説明いただけたらと思います。

【小宮国際観光振興室長】今、富岡委員からお尋ねがありました減の内容でございます。

継続事業といたしまして、インバウンドプロモーション強化事業費がございます。こちらが海外ロケに関する計上予算が事業終了というこ

ともありまして、約2,100万円減をいたしております。それから、海外向け認知度向上推進事業のうち中国向けのタイアップ事業が減となりまして、こちらが令和6年度当初予算と比較しますと、約120万円の減ということで、事業費ベースとしてはトータル約8,000万円の増という形になっております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】委員長、当初予算でやるんだけれども、基本方針を掲げておられるから、まず、基本方針のことについてから入っていいですか。

【坂口分科会長】はい、どうぞ。

【小林委員】文化観光国際部の基本方針、これを読んでみると、令和7年度は「新しい長崎県づくり」のビジョンの、いわゆるおおよそ10年後のあるべき姿の実現に向けと、こういうことを言っているわけだけれども、「新しい長崎県づくり」のビジョンということと、総合計画の関係の中で、これは果たしていかなものかと。やっぱり総合計画の最終年度にかかっているけれども、これから「新しい長崎県づくり」のビジョンについては、10年後のこれからというのが、なかなか見えにくいと。そうすると、総合計画は令和8年度から新しくスタートすると。この中に一緒にタイアップしながらやっていくべきだと、こんなようなことを本会議で主張し、また、それは大体理解していただいていると思っているわけだよ。

そういう状況の中で今から変わろうかとしている時に、「新しい長崎県づくり」のビジョンとその実現に向けて文化観光国際部は、以下のような、いわゆる主たる計上事業をやっているというようにことだろうけれども、土木部はなかったかもしれないが、基本方針の中に、この「新しい長崎県づくり」のビジョンと、この実

現に向けて、県民生活環境部の資料にも書いてあるけれども、これは上からこういうふうに書けと言っているのか、あなたたちが好んで書いているのか。この「新しい長崎県づくり」のビジョンが基本方針になっているわけだね、文化観光国際部の。この点についてはどう考えているか。

【園田文化振興・世界遺産課長】基本方針の最初の書き方については、一応、庁内でこのような見本といいますか、こういった書き方ということでございます。

ビジョンと総合計画との関係ということでございますが、総合計画は県政の指針の考え方を示すもので、総合行政である県の全分野を概ね網羅しており、県政運営の基本的な計画というような位置づけでございます。

一方、ビジョンにつきましては、計画という位置づけではなく、県内外の多方面から選ばれる長崎県の実現に向けて、子どもや交流など、今後注力していきたい分野、4分野に特化して概ね10年後のありたい姿と、その実現に向けた施策の方向性をわかりやすくお示ししているものでございます。

ビジョンに掲げておりますありたい姿の実現に向けて、県総合計画の方向性に沿って、さらに力強く推進してまいりたいと思っております。

なお、文化観光国際部において取り組んでいるビジョンの交流については、現総合計画の基本戦略において、「交流人口の拡大」という方向性が示してありまして、例えば、交流分野のビジョン特別事業、マニアが集う長崎県プロジェクト費におきましては、基本戦略2-2 交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む、施策1の地域に新たな価値を付加する戦略ある観光まちづくりの推進、施策2 県産品のブランド化と

販路拡大、基本戦略3-2 地域の特徴や資源を生かし、夢や希望の持てるまちをつくる、施策5 特色ある文化資源、スポーツによる地域活性化に位置づけて事業を推進しているところでございます。

【小林委員】総合計画の違いとビジョンの違いを長々と言っているようだけれども、総合計画の持つ意義、ビジョンの考え方、こういうことはわかっているつもりなんだ。

それで、文化観光国際部が「新しい長崎県づくり」のビジョンと、10年後を見据えているという計画を立てているというようなことなのか、10年後のあるべき姿というものを、はっきりこうやって言うことができるのかと。もう2年、3年、1年後だってわからんと。こういう変化の、先が見えない不透明な状況の中で、10年間をどういうふうにやっていくのか。こういうことから総合計画の5年間の中できちん、きちん事業を整理して、ビジョンの考え方も新たな総合計画の中に入れていくというようなことから、まだこんなことを言っているのかと。「新しい長崎県づくり」のビジョン、概ね10年後のあるべき姿、選ばれる長崎県と。

こういうキャッチフレーズ、言葉はわかるけれども、確かに4つの事業の中で、交流というところが文化観光国際部が捉えるべきだということ、わからんわけではないが、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現ということを基本方針の中に明らかにしていくと。じゃ、10年後のビジョンの実現に向けて文化観光国際部の基本的な方針はそうだから、全部、主な計上事業というのは、そういうようなことを実現させるためにやっている、と、こういうふうにとられてしまうわけだけれども、決して今やっているような事業というのは、10年後のビジョンの

実現に向けてというふうに全然考えられないわけだよ。

だから、いわゆる上の方からとか、あるいは財政課なのかどこなのかわからんが、こういうワンパターンの、こういうような基本方針をなんか上から押しつけてくるような状況で、こういうことがまさに令和7年度の新しい今からの事業計画の中で、また、予算の計上の中で、この長崎県づくりのビジョンということについては、もう少し表現を変えとか、総合計画との一体性とか、そういうようなところで、もう少しその辺のところをきちんとしてもらわんといかんと思います。

これは部長、今、主管課長がそうやってビジョンと総合計画について、なかなか苦しい答弁をしているようだけれども、あなたも本会議場でこの議論は聞いていると思うんだよ。だから、文化観光国際部は、あくまでも「新しい長崎県づくり」のビジョンを目指しているんな事業計画を立てているのか、この辺はどうかということだけを教えてもらいたい。

【伊達文化観光国際部長】まず、「新しい長崎県づくり」のビジョンというのは、4つの分野の大きな方向性を掲げております。その中で我が文化観光国際部ににつきましては、交流分野を主に所管しております。

交流分野については、先ほど小林委員からお話がありましたように、一つには、世界各地から外国人観光客、そして留学生等呼んで活気あふれるような状況をつくり出していくとか、ノマドワーカー、ワーケーションの推進でございますとか、釣りやアニメなどの聖地化を図って多くの観光客の皆さん、ファンの皆様においていただくというようなことを想定しております。そのため、ありがたい姿実現に向けた施策の

方向性も掲げさせていただいております。

そしてまた、総合計画につきましても、その中の基本戦略の一つとして交流人口を拡大して海外の活力を取り込んでいくということの中に魅力ある観光まちづくりの推進ということを掲げております。

我々としましては、この総合計画、これは県全体の県政の指針を示すものでございますが、それと今回のこのビジョンの交流の目指すべきところというのは、ほぼ、おおむね一致しているような考え方ではないかというふうに思っております。

【小林委員】総合計画とビジョンの違いが、部長たるものが、このくらいの捉え方しかしてないのかと。何が、どこが一致しているのか。総合計画は5年間ということをきちんと日程を決めて、そして大体3年間で見直すと。それで3年間で実績が上がらないものについてはチェンジと。こういうような基本的な姿勢の中で、やっぱり結果を大事にしているわけだよ。

ビジョンというのは、まさに計画ではなくて、あり方とか、そういうようなことを言っていて、そこに数値目標もなければ、数字的な活動も入ってないわけだよ。

それで、このビジョンについては、10年間で幾ら予算がかかるかということについても明らかにしてない。そんなものと総合計画と一緒にではできないわけで、お互いの、総合計画のプラスとビジョンのプラスを一緒にタイアップしてこれからやってもらいたいと、こう言っているわけだよ。だから、その点についてはお互いが了解しているところです。

だから、この基本方針の中に、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現のためと、こういうことがもろに出てくると、なんかビジョンの

そういうところに重きをなして、10年後の政策目標とか成果、そういうものが全然見えないわけだから、そういうところはちょっと違いうだろうと。この辺はひとつ考えてもらいたいと。

だけど、これは上から言うた、書けということだから、あなた方も苦しい立場で、その説明を求められれば、今みたいな、ビジョンとはこういうこと、総合計画とはこういうことというような形でワンパターンの答えしか返ってこないわけだよ。

だから、こういうビジョンの実現に向けた文化観光国際部の、じゃ、10年後にどういうふうにするのかと。当然、10年後の数値目標も出してもらわんばいかん、予算はこれだけ10年後はかかると、こういうのも出してもらわんばいかん。そういう成果指標とか、そういうものがでてない状況の中で審議なんかできないし、君たちがまず計画表をつくることができないわけだよ。

だから、今、令和7年度でこんな事業を行いますというようなことで出している、単年度で出しているわけで、こういうところをきちんとやってもらうということで総合計画の数値目標とかそういうものにつなげていくということで、文化観光国際部のこれから審議するいろんな計画をしっかりとやってもらいたいと。ビジョンの実現のためだけにやっているわけではないわけだから、この辺の考え方を明らかにしてもらわんと。

何といっても基本方針だから、令和7年度の予算を我々が審議する上において、こういう基本方針は、とっても大事なことなんだ。だから、ビジョンを実現するためだけのそういう計画というようなことであれば、これは根幹から違うと思うんだよ。だから、そこだけはひとつご理

解をいただきながら、次の質問に移っていききたいと思います。

それでは、令和7年度に主な事業として計上されているもの、先ほど主管課長からも話があったが、マニアが集う長崎プロジェクト費が5,700万円となっておりまして、観光振興課からも、物産ブランド推進課からもそういうことで予算が出るようになっている。このマニアが集う長崎プロジェクト費は、まさにこのビジョンの一番のうたい文句みたいなことだけれども、ただ、4つのビジョンの中での交流、これがこの中のマニアが集う長崎県プロジェクト費として計上しているんじゃないかと思うけれども、これは何をやるんですか。3つの課、文化振興・世界遺産課、観光振興課と物産ブランド推進課、こういうのが揃ってどういうことをやろうとしているんですか。

【園田文化振興・世界遺産課長】マニアが集う長崎プロジェクト費の中で文化振興・世界遺産課において、書店で実施する事業についてご説明させていただきます。

文化振興・世界遺産課においては、県内外の方々に本県ゆかりの小説などを知っていただくために、県内外の書店での書店フェア、あと、長崎県内の漫画家さんとか、いろんな作家さんを知っていただくための企画展、アニメ・漫画展の実施、あと、長崎県内を舞台とした作品の創作をしていただくための「描いてみんな！長崎」事業、市町と連携して、長崎県の魅力ある場所等の売り込みを行う市町と出版社のマッチング支援というようなことを実施する予定にしております。

【小林委員】新規として、これだけのマニアが集う長崎プロジェクト費として5,700万円を上げておるけれども、今の説明ではようわからん。

ここに書いてあるように、本県を舞台としたアニメ、小説、映画等の制作支援となっているけれども、アニメ、小説、映画等の制作支援というのは、どこに、どれだけの支援をするのかということが計画として当然あっておかねばならんと思うんだけど、それはあるんですか、そういうものが、どうですか。

【長野観光振興課長】マニアが集う長崎プロジェクトでございますけれども、この事業の組立てというのが、一つは小説であったり、お酒であったり、いろんな趣味、嗜好に合わせて素材をつくるということ。それをロケなどを通じて、いわゆるマスコミにプロモーションをかけていくといったような手法で、人にどんとんPRをして呼び込んでいこうというような、全体としてはそういった立てつけでやらせていただいております。

今回、アニメということで、アニメツーリズムの推進というのが、様々な趣味、趣向の中で、映画でございますとか、テレビ番組、いろいろドラマとかもございますけれども、その中で一つ、最近、アニメが長崎を舞台として取り上げられ、それが映像として劇場等で放映されるといった動きも出てきています。こういったコンテンツを使って、来年度におきましてはアニメツーリズムの推進ということで、聖地巡礼のツアーでございますとか、長崎に来ていただいた時に地元の方と来ていただいたファンとの交流イベントなんかを実施するような計画を立てております。

ただ、具体的な作品名に関しましては、著作権の関係もありまして具体的には申し上げられる状況には今ないんですけれども、そういった作品の力を使って長崎に人を呼び込もうということの経費について今回計上させていただいて

いるというような状況でございます。

【小林委員】だから、事業計画は、今、話を聞いてみて、どれくらいしっかりしたものがあるのかと。当然、予算を計上して何に幾ら使うということで厳しい財政の中から認められた事業なんだから、それだけの中身がね、もうちょっと委員会等で我々にわかりやすいような、これをもってどれだけの成果を上げるんだというようなことが、やっぱり成果が見えるように、当然、総合計画の中でチェックはされると思うんだけど、そういうものが明らかにならないと、こうやって予算をせっかく計上していただいているけれども、我々としては、はいわかりましたと、そんなチェック機能じゃどうにもならないと思うんだよ。

だから、ここで計上する以上は、もっと中身の濃いものを、そしてどんな目的で、何を結果として明らかにできるのかというようなことをちゃんと予算の中で、事業の中で、委員会に自信を持って明らかにしていただけるようなことでないといかんと。これはまだあやふやな状況ではなかろうかと、本当はこんな予算なんか認めたらね、県議会が笑われると思うんだよ。あんまりなめたらいかんと思うんだよ、我々をなめたらいかんと思うんだよ。なんでもかんでも賛成するから、こういうふうな結果になるんだけど、基本的に一緒になって長崎県を盛り上げていこうということについては、考え方は変りはないけれども、もうちょっと内容の、マニアが集う長崎プロジェクト費と、このマニアが集うということなんかの新しいキャッチフレーズが出てるんだよ。いかにして長崎県に人を呼んでくるか、お金を落としていただくかというようなことをいろいろ考えていただいているとは思っただけでも、中身がよく見えない。

こういうようなことでは、いかんともしがたいと。計上した分の中身は相当詰めていかなければいかんところがあるんじゃないかと思うわけだよ。

だから、観光振興課長が中心になって、主管課長もあることだし、物産ブランド推進課と一緒に、もうちょっと次の議会では、このマニアが集う長崎プロジェクト費というのは、こういう内容でやるよということを明らかにせんと、今回は5,700万円という予算を確保しているようだけれども、この辺はしっかりやってもらうことを特に強く申し上げておきたいと思います。

それから、文化観光国際部であるから、この予算を見てみると、観光客をいかにして呼び込むかと、内外からということと同時に、インバウンドを見逃すわけにはいかんと思うんだよ。こういう状況からしてみても、長崎県の観光客はコロナ以降どういうふうになっているのかということも、我々としては非常に関心があるところです。特に新幹線ができてから、新幹線が、なんといいですか、長崎県へ観光客を呼び込む上において非常に大きな役割を果たしている、ということが言われているわけです。

そういう点からしてみても、コロナ以降、長崎県の観光客の姿はどうなっているのか、新幹線もできたと、こういう環境の変化の中で、コロナ以降、どういうふうに取り戻しているのか。

今まで長崎県は、たしか平成30年、この辺がピークだったと思う、コロナが始まる前、コロナが令和元年頃だとすれば、平成30年頃が一番ピークだったんじゃないかと思うんだよ、宿泊客にしても、消費額についても。確かに国体があったり、あるいは2つの世界遺産があったり、いろいろ取り巻く環境もすばらしかった、コロ

ナの前は。しかし、コロナ以降、観光客が平成30年のピークに比べて今どのくらいになっているのか。そういうことを、通告はしていないけれども、その辺のことについてお答えすることが出来ますか。

【小宮国際観光振興室長】コロナ以前からこれまでのインバウンドの推移についてのお尋ねでございます。

小林委員ご指摘のとおり、平成30年、2018年がインバウンドの数は最高でございますが、延べ宿泊者数で見ますと、年間で約836万人泊のお客様をお迎えしてきたというのが過去最高でございます。外国からのインバウンドで申しますと、このうち93万人泊となっております。その後、がんばらんば国体以降、世界遺産の登録、それから新幹線の開業等ございまして、令和2年、2020年以降、コロナということで3年間ほぼゼロの状況でございました。昨年、令和5年のインバウンドが約46万3,000人泊でございます。令和6年の1月から12月までに約60万1,000人泊のインバウンドを受け入れているという状況でございます。

【小林委員】インバウンドが60万1,000人泊と、それが今と、こういうことになっているわけだね。そうすると、これから長崎県がインバウンドについても、もっともっと乗り出していただかなければいけないし、日本人の、国内のいわゆる観光客を長崎県にも引っ張ってこんといかんと。だから、今、インバウンドの話は出たけれども、観光振興課長、準備はできたか、コロナ以降、最近はどういうふうな観光客の数になっているのか。今、小宮課長から836万人泊とか、日本人で県内に来てくれたお客さんの数が、平成30年にそれくらいじゃないかと。インバウンドがこんな数字で来てくれたら大変ありがた

いけれども、そういう点からして、今、観光客が一番ピークの836万人泊の時に、現時点でどれくらいになっていますか。

【長野観光振興課長】先ほど国際観光振興室長からも答弁がありましたように、平成30年度が約800万人泊を超える宿泊客でございます。令和6年は集計中でございますので、令和5年の最新の数字でいきますと、732万5,000人泊というような状況でございます。コロナ前の一番ピークの時に比べますと、まだ9割程度といったような状況です。

ただ、コロナの時には、これが800万人泊の半分の440万人泊といったような大きな減がございましたので、そこから徐々に国内を含め、回復しているというような状況でございます。

今年度も、これまで全国の状況でもございませけれども、インバウンドを中心に都市部が回復の傾向が非常に強いというような状況でございます。国内でコロナが明けて回復傾向にあったんですけども、その後、徐々にインバウンドも含めて近年では多くの方がいらっしゃっております。

ただ、地方部においては、やはりインバウンドの戻りというものが差がございまして、これは国の統計になりますけれども、大都市と地方圏を比べると、伸び率としましては大きな差が出てきているというような状況でございます。

【小林委員】9割ぐらいが戻ってきているということで、これは大変、正直に新幹線等の後押しもあったかもしれないが、やっぱり頑張っているというところ。ということで国内の観光客が令和5年で732万人と、一番ピークが800万人泊だったと。こう考えた時に大分近づいてきているということで、新幹線もできた、環境も整備されている。ぜひそういう形の中でこれが

らやってもらいたいと思います。

一番大事なことは、これから国際観光振興室、この辺の動きが大変重要になってくると思うんです。今、インバウンドが相当な数になってきている。それをいかにして長崎県に呼び込むかと。今、インバウンドはどこに行っているかというと、東京、大阪、京都の三大都市に集まって、なかなか地方に分散しないと。そういう点から考えていけば、地方は、いかにしてインバウンドを呼び込むかと、こういう誘客をやっていかなくちゃいかんと。

そういうところから考えると、この予算の中に結構ですね、国際観光振興室8,461万4,000円と秀でた予算が計上されている。これは説明を読むと、団体で来る旅行よりも個人で来る旅行と、こういうものにこれからバックアップしていこうじゃないかというような国際観光振興室の狙いがあるようだけれども、この辺の動きを少し国際観光振興室長に説明をしていただきたいと思います。

【小宮国際観光振興室長】今、小林委員からお尋ねがありました長崎県FIT誘客インバウンド推進事業費について、ご説明をいたします。

今回、この新規事業に着目いたしましたのが、小林委員もご指摘されましたように、海外からお見えになるお客様の85%が個人旅行者、FITの方ということで観光庁の統計データがございます。また、この外国人旅行者の84%の方がWebサイトで行き先、航空チケット、宿泊のホテル等を検索、予約しているというような状況でございます。

今回、8,461万4,000円を計上いたしております新規事業の内容につきましては、まず、海外のお客様が利用されている大手のOTAサイト、このOTAサイトについては富岡委員の一般質

問にもございましたけれども、オンライン・トラベル・エージェントということで、実店舗を持たない、オンライン上のみでチケットの予約販売を行う旅行会社でございます。このOTAの県内の宿泊、旅館・ホテル、それから飲食店等への登録を促進するための説明会、セミナーの開催経費として800万円を計上しております。

それから、海外のOTAで掲出する様々な広告を発信するための特集記事の制作が1,570万円、これは4つの言語、中国語が繁体字、簡体字、それから韓国語、英語の4つの言語で制作を予定いたしております。

次に、特集記事を制作した後、これをOTAやSNSに広告として掲出する、こちらが3,420万円を計上いたしております。こちら、年度の前半にこういった特集記事を制作いたしまして、県内の様々なイベント、祭り等のタイミングを見て、年度後半から広告を掲出するという計画をいたしております。

次に、多言語によるデジタルパンフレットの制作及び現地セールスということで、1,971万4,000円を計上いたしております。こちらは、これまでパンフレット等紙の媒体でセールス、説明を行ってございましたけれども、紙の媒体を嫌う旅行者または旅行代理店等もございますので、今後はデジタル化を図りながら、中国、韓国、香港、台湾、それぞれの地域、国ごとに訴求されるコンテンツに合わせて組換えを行いながら効果的に情報発信を行ってまいりたいということで計画いたしております。

最後に、こちら3か年事業でございますので、7年度、8年度、9年度の3か年にどのような事業を実施するかということで、7年度につきましても効果測定、全体の分析・評価等を行う経費として事務費も合わせて約700万円を計上いた

しております。こちらが全体の事業費の概要でございます。

【小林委員】計画がよく固まっている感じがしますね、要は結果だ。7、8、9年度の3年間で目標を達成したいと。確かにテレビなんかでもよく言っているよ、団体よりも個人ということで、狙い目としては、これだけの予算に値するような内容ではないかと思っております。だから、要は結果を出してもらおうと。

こういうようなことで、特に国際観光振興室においては、新規事業として長崎空港が開業してから50周年を迎えると。こういうことで国際路線就航の事業促進プロジェクトというようなことも考えておられる。

その中で前から説明があっているけれども、パスポートをつくってもらって、それに支援をしていく等々で、約2,800万円に近いような予算が計上されているけれども、この辺の取組についてはどういうふうになっていますか。

【小宮国際観光振興室長】小林委員からお尋ねがありました国際路線就航利用促進プロジェクト費2,788万2,000円は、11月定例会の補正予算で事業を計上いたしましたパスポートに係る県民の皆様への補助事業について、令和7年度も新規事業として計上いたしております。こちらが1,768万円、補助の上限額としては一人当たり1万900円となっております。

次に、空港利用促進PR費として1,020万2,000円を計上いたしております。こちらは長崎空港開港50周年を契機とした国際航空路線の利用促進、ソウル線、上海線の利用促進に向けたPR等を実施するという計画でございます。

【小林委員】そういうような形で、このインバウンド対策というのが非常に際立っているわけだよ。インバウンドで相当来ていると、来てい

るけれども、地方に誘客ができていないと。だから、福岡の空港から長崎に新幹線を使って来てもいいし、直行で来てもらってもいいわけだけれども、そういう取組、特に長崎空港は開港50周年という一つの転機を迎えるわけだから、そういうようなところでたっぴりとした予算をそれなりに結果につなげていただかなければいけないと思うわけです。

そこでお尋ねしますが、今、インバウンドは長崎県にどのくらい来ているのか。宿泊する、これがどのくらいの数字になっているのか、この辺はわかりますか。

【小宮国際観光振興室長】令和6年の速報値が観光庁から発表されておりますので、把握している範囲内で申し上げますと、令和6年1月から12月までの年間で約60万1,000人のインバウンド客をお迎えしております。国・地域別の値で見ますと、このうち最も多いのが韓国からのお客様で約14万9,000人、率にして29.6%でございます。次に、台湾からのお客様が約8万1,000人、率にして16%。次に、アメリカからのお客様で約3万9,000人、7.8%。香港からのお客様が約3万8,000人、7.6%。中国からのお客様が約3万7,000人で7.3%という内訳でございます。

【小林委員】私の地元の大村には長崎空港があるわけで、空港に関しては人一倍関心を持っているわけだよ。

以前に配られた「アジア・国際戦略」行動計画の概要を見てみると、「アジア・国際戦略」行動計画の目標ということで、戦略の方向性を示すため、インバウンド誘致、県産品の輸出、外国人材受入れの分野ごとに5年後の数値目標を設定していますと。

こういうことでこの行動計画を見てみると、アクションプランを見てみると、インバウンド

誘致、外国人の延べ宿泊者人数の目標値が令和7年度までに125万人ということになっているわけだよ。今の説明では、その速報値が国の観光の統計で出ているようだけれども、60万人と、半分もいってないじゃないか。これはどういうことなのか。

インバウンド誘致については、こうやって行動計画を明らかにして、こういう資料もきちんとやっているけれども、確かにコロナがあったことも事実、そういうことで大変だったことはよくわかるけれども、基準値が平成30年、さっきから言っているようなそういう状態で93万人、目標値が125万人。しかしながら、現在は125万人にほど遠い60万人になっていると。ここについてはどういう考え方を持っているか。

【小宮国際観光振興室長】「アジア・国際戦略」行動計画におきましては、小林委員ご指摘のとおり、令和7年度が最終年度ということで、125万人の計画を掲げております。こちらは国における訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とする目標が設定されております。本県におきましても、この国の伸び率を参考に、平成30年の93万人を基準値といたしまして、令和7年の125万人を算出したところでございます。

令和6年につきましては、119万人の目標に対して国の統計で見ますと約60万人ということで約半数にとどまったところではありますけれども、引き続き、九州各県、福岡はじめ、熊本、大分が順調にインバウンドが伸びておりますので、私どももしっかりと国際航空路線の誘致、それからクルーズ客船の誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】計画の内容だけが先走って、それに伴う結果がついてこない。我々は、投資対効果ということで議会はチェックせんといかん

と。あなた方も、そういう目標値というのは、できないことを最初からやるわけではないわけです。あくまでも、これだけのことはせんといかん、これだけのことはできるということで目標値をきちんと明らかにして文書を配っておるわけだよ。

ところが、7割ぐらいいったかな、8割ぐらいいったかなと、この辺までは理解をせんといかんと思うけれども、今言うように125万人の目標値が、現時点においては、令和7年度まであと1年間あるけれども、これが60万人だよ、もうコロナは超えているわけだよ。そういう状況から、もっと取組を考えなければならんという時に、外国人の方々が来たい長崎、そういうことをするためには、まず入り口の長崎空港が開港50年という一つの区切りを迎えるので、この国際線ターミナルとか、こういうところをもうちょっときちんとしていただかなければいかんし、後で言うけれども、長崎空港の免税店とか、とにかく老朽化している、それから狭い、出国まで時間がかかり過ぎると、こういうことを抜きにして、外国人の延べ宿泊者を増やしてくださいと、外国人のいわゆるインバウンドを長崎県に呼び込むとか、こんなことを口で言うても、現実にはなかなかほど遠いような現状があるんだよ、それはみんなわかっていると思うんだよ。

こんなところに全然手をつけないで、ただ数値目標だけ、どんどん上げてきて、予算は使いながら結果を出しきらんと。こういうことはもうこれまでにしてもらって、これからきちんとしていただかなければいかんと思うんだよ。

国際線ターミナルについては、非常に老朽化している、狭い、免税店に至っては、ちょっと見る影もない。こんなことを放置しとっていいのかどうか、この辺のところについては誰が

責任を持ってやるのか。この辺のところをもう少し前向きな姿勢でやってもらわんと、インバウンドを呼び込む、呼び込むと言いながら、環境整備が全然できとらん。これをずっとしながら、今のままではいかんともしがたい。実際にインバウンドの数は増えてきている、いかに地方に呼び込むかと。やっぱり長崎県に来てもらうためには、それだけの空港整備をきちんとやっていただかなければいけないと。そういう点についてはどういうふうな捉え方をしているのかと、この辺のところは誰が答えますか。

【小宮国際観光振興室長】長崎空港の国際線ターミナルにつきましては、小林委員ご指摘のとおり、老朽化、狭隘化が著しいというご指摘を受けて、もう数年経過しております。国際線を誘致する私どもとしても、今、上海線、中国東方航空が月曜と金曜のフライト、それから大韓航空のソウル線、仁川国際空港が月曜、木曜、土曜、日曜の4便でございます。将来的には増便、また、ソウル線についてはデイリー化を含めての今後の協議ということですが、今後、香港線の復活等、ほかの国、地域からのチャーター便の誘致、定期便化を見据えた時に、どのような国際線の機能または施設等を整備していくかということについては、国の関係機関でありますとか、長崎空港ビルディング様はじめ、空港関係者の皆様とも継続して協議をしまいたいと思っておりますし、地域振興部が所管いたしておりますので、一体となって今後の計画について協議を進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】言葉だけで終わることがないように。伊達部長、本当は君から答えんといかん、こういうことは。大体がわかっとならずだよ。長崎空港の国際線と、これが老朽化している、

あるいは狭隘である、免税店に至っては面影もないと。一番大事な出国に対して時間がかかり過ぎると。こういう、もうないないばかりなんだよ。これで外国人を呼び込めと言っている方が無理なんだよ。

こんな状況の中で計画を立てて、結局、予算を執行したとしても、結果が出ないと。我々議会としては、さっきも言ったように投資対効果、県民の血税からあなたたちの事業が、そこに展開されるわけだよ。

だから、お客さんが来やすい環境にあるかと、こういう点を考えた時に、言うばかりで、こういうことに全然手をつけきらん。

ちょっと尋ねるけれども、狭隘化、老朽化、こういうところで免税店の品数も少ない、見る影もないということを言われている。出国に時間がかかり過ぎると、こういうような形で24時間空港とか我々は願っているけれども、なかなかやっぱり取り組む環境が長崎空港の国際線ターミナルのあり方については、特にここは全体的な改修が望まれておるけれども、ここのところは手早くやってもらわないと、言うばかりということになってしまう。これだけの予算をかけて国際観光振興室は一体何をやっているのかということで、文化観光国際部は口だけの部であると、こういうことを言われてもしょうがないだろう。この辺のところについてはどうするのか、この取組は。今のような小宮室長の答弁でいいのかどうか、この辺についてはどう考えるか。部長、教えてください。

【伊達文化観光国際部長】今、小林委員からお話がありましたように、これだけインバウンド需要が高まっている中で、観光立県長崎をしっかりと推進していくためには、インバウンドの推進をさらに強力に進めていく必要があるものと

考えております。

そのためには、外国人に好まれる観光コンテンツもそうですけれども、受入れ環境の整備、そして空港をはじめとする物理的な受入れをしっかりと取り組んでいく必要があるものというふうに考えております。

先ほど、国際観光振興室長から話がありましたけれども、我々、今回、50年という節目の年を迎えますし、令和7年度というのは文化観光国際部にとって大きな節目の年であります。これは国、そしてNABIC、さらには観光関係事業者、団体の方ともしっかりと連携しながら、こういった環境整備をいま一度しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますし、空港の整備についても国とも協議しながら、そして地域振興部とも議論しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】部長ね、あなたもうちょっと答弁した方がいいぞ。声は上等だし、なかなかしっかりしたこと言うんだよ、言うだけはな、あとは実行だ。そういうことからして、本会議場に座ったたらね、君の声が一番よう響く、なかなか声がいい、道を間違うたんじゃないか。

そういうことで冗談は抜きにして、インバウンドが125万人があなたたちのアクションプランだよ、これが目標値だったんだ。これが今60万人ぐらいしかないと。その背景には空港を取り巻く状況もあるんだよと、現実にはこういう状況ですよという問題点を明らかにしたところで、その問題点をあなたもちゃんとわかっておるわけだよ。

だから、そういう点でなかなか国際線ターミナルを改築するとか、いろいろ言うことは簡単だけれども、やっぱりそれなりの予算がかかる。開港したのが昭和50年5月1日、そういう点から

考えていけば目の前なんだよ、50周年は。

だから、こういう機会に、もうちょっとやっぱり政治力を発揮して、こういうところに何ら手をつけずに外国人誘致を語るわけにはいけないと思うんだよ。

だから、免税店、狭隘、それから出国時間、こういうような問題点として上げたことをきちんとクリアしていただかないと、インバウンド誘致はなかなか難しいんじゃないかと、こういうことを申し上げておきたいと思います。

それから、小宮室長、今、中国便が週2便だよ。月曜日と金曜日、前は水曜日かなんかがあったと思うんだよ。(発言する者あり)

【坂口分科会長】審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き文化観光国際部の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 1 時 3 3 分 休憩 —

— 午後 1 時 2 9 分 再開 —

【坂口分科会長】分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】午前中、質問の途中でありましたので、継続して質問をいたします。

まず、小宮室長のところで、今とにかくインバウンドが全体的に、また全国的に増えているんだと。長崎県においても、ぜひとも誘致をやらなければならないと、やっぱり引き込んでいかなければいかんと。引き込むためには、それなりの空港の環境整備をやっていただかないと、なかなかうまくいかないと、こんなことを言っておったわけですね。

そのことについては先ほど部長から前向きな発言があったと認識していますので、いわゆる開港50周年という一つの大きな契機を迎えますから、これからどういう取組をしていただけるかと、こう考えますが、先ほど途中になりました、中国から長崎が再開して今週2便になっていると。これを何とか週3便にやることのできないのかと。今、香港はずっと休便のまま。こういう状況の中で台湾かれこれの話が出ては消え、消えては出てくるという状況でありますけれども、何とかしてもらおうという前に、可能性として一番高いのは、中国を3便にすると、元に戻すというようなことで、その可能性はないのかどうか。

これはなんといってもこれを実現するためには、長崎県から上海に向けての、インばかり言っているけれども、アウトバウンドも考えていかなくちゃいかなじゃないかと。このアウトの取組方としてパスポートを支援するとか、かれこれさっきから話がありますけれども、まず、中国の週3便について、あと1便増やす、こういうことについての取組はいかがかということをお尋ねしたいと思います。

【小宮国際観光振興室長】上海線につきましては、月曜日と金曜日で週2便、運航いたしております。以前は水曜日にも就航いたしておりましたので、私も昨年4月に国際観光振興室長を拝命して以降、何度となく上海を訪問いたしまして中国東方航空と協議を重ねてまいりました。

今年は、長崎空港開港50周年という節目の年でもありますので、私どもも今回予算を確保いたしまして、県民の翼のような、県民の皆様がアウトバウンドで中国東方航空、それからソウルの大韓航空に搭乗して、それぞれの国、地域と交流を深めるということで、企画の運航を各

航空会社にも相談して実施してまいりたいと考えております。

また、中国で申し上げますと、今年は中国駐長崎総領事館の設置40周年の節目の年でもありますので、こういった機会を捉えて多くの県民の皆様が中国東方航空を利用して上海へ訪問する機会をつくってまいりたいと考えております。

【小林委員】だから、50周年とか40周年とか、そういうことで節目に当たっているという、いい年を迎えているわけだよ。だから、やっぱりインバウンドだけでなく、アウトバウンドを考えていかなければいけないと。そのために県民の翼的なものを考えていると、これも一つの前進じゃないかと思います。

やっぱり中国側にとっても、長崎県まで送っても、その便に、いわゆる長崎に着いた飛行機に、長崎から上海に向かって乗る人がいないと。こんなことがずっと続いていると。これではやっぱり便数を増やすことは不可能と、これは当然だと思うんです。

そのところをどうするかというところで、先ほどから新規事業がいろいろと考えられていると。これで成果を出してもらおうように、今はもう台湾とかかれこれもあるけれども、まず、香港便を早く再開できるようにすること、それから中国を3便に戻すこと。これに全力を挙げてもらおうことを強く要望しておきたいと思います。

それから、部長、先ほどから言っているように、長崎空港の国際線の狭隘化とか、あるいは老朽化とか、免税店とか、あるいは出国手続、そういう一番必要なものが非常に遅れをとっていると、環境整備が全然できとらんと、こういうふうに言っておりましたが、私が一般質問で

質問した時に、令和5年のいわゆるインバウンドの国際線をどれくらい使ったかというところで、令和5年で、なんと1,000人にも届かない529名だよ。宮崎空港は約9,400人、佐賀空港が2万4,000人、鹿児島空港が2万6,000人と。乗降客のそういう数を考える時に、なんと長崎空港は1,000人にも満たない529名、こういう数字が令和5年度として明らかに最下位ですよと、こういうのが出ております。

そうすると、令和6年度、今だけでも、令和6年度は何名くらいになっているか。この529名から令和6年度はどれくらいになっているか、その資料がありますか、速報値かなんか来てますかどうですか、質問します。

【小宮国際観光振興室長】法務省の入国管理の統計データによりますと、長崎空港での外国人入国者数につきましては、速報値で1万775人という数字を把握いたしております。

11月定例会の一般質問で小林議員からご指摘がありました鹿児島、佐賀、宮崎の3つの空港について、令和5年と令和6年を比較して申し上げます。鹿児島空港が2万5,908人に対しまして7万366人、佐賀空港が2万3,868人に対しまして6万1,440人、宮崎空港が9,408人に対しまして2万386人、長崎空港は令和5年1月から12月までの529人に対しまして令和6年が1万775人となっております。

【小林委員】今、こういう数字を聞いて、あなた方は何とも思わんかと。宮崎空港にも負けている、佐賀空港にも負けている。こういう状況は本当にいかんともしがたいと。確かに、529名が1万775人と今おっしゃった、こういう数字になっている努力はわかるけれども、しかし、九州の他の空港は、鹿児島、佐賀、熊本、宮崎、こういうところと比べた時に、ちょっと長崎空

港の落ち込みは尋常じゃないと。これはみんな、考えてくれよ、本当に。こんな数字が出ているわけだよ。それでインバウンドを頑張ります、そういうようなことを声高らかに言っているけれども、こんな状況の中で一体何をやっているのかと言われても仕方がないと思うんだよ。だから、ここはやっぱり文化観光国際部として真剣に取り組まんといかんと。

もしIRが実現しておったならば、あの当時、空港全体を改築する、リニューアルという考え方の中にあったわけだよ。しかし、残念ながら、IRが今のような状況になって、それから空港の話がだんだん、だんだん静かになってきたわけだよ。しかし、何としても国際線のこれだけの絶対数が上がっているわけだから、これをやっぱり長崎県に誘致をするということから考えていけば、環境整備をやっていかなきゃいかんと。しかも、実際的にそういう国際線の空港をどういうように九州だけで活用しているかという数字が明らかになってきて、なんと長崎空港は最下位で何万人と差がついている。ちょっといかなものかと。こういう責任はね、感じてもらわなきゃいかんと思うんだよ。

だから、この1万775名が今のままの状況の中で、これが他県の空港と同じように肩を並べることができるのかと、こう考えていくと、いかんともしがたいと、こう思うわけです。やっぱりこれは何とか手を打たにゃいかんと。こういうようなことについて、政策監、あなたの方からきちんと答弁を聞いて、この問題について終わりたいと思います。

【村田文化観光国際部政策監】今、小林委員からございましたご指摘、私どもも大変重く受け止めておりまして、そうしたことから来年度、新規予算を拡充いたしまして対応を図っていく

ということでございます。

新規路線の誘致につきましては、各エリア、お話がありました香港、台湾にも足しげく通いまして関係者と協議を進めているところでございます。

まだまだ結果は出ておりませんが、今回の新規予算につきましても、長崎の知名度を上げることによって新規の就航にもつながっていくものというふうに私ども期待をし、予算を計上しているところでございます。

いずれにいたしましても、この数字を何とか他の九州の空港に肩を並べられるように引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと思います。

【小林委員】お願いします。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【浅田委員】同じ質問もあろうかと思いますが、私の方からも何点かお伺いをさせていただければと思います。

まず、被爆80年事業補助金についてお伺いをさせていただきます。

500万円ほど計上されているんですが、この中で補助事業というものをどのように捉えているのか。内容には、被爆80年の節目の年に世界的なそのような団体とか、その支援を受けた団体とか、ある一定、既存の団体が決まっていっているのかどうか。それとも、これからも様々なイベントを企画しているところにこういう補助金をお渡しできるものなのか、そのあたりを詳しく教えていただけないでしょうか。

【久間国際課企画監】被爆80年事業補助金についてのお尋ねでございます。

被爆80年事業補助金につきましては、今、委員からお話がありましたとおり、次期SDGsの目標に核兵器廃絶が位置づけられる、そういっ

たところで今回補助金を設けたところでございます。

ただ、今回、新しく設ける補助金でございますので、対象事業等につきましては、今並行して検討中でございます。予算の成立を受けましたら速やかに執行できるように検討を進めているところでございます。

【浅田委員】そこを詳しく教えていただきたいなと思って、予算がおりたら速やかに審査をということですが、それ自体は私たちにはちょっと見えづらいかなと思って、何事業ぐらいを対象にしての500万円なのかとか、いろいろあると思うんですね。

例えば、ある一定の基準がないと、この補助事業は受けられないものなのか。被爆80年だからこそ、いろいろやりたい方々、例えば学生にしても、一般の方にしても、いろいろいるかもしれないんですが、ここに書いているのは、あくまで世界的に著名な団体ということで、もしかするとそこに500万円一つなのかとか、これでは、ちょっとぼやとしていてわからない。じゃ、予算は賛成しましたよとなった後に、あれっ、その行き先ってどうなのか等、いろいろあり得ると思うんですね。ですから、あえてそこをお伺いしております。

【久間国際課企画監】この補助金につきましては、最低ラインとして100万円のところでの事業を対象にしたいと考えておりまして、上限額として250万円ということで検討しているところでございます。

また、採択に当たりましては、有識者で構成する「核兵器廃絶長崎連絡協議会」を県、長崎市、長崎大学で構成しておりますので、そちらの方々にも審査会のメンバーに入ってもらいまして審査したいと考えているところでござい

ます。

【浅田委員】平和を願い、平和を継続していく、核兵器とかも含めてSDGsの中に盛り込む。いろんな考え方がおありかと思うんですね。今のお話だと100万円が5つあれば、もしかして5事業かもしれない。でも、上限250万円だと2つかもしいないというようなところで、8月9日まで時間がない中で、多分、これってある一定のところを皆さんの中では想定なのかなというところがあったものですから、その辺も含めて、これから審査をするに当たっても、もう幾つかのところにお声がけをしているものなのかどうか、それともこれから新聞などで大々的に応募するものなのか、そのあたりを明確にしたいのですが。

【久間国際課企画監】今年、被爆80年ということで、大型の事業といたしまして、例えばお医者様の集まりでありますIPPNWの世界大会などが、今年、長崎で開かれる予定になっておりますので、そういったものでありますとか、そのほか世界的に発信力がある団体のイベントもそのほかございますので、そういったところからご応募いただけるものというふうに考えているところでございます。

【浅田委員】今の答弁であると、大方、どこにこの事業の予算を落とすかというのは、もう目安が決まっているというふうに捉えられると思うんですね。その応募するところ、事業が悪いとか、いいとかではなくて、わからないところで一応計上はしているけれども、決まっているような事業なのか、それとも若い世代とかが平和と人材育成などに関するイベントにと書いてあると次世代向けにこれからもチャレンジできるものなのか、そこを私はお伺いを先ほどからしております。

先ほどの課長の話によると、ほぼほぼ幾つか医療系とかって、もう確定されているというふうに捉えていいですか。

【久間国際課企画監】もちろん、予算に伴うものでございますし、内々にこういったところが想定されるものかというところは、内部では検討しておりますけれども、最終的に公募したうえで、審査会を経たうえで決定することになるかと考えておりますので、その審査に際しまして、世界に対して影響力があるのかどうかという観点で審査をしたいと考えております。

【浅田委員】世界に対しての発信力というところが今回のこの500万円の大きなところということで、議会が終わって予算が決まったら、日数とかもないので速やかに公募が行われ、その審査が行われて、その事業体は、ほぼほぼ決まっているというふうな認識で間違いないでしょうか。

【久間国際課企画監】4月、5月早々に行われるイベントもあるかと思っておりますので、そのイベントに間に合うようにこちら準備を進めたいと思っております。

【浅田委員】大きなイベントであれば、ある程度の予算を見込みながらというところもあるうかと思いますので、4月、5月に行われる事業に関しては、ほぼほぼ内示なのかなんなのかで決まっているのかなというふうに今感じたところです。せっかくこうやって拡大事業の中でいろいろ出ているので、こういったことを真剣に県が捉えられているのかなというのをあえて聞かせていただきました。

では、別の質問に移らせていただきますが、先ほど来からマニアに関する、マニア向けのアニメについてというような事業に予算が出ていたかと思えます。マニアが集う長崎プロジェク

ト費みたいないな感じでアニメ等々であるんだと思うんですけど、これはもう本当に十数年前から、いろんな方形でコンテンツツーリズム、聖地巡礼、そして長崎を撮影場所、ロケ地場所にするようなものに関しては、様々な事業が行われていたと思います。私自身も初めて質問したのが、もう十数年前で、この系統でフィルムコミッションのこととかも質問してきた経緯があるので、改めて伺います。

これまでもあった様々なアニメだったり、コンテンツツーリズムだったり大きく違う点というのは何かあるんでしょうか。

【長野観光振興課長】アニメの今回の取組についてのお尋ねでございますけれども、これまで、委員もおっしゃるとおり、ロケ誘致、ロケによっていろんな映像制作であったり、支援を行ってきた経過がございます。どちらかというと、来ていただいたロケ隊の方をしっかりとサポートしていくということで映像化していただいて、映画であったり、あるいは情報番組であったりで取り上げられていると。近年で申し上げますと、ご承知のとおり、TBSの夜のドラマに代表されるような形の支援を行ってきたという経緯がございます。

実際、ロケの場所については紹介しておったところがございますが、昨年からロケ地を活用して人に来ていただけるような動きにつなげていけないかということを検討してきたところがあります。

そういった中で、ロケで取り上げられている場所もそうですけれども、今回、アニメというところでいきますと、昨年公開されました作品をはじめ、いろんなアニメ映画がございます。そういったところで行きますと、アニメツーリズム協議会というところがございます、実は

長崎県がいろんな聖地として取り上げられている件数というのが結構ございます。数にしますと、6作品ございます。そういった意味では、訪れてみたい日本のアニメ聖地88作品に長崎県から6作品も選ばれているということでございます。そういった意味ではアニメというのも可能性があるのではないかとということで、そういった誘致等、ツーリズムを含めてできないかということで今回取組を開始するといったところでございます。

【浅田委員】随分前から同じようなことを提案申し上げ、質問をしてきたつもりでもあり、コンテンツツーリズム学会の中とかでも長崎が結構紹介されたりしていた経緯が十数年前からあるんですね。

それをずっとやってきた中で、あえてこれが今回、またちょっと立てた感じで言っていたので、何か作品を長崎県としても制作するとか、そこまで踏み込んだ形にするのかとか、例えば、お酒で見てみても、12蔵をユーチューブで紹介とかとありますけれども、それはどういう形でやるのかなとか、私も「ワカコ酒」ですとか、吉田類さんとか、好きな人はそこから見て、そこと何かをつなげていって、そこからまた物産にまでつながるとか、いろんなところに発展性があるかと思うんですが、さっきのアニメもそうですし、マニアという、お酒のこともそうですけれども、もっと連動性があるのもいいのかなと、もったいないなと思うことが長崎のPRの仕方が多いのかなと思っているんですが、あえてマニアだけをしているということには、マニアと今わざわざ言うのかなということもあったので、マニアに集中させる、そのポイントというか、そのあたりは強き訴えがあるのかなと思ったので改めて聞かせていただいてい

るんですが、いかがでしょうか。

【松尾物産ブランド推進課長】物産ブランド推進課では、マニア事業として全国の酒好きの方をマニアとして定義しておりますけれども、そういう方たちに向けて各酒蔵を取材いたしまして、酒蔵の方の取組でありますとか、魅力を伝えると同時に、地域の魅力も同時にユーチューブで配信しているところであります。

今年度からその取組を始めておりますけれども、今年度、そのユーチューブを見られた方が、実際、酒蔵とか地域に来ていただいたというような実績もありますので、実際、この動画の配信によって県産酒を購入していただくことはもとより、長崎県に来ていただくということを目的に、先々においては、各地域の酒蔵を巡ったり、地域の観光地巡りをさせていただくといったようなところを目指してまいりたいと思っております。

【浅田委員】物産振興、観光振興、両方併せ持ってプラスに転じていくように。もちろん、さっきから言っているように、私はコンテンツツーリズム系をすごく応援をしている者として、もっともっと広がりを持ってほしいなという、今まで本当に長崎はもったいないなと。ポテンシャルが高くて多くのロケ地にもなり得るし、ストーリー性があるまちという部分を、例えば酒蔵にしてもそうだと思いますし、そういうところをうまく発信していただければ、ここ、マニアだらけぐらいな感じでありますし、そういう様々な状況というのを考えていただきたいなと。

そんな中で、県産品、同じ並びで考えていいのかどうかは別として、魅力アップ事業ですか、「ながおし」という部分の在り方というか、一つ一つじゃなくて、長崎も美食と景観というところ

で、酒蔵というものも景観と捉えるのか、地域と捉えるのか、いろんな形でやれるところがいっぱいあるなと思うんですけど、あえてそれは別立てしてあって、「ながおし」にしても2万人近くフォロワーがいらっしゃるということで、今まで県の中ではすごく伸びゆくところだなと思っているんですけども、もっとうまく使われていく必要があるのかなというところで、改めてのプラットフォーム構築とか、やり方というところに予算を計上しているわけですから、プラスアルファをどのように考えているか、教えてください。

【松尾物産ブランド推進課長】「ながおし」のWebサイト、インスタグラムを活用しまして、県産品だけの紹介ではなく、例えば地域の飲食店であるとか、実際その場所に行って食べてみたくなるといったような紹介もしてまいりました。

来年度からの予算におきましては、そういうインスタグラムで発信をした時に、すぐにこの産品を買いたいと思う方たちが、ぱっとオンラインショップで購入するような、そういったプラットフォームの構築を考えております。

「ながおし」のメインのターゲットが、この3年間ずっと発信してきた中で、すごく県産品に興味がある方が25歳から45歳ぐらいの旅好きの方であるとか、首都圏とか関西圏、福岡県の方であるとかというところが見えてまいりましたので、そういう方たちに集中的に広告等を配信しまして、まずはそういう方たちから県産品の、長崎のファンになっていただこうということで取り組んでまいりたいと思っております。

【浅田委員】「ながおし」と聞いて、耳で聞いて何ですかという質問を、若い子は「おし」というのがすごくわかりやすいと思うんですけど、

ハテナという方たちもやっぱりまだまだ多くいらっしゃるなというところと、これまでもECサイトで県産品とかを販売してきた。そこの違い性とか、分析とか、今度、「日本橋 長崎館」も新しく5年間の契約が結ばれるというような状況の中で、そういったところにも当然つながっていきなさいいけないという、もう少し見えるような形というのがあっていいのかなという気がするんですが、どうしても事業的になっていращやるのかなという気がして、その今までのものと、今後のものと、新しく横軸で広げるものと、そして実際に買える物産館の流れというを、新しく令和7年度に向けて、どういうふうな意気込みでしっかりやっていかれようとしているのかを最後にお聞かせいただければと思います。

【松尾物産ブランド推進課長】委員おっしゃるとおり、県産品のPRにつきましては、いろんな方面から皆さんの興味、関心をいただけるようにということで取り組んでまいりたいと思っております。そして、「日本橋 長崎館」は令和8年度からも継続してまいりたいと思っております。その中でも「ながおし」で紹介したものとか、そういう世界観を「日本橋 長崎館」でも伝えていきたいと思っておりますし、先ほどの酒マニアの魅力発信とも連動しながら、特に「日本橋 長崎館」は、今、お酒のPRとかなかなかできてないところもありますので、そういうところも強化しながら取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

【浅田委員】長崎は、いろんなデパートとかで物産展とかやっても、かなり人気の高いところでもありますし、さっきの平和事業もそうですね。インバウンド、今日、いろんな質問がありましたけれども、そういったところの人たち

にどうやって波及させていくのか、売っていくのか、そのあたりをもう少し、コロナも明けて前へ前へ進めていただきたいと思います。最後に部長、何かあれば。

【伊達文化観光国際部長】浅田委員がおっしゃるとおり、コロナも明けて本当に多くの方々、特にインバウンドの方々が国内に入ってきております。長崎というのは、世界遺産もありますし、そして、美しい自然、温泉、それからおっしゃるようにアニメとか、ドラマとか、映画とか、そういう舞台にも本当にポテンシャルの高い地域でもあります。そして、物産、お酒についても、これはなかなか我々、まだまだPRが行き届いておりませんが、全国の中でもポテンシャルが非常に高いものではないかなというふうに考えております。

そうした本県の宝をもっともっとしっかり磨いて情報発信をいろんな形でしながら、多くの方に認知いただいて来ていただく、そして購入いただくような取組をしっかりと推進してまいりたいというふうに考えております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(一)委員】アンテナショップについてお尋ねをいたしたいと思っております。

債務負担行為で4億5,800万円ありますけれども、来年の3月末で終了するということで、その後、令和8年度から5か年契約の建物賃貸契約を行うというようなことでした。

概要では、本県の歴史、文化、観光、食などの魅力を総合的に発信すると、そして誘客を促進するというようなことですが、令和8年度からの5か年契約を結ぶことで、5か年ですが、これを持続させようということでも、これを分庁内で会議をされたと思っているんですけど、継続する一番主な理由は、どのような理由で継

続をされるのか、お願いします。

【松尾物産ブランド推進課長】アンテナショップの継続につきましては、庁内の関係課はもとより、市町、県内事業者からのご意見等もお聞きしながら、皆さん、首都圏での情報発信の拠点として継続設置を望む声も多かったということ。また、私どもも、これまでの取組の検証とか分析もしたところで、やっぱり首都圏での本県の情報発信の拠点として継続設置が必要というところで判断して、こちらの5年間の契約について今回予算を計上させていただいたところでございます。

【中村(一)委員】わかりました。これを5年間継続されて、また5年後には、また庁内で十分もんでからその次のことは考えるということによろしいですね。

それで、日本橋のここの坪単価が7万円というように書いてありますけれども、その辺の評価は、日本橋あたりはどのくらいの評価がされているのか、わかりますか。

【松尾物産ブランド推進課長】まず、日本橋に当初設置したところの経緯としましては、アンテナショップの情報受発信という設置目的効果を高めるためには、人通りが多い場所として検討したということで、日本橋は、かつて長崎に駐在したオランダ商館長さんが江戸に参る際に宿としていた長崎屋という薬屋がございまして、そういうことで本県とゆかりの深い地であるということも理由の一つということで聞いているところでございます。

また、日本橋は有名な老舗の百貨店もあるほか、近年では複数の大規模開発が進行中でございます。また、東京駅からは徒歩圏であるという立地がとてもよい場所であると考えており、将来的にも交流人口の増加が見込まれると予想

されております。

このほか日本橋周辺には、ほかの自治体のアンテナショップが複数設置されていることから、アンテナショップ巡りをする方が多くいらっしゃると思います。

大規模開発が進んでいるということもございまして、近年の日本橋周辺の地価に関しましても上昇傾向が続いております。坪当たり7万円という単価がそれほど、高いかもしれませんが、そこはもう賃貸額としてはある程度、そういう額だなということで思っておるところでございます。

【中村(一)委員】これを見ますと、一般財源で約1億1,000万円、毎年出ているということですよ。その辺の費用対効果、あとはここに経済波及効果と書いてありますけれども、違った面での費用対効果は、どのようにお考えですか。数字には表れないでしょうけど。

【松尾物産ブランド推進課長】経済波及効果というところで試算した金額、県内の経済波及効果、産業連関表に基づくもので約17億円、また、アンテナショップを題材にしたテレビ、雑誌等の記事による広告換算額というものもございまして、そちらは約6億円と一定の効果も認められていると考えております。

そのほか、県産品についての首都圏での受信機能といいまして、消費者の方の購買動向でありますとか、実際その商品についての評価というところを県内事業者に行いまして、商品開発や営業活動に役立てていただいているということも成果としてはあると思っております。

アンテナショップを起点としまして、ほかのところの販路拡大にもつながっているという実績もお聞きしているところでございます。

ただ、多額の経費を投入することに関しまし

では、今後、より効果的、効率的な運営が必要と考えておりますので、今後も必要な見直しをしていこうと考えております。

【中村(一)委員】 本当に年間1億円の一般財源が出されるわけですから、その辺は十分に配慮して運営に携わっていただければと思います。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【富岡委員】 総括質疑でも質問させていただいた長崎平和発信事業費についてです。

被爆80年の節目の年に被爆地から世界に向けた平和発信を促進するとともに、次代を担う平和人材の育成、地域や世代を超えた平和教育に取り組むことにより平和意識を醸成ということですね。

今回、総括質疑でも取り上げさせていただいたNPT再検討会議準備委員会への参加についてでございます。前回、委員会の中でも、今回はSDGsであるとか、NPTなども踏まえたうえで具体的にどういう話をとということですけど、その前提として、私も前回の総括質疑の中でいろいろやり取りをさせていただいたうえで、しっかりと議長にも、知事にも、堂々と言っていたきたいという気持ちで、最後はガッツポーズまでしてから委員長から怒られてしまったんですけれども。

前回は、長崎新聞が記事にされた際のネット上の記事を見ると、約8件、コメントがついて、ヤフーニュースの記事が、果たして多数の人をあらわしているのか、もしかしたらノイジーマイノリティの人たちの意見を反映させているだけかもしれませんけれども、少なくとも8件の全てが、どちらかというとな否定的なご意見でございました。今日はマスコミの方もいらっやっていますけれども、これ、とっても悔しくて、本当に我々が本気でこういった取組を

していくのだとすれば、県民の皆さんにしっかり納得していただきたいし、それを目指すべきだと考えておりますので質問をさせていただきます。

そうした中、今回は1,100万円かけて、議長を含めて皆さん行かれるということで、これがかなり、どうしてもみんながわかりづらくて、ただ単に行くだけじゃないかというふうになってしまう、かなり複雑な話だからだと考えています。世界との関係であるとか、日本政府との関係、広島との関係、長崎市との関係、県民の声、いろんなものを総合的に勘案していかないといけない、結構センシティブな問題なのではないかと考えております。

そうした中、お伺いしたいのは、どういった目的でという目的の部分ですね。目的、これも結構難しくて、最終的には世界と、そして日本の平和だと考えております。核兵器をなくすことが目的ではないと考えているんですけれども、今回のお話ですと、核兵器を廃絶するということをSDGsに入れるということ、核兵器を廃絶するということが目的となっています。ただ、その一方で日本政府としては、現状はアメリカの核の傘の中、核抑止の下における日本の平和というのが、これが基本的なスタンスだと考えています。それとはまたちょっと違ったようになるというところが一つ、気になる部分でございます。

そのところとの絡みと、あとは目的と、具体的に何をしに行くのか、誰に会いに行くのかというところで、前回のご答弁の中では、シンポジウムや説明会、要人面会などを実施したいということで、これはちょっとなかなかあまり具体的に言えないので、ちょっとわかりづらい部分になっているのではないかと考えておりま

す。

また、それによってどういう効果が見込めるのか。先ほどの話じゃないですけど、SDGsというのは拘束力がないというところと、堀江委員はそういった発想の下で先ほどご質問されたんでしょうけれども、大事なのは、本当に核兵器を世の中からなくしたいのであれば、核兵器禁止条約、TPNWの方をしっかりと日本政府に訴えていくべきじゃないかと。そういうお考えなら、私とはまた違うかもしれません、堀江委員もそういった前提に立っているのではないかと考えております。

そうした総合的な観点から、わかりやすく、今回行くことによって、どういった効果が見込めるのかということを中心にご説明いただけたらと思います。

【久間国際課企画監】 本県がNPTに参加する意義等々についてのお尋ねでございます。

もちろん、全ての国が核兵器禁止条約に署名・批准をするというのが究極のゴールであるかと考えております。その一方、今、世界中の核兵器を取り巻く状況といたしまして、ロシアのウクライナ侵攻をはじめといたしまして、そのリスクというものは大変厳しい状況にございます。

また、国際的な核軍縮・不拡散対策の礎石でありますNPTにおきましても、核兵器保有国と非保有国の対立などによりまして核軍縮の動きが停滞していると、そういった状況がございます。

このように、停滞した状況を動かすために国を動かす市民社会の大きな動きをつくり出していきたいということが大きな考えとしてございます。

といいますのも、環境汚染であるとか気候変

動という問題につきましては、現在、SDGsの方に国連の開発目標に取り上げられておりまして、そのため、世界中の人々が自分ごととしてこの問題を考えて、それによって、今、環境汚染、気候変動の問題が進んでいるというところがございまして、我々といたしましては、核兵器の問題につきましても、環境汚染、気候変動と同じように自分事として捉えていただきたい。そうしたことによって次の国連の目標として取り上げていただきまして、それによって2045年に核兵器の廃絶につながればというところがございます。

そうした場合に、国際連合で決める目標になってきますので、国際連合というところで目標とするためには、日本だけではなく、各国政府でまとまったグループ体をつくって、それによって国際連合に提案をしていただく必要というものがございます。

そのためには、国際連合で提案するグループ体というものをつくらなければいけませんで、それは一般的にはフレンズ会合というふうに言われております。このフレンズ会合をつくるために、各国の要人の方々に対しまして、説明会やシンポジウム、また、直接、要人の方にお会いして働きかけをするというところが必要になってまいります。

この取組というものは、もともと広島県が先に始められまして、広島県から令和4年に長崎県もお誘いを受けまして、広島県がGASPPAという組織を立ち上げられまして、そのGASPPAに入らないかということのお誘いを令和4年に受けまして、そこの中に入って令和4年度から本県においても取組を開始しているところがございます。

広島県におきましては、NPTだけではなく、

核兵器禁止条約、TPNWでありますとか、国際連合が開かれる際に、その会場に赴きまして説明会等を開いているところでございます。

本県におきましては、NPTというところが日本政府が重視しているとおり、核兵器の保有国も非保有国も、全てが参加する、核軍縮に関する担当者の方が直接集まる唯一の機会でございますので、そういったこともございましてNPTに参加してシンポジウムや説明会を開催し、要人の方に面会をして直接働きかけを行っているというところでございます。

特に今年度、次回の4月からのNPTにつきましては、今年の2025年ぐらいからフレンズ会合の取組が世界的に活発になってくるというところもございまして、広島県から組織体の立ち上げに向けた活動を強化していきたい、そういったお話がございまして、そういった取組を今回は中心に行っていきたいと考えているところでございます。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第47号議案のうち関係部分、第61号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、文化観光国際部長より所管事項の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】「観光生活建設委員会関係説明資料」をお開き願います。

今回は、説明資料当初版のほか、追加1もお配りしております。

当初版の2ページをお開きください。

議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(文化の振興について)

平成17年4月に開館した長崎県美術館、及び同年11月に開館した長崎歴史文化博物館は、ともに今年20周年を迎えます。

今年は、ながさきピース文化祭が開催されるほか、被爆80年の節目の年でもあり、長崎県美術館においては、交流協定を締結しているスペインのプラド美術館からゴヤの名画をお借りして開催する「ゴヤからピカソ、そして長崎へ芸術家が見た戦争の姿」展や、「金曜ロードショーとジブリ展」、「皇室の名品と長崎一皇居三の丸尚蔵館収蔵品」展など、様々を記念事業を実施してまいります。

長崎歴史文化博物館においても、多くの日本人が憧れた異国文化の集積地である長崎にスポットを当てた「長崎遊学展」や、「ポケモン×工芸点—美と技の大発見」等、各種記念事業を

県美術館とも連携しながら実施してまいります。

また、県内各地において、地道な文化活動を続け、地域文化の向上と発展に貢献している個人及び団体の活動と業績を継承するため、去る1月23日に、第39回長崎県地域文化賞の授与式を開催し、地域文化の振興に長年取り組まれている1個人2団体に対し、地域文化賞を贈呈いたしました。

今後とも、より多くの県民の皆様は文化芸術を身近に楽しんでもいただけるよう、県内外の人々が集い賑わう文化拠点の充実や地域文化の振興に取り組んでまいります。

(世界文化遺産の保存活用について)

去る1月24日に、県と関係市町、カトリック長崎大司教区、お告げのマリア修道会が所有している約2,200点の「長崎のかくれキリシタン信仰用具」が県内で初めて国の重要有形民俗文化財指定の答申を受けました。これは、県が文化庁及び関係自治体等の協力をいただきながら、5か年にわたり調査した成果であるとともに、学術的に高く評価されたものと考えております。

これを踏まえ、国指定の答申を受けた文化財を含むキリシタン信仰用具や、佐世保市黒島の教会堂建設の歴史について紹介する「聖水と教会堂展」を2月21日から3月6日まで、佐世保市博物館島瀬美術センターにて開催し、最新の研究成果について広く発信したところであります。

今後とも、関係県市町と連携し資産の保全に努めるとともに、調査研究を重ねながら世界遺産の価値や魅力を広く発信し、保護意識の醸成や誘客を図るなど、世界遺産のさらなる保存・活用につなげてまいります。

(ながさきピース文化祭2025について)

9月の開催まで半年余りとなりました「ながさきピース文化祭2025」については、着々と開

催準備を進めており、関係団体等との協議を重ねるなど、文化祭の円滑な実施に向けて取り組んでおります。

こうした中、県が主催する開閉会式や障害者交流事業などの各事業については、文化芸術の専門家の意見をいただきながら、実施内容や出演者等の検討・調整を続けており、一部の事業においては、出演者のオーディションやレッスン、作品の公募などを開始したところであります。

また、市町が主催する事業については、県下10市町で開催予定の全国大会に係る出演者等の募集を昨年12月より開始しており、県においても、市町と連携し準備を進めております。

広報活動につきましては、これまでアンバサダーやSNS等による情報発信、プレイベント等を実施してきており、これに加え、2月22日から3月14日まで、公式インスタグラムのフォロワーを対象とした県産品プレゼントキャンペーンを実施するなど、さらなる機運醸成や認知度向上に取り組んでまいります。

本文化祭の成功に向けて、引き続き市町や関係団体としっかりと連携し、準備に万全を期してまいります。

(観光の振興について)

令和6年10月から12月までの主要宿泊施設における宿泊客数は、大型複合施設「長崎スタジアムシティ」の開業効果や、長崎ーソウル線の運航再開により、外国人宿泊客が増加したことなどから、前年同期と比較すると、地域間での差はあるものの、県全体で6.5%の増となっております。

また、長崎市の端島を主な舞台としたTBS日曜劇場「海に眠るダイヤモンド」の放送が開始された昨年10月以降は、軍艦島クルーズの予約

状況も好調と伺っており、また、軍艦島を紹介する県観光連盟公式ホームページへのアクセス数も大幅に増加するなど、観光誘客の効果も表れております。

ここで追加1をお開きいただき、2ページ4行目をご覧ください。

このような中、地域を盛り上げたドラマなどの作品とその受入支援等を行った自治体を表彰する「第15回ロケーションジャパン大賞」が2月20日に発表され、同作品のロケ地として県と長崎市が準グランプリを受賞いたしました。

ここで当初版4ページ12行目へお戻り願います。

これまで、県観光連盟や県内市町と連携し、本県を舞台とした映画やドラマ等のロケ支援等に取り組んできたところであり、引き続き、作品の誘致や、ロケ地を活用した魅力発信を通じて、本県への誘客や周遊の促進につなげてまいります。

長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合と県が連携して取り組む海外大学からのインターンシップ受入れについては、去る12月12日にネパールから一期生となる9名の学生が入国し、県内5つの施設で約5か月間の就業体験等を行っているところであります。

インターンシップ期間中は、地元市町で開催する日本語教室や交流イベントへの参加などを通じて本県への愛着や理解を深めていただくほか、県内宿泊事業者向けには、受入施設での見学会を開催し、外国人材の受入れへの理解促進を図ることとしております。

次年度は、ネパールからの受入れに加え、新たにインドネシアからの受入れに向けて調整を進めているところであり、引き続き、市町や関係団体等と連携しながら、観光関連産業におけ

る外国人材の受入れ環境整備に取り組んでまいります。

(インバウンドの推進について)

インバウンドについては、本県の認知度向上とさらなる需要回復を図るため、海外向けのプロモーションに積極的に取り組むとともに、昨年10月の長崎ーソウル線の運航再開に合わせて本県の観光説明会、商談会を韓国・ソウルで行ったところです。

また、去る1月9日には、ソウルにおいて、観光関連産業の皆様と連携した長崎県観光商談会を開催し、旅行商品造成に向けたセールスを実施してまいりました。

このほか、地元市町や関係事業者等と連携し、飲食店のメニュー多言語化などの受入れ環境整備や個人旅行化の一層の進展を見据えたSNS等による継続的な情報発信に取り組んでおります。

クルーズについては、令和6年の入港実績は247回で令和5年の133回を大きく上回ったところであり、さらなる入港拡大に向けて船会社や旅行会社等に対し、本県の魅力についてPRするなど、引き続き、市町や関係事業者等と連携し、SNS等を活用した情報発信や旅行会社等を対象とした積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

(国際航空路線の運航について)

国際航空路線については、昨年10月以来、航空会社等と連携し、長崎ーソウル線の利用促進に努めており、去る1月16日には、徳永県議会議長をはじめ、議員の皆様とともに、ソウル線の運航会社である大韓航空のチェ副社長と面会し、就航のお礼をお伝えするとともに、今後の同路線の安定運航などについて意見交換を行ってまいりました。

また、去る1月8日から11日まで、馬場副知事が上海市及び香港の航空会社と旅行会社を訪問し、今後の国際航空路線の運航などについて意見交換を行ったところであります。

引き続き、東アジアをはじめとする国際航空路線の誘致や利用促進について積極的に取り組んでまいります。

(県産品のブランド化と販路拡大について)は、記載のとおりでございます。

ここで追加1をお開きいただき、2ページ11行目をご覧ください。

(平和発信の促進について)

去る1月28日、国に対し、核兵器禁止条約への署名・批准並びにオブザーバー参加について、広島県とともに、要望を行いました。今回の締約国会議へのオブザーバー参加は見送られましたが、唯一の被爆国である我が国が、本条約に署名・批准することは、核兵器廃絶に向けた国際的な機運の向上につながるものであることから、引き続き、政府に対し、被爆地の思いをしっかりと受け止めていただけるように、粘り強く求めてまいります。

また、本年は被爆80年の節目の年となります。「長崎を最後の被爆地に」という強い思いのもと、長崎市や広島県、関係団体等と連携し、被爆地から世界に向けた平和発信を推進するとともに、次代を担う平和人材の育成や地域や世代を超えた平和教育に取り組むとともに、平和意識の醸成を促進してまいります。

ここで当初版7ページへお戻りください。

(スポーツの振興について)

長崎県営野球場を主会場として自主トレーニングを行っている元福岡ソフトバンクホークスの和田 毅さんやプロ野球選手の皆様のご厚意により、去る1月11日、「第2回ビッグN少年少

女野球教室」を開催しました。

県内の小学生153名が参加し、和田さんや本県出身で埼玉西武ライオンズの隅田知一郎選手など、憧れのプロ野球選手から技術的な指導を直に受け、子どもたちは少しでもプロの技術を学ぼうと真剣な表情で汗を流していました。

未来を担う子どもたちがプロ野球選手と交流する機会を得ることは、本県のスポーツの振興において大変意義深いものであり、来年度以降も継続して実施いただけるよう働きかけを行ってまいります。

また、サッカーJ2リーグの2025シーズンが2月15日に開幕し、V・ファーレン長崎は新たなスタートを切りました。

昨シーズンは、リーグ3位の成績でJ1昇格プレーオフに挑みましたが、準決勝で敗退し、惜しくもJ1復帰はできませんでした。今シーズンこそは、新スローガン「獲るぞ、TEPPEN 魅せる、長崎の力」のもと、選手やスタッフ、そして、サポーターが一体となって、悲願のJ1昇格を達成されることを期待しております。

加えて、プロバスケットボールリーグB1の長崎ヴェルカについても、今シーズンの目標として掲げているチャンピオンシップ進出を目指して、より多くの勝ち星を重ねられることを期待しております。

県としましては、県民応援フェアの開催等によりホームゲームを盛り上げるなど、県議会をはじめ、市町や関係団体、県民の皆様と一体となって両チームを後押ししてまいります。

ここで再び追加1をお開きいただき、3ページをご覧ください。

(ツール・ド・九州2025について)

去る2月22日、佐世保市において、ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウムの認知度向

上・機運醸成を図ることを目的とした、キックオフイベントを開催いたしました。当日は、クリテリウムのコースがさせば五番街周辺であることを発表するとともに、バーチャルサイクリング体験やこども自転車教室、パネル展示ブースの設置などにより、訪れた県民に同大会をPRいたしました。

今後、本大会を成功裏に開催できるよう、引き続き、佐世保市や関係団体と連携して準備を進めるとともに、さらなる機運醸成に努めてまいります。

(令和7年度の組織改正について)

令和7年4月1日付で組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

本県においては、インバウンドの誘客拡大を図るため、これまで県観光連盟や県内市町、観光関連事業者と連携し、海外向けプロモーションをはじめ、クルーズ客船及び国際航空路線の誘致を実施してきたところですが、現在のインバウンド獲得に向けた地域間競争の高まりを踏まえ、今後は、さらなる取組の強化が必要となっておりまいります。

このため、文化観光国際部におきましては、訪日外国人観光客が急増する中、本県が観光立県としてインバウンド関連施策を戦略的に推進していくため、国際観光振興室を改組し、インバウンド推進課を新設することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」に

ついて、説明を求めます。

【園田文化振興・世界遺産課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

令和6年11月から令和7年1月の1,000万円以上の契約状況一覧表は、記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開きください。

令和6年11月から令和7年1月の期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について、12ページまでに記載しております。

次に、13ページをお開きください。

附属機関等の会議結果について、令和6年11月から令和7年1月までの実績としまして、第1回長崎県観光審議会のほか、2つの委員会が開催され、その概要を16ページまでに記載しております。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料としまして、土木部営繕課で実施している集中契約のうち、文化観光国際部関係の契約1件について記載したものを別紙で配付させていただいております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【富岡委員】確認です。契約で2つ、随意契約

になっているものがございます。3番と5番ですね。長崎県美術館大型映像装置等更新工事と、5番の長崎県におけるATコースブラッシュアップ事業委託、これが両方ともどういう内容なのかという点と、3番については、契約相手が執行役員九州本部長となっています。通常は代表権がないというふうになるものかと思うんですけども、本社と結べなかったのか、あるいは代表の件についてしっかりと確認ができていくかについてご説明をお願いします。

【園田文化振興・世界遺産課長】文化振興・世界遺産課から3番目の長崎県美術館大型映像装置等更新工事の随意契約についてご説明させていただきます。

本事業は、表の入り口の右側、美術館のエントランスに設置しております大型映像装置における表示部筐体の内部のLEDユニット交換を行うものでございます。

当該大型映像装置については、24枚の前面ガラスと化粧パネル、24枚の表示部筐体、取付基盤、及び取付基盤に設置するガラス面取付アームから構成されております。ガラス面から表示部までの間隔や、筐体間の間隔など、オーダーメイドで作られているシステムでございます。そのため、筐体内部のLEDユニットの交換のみで更新工事を実施可能な業者といたしましては、この美術館に一番最初に設置した業者が、この三菱電機プラントエンジニアリング株式会社ということになりますので、こちらに限定されるということで随意契約となっております。

大変申し訳ございませんが、契約相手の部分については調べさせてください。

【小宮国際観光振興室長】私から、5番のアドベンチャーツーリズム関係について答弁いたします。

こちらの事業は、県内のアドベンチャーツーリズムのコース、4コースについて、海外の旅行会社等、アドベンチャーツーリズムを取扱う旅行会社によるモニターツアーを行うもので、県内では、雲仙市、対馬市、平戸市、五島列島の4地域でございます。

各旅行会社、招聘したコーディネーターの方々に現地を視察していただき、コースの磨き上げと今後の商品化に取り組むものでございます。

【富岡委員】随意契約となっている理由もお願いいたします。

【小宮国際観光振興室長】こちら、一般社団法人長崎県観光連盟に随意契約といたしておりますのは、一般的な観光ツアーと異なりまして、行程やスケジュール等の調整を行うことができることやコースの特殊性、地元関係者との調整、アドベンチャーツーリズムのコンテンツをガイドできる人材の手配といった特殊な業務がございましたので、これまで一体的に運用しております県観光連盟に随意契約を行ったものでございます。

【園田文化振興・世界遺産課長】契約につきましては、代表取締役かどうかということに限らず、契約権限があるか、ないかというところでございまして、この三菱電機プラントエンジニアリング九州本部の執行役員の方に本社からこの権限が与えられているということで、今回の契約となっております。

【富岡委員】与えられているといったような、役職みたいなものがあるんですね。

【園田文化振興・世界遺産課長】現在、確認をさせていただいております。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【小林委員】部長からも説明がありましたけど、「ながさきピース文化祭2025」が9月に開催されるということで、もう半年後ぐらいになってきたと。準備も大詰めを迎えているだろうと思います。

そういうようなことで担当されている関係者は大変ご苦労いただいているということでございますけれども、これは何としても成功させていきたいと、こう思っているわけです。

それで、今の準備の状況は、予定どおり進んでいるかどうか。準備を始めると、その中で課題が生まれてくると思うけれども、特別に課題的なものが現時点において派生しているかどうか、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

【小柳ながさきピース文化祭課長】委員ご質問のところでございますが、現在の進捗状況、それから課題についてお答えいたします。

令和3年7月に文化祭の開催が内定しまして、その後、有識者会議でございますとか、県実行委員会を設立して、議会の皆様にもご相談しながら、基本構想、それから実施計画を策定いたしました。

その基本構想、実施計画に基づきまして、これまで国や市町、文化団体等と連携しながら、開閉会式、それから県、市町が行います各種プログラムといったものを磨き上げてまいりました。

それから、プレイベントの実施でございますとか、さださんをはじめとするアンバサダー、広報ボランティアによる広報活動といったものも実施しております。また、民間企業等との連携による応援事業といいまして、お互いPRをす

るというふうな事業も順次進めてきているところでございます。そうした認知度向上、機運醸成といったところも力を入れております。

調査方法が違いまして比較は難しいんですが、令和4年度に認知度の調査を一度したところ、17%程度でなかなか認知度がなかったというところがございます。昨年12月にWeb県政アンケートを実施したところ、「知っている」もしくは「名称を聞いたことがある」という回答が約6割ということで、徐々に認知度も上がってきたのかなというふうに感じております。ただ、まだ4割の方が知らないということでございますので、今後も認知度の向上に努めていかないといけないと考えているところでございます。

【小林委員】準備は滞りなく進んでいるということ聞いて安心しますが、一つは、さっきも言ったように大変だと思いますけれども、前段の準備をしっかりやっていただかなければいけないと、こう思っております。ぜひ頑張ってもらいたいと。

それから、今、お話がありましたように、認知度が6割方と、あと4割ということです。その4割というのは、例えば県都の長崎市あたりは認知度が高いんだろうと思ったりもするけれども、市町あたりが果たしてどういうふうな認知度であるか、この辺のところは課題であって、やっぱり市町と一体となって盛り上げていかねばいかんと、こう思っております。その点について認知度向上が絶対必要、そういう点からして市町との連携はどういうふうなやり方で一体感を出してますか。

【小柳ながさきピース文化祭課長】市町の関わりについてですが、大きく3つかと思っております。

一つは、市町の地域の独自の魅力を発信して

いただく地域文化発信事業でございまして、こちらが135事業ほど実施する予定です。この中で新規性が高いものとか、事業を通常から拡大している場合などについては2分の1を県から補助しようと考えております。

それからもう一つ、文化の全国大会と言われます分野別交流事業というものがございまして、これが10市町で23事業実施する予定です。これは中央団体、東京にある大きな文化団体と調整して全国から人を集めるということがございしますので、そういった取組も市町にお願いしております。県も3分の2の補助ということで、こちら、手厚く補助していこうと考えております。

最後に、認知度向上等に向けた市町の取組でございすけれども、今日、アンバサダーの浦川翔平さんが9時半から知事表敬でいらっしゃって、テレビ局も全て来ていただいたんですけれども、昨日は長崎市でプレイベントを実施していただいています。各市町とも、プレイベントでございすとか、お互いに文化祭を盛り上げていくという意味で応援事業を随時実施していただいております。現在170事業ぐらい申請いただいています。それから、応援事業だけでなく、ロゴマークをチラシに載せてもらうことも150件以上やっていたいただいているということで、最近はいろんなところでマークを見れるようになってきております。

今後も市町と連携して認知度向上に努めてまいりたいと思っております。

【小林委員】今の答弁で、市町等の取組についてもちゃんと考えていると、事業もやってもらうということで一体感を出していきたいと。こういうことの内容のお話があったと思いますが、市町の反応はどうか、実際見て。

【小柳ながさきピース文化祭課長】濃淡はござ

いますけれども、大分近づいてきたというところで、各市町とも今どんどんやる気が出てきているところではないかと考えております。

【小林委員】市町もやる気が出てきていると。非常に結構なことで、とにかく県と市町が一体となって全県下で取り組んでいかなきゃいかんということで頑張ってもらうことを重ねて強調しておきたいと思います。

それから、これは当初予算で、本当は議案でやるべきことだけれども、7億6,500万円ぐらいが、今回、次年度の当初予算で要求されている今回の文化祭だよ。ところが、全体の事業費として幾らぐらいかかって、そして、国、県、市町で、いわゆる費用面でお互い支出を考えられておるのか。

【小柳ながさきピース文化祭課長】令和3年度から令和5年度までの決算額、それから令和6年度、令和7年度の予算額を合計しますと、県で計上しています分で約9億1,900万円となります。これに市町の負担分、これは試算といいますが、各事業を各市町に行ってもらいますので、県の補助の裏の部分を積み上げますと約2億1,200万円ぐらいかかります。合計しますと11億3,100万円程度となります。

負担割合で申し上げますと、国からも委託金をいただいたり、協賛金など企業からもいただいておりますので、そういったところも含めて負担割合を申しますと、国が2億9,600万円ほど、県が約5億6,600万円、市町が約2億1,200万円、協賛金等で約5,700万円となります。

【小林委員】そうすると、総経費が大体11億3,000万円ぐらいですね。いずれにしても、国も市町も県も一体となって、この予算の役割分担を果たしてくれているわけだよ。相当な大会になるだろうと。こういうことでわくわく感も出

てこなくちゃいかんと思うんですね。

それで、これだけの支出をするわけで、さっきから出ている費用対効果、経済波及効果、こういうようなことで考えていけば、この文化祭で、もう今まで議論されていると思うけれども、何名ぐらいのお客様の数になろうとしているのか、経済波及効果については、その方式をもってどれくらいを考えているのか、この点についてお尋ねをします。

【小柳ながさきピース文化祭課長】文化祭でございますけれども、まず、総合計画のKPIとしておりますが、総参加者数は190万人を目標としております。

なお、総参加者数といいますのが、文化祭期間中の文化祭イベント、それから関連イベントの観覧者とか出演者、スタッフとかボランティア、出展者、そういったところの総数で、かつ延べ数というところで考えております。

経済波及効果ですが、開催しました先催県の平均の数字を見込んでいるところですが、約154億円ほどと考えております。どちらも非常に高い目標だなというところで考えておりますけれども、ぜひ市町や関係団体と一丸となりまして成功に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

【小林委員】経済波及効果が154億円ということで、これも確かにわかっているように、結構強気で読んでいると思うんだよ。しかし、その154億円を全うさせるためには、延べ参加人数が、言われたように190万人、あくまでもこれが実現できることによって経済波及効果がこのような金額になるということだろうと思うんです。今、準備をやっていて、あと半年ぐらいになったが、延べ大体190万人が長崎県に訪れて一丸となって頑張ると、こういう雰囲気、190

万人については、現時点で自信を持っているか、それとも出たとこ勝負なのか、その辺はどうですか。

【小柳ながさきピース文化祭課長】まず、190万人を達成できるように、応援事業でございますとか、各市町の事業、それから、今、受入れ体制というところでトラベルセンターを5月に設置しようと思っております。これは文化の全国大会、分野別交流事業として23事業でございますけれども、こういった事業で全国から来ていただく方々にスムーズに予約を取ってもらったりだとか、交通の足を予約してもらおうということで、旅行会社と一緒にトラベルセンターを設置したいと考えているところでございます。

こういった受入れ体制もしっかりやるということで、ぜひ190万人に近づけていきたいと思っております。

【小林委員】だから、190万人に対しては、準備の状況からしてみても間違いなく自信を持てると。こういうようなことで、この190万人が相当落ちてくると、当然、経済波及効果においても、長崎県としても遅れをとってしまうということになりかねないから、準備を担当している小柳課長は大変だと思うけれども、なお一層頑張ってもらえるようお願いをしておきたいと思えます。

それで、これに関連して最後に、成功といえるかな、長崎県らしい大会にすると、こういうことに精を出してもらいたい。今回の文化祭の全国大会は、190万人も集めて、それで長崎県らしいと。これが一過性じゃなくして、今後、長崎県をまた訪れてみたいということにつながっていかなくちゃいかんと思うんだよ。

だから、長崎県らしい大会にするためにいろいろ知恵を出してもらいたいし、ひと工夫、ふ

た工夫してもらいたいと思っているけれども、長崎県らしい大会についての感想を最後にお尋ねしておきたいと思います。

【小柳ながさきピース文化祭課長】被爆80年に当たる令和7年に文化祭を開催するということが非常に意義がある大会だと思っております。

それから、先ほど申し上げました基本方針におきまして、文化芸術を通した平和の継承というものを掲げておりまして、長崎から文化を通して平和を発信していくということが長崎らしさにつながる一つの方法であるというふうに考えております。

また、ピース文化祭の基本方針は6点ありまして、平和継承のほかにも、「若者や子ども達が創り出す新しい文化とながさきの未来」でありますとか、障害者芸術・文化祭も一緒に行いますので、「心のバリアフリー」など、そういったものを掲げているところでございます。

その方針に従って、誰しものが分け隔てなく文化芸術を楽しめるようにしていくこと、これが数字だけでなく、皆さんの心に残る文化祭になるものと考えております。

また、今回、文化祭開催で、恐らく子どもから高齢者、また、障害のあるなしに関わらず文化芸術の裾野が広がっていくと思いますし、各事業で携わった有能な指導者の方々、金沢知樹さんでありますとか、平戸祐介さんとか、かなりお力添えをいただいておりますが、そういった方々とこれからも連携しながら、文化祭の後もしっかり文化芸術の発展につなげていきたいと思っております。

【小林委員】だから、今言うように、観光振興課長がおられるけれども、これだけ長崎県に来客が増えたと、やっぱり文化祭の影響ですよと、それが終わった後も継続されると。1回長崎県に

行ってみたら非常にすばらしかったと、リピート、そういうふうな形になっていただかなければいけないと。

こういうことをよくよく考えて長崎県らしさと。単に被爆80年を迎えたというような原爆のことだけで、そう簡単なものじゃないぞ。やっぱり長崎県の異国情緒な、この壮大な歴史、こういうものをいかにしてアピールしていくか。いろんな発想の中から、今、準備が着々と進んでいると。機運醸成をこれからどんどん盛り上げて、いい結果が出るようお願いをしたいと思いますから、よろしくお願いします。

それから、スポーツ振興課ですね、このツール・ド・九州2025佐世保クリテリウムというように資料をいただいております。せっかくだけれども、これは幾ら金をかけてやるのか。【川瀬スポーツ振興課長】来年度の当初予算要求で7,683万3,000円となっております。

【小林委員】当初予算で7,700万円ぐらいの金額でやるわけだけれども、これは佐世保市はどういう役割を果たすのか、佐世保市は予算的にはどうですか。

【川瀬スポーツ振興課長】基本的に佐世保市にも予算として負担をしていただきます。佐世保市の負担額としては7,106万5,000円となっております。この差額については、県独自で実施する県内の周遊事業、あと情報発信というところになっております。

また、人的負担については、今回、九州5県での取組、ツール・ド・九州は九州5県での取組ですけれども、5県の職員、あと九経連の職員で構成される実行委員会の事務局が構成されております。その実行委員会の事務局に対しては、本県においては、県から人を派遣するのではなく、佐世保市から人を派遣していただい

いるところでございます。

【小林委員】今回やるということで、1回だけで終わるんじゃないだろう、また次も考えているだろう、そこはどうですか。

【川瀬スポーツ振興課長】予算総括質疑においても答弁させていただきましたが、今回、長崎県では初めて2025年に開催します。その翌年、2026年についても、引き続き、大会は開催されるものと考えております。その2026年については、既に佐世保市から、五番街周辺のクリテリウムコースは、地元との調整も苦労してやっとなったコースということもありますし、また、既に1回目、2回目を実施している小倉城クリテリウムについても2年連続で開催されていると。そういった状況を踏まえまして、2025年だけではなく、2026年も引き続き開催したいという意向が佐世保市から示されております。

これを受けて県としましては、長崎県の意向どおりに進むかどうかは、他県と、あと九経連との調整になってくるんですけれども、佐世保市の意向を踏まえて、長崎県としては、その方向で実現するように調整を進めてまいりたいと考えております。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(一)委員】原城跡に関する現状をお話したいと思います。やっとな今年度、世界遺産センターが市議会で予算化されました。10年かかったんですけれども、文化振興・世界遺産課の皆さん方には多大なるご指導、ご助言をいただいたことに心から感謝を申し上げます。

このセンターについては、平成27年、2015年に世界遺産市民共同会議から要望書を受けて、世界遺産関連施設整備事業として検討を開始いたしましたところであります。平成29年度に事業計画を作成しましたがけれども、世界遺産に隣接す

る場所での事業になることから、遺産影響評価の実施が求められて、このように遅くなったところでございます。遺産審議会や学芸文化課などから指導を受けながら発掘調査や遺産影響評価を行い、2024年、昨年4月には遺産影響評価報告書を取りまとめ、文化庁からユネスコに提出いたしました。ユネスコからは、昨年7月に「事業の実施は問題ない」と回答いただいて、今回の整備スケジュールになったところでございます。

昨年、用地買収、移転補償を終えて、造成工事を完了させ、建築工事に着手する予定でしたが、ユネスコからの回答が非常に遅くなったということと、事業認定の手続が非常に遅くなったんですけれども、無事、市議会の予算にものったところでございます。

こういった状況で、来年、令和8年度に世界遺産センターが出来上がるわけでございますが、この1年半ぐらいの間に県当局としては、この世界遺産センターについて、県としてアドバイス、ご助言があればこの場でお聞きしたいと思います。

【園田文化振興・世界遺産課企画監】原城跡の世界遺産センターの整備に対する県の支援についてのお尋ねかと思います。

原城跡は、ご案内のとおり、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の12の構成資産のうち、ストーリーの始まりの地だということで、原城跡だけの展示ではなく、それ以外の地域の展示も重要かと思っておりますので、そうした視点での展示となるように、私どもも支援してまいりたいと思っております。

また、つくただけでは来訪者の方になかなか認知していただけないと思っておりますので、事前のプロモーションといったものも重要にな

ろうかと思っております。

具体的には、旅行会社の人たちに周知していく必要があるかと思っておりますので、九州観光機構が開催されます旅行会社向けの観光情報説明会、あるいは個人のお客さんに向けては、県の世界遺産の公式ホームページはもちろんですけれども、観光情報ポータルサイト「ながさき旅ネット」というものもございますので、こうしたものを活用しながら、事前のプロモーションにも力を注いでまいりたいと思っております。

【中村(一)委員】 13億円の施設ですので、県にもアドバイスじゃなくて補助をしていただきたい部分もありますので、どうかその点は市と綿密に計画を立てて補助をしていただければいいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それに伴い、本丸に行く、私も一般質問をしていますけれども、二の丸の便益施設整備事業も同時に市も検討していると思うんですけれども、その辺の進捗状況等をお聞かせいただければと思います。

【園田文化振興・世界遺産課企画監】 史跡内にあります便益施設につきましては、先ほど委員からもお話ございましたけれども、いわゆる遺産影響評価というものを行わないといけないということで、今、これを市と県と一緒にあって、その報告書を仕上げている段階でございます。具体的には、この後、3月、4月には文化庁に提出できるのではないかとと思っております。

ただ、文化庁としても、できるだけユネスコに提出しないような方法で今調整をいただいている状況でございますので、私どもとしては、ぜひそうなるように働きかけをしてまいりたいと思っております。

【中村(一)委員】 有馬キリシタン遺産記念館から本丸まで約1.5キロから2キロですね、皆さん、記念館から本丸まで歩いている姿がたびたび見られて、ここには二度と来たくないというような話も聞かれておる状況であります。

そこで、障害者さんとか、あるいは弱い人たちが、どうしても登っていけない、そこに駐車をしてはいけないというようなことで、市もそこに設備を造るんですけれども、この状況は令和8年度に世界遺産センターができると同様に、その便益設備もぜひとも実施していただきたいというふうに思っています。

南島原市においては、私は南有馬ですけれども、世界遺産ができて、かえって不便になったと、何もなくなったというような状況が今続いています。ご案内のとおり、世界遺産センターができたなら、観光の起爆剤になることは間違いないんですけれども、後の方が歩いてあそこまで行くのかというようなことになった時に、どうしても弊害が出てくると思っておりますので、とにかく市と協力しながら、来年の10月までには便益施設ができるように要望しておきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 先ほどの佐世保の自転車の国際レース、これは今まで小倉でやったとか事例があるよね。今回、佐世保ということで長崎県にきたわけだけれども、来年、同じように佐世保でやれるかどうかということはわからんというような状況で、じゃ、佐世保で何人ぐらい、国際レースに観客が来ると思っているのか、この見込みはどうですか。

【川瀬スポーツ振興課長】 ツール・ド・九州は、先ほど申しましたように4日間、今年は5県で開催されるということになっております。このレ

ース方式については、先ほどから佐世保においては、クリテリウム方式で実施するという説明をさせていただいているところです。このクリテリウム方式というのが、約1キロから2キロの周回コースを20周から30周走って競争する、レースをするという内容でございます。ほかにもう1パターンありまして、それについてはロード形式でございます。ロード形式については、約100キロから150キロの公道を使ったコースを一気に大勢の選手たちが走るといったレースがロード形式でございます。

今回、佐世保でクリテリウムを開催するんですけれども、それと比較できるのは、小倉城クリテリウムです。小倉城クリテリウムについては、第1回、第2回が開催されて、どちらも約1万6,000人の観客が集まっております。

今年開催する佐世保においても、この1万6,000人が基準になってはくるんですけれども、やはり小倉と佐世保を観光客数、あと人口数を比較しますと、佐世保の方が少々少ないという状況でございます。そういったこともあり、現時点で佐世保市と今協議しているところでは、1万2,000人の観客を集めるといった目標を設定して、これから取り組んでいこうと考えているところでございます。

【小林委員】小倉で開催されたクリテリウム形式では1万6,000人の観客だったと。しかし、佐世保の規模では1万2,000人くらいしか見込めないんじゃないかと、こういうことが話として今あったと思いますが、この経済波及効果はどうですか。

【川瀬スポーツ振興課長】これまで第1回、第2回が開催されてきまして、第2回の昨年10月開催については、まだ経済波及効果が出されていない状況でございます。しかしながら、第1回

の経済波及効果は既に出ておりまして、4日間、4レース合計で26億1,619万円となっております。このうち小倉が幾らかということですが、小倉単独での経済波及効果は出されておられません。というのが、福岡県は小倉城クリテリウムと、あとロードの福岡コースの2つが開催されておりまして、その福岡県合計での経済波及効果は出ているんですけれども、小倉単独では出ておりません。しかしながら、両レースの観客数から比較して、我々独自に推計しているところでは約3億円から4億円の経済波及効果があったと推計しております。

先ほどから申しておりますように、小倉が1万6,000人、それに対して今回の佐世保は1万2,000人ということですので、先ほど言いました小倉の3億円から4億円と比較しましては、長崎県では3億円弱、それぐらいなのかなというふうに考えております。

【小林委員】経済波及効果が3億円から4億円、3億円ぐらいが多いか、少ないかということについては、後ほどいろいろ判断をしてもらいたいと思いますが、これから、できれば来年度も佐世保でやりたいと、こういうことで国際的レースだから、そういう点では知名度を上げていくにおいては、長崎県に誘致してもらうことは非常にありがたいと思うわけだよ。

それで、佐世保に主たるものをもってきながら、佐世保でいろんな事業展開と。こういうことはIRが駄目になったから、やっぱり県北対策というようなことで、なんかこう全体的に見てみると、大瀬良君が佐世保に行ったように、何かやっぱり佐世保を中心としてやろうとしているところが見えてくるわけだよ。このレースを大村でやってみろよ、今度は、どういう反応が出るか。そこも考えることを強調して終わりたい

と思います。

【園田文化振興・世界遺産課長】先ほどの随意契約の分ですが、当初、見積執行を作成する際に、先方に代表権の有無を口頭でまず確認をさせていただきました。その後、土木部の建設工事入札参加者格付名簿により、代表権があることを確認しております。

【坂口委員長】 富岡委員、よろしいですか。

【富岡委員】 はい。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時15分 休憩 —

— 午後 3時15分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時16分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年3月11日

自 午前10時 0分
至 午後 3時25分
於 委員会室 3

生活衛生課企画監
(動物愛護管理センター整備担当)

荒木雄一郎 君

食品安全・消費生活課長

立石 寿裕 君

水環境対策課長

佐藤 貞夫 君

資源循環推進課長

赤澤 貴光 君

自然環境課長

田中 順子 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	坂口 慎一 君
副委員長(副会長)	湊 亮太 君
委 員	浅田ますみ 君
〃	山口 初實 君
〃	小林 克敏 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	中村 一三 君
〃	富岡 孝介 君
〃	畑島 晃貴 君
〃	まきやま大和 君

交 通 局 長

太田 彰幸 君

管 理 部 長

岩崎 良一 君

乗合事業部長

柿原 幸記 君

貸切事業部長

江頭 興祐 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長	大安 哲也 君
県民生活環境部次長	峰松 茂泰 君
県民生活環境部次長兼地域環境課長	吉原 直樹 君
県民生活環境課長	下野 明博 君
男女参画・女性活躍推進室長	松尾 由美 君
人権・同和対策課長	石田 祐子 君
交通・地域安全課長	大嶋 誠之 君
統 計 課 長	谷村 重則 君
生 活 衛 生 課 長	岩松 尚 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【坂口委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

県民生活環境部長より、予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

それでは、県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

令和7年2月定例県議会予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料、県民生活環境部の2ページ目をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第15号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計予算」、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第60号議案「令和6年度長崎県流

域下水道事業会計補正予算（第3号）」、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第63号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」の6件であります。

はじめに、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和7年度当初予算においては、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、「新しい長崎県づくりのビジョン」が目指す「未来大国」の実現に向けて、部局間連携・融合による施策の充実・強化を図るとともに、市町や関係団体、民間企業及び県民の皆様と協力力を合わせて一緒に取り組んでまいります。

このうち、県民生活環境部では、「新しい長崎県づくり」のビジョンをはじめ長崎県総合計画を推進するにあたり、「誰もが安全・安心に暮らし活躍できる環境づくりや持続可能な地域づくり」に向けて各種施策を一層推進してまいります。

歳入予算については、計22億4,808万5,000円、歳出予算については、計57億130万7,000円を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明いたします。

4ページ目をご覧ください。

（共家事・子育て促進について）

女性活躍推進及び男女共同参画社会を実現するため、市町、民間団体等と連携し、子育て世帯や家事・子育てに係る全ての方に共家事・子育ての周知・啓発を実施することとしており、これらに要する経費として、1,034万9,000円を計上いたしております。

5ページ目をご覧ください。

（動物殺処分ゼロプロジェクトについて）

人と動物が共生できる住みよい社会を実現するため、動物殺処分ゼロに向けたロードマップに沿って、「収容数の削減」、「収容動物の譲渡推進」、「市町や県民の参加と連携強化」を3本柱とする取組を推進するとともに、新たな動物愛護管理センターの整備を進めることとしており、これらに要する経費として、3億9,407万8,000円を計上いたしております。

（地球温暖化対策の推進について）

脱炭素社会の実現に向け、国の交付金等を活用し、市町が行う住宅等への太陽光発電設備設置補助事業を支援し、県公用車に電気自動車を導入するほか、省エネ、再エネの推進を県民、事業者、行政など県民総ぐるみの取組として進めることとしており、これらに要する経費として、2億5,413万4,000円を計上いたしております。

このほか、県民協働の推進について、226万5,000円、人権尊重社会づくりの推進について、4,173万5,000円、交通安全対策の推進について、2,866万2,000円、統計調査について、9億3,451万7,000円、食育の推進について、1,127万7,000円、水道施設及び污水处理施設の整備について、3億2,437万7,000円、廃棄物対策の推進について、1億9,995万9,000円、自然環境を活かした地域づくりの推進及び生物多様性の保全について、2億7,739万6,000円を計上しており、その概要は、3ページから7ページに記載のとおりでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

7ページ目をご覧ください。

令和8年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を越えて契約を締結する業務について、

令和7年度中に入札・契約事務等を行うため、環境放射線テレメータシステム及び測定機器類の運用保守・点検業務委託等1億1,000万円など20件を計上いたしております。

次に、第15号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計予算」についてご説明いたします。

収益的収入は11億5,509万5,000円、収益的支出は10億865万4,000円、資本的収入は7億6,375万円、資本的支出は8億9,043万6,000円を計上しており、債務負担行為につきましては、8ページ目に記載のとおりであります。

以上をもちまして、令和7年度当初予算の説明を終わります。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

引き続き、8ページ目をご覧ください。

歳入予算については、計3億8,401万1,000円の減、歳出予算については、計4億5,803万2,000円の減を計上しております。

これは、予算年間所要見込額に基づく補正や国の補正予算措置に伴う補正であり、主な内容は、9ページ目中段から10ページ目上段に記載のとおりであります。

続きまして、10ページ目中段からになります。が、繰越明許費及び債務負担行為につきましては、記載のとおりであります。

次に、第60号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

収益的収入は6,565万1,000円の減、収益的支出は1億2,425万6,000円の減、資本的収入は2億3,140万円の減、資本的支出は2億3,272万3,000円の減を計上しております。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会

計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明します。

歳出予算について、計6,027万5,000円の増を計上しております。

これは、職員給与及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

次に、第63号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、12ページ目に記載のとおりであります。

以上をもちまして、令和6年度補正予算の説明を終わります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分につきまして、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和6年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【下野県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本分科会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料について、

ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況でございます。

資料の3ページをご覧ください。

県民生活環境部では、自然公園等DX推進事業費を計上しており、要求額と計上額の差につきましては、事業内容等の精査によるものでございます。

なお、事業の内容につきましては、事業概要に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】まず、今説明がありました政策的新規事業の計上状況について、質問いたします。今説明がありました自然環境課の自然公園等DX推進事業費ですが、要求額が457万円、計上額が232万円、半分減らされたわけですが、この内容について、説明を求めます。

【田中自然環境課長】ただいまご質問がございました要求額からの乖離でございますけれども、当初、ドローン2機を導入し活用するという予定で要求していたのですが、初めて導入しますので、まずは、こういった業務に使っていくかということに非常に注力をしながらやっていかなければならないということで、主に、自然公園施設の管理、県が所管しております土地の状況の確認に使用しながら、さらにもっと動植物の調査、特に、野鳥の調査にも幅広く活用の試行をしていきたいということがございまして、まずは1機導入をして、しっかりその成果と使い道について確認をすべきであるということで、その部分を精査されたということでございます。

【堀江委員】今の説明は、委員会横長の47ページとも関係をするのですが、47ページの自然公園施設整備費の中の自然公園等DX推進事業費232万円、今説明したとおりなのですが、そうしますとドローンを導入するということが一つ大きな事業ということになりますね。これは新規事業ですから、新規事業の53ページにも、そのように説明があっているんですけども、ドローンを導入することで、自然公園利用拠点の上質化というのはどういうことなのか。民間事業者と連携した観光情報発信、これは一定理解をするんですけども、文言上、自然公園利用拠点の上質化という意味は、今、課長が説明した内容のどういう部分に当たるのか、これだけの内容では理解できないので、新規の事業でもありますし、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

【田中自然環境課長】具体的な業務といたしましては、私どもが、特に雲仙の国立公園地区の地域の中で、いろいろ施設を所管しております。その中には、具体的に言いますと、皆様にミヤマキリシマを見ていただける場所が池の原ですとか、宝原とかございます。それから、普賢岳の方には登山道も所管している部分がございます。日常の管理といたしまして、まず最低限、安全性の確保ということをしなければいけませんので、島原振興局の方で所管、担当を配置し、日常的なパトロールにおいて、迅速な補修、修繕に対応しております。

最低限の安全性の確保を迅速に行うために、現在は、車で行けるところまでは車両で行き、そこから徒歩で行かなければならないようなエリアもかなりございます。特に、登山道の巡視、パトロールなどは徒歩で行かなければならないので、その分時間がかかるということ、そして

一回現地の状況を確認した上で、振興局の正職員と対応について協議し、今度はそれに必要な資材を持っていくという、二度手間になっているところでございます。それを迅速に、ドローンでその場で撮影をしながら、それをリアルタイムで局の職員、あるいは自然環境課とも協議をしながら、次の対応をすぐ取ることができる、まず効率化が図れるということでございます。それによって、後の対応が迅速にできてまいりますので、お客様の利用するための施設の水準が常時高いレベルで確保される、ということを目指してやっているものでございます。

【堀江委員】初めての事業ということで、ドローンの活用をすることによって、業務の改善も含めて、どういうふうに質を向上できるかということだと思いますので、もともと自然環境課としては2機導入したいという要望の下で出発するということですので、1機での活動、そこを見ていきたいというふうに思っています。

次は、同じく委員会の横長資料の29ページなんですけれども、交通事故相談所運営費のことについて、質問したいというふうに思います。交通事故被害者救済費ということで、685万円、今回新年度の予算になっているのですが、内容としては、交通事故の相談所運営費に係るんですけれども、過去4年間の予算を見ますと、令和4年度が541万円、令和5年度が523万円、令和6年度が614万円、そして今回685万円ということで、長崎県の財政が厳しいという中であって、こうした相談所業務というのは、どちらかというと予算が減らされるというふうに私は認識している中で、頑張って予算を確保しているというふうに私は認識をいたしました。

そこで、この交通事故相談の内容なんですけれども、内容も複雑になってくるかと思えます

が、件数とか、その推移、そういうものはわかりますか。

【大嶋交通・地域安全課長】まず、交通事故相談所、あまり聞き慣れない方もおられるかもしれませんが、これは昭和42年に開設された機関でございまして、現在、交通・地域安全課内に相談員2名を配置しております。交通事故に遭われた方々の相談を随時受け付け、解決に向けた助言や関係機関への連絡、あっせんを行っております。

この相談件数なんですけれども、過去3年を見ますと、令和3年が340件、令和4年が320件、令和5年が311件と、年間300件前後は相談がなされているということになります。

相談内容につきましては、自賠責保険請求に関する相談が最も多く、そのほか示談の進め方や過失の程度について相談がなされております。

相談所では、最終的な解決は図ることはできないのですが、解決に向けての対応の進め方、県弁護士会や公益財団法人である紛争処理センター等の関係機関へのあっせんを行っております。

それで、実際に相談の好事例としましては、紹介された弁護士さんのアドバイスのおかげで示談がスムーズに成立した、あるいは最終的に補償額が増額をされて、自分の思うようにいったということで、交通事故当事者の方の精神的な負担であったり、経済的な負担が解消されたものと考えております。

【堀江委員】300件を超えていろいろ相談があるということ、私が危惧するというのか、相談員が体制的に十分足りているのかと。担当課としては、財政が厳しい中で、相談員を増やせということは、なかなか思っても言えない部分もあるかと思うんですけれども、相談体

制についてはどうなのかということも、せっかくの機会ですから教えてください。

【大嶋交通・地域安全課長】 相談員さんは、これは特別な資格はありませんけれども、相談を受ける上で発生した交通事故等の状況を把握できるという知識とか能力が必要であるため、交通事故の現場経験のある県警OBの方を会計年度任用職員として雇用して配置しております。今、2名で交互に休暇を取りながら対応している現状でございます。

【堀江委員】 昭和42年に開設をして、相談員が2名という体制は、言わば変わらないわけですよね。だから、そういう意味では、必要な時には相談員も増やして対応していただきたいというふうに思いますし、またそうした要望は、こうした常任委員会の中でも出していただきたいということを私からもお願いしたいというふうに思います。

次は、委員会の横長の41ページ、水道普及費の中の、今回、社会資本整備総合交付金事業、いわゆる水道事業の予算が6億8,924万円の減ということになるのですが、最初にいわゆる委員会の説明の時にもあったかと思うのですが、改めて、この減になっている理屈について、教えてください。

【佐藤水環境対策課長】 お尋ねのありました件について、ご説明をさせていただきます。

令和6年度までは、厚生労働省の予算である生活基盤施設耐震化等交付金というものがございました。これは県を経由して市町へ割り当てる間接補助でしたので、県の予算に計上されておりました。ただし、令和7年度からは、水道事業の所管が国土交通省に移ったということもありまして、この水道施設整備費が社会資本整備総合交付金での事業というものに変わりました。

この交付金については、市町への直接補助というものになりますので、県の予算には計上されないという形になります。したがって、県の予算としては、約6億9,000万円の減額という形になっております。

【堀江委員】 予算の流れというか、仕組み上はそういうふうになっていくわけですが、今、全国的にもというか、大きな問題になっている水道管の老朽化の問題でありますとか、そういった問題は、少なくともそれぞれの市町、自治体の範疇だと思うんですけども、しかし、予算が長崎県を通るということでは、一定そうした視点に長崎県としても立てたと思うのですが、今回、直接水道事業に係る予算がそれぞれの自治体に行くということになりますと、いわゆる県民生活を守るという県民生活環境部としましては、例えば、水道管の老朽化の問題等一つとっても、これは県のレベルというか、視点的には、この予算が変わったことによって変わりますか、それとも変わりませんか。そこら辺はどういうふうに捉えたらいいですか。

【佐藤水環境対策課長】 お尋ねの件ですが、水道事業の市町の予算確保、今、盛んに老朽化とか話題になっておりますが、県の方で予算要求等はきちんと取りまとめをして国の方へ要望しますし、県としましても、必要な要望に関しては、政府施策要望とかで国へ申しているところでございます。ただし、実際の内示があった時に、県を経由せずに直接市町に内示されるというだけですので、県としての関わりとしては、今までと変わりなく、市町と一緒に取り組んでいくということになります。

【堀江委員】 確認いたしますけれども、水道管の老朽化対策も含めて、これは予算の確保が十分必要になるかと思うのですが、そういった国

に対しての予算の確保については、これまでであり長崎県がきちんと国に対して要望するという姿勢は変わらないということで確認しましたので、よろしくをお願いをしたいと思います。

【坂口分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【富岡委員】部長ご説明の中に、統計調査についてということで、国勢調査をはじめ、労働力調査などの基幹統計調査を円滑かつ確実に実施いたします。このほか統計調査以外の統計に関する人材育成や分析支援などに取り組むとしており、これらに要する費用として、9億3,451万円ほどということで、その内訳を見た時に、9億3,451万円で大きかったのが、前年度と比べて大分増額している理由が、とにかく国勢調査を行うというところでございますねというところが1つと、同様に、農林業センサス費についても大分金額がマイナス、変わっております。6,300万円ほどですね。これは前年したものではないということなのかという点と、同様に、経済統計調査費というところを見ると、前年度の8,300万円から4,200万円になっています。ほかのは、する、しないで金額が変わるのはわかるんですけども、経済統計調査費については、半額になるような形で、一気に減るんじゃなくて半分になるという、この理由を教えてくださいましたらと思います。

【谷村統計課長】まず、農林業センサスでございますけれども、こちらについては今年度、実際の調査を行っております。来年度につきましては、その調査の審査でありますとか、集計、国への報告予定されておりました、事務的な作業でございますので、予算的には減っているところでございます。

もう一点、経済統計調査費でございますけれども、今年度は、全国家計構造調査というものを

を実施しております。そちらが4,409万6,000円でございますけれども、これが今年度限りの事業でございますので、その減が大きなところでございます。

【富岡委員】ありがとうございます。

あと、先ほどのご説明あったように、統計に関する人材育成や分析支援ということで、分析支援については、31ページのところで786万円、これに含まれていると思うんですけども、統計に関する人材育成というのは、どちらの方に含まれているのでしょうか。

【坂口分科会長】暫時休憩します。

— 午前10時30分 休憩 —

— 午前10時31分 再開 —

【坂口分科会長】委員会を再開します。

【富岡委員】実は、これは職員給与費に200万円ということで、この統計調査費の中に入っているんですけども、これがどういったものなのか、ご説明いただけたらと思います。

【谷村統計課長】こちらについては、統計調査を行うに当たって、職員の時間外勤務に関する経費でございます。

【坂口分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【小林委員】おはようございます。

まず、長崎県の重点施策の一つになっている動物愛護管理対策費、これが3億9,400万円と、こうすることで計上されております。この3億9,400万円の財源の内訳、これはどういうふうになっていますか。

【岩松生活衛生課長】お尋ねの動物愛護管理対策費でございますが、その主なものにつきましては、一般単独事業債または行革債などの起債が3億6,590万円、あと環境省がやっております動物保護譲渡対策推進設備補助金が500万円、

そのほか一般財源が1,995万3,000円、このようになっています。

【小林委員】国から500万円ということなんだけれども、今、内容は大体おっしゃったと思うんだけど、国から、どんな名目で来るのかというところで、国の予算がどれくらいある中で、500万円ぐらい来ているかということになるけれども、国全体で、この国から来る補助金500万円、これはどういう名目の対策費か、それと同時に、これが全体でどれくらいあるのかと、こういうことがわかりますか。

【岩松生活衛生課長】環境省が、日本全国の動物収容、譲渡対策をするような施設につきまして、毎年補助をしております。令和7年度につきましては、その総額が約1億8,000万円、これを全国の各自治体で案分してということでございますので、なかなか本県だけに多額のという部分は期待できないのかなと思っているところでございます。

【小林委員】国のこういう補助金等の全体は1億8,000万円ぐらいしかない。これを47都道府県で分かち合うと、こういうことになっているわけですね。だから、500万円程度になっていると、こういうことで理解をします。

そうすると、大体起債が3億6,500万円というふうなことになる。だから、地方債のこの起債が3億6,500万円ということについて、このところはどういう償還の仕方をするのか、この借金をどうやって返すかと、この点について、お答えをいただきたいと思います。

【岩松生活衛生課長】通常の起債でございますので、20年間かけて償還をしていくと。ただ、当然ながら、これに代わる有利な起債があれば、これを充てていくべく、財政当局ともご相談をさせていただいているところでございます。

【小林委員】今どき、起債を起こして認められて、地方債、新幹線あたりは50年にしようかというような動きが出てきているわけで、それでも大体20年を30年に延ばすというようなことで、それだけでも相当違うわけだ。だけれども、今のところは、今までずっと続いている大体20年間で償還をすると、こういうようなことでありますけれども、有利な交付金等がないのかと、いろいろ調べていただいて、この3億6,500万円、こういうものに充当できるような有利な起債、交付金等を考えて、もっと補助してもらおうと、支援してもらおうというような考え方でやってもらいたいと思っております。

それから、資料を頂きましたが、動物の殺処分ゼロに向けたロードマップ、工程表、これを見ておりますが、このプロジェクトにおいては、まず入り口対策として、収容数の削減、それから出口で、収容動物の譲渡推進、そして市町や県民の参加と連携強化と、こういうようなプロジェクトの内容になっています。非常によく考えてもらっていると思うんだけど、この入り口対策とか出口対策、市町、県民も参加、これについては、この予算をどれくらいずつ配分しているのか、そこについてお知らせください。

【岩松生活衛生課長】まず、入り口対策、収容数の削減でございます。これにつきましては、1,364万8,000円を、主に獣医師会にお願いして行います地域猫への不妊化の支援ですとか、今年度から始めました離島地域へ移動式の手術車両を派遣するといった事業を考えております。

続きまして、出口対策、収容動物の譲渡推進でございます。これにつきましては、3億7,538万4,000円、これの多くが、先ほどご説明いたしました新たな動物愛護管理センターの建設に係る費用、これに加えて、普及啓発のための

総合ウェブページの保守管理ですとか、ボランティアと連携した譲渡活動、これに充てたいというふうに考えております。

最後の市町や県民の参加と連携強化につきましては、153万8,000円でございます。これは市町と協力いたしまして、周知、広報、啓発資料の作成、関係部局、福祉ですとか教育、そういったところとの会議の開催、またボランティア団体との連携などに活用できればと考えているところでございます。

【小林委員】 ありがとうございます。

それで、このロードマップで見て、今、入り口対策の施策の方向性、これを見ても、新規取組地区のアドバイザーとしての活用という、このアドバイザーというのは、これはボランティアですか、そして何人ぐらいいるのですか。

【岩松生活衛生課長】アドバイザーというのは、委員おっしゃるとおり、ボランティアさんでございます。主に活動いただいているのは、そんなに多くはございません。慣れた方、地域猫の活動を十分にされて、それをほかの方にご説明できて、ご指導ができるような方ですとか、時間的余裕のあるボランティアさんということで、数はあまり多くございませんが、これについても今後、協力者の方をもっともっと発掘していかなければと思っているところでございます。

【小林委員】 大体何名ぐらい求めているのかと、それに対して、今何名ぐらいいるのかと、こういうことで、わかりますか。

【岩松生活衛生課長】 今、私どもの動物愛護管理センターと協力して活動していただいているボランティアさん、個人、団体合わせますと28団体・個人ほどになります。

【小林委員】 わかりました。

そうすると、こういう収容動物の譲渡推進と

いう中で、これが3億7,500万円とさっきご答弁がありました。これについては新センターの整備、こういうものもこの予算の中に入っているんじゃないかと考えておりますが、新センターの整備について、現状どのような動きになっているか、特に、次年度、令和7年度において、どのような取組があるのか、完成日は基本的に変わってないのかどうか、この辺のところについて、お答えをいただきたい。

【荒木生活衛生課企画監】ただいまのご質問でございますが、新たなセンターについては、PFI事業により整備することとしており、その整備に係る債務負担行為として、限度額を16億6,575万9,000円、設定期間としましては、令和7年から令和24年まで18年間について、令和6年9月議会の承認を受けております。

現在、12月から、総合評価一般競争入札による公募を行っているところでございます。今後、4月には入札、落札者の決定を行い、6月議会の議決承認後、7月には事業契約の締結を予定しており、令和9年度中の供用開始を目指しているところです。

また、事業契約締結後は、約2年間で設計、建設工事を行ってもらうこととしておりまして、令和7年度におきましては、設計業務が行われるものと考えておりますが、建設に着手されることも想定して予算を計上しているところでございます。

【小林委員】 完成は予定どおり変わらないか。

【荒木生活衛生課企画監】 今のところ、順調にいらっております。変わらない見込みで考えております。

【小林委員】 今、公募をしているということだけれども、公募の状況はどうですか。

【荒木生活衛生課企画監】 公募の状況というこ

とでございますが、1月末に参加表明書の提出の締切りをしております。この締切りの際には、公募はあっているという状況でございます。ただし、何者出るかということにつきましては、4月に行われる入札に影響を及ぼすおそれがありますので、そういった詳細については、回答を控えさせていただきたいと思います。

【小林委員】何者なんて聞いてないよ。何を言っているのか。順調かどうかとかそういうことを聞いて、何者集まったかとか、誰がそんな質問しているか。誰を見て物を言いよるとか。何もそんな出過ぎた答弁なんか要らん。どうかと言っているだけのことから、何者かなんて言ってないよ。そんなことを求めているわけじゃないんだ。

そうしたら、おかげさまで工程表どおり大体うまくいっているというところで、これは令和9年度、こういうようなことが大体言われておったと思いますから、そういうふうな形で、大変でしょうけれども、PFI方式でこれをやるということだから、ぜひ頑張ってもらいたいと思っています。

私は、この動物殺処分ゼロに向けたロードマップ、工程表を見たり、あるいはこのプロジェクト、取組を見た時に、実は私は、以前にこの委員会におった時に、この殺処分ゼロに向けてのこういうところについて、相当議論をし、新たなセンターが必要であると、そういうようなことをいろいろと議論してきたところで、内容は少しわかっているわけけれども、このロードマップ、またこういうプロジェクトを見たら、相当大きく前進していると、相当取組がおかげさまで進んでいると。これは生活衛生課の課長はじめ、職員の方々、よくぞこういうプロジェクトをつくっていただいていると思うんだ。

そこで、今、長崎県は殺処分の数が全国1位だとか、こんなことを言われているけれども、現時点における長崎県内におけるところのいわゆる殺処分の状況と、全国においてどういう位置づけになっているのか、この辺のことについて、お尋ねをしたいと思います。

【岩松生活衛生課長】まず、全国における本県の実況でございますが、全国の統計、環境省が出しておりますけれども、まだ令和4年の分しか出ておりません。令和4年度につきましては、全国ワースト、犬が3位、猫が2位、トータルで全国ワースト2位という現状でございます。

ロードマップに沿いまして、動物殺処分ゼロに向けて取組を進めているところでございますが、これにつきましては順調に推移しているのかなと考えているところでございます。

まず、動物の収容につきましては、基準年であります令和3年度の1,603頭から、令和5年度には607頭まで大きく減少しております。

譲渡数につきましては、令和3年度、651頭から、令和5年度は515頭、これにつきましては収容頭数が大きく減少する中、譲渡率は上昇しております。これも順調に推移しているのかなと思っています。

あと、殺処分数でございます。治療の見込みのない病気や攻撃性があるなど譲渡できない動物を除いた数でございますが、これも令和3年度の937頭から、令和5年度につきましては93頭と、大きく減らしているような状況でございます。いずれも目標を達成しております。順調に推移していると考えているところでございます。

【小林委員】今、説明の中で、譲渡数、実にうまくいっているよね。しかし、この収容した犬、猫、これがどこで保護されているかと。大村にあるアニマルポートで、もう老朽化、それと狭

隘化、こういうところで大村のアニマルポートに何頭入るかということをおなた方はわかっていると思うんだけど、譲渡の数がこういうような形で大分進んでいるわけだ。アニマルポートの役割は、今、十分果たされてはいないと思っているんだけど、現状はどうなっていますか。

【岩松生活衛生課長】 現在のアニマルポート、老朽化、狭隘化が進んでおりまして、十分な数が収容できるような状況ではないというのは、ご指摘のとおりでございます。ボランティア団体のところで収容していただいているところもでございます。新しいセンターにつきましては、十分な収容能力で、将来的に収容数が減っていった時に、フレキシブルに使えるような施設整備、また県民の方、譲り受けてくださる方に動物と触れ合っていただいたり、命の尊さを学んでいただいたり、そういった拠点にするべく計画をしているところでございます。

【小林委員】 課長、今の話をしているんだよ。センターはこれからできるわけだ。だから、それに期待をしているし、大村市は、立派なセンターを造ってもらいたいということで、相当立派な土地を提供している。これは無償提供だよ。その上にあなた方が建物を建てるわけだから、これは無償で大村市が大村市の土地を県に譲り渡すというのと一つも変わらん。無償で貸与と、こういう状況になっているわけだ。それは今言っているように順調に進んで、令和9年度に完成と。そうすると、今これだけの犬、猫が収容されて、現在の大村にあるアニマルポートにおいては、これだけの収容はできないでしょうと。今はどうされておりますかと、こういうことを聞いているんです。現時点、これはどうですか。

【岩松生活衛生課長】 93頭の殺処分が行われ

ていると申し上げましたが、この中には、アニマルポートの収容数に限りがあるということで、残念ながら殺処分せざるを得ない動物もございますし、そのほかに、学びの場、教育の場として、今のアニマルポートが十二分に機能できているかということ、残念ながら、そういった状況ではないというふうに考えております。

【小林委員】 よく頑張っていることはわかっているし、だから聞いているんだけど、実際的に先ほどの答弁では、例えば、そういう収容してきた猫とか犬、令和3年度で言えば1,000匹を超えているわけだ。今、譲渡で500台までやってくれているけれども、そのいわゆる譲渡に至るまでとか、そんなのをどこで収容しているんですかと。大村のアニマルポートでは、私も現場に行って、何回も見てきているからわかるわけだけれども、そんなに収容することはできないんじゃないかと、どこか別のところで収容しているのかと、そういうようなことは当然疑問としてあるわけだよ。大村のアニマルポートは、さっきも言ったように、老朽化は別としても、狭いんだよ。そんな何百頭と入るような面積、スペースになっていないわけよ。だから、現時点において譲渡が進んでいるけれども、譲渡までの間は、やっぱり収容して、譲渡できるまで持っていくわけだよ。その間、どこで預かっているんですかと、どこで収容しているんですかと、こういうことを尋ねているわけです。

【岩松生活衛生課長】 委員がご質問いただきました動物の収容場所でございますが、一時に多数の動物が押し寄せるといのは、多頭飼育崩壊とか、そういう特別なケースに限られて、日々、数頭ずつがやってくるとか、そういった格好でございますので、どうにかメインの収容場所と

しては、現在のアニマルポートをやり繰りしながらさせていただいて、また一部には、動物ボランティアさんの収容施設でもご協力をいただきながら収容をしております。ただ、繰り返しのようになりますが、十分な収容能力とは言えない現状がございまして、残念ながら殺処分に至っているといった状況があるのが現状でございます。

【小林委員】だから、殺処分が多いということはあしきことと、こういうことの位置づけになっているわけだよ。だから、これをいろんな方法で殺処分にしないようにというような形で今やってもらっているわけだよ。そして、もう令和11年度には殺処分ゼロと、こういうことをロードマップでうたっているわけだよ。だから、本当にできるかなと。これが本当にできるならば大変なものだと。殺処分にしないためには、やっぱり譲渡、これをきちんとやってもらうというようなことで、野良猫、犬、そういうものを収容して、そこから譲渡に持っていく、この間が大事なんだ。そういうことを現場でやってもらっているわけだよ。あなた方がやっているわけだよ。

だけど、大村にそんな何十、何百頭というような収容した犬、猫が入らないと。譲渡までもつまでの間の対策が、今のアニマルポートでできているのかどうかと。できるわけないと思っているんだ。だから、別のところでそういうような対策を講じていただいているのかと、こう聞くんだけど、その辺のところはやり繰りとかかれこれ言うけれども、大村のアニマルポートをやり繰りしてやっているのか。大村のアニマルポートをやり繰りして、こんな数字になるのかなという率直な疑問が出てくるわけだよ。そのところは明確に、もう少し私が理解できるように答弁をいただませんか。

【岩松生活衛生課長】私どもが動物の保護収容施設ということで大村のアニマルポート以外に拠点を持っているというのは、まずございません。収容する動物の数が随分減ってきている、あとボランティアさんなどと連携して、譲渡に至る数も増えてきている、日数も短縮できている、あと一時的にですが、ボランティアさんのところで保護していただいている動物も出てきているということで、十分ではございませんが、今のような実績を上げているところでございます。

【小林委員】言っていることはわかるわけけれども、同じようなことを言うけれども、このロードマップの資料を見ると、令和3年度を基準として、例えば、収容数がこれでいけば1,603頭だよ。1,603匹あったんだな。それで、これを令和7年度、令和11年度とこういうことで、例えば、令和11年度は341頭にしよう。そうすると、譲渡については665頭と。これを令和11年度には341頭にしようというようなことで、とにかく収容にしても、譲渡にしても、相当な取組、相当な頑張りが要るようなことをやってもらっているんだよ。それはだから、避妊化とか、要するに、収容数をかなりしっかり考えて、これを減らしていくというようなロードマップで現実やってもらっているわけだよ。

だけれども、私がどう考えても、大村のアニマルポート以外に、そういう収容する場所がないんだと、だからボランティアの方々に幾らか引き取ってもらってと言うが、ボランティアの数もそんなに何百人とはいらっしゃらない等々を考えていけば、大村のアニマルポートをしっかり活用するしかないんだけど、大村のアニマルポートは、要するに、何百とか、何十とか、それだけのものを収容できるような今、整

備はできていないのではないかと。だから、今回、令和9年度に新しく造っていただきたいということで、それを受けて、今やっていただいているわけだよ。

だから、現在、大村のアニマルポートでどのくらい頭数を収容できると、こう考えているのか。そうせんと、実際のロードマップ、この中のいろいろ数値目標というのが明らかになって、立派な数字が出ているけれども、それがどうも本当にそうなのかと疑わざるを得ないと、疑うことはよくないんだけど、そういうことで質問をさせていただいているわけです。

【岩松生活衛生課長】現在のアニマルポートの収容能力につきましては、1日当たり犬が15頭、猫が6頭というふうに考えております。

【小林委員】後で話そう。私が、あなたたちの数がすばらしいものだから、どこで収容しているかなということを考えておって聞いているわけよ。だから、今、实际的に犬が15頭、猫が6頭とか、そのくらいしかスペースはないわけだよ。だから、何百なんていう数字が出てきて、それがどこで仮のすまいをされているのだろうか、そういうことを考えるから、そういうことを聞いているわけだよ。だから、そこがはっきりしないと、全体のあなた方の努力をされてのこういう殺処分について順調にやっているよと、出口も入り口もすごいぞと、こういうようなことで、地域の協力もいただいていると、県内もいただいていると。もう言うことはないじゃないか。だから、これが本当にそうだと。あなたはこの3月いっぱいどこかへ行かれるかもしれないが、後に残った人は、この数字が、我々は今からこれで議論していくんだよ。だから、そういうことで、もうちょっとしっかり、せっかくのことだから明確にお答えができるよ

うに、ひとつ引継ぎをしっかりともらうし、また生活衛生課の皆さん方には、大変だけれども、相当な取組をしていただくように、お願いをしておきたいと思います。

予算の中で、共家事・共育て、このことで私も一生懸命、共家事・共育てという言葉に慣れて覚えるようにしっかりしたいと。もう子育ては過ぎましたが、おかげで立派に育っておりますが、共家事・共育て、いいですね。これは長崎県がこれからこれについて取り組んでいくというようなことだけれども、今、どこが先進県ですか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】共家事につきましては、福井県と栃木県が独自の「とも家事の日」を制定しまして、県民の機運醸成に取り組んでおられます。また、佐賀県では、市とか町の両親学級に講師を派遣して、共育ての啓発に取り組んでおられます。

【小林委員】長崎県はこれからでしょうが、そういう栃木県と福井県、こういう先進県については、もうどれくらいこういう事業を本格的にやってきたのですか。わかりますか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】栃木県におきましては、今年で2年目と聞いております。福井県につきましては、始めた年数はよくわからないんですけども、民間企業の食品会社とコラボレーションをして取組をされているということ聞いております。

【小林委員】栃木県が2年目かもしれない、福井県は緒に就いているかというような形で大体理解をしますけれども、そういう点から考えていくと、例えば、栃木県あたりが2年間やってきて、どんな成果を上げているというふうに受け止めておられるのか。ただやっているというだけで、どんな成果を上げているかというよう

なことが大事なことで、それをお手本にしながら、参考にしながら、長崎県のあなたの時代にこれをきちんと定着させなければいかんと、こう思うんですけれども、栃木県は今、どういう成果を上げていると、どういうふうに受け止めておりますか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】栃木県につきましては、1年目は、11月22日を「とも家事の日」と制定しまして、取組をしたと聞いております。2年目は、その日だけじゃなくて、年間を通じて共家事を進めようということで、企業に独自の取組をしていただいて、それを県でまとめてPRをしたりやっているということを知っています。

【小林委員】あなたは栃木県と福井県に足を運んで現場を見てきましたか。担当者と、どれくらい意見の交換をされたか、その点はどうか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】私どもが行くことはやっておりません。電話等で話を聞くことはしております。

【小林委員】室長、例えば、栃木県にしても、あるいは福井県にしても、やっぱり行ってこんにちは。部長が印鑑押さんかったか。こんな無駄な出張費は使うなと、そんなことはないでしょう。だから、誤解をせんで聞いてもらいたいと思っているんだけど、非常にいい取組なんだ。この冊子もよくできていますよ。これは昨日、懇談会から帰って、これを読んだんです。相当上等なものです。反省させられることがいっぱいあった。だから、これだけのことをお作りになって、これから取組もうとされているわけだ。だから、あなた方も、県民生活環境部というのがこれからこういう面に効果を上げていこうとされていると。だけれども、

先進県、この福井県とか栃木県に全然あなた自身が責任者として足を運んでいないと。電話等というのは、私にとっては、どうもいかなものかと思っているんです。新幹線もできたし、栃木県まで行って、そういう先進県から学ぶべきものがいっぱいあるだろうし、いろいろ土地柄が違うということはあるかもしれないが、やっぱり現場に行って、どういう取組をして、どういう成果を上げていくかと、こういうことをきちんと見ていただくということはとても大事ではないかと思いますから、部長にお願いをして印鑑を押してもらって、頑張ってみて現場へ行ってもらって、大体どういう成果を上げればいいのかと。

例えば、11月22日、年に一回だけ共家事・子育てをやればいいのかと、こういうことじゃなくて、毎日のことだろう。そして、どういう成果を上げているかと。機運醸成ということが一つ。まず、機運醸成から始まる。みんながその気になっていただかなければいかん。だから、企業と一緒に相談しながらやっていこうと、こういうことは非常に大事だと思うんです。

だから、誰が考えても、これについての趣旨はよくわかっているし、事業目的もよくわかっている。1,300万円じゃ少ないと思っているのだが、これも国から補助金が出ている。そういうことで、そういう国の補助金、交付金を使って今からやっていくわけだよ。まず、現場に行くと、本当に成功事例、またこれからどういう取組をやるかということを、もう一度、あなたは原点に返ってやる必要があると思う。目的も、事業内容もご立派。だから、これを本当に長崎県でこの共家事あるいは子育て、こういうところが本当に手応えがあるようになったと。長崎県においても、若いカップルが、子どもを

産んで、あるいは子どもを産む前から、いろいろとこれに沿ってよく頑張ってくださっていると、こういう手応えを感じるような、そういう取組をやってもらいたいと、こう考えておりますから、その辺のところをぜひひとつ頑張ってもらいたいと。成果をまた次の委員会で議論しましょう。待っていますから、よろしくお願いします。部長、印鑑を押してください、お願いします。

【坂口分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【まきやま委員】私の方からは、資源循環推進課の予算で、3,900万円の増加の中身について、教えてください。

【赤澤資源循環推進課長】歳入の件かと思いますが、3,900万円の増につきましては、まず1つは、産廃税繰入金が増でございます。これは今の廃棄物の処理計画、これが来年度、令和7年度が終期ということになっておりますので、この計画の見直しの関係で、来年度、この産廃税の基金から充当させるということで、繰入金をアップさせているということでございます。

また、環境美化基金、これに関しても、啓発事業、地域住民などに直接的に啓発をする事業ということに限定されるところではございますが、こういったものの充当事業ということで、増加させていただいているというところでございます。

【まきやま委員】ありがとうございました。

続きまして、地域環境課のみらいにつなぐ大村湾事業200万円の増ですけれども、内容と事業期間について、教えてください。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】みらいにつなぐ大村湾事業につきましては、令和7年度が計画の見直し時期でありまして、これに伴う予算としまして、河川の調査、それから

大村湾の環境変化の傾向とか、課題を把握するためのレビュー調査を計上しております。

【まきやま委員】大村湾、ナマコの不漁とか、水産部の中でもお話が出ていましたけれども、大村湾の中の海底湧水、湧き水に対する調査とかはされていますか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】委員がお話しされた湧き水については、調査を行っておりません。実際行っているのは、大村湾17地点で表層、中層、底層ということで調査をしておりますけれども、湧き水自体を調査しているわけではございません。

【坂口分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【谷村統計課長】富岡委員からご質問がありました人材育成に関する経費でございますけれども、横長資料でいいますと30ページの統計諸費の中に、統計事務費というものがございます。こちらの方で対応しておりまして、ちなみに、今年度は総務省の方から職員をお招きしまして、統計に関する実務的な研修の講師として実施をいただいているところでございます。

【富岡委員】ありがとうございます。

そうしますと、統計分析・政策支援事業費というのが31ページの方にあるんですけれども、こちらの内容について、お聞かせいただけますでしょうか。

あと、移動理由調査事業費とか、例えば移動理由調査については、多分、政策企画課であるとか、各部署に共有された上でということだろうし、漁業センサス費だったら、漁業振興課の方にいろいろとその分析結果なんかをお伝えして、いろいろ政策に反映していくかと思うんですけれども、この統計分析・政策支援事業費が一般的にどういうものなのか。私の勝手なイメ

ージは、統計課の皆さんは、日頃からそういったデータ結果を基に、いろいろとアドバイスされているイメージだったから、こういう事業を別途つけるのが、そのイメージがなかなかしづらいもので、教えていただけたらと思います。

【谷村統計課長】こちらの統計分析・政策支援事業費でございますけれども、内容については、統計課の独自統計といえますか、県民経済計算の計算でありますとか、産業連関表の作成に要する経費でございます。移動理由につきましては、来年度、移動理由アンケートの総括を予定しておりますので、そのための経費でございますとか、あとは事務費的なところでございます。なお、移動理由アンケートの総括につきましては、政策企画課等と十分調整の上、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【坂口分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって、予算議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第15号議案、第47号議案のうち関係部分、第60号議案、第61号議案のうち関係部分及び第63号議案については、原案のとおり、可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ

可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、県民生活環境部長より総括説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】観光生活建設委員会関係議案説明資料、県民生活環境部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしております議案は、2ページに記載の1件でございます。

第30号議案「長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例」につきましては、関係経費の増減に伴い、長崎県環境保健研究センターの手数料を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

（共家事・子育て促進について）

子育て世帯に対して、共家事・子育てを周知・啓発するため、「パパの家事・子育てを応援するための手帳」と動画を作成し、手帳については1月から市町の母子健康手帳交付窓口などで配布を始めました。今後は、市町の両親学級や産婦人科等での男性向け講座などで広く活用していただくことにしております。

また、県内企業における男性の育児休業の取得を促進するため、長崎労働局と共催で企業向けの「男性育休セミナー」を1月21日に開催し、約100社から約150名の参加がありました。男性育休100%達成企業の具体的な取組の紹介や育児・介護休業法改正についての説明等により、参加者に男性育休についての理解を深めていただきました。

今後、男女が共に家事や子育てを担う共家

事・共育を促進するため、県民の意識醸成と職場の理解促進に取り組み、女性活躍推進及び男女共同参画社会の実現に努めてまいります。（人権尊重の社会づくりの推進について）

学校、家庭及び地域社会における人権教育の推進について正しい知識と理解を深めてもらうため、教職員、社会教育関係者、PTA関係者、人権擁護委員等をはじめ、広く県民の皆様を対象とした「令和6年度人権教育中央研修会」を、去る1月30日に県庁会場とオンライン配信のハイブリッド方式にて開催しました。

本研修会では、「学びとつながりが主体性を育む～人権尊重社会の実現をわたしから～」をテーマに、同和問題をはじめ、インターネットと人権、多様な性のあり方に関する講演を実施し、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践意欲を高める契機とすることができました。

また、12月16日と2月13日に「長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会」を開催し、「性の多様性」をテーマに、「性的少数者に配慮した環境づくり」「パートナーシップ宣誓制度」「教育啓発」の論点からご意見をいただきました。

今後、検討委員会において、意見をとりまとめていただくこととしており、とりまとめた意見を参考にしながら、人権施策の方向性を検討していくとともに、引き続き、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいります。

（令和7年国勢調査の実施本部設置について）

我が国に住んでいるすべての人を対象に、人口及び世帯の実態を明らかにする最も基本的で重要な統計調査である国勢調査を、本年10月1日を調査期日として実施します。

この調査の結果は、あらゆる施策の基盤となり、民間の活動にも幅広く活用されております。また、人口減少や少子高齢化対策の取組に不可欠な、最新の人口推計や将来人口推計の基礎ともなるものであり、より正確な調査結果が求められているところです。

この調査の円滑かつ正確な実施に向け、去る2月3日に、「令和7年国勢調査長崎県実施本部」を設置したところであり、調査に関する広報活動に取り組み、スマートフォンやパソコンによるインターネット回答の積極的推進など、県民の皆様への周知を図ることとしています。

今後とも、県民の皆様のご理解とご協力を得られるよう、広報活動を行うとともに、国や市町と連携を図りながら、円滑な実施に努めてまいります。

（地球温暖化対策の推進について）

地球温暖化対策については、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、関係機関と連携して各種対策に取り組んでおります。

地球温暖化対策に必要不可欠である再生可能エネルギーの導入促進については、太陽光発電設備の導入を希望する県民や県内事業者に広く参加を募り、一括して調達することで、スケールメリットを生かした導入費用の軽減を図るため、去る2月7日、アイチューザー株式会社と「長崎県太陽光発電設備等共同購入支援事業に関する協定」を締結いたしました。

併せて、住宅、事業所の太陽光発電設備等の導入支援についても、設置補助事業を行う市町を来年度から拡大するなど、今後とも、県民、事業者、関係機関等と連携し、県民総ぐるみで地球温暖化対策が促進されるよう各種対策に取り組んでまいります。

（西海国立公園70周年について）

西海国立公園は昭和30年3月16日に指定され、今年で70周年を迎えます。

去る1月27日には、国、県、関係市町で構成する西海国立公園指定70周年記念事業実行委員会が設立され、記念事業や各種イベント等を実施していく予定とされております。

県としまして、今後、公園内において自然歩道を歩くイベントを開催するなど、関係機関と連携して西海国立公園の振興に取り組んでまいります。

このほかご報告いたしますのは、説明資料の3ページから、ながさき女性活躍推進企業等表彰式について、交通安全対策の推進についてであり、内容は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】以上で、説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第30号議案です。今、部長が説明あったとおり、長崎県環境保健研究センターの手数料を改正するというので、その理由が、関係経費の増減に伴うという理由でした。今回、ここだけではなくて、ほかの部でも手数料の改定がありまして、産業労働部から、その手数料改定の説明を受けました。その中では、22年間改定を行っていなかった手数料についても今回見直すという形で手数料の改定を行ったというふうに言われました。

手数料の計算式ということで、手数料を、1つは光熱水道費、消耗品費、人件費、機器の減価償却費ということで、4つの点で手数料の計

算を行ったということで、例えば、水道光熱費、消耗品費につきましては、これは物価高騰によっても増額要因という形になります。人件費につきましては、人件費の単価の上昇がありますから、これは当然増額要因となりますが、一方で、検査に使うといいますか、その機器の高性能化によって、例えば作業時間が85分から35分に短縮されるという場合は、これは人件費が大幅に減少ということで、人件費については増額要因と減額要因があるということでした。そして、機器の減価償却につきましては、これまでどの機器も減価償却が一定の期間だったんだけれども、今回は、それを検査の機器によって、これは全部見直して、そうすることによって増額要因、減額要因というふうに出されたというふうな説明を受けたのですが、そういった点から考えました時に、今回の第30号議案については、どのような手数料の計算式を行ったのか、答弁を求めます。

【下野県民生活環境課長】私どもの方でご提案しております環境保健研究センターの手数料につきましても、今、委員の方からお話ございましたように、使用する機器の減価償却費でありますとか、消耗品あるいは人件費等々を検証の上、今回、改定の金額の方を算出させていただいております。機器につきましては、使用していた機器から入替えがあったものにつきましては、入替えがあった機器を基に定額による減価償却費に基づいて計算を行っておりますし、人件費につきましても、現在、環境保健研究センターの保健科、生活化学科、この検査に従事する職員の平均給与を基に算定をいたしております。

あと、その人件費の中で、使う機器によっては作業時間が短縮するのではないかというお話

ございましたけれども、今回の環境保健研究センターの方での作業時間等については確認を行っておりますけれども、短縮等々はないということで確認をしているところでございます。

【堀江委員】 そうしますと、私が産業労働部から説明を受けたような形の手数料の計算を行った上で計算をしたと。その上でも、これは全額いわゆる値上げといいますか、改定ということでは、料金が上がったということなんですか。

【下野県民生活環境課長】 先ほど申しました人件費、減価償却費、その他の経費等々で、減価償却費でありますとか、その他の経費の点等を見直した中で、少し安くなった部分もございますが、総額といたしましては、全ての検査手数料が増額になっているという状況でございます。

【堀江委員】 今回出されておりますこの改定となりました手数料の実績、昨年どれくらいあったのか、あるいは経年的にどうだったのか、これも教えてください。

【下野県民生活環境課長】 手数料の実績でございますけれども、昨年度はゼロでございます。ちなみに、ここ5年間見ましても、手数料の実績はゼロという状況でございます。

【坂口委員長】 ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第30号議案については、反対をいたします。

1つは、手数料の値上げになりますので、これは県民負担ということになります。しかも、実績がゼロで、少なくとも、経年的にも実績がないのを、今もないのに、今後あるかもしれな

いということで今回、増額改定ということについては、これは受益者負担をもちに出した、私は、県民負担を押しつけることだというふうに思いますので、第30号議案には、反対態度を取ります。

【坂口委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第30号議案について、採決いたします。

第30号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口委員長】 起立多数。

よって、第30号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【下野県民生活環境課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料について、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、令和6年11月から本年1月までに実施したものとなっております。

初めに、資料2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金であります。

間接補助金の実績については、記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金11件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります
が、記載のとおり、計3件となっております。

なお、4ページ以降に、入札結果一覧表を添
付しております。

次に、9ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、
県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもの
の対応状況につきましては、9ページから15ペ
ージにそれぞれ記載のとおりであります。

次に、16ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。

附属機関については、上段に記載のとおり、
長崎県男女共同参画審議会など5件、また私的
諮問機関等については、下段に記載のとおり、
長崎県海岸漂着物対策推進協議会など2件を開
催しており、会議の概要等については、17ペ
ージ以降に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の
とおり、陳情書の送付を受けておりますので、
ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情
につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行
います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保な
どに関する資料」について、ご質問はありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、次に、

議案外所管事務一般について、ご質問はありま
せんか。

【山口委員】 一般質問でもさせていただいた項
目なのですが、自然環境のことになると思いま
すので、よろしくお願いします。自然対策、県
の自然公園、国立、国定それから県立、それぞ
れ指定がされてあるわけでありますけれども、
国立公園が2つ、国定公園が2つで、県立自然公
園が6か所。その中の大村湾の県立自然公園の
関係について、お尋ねをさせていただきます。

正式の名称は、大村湾県立公園。昭和41年1
月11日に制定がなされております。ご承知のよ
うに、大村湾の周辺地域の関係になるわけです
が、その湾の内部の関係で、南部の方の、いつ
も申し上げている琴ノ尾岳という地域がありま
すけれども、ここからの眺望改善について、ご
要望といたしますか、取組を要請しているわけな
んですが、その後の進捗状況について、お尋ね
をしておきたいと思います。

【田中自然環境課長】 ご指摘ございました大村
湾県立公園内に琴ノ尾岳展望台という県が整備
をした施設がございます。ここでの大村湾側、
空港側の眺望改善ということでご要望いただい
ておりますが、この展望台は、諫早市と長与町
にまたがっている場所にございまして、諫早市
の多良見の地元の自治会の方々からご要望をい
ただいているところでございますが、かねてか
らご指摘の支障となっている植林地につきまし
ては長与町側にありますので、委員のご指摘も
ございまして、これまでも長与町とも協議を重
ねているところでございます。

今おっしゃったように、昨年9月の一般質問
以降も、何度か長与町と協議をしており、先日
もお話をお聞きしたのですが、市街地の方でも
公園を持っておられますので、そういったとこ

ろでの老朽化、あるいは樹木が大きくなり過ぎるというような老朽化対策等も必要になっているという状況がある中で、この場所の植林地について、用地取得をするとしても、その目的であるとか、その後の活用をどうするかということ、それからもちろん予算の確保について、整理が必要な課題がいろいろあり、引き続き、長与町としては検討を継続中ということでございました。

県といたしましても、引き続き、眺望改善が図られるように、長与町さんと協議を継続していきたいというふうに考えております。

【山口委員】 この県立公園の関係なんですが、県の取りまとめられている資料を見ますと、湾の南部の琴ノ尾岳からは、大村湾を中心に、西彼杵半島や多良岳が一望でき、利用も多いと記述されてあるわけなんですが、今、利用者の皆さんから、先ほどもお話しありましたが、車も頂上まで行って、駐車場もありますから、いろんな方がおいでになるのですが、長崎県として、琴ノ尾岳の頂上に展望台を設置していただいております。その展望台から見渡すと、基本的には360度見れるようになっているのですが、その中の展望台の一番の売りである大村方面、大村湾を望む関係の樹木が大きく成長しまして、視界を遮っている、全く視界が見えない。一番の売りといいますか、一番のよいところは、大村湾にある長崎空港の飛行機の発着もきれいに眼下に見えるということで、地元の小中学生等々も喜んで、以前は展望台からの眺めを楽しんでおりました。最近では、いろんな周辺地域からの皆さんもおいでになって、久々に来られた方が、全く見えないような状況になっていて、がっかりされているというのが現状なんです。

そうということで、頂上は諫早市と長与町にま

たがる地域ですから、その長与町側にある樹木が大きく茂ってしまっていて、眺望を完璧に阻害しているという状況ですから、地権者の方も長与町の方でありますし、地域の区域も長与町ということになっておりまして、ぜひ長与町としっかり詰めをしていただいて、予算的なこともありますし、しっかりとした取組をしていただきたいと思います。

このことについては、以前の部長さんがちょうど変わられる時期であったのですが、地元の自治会から、自治会長さん10名の方連名で、この眺望改善についての要望が出ていますから、そのことについては引継ぎがなされていると思いますので、ぜひ現地に足を運んでいただいて、いま一度、しっかりとした詰めをしていただければと思っておりますので、そのことについて、いま一度、ご見解をいただきたいと思います。

【大安市民生活環境部長】 委員の方からご指摘ありました要望の件については、私も、しっかりそこは引き継いで受けてまいっているところでございます。私も現地の方には何回か足を運んで見て、実際そういった眺望の阻害があるというところは確認をしておりますし、また長与町との協議につきましても、今年度に私の方も長与町の方との話はさせていただいているところでございます。引き続き、そういったことで町の方との協議を続けていきたいというふうに思っております。

【山口委員】 ぜひよろしくお願いします。

【坂口委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【浅田委員】 それでは、私の方からも数点、質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、予算にも計上されていたのですが、食育の連携プロジェクトですとか、食品ロスのことでお伺いをしたいと思います。

今の食育の現状、食品ロスの現状というものを、まずはお聞かせいただければと思います。

【立石食品安全・消費生活課長】まず、私ども食育に関しましてでございますけれども、食育の活動の推進につきましては、県庁の中でも、野菜摂取や朝食摂取などをはじめ、食品ロスの削減とか、地産地消、農林水産業の体験促進といった非常に広い分野にまたがっておりますので、県庁の中での関係各課と連携をしながら取り組んでいるところでございまして、課題としたしまして、県の中で食育の活動をいかに広く広げていくかということがございましたので、今年度、私ども市町や県、関係団体の取組だけではなくて、民間の企業の方々の取組も把握をした上で、情報交換しながら広く進めていきたいということで、長崎県食育推進ネットワークというネットワークを立ち上げまして、今、その会員を募集しながら、拡大して取組を広げていこうということで、啓発に取り組んでいるところでございまして、今現在、39者の方々に参画をしていただいております。

これは引き続きまして会員を拡大しながら、それぞれの会員さんが活動している取組を啓発して、お互い情報交換しながら、自分たちにもそういうことができるのであればやってみようとか、そういう広がりを持っていきたいと思っていますし、会員さん同士でお互いに連携をして、新たな取組が考えられるというような動きも出ておりますので、引き続き、幅広い世代の方々に食育の活動が広がるように、しっかりと市町、民間と連携しながら食育を進めていきたいと考えているところでございます。

【赤澤資源循環推進課長】続きまして、食品ロスの観点から、当課の方からご説明いたします。食品ロス削減につきましては、令和3年3月に、

長崎県食品ロス削減推進計画を策定しております。令和7年度の1人1日当たりの食品ロスの発生量の目標値を98グラムとし取り組んでいるところでございます。

現状ですが、最新令和4年度の実績としまして、県内の食品ロス発生量は95.6グラムということで、令和7年度の目標値に対しては、水準は達しているというところでございます。また、全国につきましても、令和4年度の実績ですが、1人1日当たり103グラムということで、全国の平均よりも当県の方はいい方向になっているところでございます。

一方で、この食品ロスの内訳を見ますと、家庭系が、それほど削減は進んでいないというところでございます。これは本県だけではなく、全国的にも同じような傾向が見られているというところでございます。理由としまして、1つは、これは令和4年度ですので、コロナ禍の影響も少しあるのかなというところではございますが、家庭系の食品ロス削減というのが今後、重要になってくるのかなというところでございます。

当課としまして、10月には「食品ロス削減月間」というのがございます。また、年末年始、これは忘年会、新年会、こういったシーズンがございまして、こういった時期に、テレビ広告などで食品ロスの削減を訴えるという形のほか、「食品ロス削減月間」の10月の中では、新聞広告などをさせていただいたところでございます。

また、小中学生を対象にしましたポスターコンテスト、こういったものも行っております。今年も小中学生の方から、370もの作品の応募があったということで、優秀な作品につきましては、11月のながさきエコライフフェスタ、水

辺の森公園で開催されましたが、そこで表彰式をさせていただいたというところでございます。

いずれにしても、今後も、家庭系、事業系、いずれも削減をしていく必要があるのではないかと考えておりますので、取組を継続していきたいというふうに考えております。

【浅田委員】 ありがとうございます。

食品ロスと食育について、今ご説明をいただいたんですけれども、グラム数で言うとなかなかわかりづらいと思いますが、大体長崎県民の1日の食品ロス、おにぎり1個分ぐらいが廃棄をされている状況、それをどう捉えるかなという気がしているんですけれども、私たち自身も気をつけなければいけないなど。例えば、会食の時に、最近、頭の方では一生懸命頑張って食べるけれども、だんだん後半になると、人としゃべることが一生懸命になって、昨日も反省した会食があったんですけれども、残してしまったなど。やっぱり後半でもそういうことを促していかないと、なかなか残ったまま、提供していただいたお店にも失礼に当たるなということを感じる次第であります。

同時に、今の我々の世代というのは、食品ロスの話ですとか、食育というのがあまりこの世代はなかったと思うんです。今の学生さんとかの方が、それを学校教育でもうしっかり伝えられているのかなという気はしているんですけれども、食育できっちりと食べ物の大切さ、残してはならないこと、農業関係、いろんな方たちがやってくださっている現状を知ることによって、残してはならないという食品ロスにもしっかりつながるのではないかとこのように感じます。

そんな中で、たしか去年だったと思いますが、県庁のロビーで食品ロスのイベントが行われて

いたかと思います。その時が、県民生活環境部の方々が主導でやられていたのですが、例えば、教育委員会とかがそこでの運動性がなくて、その辺の他部署とのあたりというのは、どういうふうにしていらっしゃるのかなというのをその場でも聞いた次第だったのですが、そういったところはどうなっていますか。一度お聞かせいただけますか。

【立石食品安全・消費生活課長】 県庁のロビーでは、食育フェスタという名称でイベントをさせていただきました。これは広く県民の皆様には食育の活動に取り組んでいただきたいということで、先ほど申しました食育ネットワークの会員の皆様にもお声がけをして、ブースを出展していただいたり、農林漁業体験とか、体験型のセミナーをしていただいたり、あと基調講演で食育に関する講演をしていただいたりという取組をしております。

その中で、当然、私どもだけではなくて、県庁の中で、食育ということで広く取り組んでいるところとも連携をいたしまして、特に、農林部とかは、農林漁業体験ということで、シイタケのもぎ取り体験のセミナーを事業者さんにやっていただいたり、お茶の入れ方セミナーということで、お茶の体験、県民の方に実際に飲んで、入れていただくというような体験もございまして、まだ十分ではございませんけれども、関係各課と常に連携をして取組をするよう意識をして、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

【浅田委員】 私も、そこにいたのでわかるのですが、確かに農林部の方かと組んでいただいて、そういった食品の部分についての教育というのはやっていただいたと思うんですけれども、三つ子の魂とはいませんが、やはり子どもた

ちに広げていくこと、それが先々、食品ロスも減らすことにつながるのではないかということを見ると、教育委員会とか、学校関係との連携というのは重要な気がしているのですが、今年度とかに関しても、こういう予算が出ているわけですが、そのあたりは、その時にも、私はそこにいた方にも言ったんです。変更があるのかどうなのか、今年どうなのかというところもお伺いできればと思います。

【立石食品安全・消費生活課長】私ども食育の推進をする上で、県庁各課、幹事課ということで、当然、給食を担当しております体育保健課や義務教育課というところも食育を担っていただいております。これまで十分連携が、実際の取組の中で、一緒に何か取組を行うというところが不足していたところもございますので、来年度は、食育推進ネットワークを活用いたしまして、市町やいろんなところのイベントに行つてPRをする時も、会員のネットワークの前に、まず県庁各課が連携して、情報を共有して啓発ができるように努めていきたいと考えております。

【浅田委員】せっかくイベント等もやっていただいておりますし、両方にわたって予算も計上されておりますので、ここはしっかりとやっていただいて、どんどん、どんどんそういったものがなくなっていくということが必要かと思えます。確かにフードバンクを活用したり、いろんな努力をしているということは十分存じ上げておりますけれども、もっともっと進めていく必要性が、我々世代がしっかりやっていく世代があるのではないかと思います。

そんな中で、一般のお店とかにも協力していただくために、九州で、食べきり協力店とかというものを募集しているかと思います。長崎で

は、実態として、どれくらいそういう協力店があって、一般のお店なども、しっかりそういったところに取り組もうとしていらっしゃるのか、またそれをどのような形で推進しているのかがあれば、教えてください。

【赤澤資源循環推進課長】食べきり協力店、これは九州一斉で行っている取組でございます。令和6年3月現在の県内の店舗数ですが、475店舗でございます。食べきり協力店に登録するに至っては、幾つか項目がありますが、例えば、飲食店であれば、小盛りメニューを提供するとか、そういった何か1項目でも該当するものがあれば登録できるという形になっております。

県内では、ここ数年、食べきり協力店もなかなか増えていないという現状ではございますが、食品ロス削減推進協議会というのを県で設置しておりますので、そういった中での周知活動、ホームページによる広報、そういったもので、この食べきり協力店の募集というのを今かけているというところでございます。

【浅田委員】475店舗をどう思っているのでしょうか。少ないのか、多いのか。

【赤澤資源循環推進課長】若干少ないのかなと思っています。ただ、この食べきり協力店も制度ができてから数年たっておりますが、どこの県も同じように伸び悩んでいるという状況でございます。制度ができて最初のうちはわっと増えていたところがあるのですけれども、なかなか増えていないということで、コロナ禍が途中あったということもあって増えていないというのも少しあるのかなと思いますが、最近はコロナ禍も収まったということもありますので、この食べきり協力店について、増えていく方策というのを九州の協議会の中でも議論はされてい

るのですが、増えていくためにどうしたらいいのかという案がなかなか出ていないというところでございます。今後について申しますと、増やすためにどうしたらいいかということは、少し民間の団体なんかとも協議を重ねながら進めていきたいというふうに考えております。

【浅田委員】 ちょっと少ないかなというのと、実は、知られていないからだというのが非常にあるんじゃないかと思うんです。あまり知らないと思うんです。私みたいな小さい人間は小盛りがあったら非常にうれしいというふうにすごく感じて、お店によっては、これ、レディースがあると、もっと絶対いいと思いますよ、少しでも安くしてというようなのをこちら側から提案して、取り入れてくださったところとかも実態としてあるんです。

よく申し上げるのが、例えば、この県民生活とは、なかなか連動が取れていないのかもしれないんですけれども、県民の物産の方とか、農水産物を扱っているお店とかというところで、県産酒を扱っているお店とか、いろんなものがたくさんあると思うんです。それ自体はすぐリスト化もされていて、そういったところに積極的に営業活動でもしていけないと、推進事業というのが目に見えて進まないのではないかと。九州全体としてそれをやることも重要だと思うんですけれども、長崎県は、どこよりもそういうことを推進して、しっかりもったいない、SDGsをやっているんだということをやっていただくことが必要なのではないかと思いますので、目に見える形でやっていただければというふうに感じます。

そして、今日、くしくも3月11日、2時過ぎると、皆さんと黙禱をぜひともさせていただければと思っているのですが、私は、東日本大震災

に何度も何度もボランティアで参加をしました。そこは食事を作るところでありました。初めて行った時に、キャベツを何十個刻んだかわからないぐらい、全国各地からいっぱいいっぱい来たんです。そういったところに、実は、堀江委員も山口委員も一日参加をしてくださったことは非常に覚えております。

その中で、実は、そういう緊急事態だからということで、何の計画もなければ見過ごされていってしまうんですけれども、たくさん全国から来て、実は、野菜とかをかなり廃棄してしまうことが往々にあって、それはごみをたくさん出すということにも、両方つながったんです。食品ロスもそうですし、ごみを増やしてしまうということがあって、こういう事業の中に、やはり何かあった時のために備えるということをし、少しでも県行政の中で頭の中に入れていただいて、我がまちで何かがあった時に、全国からそういう食品がいっぱい寄せられた時にどうあるのか。災害地域においては、そういうちょっとした1つ1つのことが、大きく後々のしかかることがたくさんあるなということを本当に私、何回も何回も、大船渡と陸前高田も行きましたし、熊本に行った時も同じように感じた次第でございます。どこかでそういったところでのロスというものも計画の中に1つでも入っていたらありがたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【赤澤資源循環推進課長】 委員ご指摘のとおり、食品ロスに関しましては、非常に多岐にわたっております。例えば、企業の方から、賞味期限が切れる寸前で納品が返品になるとか、そういうケースもありますし、印字、こういったものが間違っただけということで返品になるケースもあります。また、備蓄品、こういったものに関し

て、賞味期限が近くなっているということで、処理をしたいということになっているということもございます。したがって、こういった方々から出てくる食品ロス、食品廃棄物になりそうなものに関しましては、我々としても、できる限り廃棄にならないように取組を進めたいと思っております。

【浅田委員】今日も、たまたま朝からのワイドショーで、食品ロスとか、そういったものが取り上げられていました。どこかで国民全体も、わかっちゃいるけどというような状況だと思わんです。それをもっともっと目に見える形と、やはり先導していく必要性、リーダーシップ、必要だと思います。最後に、部長、見解があればお願いします。

【大安県民生活環境部長】今ご指摘がありました食育、また食品ロスの観点、いずれも県民の皆様それぞれに意識を持っていただく必要があると、そういうふうな中で、そのために我々がそれをどうやっていくかと、そういうふうな啓発をどうやって浸透させていくかというのが問われているというふうに思います。

そこにおいては、ご指摘のあった、庁内での連携を取って、幅広にやれることを考える、もう一つは、庁外のいろんな事業者の皆様等も含めて、庁外との関係の中で効果的な施策という、そういう観点で我々も今、取組は考えているところですが、改めて、そういう点で見直しつつ、効果的な施策というのをさらに検討を深めて、具体的なそういう啓発につなげていきたいというふうに考えております。

【坂口委員長】審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き県民生活環境部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 2分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、県民生活環境部関係の審査を行います。

ほかに、質問はありませんか。

【小林委員】大体議案のところで質問をしたかったのですが、脱炭素社会実現推進事業費2億5,000万円、これは時代の要請であって、これは必ずやっていただかなければいけないと、こう思っているわけです。2億5,400万円計上している、その内容については、どうなっていますか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】この脱炭素社会実現推進事業の内容につきましては、第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画に基づいて本県の脱炭素対策を進めるため、省エネ推進として1,393万8,000円、再エネ推進の事業として2億2,029万5,000円、県民総ぐるみの取組として1,869万2,000円、それと気候変動適応策の推進として120万9,000円を計上しております。

このうち主な取組としましては、再エネ推進における国の交付金を用いた市町が行う住宅等への太陽光発電設備設置補助事業への支援として2億1,964万7,000円を計上しているものでございます。

【小林委員】その内容については、今の次長の説明でよくわかりましたが、この中で、県民総ぐるみの取組と、これで1,869万円と、こういうことが計上されておりますが、その県民総ぐるみの取組というのは、どういう内容であるか、お尋ねをします。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】こ

の県民総ぐるみの取組としましては、県の方に地球温暖化防止活動センターというものがございいます。そちらの方に啓発活動費について委託をしております、その予算となっております。また、その中で、温暖化防止活動推進員が67名おりますけれども、その方たちの活動支援費として計上させていただいているものです。

【小林委員】その活動センターに委託をして啓発活動をやってもらうということは、非常に適切な対応だと思っているけれども、その内容の啓発をどういうふうはこの活動センターでやっているのか、この辺のところはまた説明をしてください。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】この活動センターの取組の1つとしましては、その推進員さんたちの育成、それから推進員さんたちがそれぞれの地域で講習会を開きまして、約3万人近くの方々に啓発活動を実施しています。また、それ以外にも、テレビコマーシャル、それとYouTubeでの放映等をして啓発活動をしているところです。

【小林委員】脱炭素について、啓発活動は非常に大事だと思うんです。それは本当に大事な取組。だから、啓発、そういう委託をして、今まで3万人ぐらいこういうことで話を聞いてもらったり、それなりの対応をしていただいたと。その成果は、3万人ということで、この1,869万円というのは、以前と比べてどうなのか。例えば、前期は幾らぐらいだったのか、新しい令和7年度はどうなのかと。去年と比べて、このところは多少力を入れていただかなければいかんと思うわけだ。そういう面から見た時に、このところの予算はどういうふうですか。

【坂口委員長】しばらく休憩いたします。

— 午後 1時35分 休憩 —

— 午後 1時35分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開します。

【小林委員】今の質問は、私が予算のことで、どれくらい違うのかと、こう言っているけれども、やっぱり大事だから、啓発活動は、当然、予算の面で何か対応していただいているのかなとざっくばらんに思うわけだよ。だから、そういう啓発活動は、3万人といえども、これを5万人にするとか、もっともっと広げるとか、こういう取組をしっかりとやってもらいたいという応援のメッセージだから、そこはひとつ勘違いせんごと。

それと同時に、この再エネ推進に国の交付金を約2億2,000万円充当しているけれども、このことは太陽光発電設置補助事業と、こういうことじゃないかと思うんだけど、このところはまた後で出てくると思うけれども、太陽光発電はそれなりに効果があっているわけだ。これは大体どのくらいの件数が今つけて、補助して2億2,000万円ぐらいになるのか、この辺はわかりますか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】この2億1,964万7,000円の効果としましては、今考えているものとして、太陽光発電施設、令和7年度は18市町に支援することにしておりまして、太陽光発電設備を290件、発電規模は1,160キロワットの設置を見込んでおります。これによって、年間348トンのCO₂を削減できるということで考えております。

【小林委員】要するに、太陽光発電の設置を18市町にやっているというふうなお話ですよ。だから、例えば、長崎県では県民総ぐるみという形で考えていくと、長崎県は、ご案内の

とおり、21市町があるわけだ。だから、21市町から18ということで引いてみれば、3市か3市町かわからんが、これがそこにまだなじまないでいるのか、これはどういう理由ですか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】残りの3市町に関しましては、それぞれに太陽光発電設備の設置のための事業を組んでおられます。松浦市におきましては、同じように環境省からの補助事業をもらってこなされていますし、また五島市に関しても、先進地域に指定されておりますので、その事業の費用を使われていると。平戸市は、また独自に環境省の予算を導入されているということです。

【小林委員】松浦市、五島市、平戸市、これが18市町から漏れているというようなことがあなたからわかった。今、そういうことで松浦市、五島市、平戸市は独自に取り組んでいると。こういう交付金が要らないということか。単独でやっているということか。要するに、再エネに取り組んでいますよと、脱炭素はしっかりやっていますよと、こういうことで交付金は要らないと、こう言っている、そういうことで受け止めていいのですか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】この3市町に関しましては、それぞれの市町の方で計画をつくられて独自に取り組むと、残りの18市町に関しましては、そういった補助制度とか、補助をやっていくために人員が少ないとか、計画を独自に策定しないといけないということで、18市町は県の計画に乗るといって、残りの3市町に関しては独自にやっていくと。合わせて一緒にやっていくということになっております。

【小林委員】そうすると、今の発言を聞いていると、国の交付金を使う場合は、当然それだけ

の条件があるわけだ。県の場合においては、県は県で単独でやりよるわけだな。それをもって3市は、いわゆる国の交付金等をいただかない、そういうことで独自でやっていると。県民総ぐるみだから、そういう点を考えれば、要するに、さっき言った2億5,400万円、これは国からの交付金だということで、県単独じゃないわけだから、そういう面では、もう少し働きかけて、ただ取り組んでいることについては、あなた方は満足されているというようなことでいいのか。ただ、我々としては、県民総ぐるみでやろうと、こういうことの中で、松浦、五島、平戸、そういうことを考えていけば、やっぱり対応を一緒にやってもらう方がいいんじゃないかと思っているけれども、わかりましたか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】さきに小林委員の方からご質問があった県民総ぐるみの取組の予算の分なのですが、令和6年度が1,796万4,000円で、令和7年度は1,869万2,000円で、今回、実行計画を見直しをすることにしておりますので、その分、72万8,000円の増となっております。

【小林委員】令和6年度、約1,800万円ぐらいから、令和7年度の新規で1,869万円と、若干は増えているということだけれども、県民総ぐるみの取組というのは、先ほど言ったように、脱炭素は時代の要請であって、こういうことを県でしっかり指導的な立場に立って、国、県、市町総ぐるみでやってもらいたいと思っていますから、ぜひこの点は結果は残してもらいたいと、こういうふうに思いますが、例えば、国の交付金をいただく場合において、この条件が何かございますか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】国の交付金を受けるための主な条件としましては、

再エネ施設の導入の場合、計画期間内の導入予定量が1メガワット以上であること、それと省エネ設備の場合は、空調機が、従来の空調機よりも30%以上のCO₂削減効果が得られることとしてあります。

【小林委員】私が過去においてこの委員会に所属して、当然、脱炭素については意見の交換をしたのですが、国の交付金というのは、大体この令和5年度から令和10年度にかけて、そういうことで10億円ぐらいの交付金をいただいていると、こういうことで再エネ、省エネ、こういうことにこの10億円を一つのベースにしながら取り組んでいると、こういうことでやっていただいているわけです。

それで、さっきの話を続けるけれども、市町への補助事業によるところの太陽光発電設置補助事業、これはとても大事なことで、今18市町ということが明らかになっているけれども、あと3市でも、松浦、平戸、五島、しっかりやっていただいていると、こういうことになっているわけだ。

それで、さっき出たように、太陽光発電の設備が何件ぐらいで、これがトータルが1,160キロワットぐらいと、こういうことの説明がさっきあった。これが年間で348トンと、こういうような話が、あなた方はキロとかトンでどんどん出てくるわけだけれども、我々としては、こういう太陽光発電の設備をどれぐらいの件数でやっているのか、これがどういうふうに効果あらしめているかと、こういうことを重ねてお尋ねをしたいと思います。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】一般家庭用の太陽光発電施設の設置機数を見ますと、令和23年6月に設置された分で、太陽光発電施設が増加した分を見ますと、大体年間に

1,858件ぐらい設置をされております。今回、290件、約300件を追加するということで、その6分の1を対応するような形になっております。

【小林委員】年間1,800件以上やっている。先ほど、この金額では290件ということで、その1,800件以上と290件のその違いは何ですか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】残りの1,500件につきましては、この交付金を使った太陽光発電施設はFIT売電ができませんので、FIT売電を行いたい方は、FITを用いる国の補助金がまた別にありますので、それを使って設置されるということになります。

【小林委員】国の交付金を使ってそういう太陽光発電の設置をした場合に、電気が余ったということで、これは売電はできないと。県からのやつとか、市町独自でやる分については、それは売電ができると、こういう意味で捉えていいのですか。確認。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】国の交付金を活用している分ではFIT売電はできません。うちが各18市町の方にこの交付金を分配して、市町が設置される方に補助をするという形になっておりますので、それは大本が国庫交付金になりますから、FIT売電はできないということになります。

【小林委員】よくわかりました。交付金を使って売電はできないと、今日はあなたのおかげで非常にいい勉強をさせていただきました。

そうなってくると、例えば、年間348トンとかこういうことを言っているけれども、こういう太陽光発電を設置して、大体1軒については何キロぐらいが再エネという形で考えていいのか、それはどうですか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】先ほど説明しましたように、年間348トンのCO₂

削減と。そうしたら、太陽光発電設備が290件でございますので、年間に約1トン強削減ができるということになって……。

【小林委員】 1トンは何キロか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】 1トンは1,000キログラムです。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 1時49分 休憩 —

— 午後 1時50分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開します。

【小林委員】 さっきから言っているように、県が独自で脱炭素の取組、そういうことは例えばどういうことをやっているのか。公用車のEV、そういうものをつけてみたりとかやっているようなことも聞いたことがあるけれども、その点はどうですか。県独自は。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】 この国の交付金以外に、県の費用を用いまして取り組むものとして、まず県有施設への電気自動車の充電設備に係る案内板の誘導表示というものをを行う、また公用車の方に電気自動車を2台、これは県北保健所と佐世保のこども・女性・障害者支援センターの方にそれぞれ1台ずつ導入しようということで考えております。

また、知事も宣伝をしており、月ごとに、さらに環境配慮のテーマ、ゼロカーボンアクション12というものをユーチューブの方で流していますけれども、そういったものの普及啓発に係る事業、それと先ほども申しましたように、今回、第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画の見直し、そして環境保健研究センターに設置している気候変動適応センターによる適応策の情報発信というものをやっていくようにしております。

【小林委員】 そうすると、第2次長崎県地球温暖化対策実行計画の見直し、こういうことについては、これはどう取り組むのですか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】 県では、「地球温暖化対策推進法」に基づく地方公共団体の実行計画としまして、第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画を策定して、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比45.2%削減という目標を設定して、今、計画を進めているところですが、本計画の期間が令和3年から12年度までの10年間、令和7年度は中間年度に当たり、今般、国が2月18日に改定した地球温暖化対策計画、それから社会情勢の変化を踏まえて、この計画を見直すこととしております。今後は、県議会や県民の皆様のご意見をお聞きしながら、令和7年度中の策定を目指していこうというふうに考えております。

【小林委員】 これは第2次だけでも、気候変動、地球温暖化ということは、当然これから進んでいくと思うんです。だから、時の情勢とかかれこれ考えてみる時に、この計画は何年ごとに変えていこうと考えているのですか。

【吉原県民生活環境部次長兼地域環境課長】 改定時期については、今のところ、まだ定めておりません。

【小林委員】 この見直しというのは、今定めていないけれども、今言うように、社会情勢が変わってくるわけだ。当然のところが、第1次から第2次、変わっているわけだ。当然、見直しをせざるを得ないわけよ。だから、第3次はいつやるかということはわからなくても、大体何年間スパンでこういう事業計画を見直していかなければいかんということは大事なことです。だから、そういう取組を当然時期が来たら考えていただかなければいかんというようなことになるうか

ということで、5年スパンでやるのか、10年スパンでやるのか、こんなことは我々としては関心事で、さっきから言っているように、もう脱炭素ということは絶対にこれは避けて通ることができないと。こういう気候変動という状態の中であらゆる問題が出てきているわけだよ。これは全体の大きなことについては産業労働部がやってくれているけれども、この場合は、個人、家庭とか、そういうところがもうちょっと小さいサークルで対応せざるを得ない。特に家庭、県民一人ひとりというような対応があなたの方の所管になっていくんじゃないかと思います。だけれども、とても大事なことでありますから、そういう意識を高めるといって、総ぐるみで取り組んでいくよと、こういうことについては、これからは県主導でぜひともやっていただきたいと、こういうことをお願いして、終わりたいと思います。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時56分 休憩 —

— 午後 1時56分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

引き続き、交通局関係の審査を行います。

しばらく休憩し、14時10分から委員会を再開いたします。

— 午後 1時56分 休憩 —

— 午後 2時 8分 再開 —

【坂口委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

分科会審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う第14号議案「令和7年度長崎県交通事業会計予算」及び委員会付託議案である第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分は、関連があることから、まず、予算議案及び第17号議案のうち関係部分について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うことといたします。

そして、委員会再開後、第17号議案のうち関係部分について、討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】それでは、そのように進めさせていただきます。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

交通局長より、予算議案及び第17号議案のうち関係部分について説明を求めます。

【太田交通局長】よろしくお願いいたします。
観光生活建設分科会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第14号議案「令和7年度長崎県交通事業会計予算」、第59号議案「令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」であります。

はじめに、第14号議案「令和7年度長崎県交通事業会計予算」につきまして、ご説明いたします。

少し飛びまして、交通局の経営状況は、コロナ禍の影響を大きく受け、また、コロナ禍後においても全国的な運転士不足や燃料費の高騰など厳しい状況にあります。経営計画に基づき、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式での路線バス再編を実施するとともに、子会社である長崎県中央バス株式会社の統合や営業所の再編、各種経費の見直しなどを行い、経営の健全性の維持に努めております。

令和7年度の収益的収支においては、貸切バスの運賃改定の効果が見込める一方で、人件費や燃料費などの増大があり、また車両更新を進めることによる減価償却費の増など、費用が大幅に増加することから、税抜収支で200万円の黒字としております。

また、資本的収支においては、建設改良費について、コロナ禍において見合わせていた車両更新を本格的に再開するため、新車バス購入などとして12億5,100万円を、企業債償還金について、コロナ禍で生じた特別減収対策企業債の借換えを含み15億3,300万円を、計上しております。

3ページから5ページに記載されております業務の予定量、収益的収入及び支出、4ページに行きまして、資本的収入及び支出につきましては、記載のとおりでございます。

5ページの債務負担行為につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをお願いいたします。

第59号議案「令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正につきましては、記載のとおりでございます。

6ページが一番下になりますけれども、最後に、令和6年度補正予算の専決処分につきまして、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算につきましては、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予想されます。これらの最終的な整理を行うため、3月末をもって令和6年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

続きまして、観光生活建設委員会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、人事委員会の令和6年10月4日付けの「職員の給与等に関する報告及び勧告」、並びに、国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、扶養手当の見直しなど、交通局職員の給与について所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、管理部長より補足説明を求めます。

【岩崎管理部長】それでは、私の方から、令和7年度当初予算案及び令和6年度2月補正予算案について、補足で説明させていただきます。

お配りしております分科会の補足説明資料を

ご覧いただければと思います。

資料の1ページでございます。

初めに、令和7年度当初予算案についてでございます。

まず、収益的収支について、一番上の事業収益（A）欄でございますが、これが56億3,400万円となっております。これに対しまして、中ほどの事業費用（B）が55億2,700万円となっておりまして、一番下の消費税抜き収支、これが当年度純損益ですが、200万円の黒字として計上しております。

そして、令和6年度の当初予算との比較も含めまして、まず上段の運輸収入でございますが、こちらは乗合事業、高速事業、貸切事業の3つに分かれております。

まず、乗合収入は、令和7年度、32億6,200万円で、こちらは空港リムジンバスの利用者の増などを見込んでおり、昨年度当初予算に比べて、増減額のところですが、3,400万円の増加を見込んでいるという状況でございます。

続きまして、その下、高速収入でございます。こちらは2億7,300万円。各路線におきまして利用者が増加をしているという状況を踏まえて、対前年度比でいきますと、プラス5,700万円の増を見込んでおります。

続きまして、貸切収入であります。こちらは7億6,400万円で、令和6年1月に実施をいたしました運賃改定の効果、あるいは観光需要の回復等を背景といたしまして、前年度に比べて9,500万円の増加を見込んでおります。

次に、その下の運輸雑入でございますが、こちらは運輸雑入といいますのは、ガイド料であるとか、施設使用料などで構成をしております。令和7年度、3億1,700万円で、こちらはガイド料の減などもありまして、対前年度比1,600

万円の減を見込んでおります。

続きまして、営業外収益でございます。こちらは10億1,800万円で、主に、赤字路線の収支不足に対する補助金の増加に伴いまして、前年度に比べて9,900万円の増加を見込んでおります。

続きまして、費用でございます。

B欄の下をご覧くださいますと、営業費用が53億400万円で、前年度に比べまして2億4,300万円の増となっております。

その内訳でございますが、人件費が32億3,100万円、こちらが前年度比1億100万円の増となっております。これは主に、給与改定による処遇改善を実施したことによるものであります。

続きまして、その下の物件費は9億2,400万円で、前年度に比べて7,800万円の増となっております。主な内訳としましては、右の理由の欄に書いておりますが、長引く物価高騰に伴いまして、軽油費がプラス4,900万円、バス部品費がプラス2,500万円というふうに見込んでおります。

その下の経費でございます。こちらは11億4,900万円で、前年度に比べまして6,400万円の増となっております。こちらはコロナ禍において抑制をしておりましたバス車両の更新を再開したことによりまして、減価償却費がプラス5,300万円の増となっているものでございます。

その下の営業外費用1億8,900万円で、5,900万円の減となっておりますが、こちらは支払消費税の減などによるものであります。

その下、特別損失は3,400万円としておりまして、これは旧公舎の解体に伴う費用の増でございます。

収益的収支は以上になりますけれども、令和7年度全体でいきますと、昨今の運輸収入の回

復状況を踏まえまして、一定の増収を想定しております。また、費用面では、人件費、軽油費の増加はあるものの、可能な限り節減に努めて収支均衡を図っていくというふうにしております。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。

投資関係の収支、資本的収支でございます。

資本的収入は24億500万円で、主に、建設改良費や起債の借換えによる企業債の増によりまして、前年度に比べて17億3,900万円の増を見込んでおります。

起債の借換えにつきましては、償還期間が5年を超える起債につきましては5年ごとに借換えを行うというものでございまして、今回の内容は、令和2年度に借り入れました特別減収対策企業債の10億円を借り換えるものでございます。

なお、資本的支出の企業債償還金の欄についても、借換えによる増として、同額の9億1,500万円が増加をしているということでございます。

続きまして、資本的支出につきましては29億8,700万円で、前年度に比べて20億800万円の増を見込んでおります。

主な内訳としましては、建設改良費が12億5,100万円、こちらは老朽化しておりますバス車両の更新に要する経費ということで、右の理由の欄に書いてありますが、今回、新車20両、中古車15両を見込んでいるということでございます。その下、建設費につきましては、矢上営業所の整備費用などで1億7,300万円の増を見込んでいるという状況でございます。

続きまして、2番の交通事業会計への補助金等の概要について、ご説明をいたします。

上段、こちらが国や県の制度によりまして、

公営、民営を問わずにバス事業者に対して交付される補助金、あるいは不採算路線に対する関係市からの補助金ということでございます。合計で、令和7年度は6億7,900万円となっております。昨年度に比べて1億300万円の増加を見込んでおります。

次に、その下、一般会計からの繰入金でございます。こちらは国が定める繰出基準に基づくもので、国から交付税措置がなされているものであります。令和7年度は、合計で2億3,900万円を見込んでおりまして、前年度に比べて1,500万円の減となっております。

続きまして、3ページの令和6年度2月補正予算案をご覧くださいと思います。

上段の事業収益（A）でございますが、こちらは運輸収入あるいは補助金の実績見込み増などによりまして2億3,500万円の増加を見込んでおります。

そのうち、中ほどの特別利益につきましては、こちらは令和6年3月末に解散をして、今年度から交通局に統合しております長崎県央バス、こちらの決算、そして精算が完了したということに伴いまして、県央バス職員分の退職給付引当の額が確定しましたので、交通局に対して、同額の現金とともに債務の引き受けを行うものでございます。ですので、特別利益と特別損失に、この同額が計上されるという状況でございます。

一方、事業費用（B）でございますが、職員の処遇改善、物価高騰の影響によりまして、人件費そして各種経費が増加をしますことから、2億5,400万円の増を見込んでいるという状況でございます。

この結果、2月補正後予算の収支ですが、一番下の税抜収支のところで、2,300万円の黒字を見込んでいるという状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第17号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、第17号議案について、質問いたします。

これは横長委員会資料の2ページなんですけれども、給与の改定ということで、それに伴う条例改正なんですけれども、（2）の扶養手当なんですけど、これは平たく言いますと、配偶者への扶養手当は廃止となるけれども、一方で、子どもへの扶養手当は増額ということでいいんですか。

【岩崎管理部長】 委員おっしゃるとおりでございます。配偶者に係るものについては、令和8年度までに段階的に廃止と、一方、子1人当たりにつきましては、金額を増加しながら対応していくという制度改正でございます。

【堀江委員】 それぞれの対象者がわかりますか。

【岩崎管理部長】 あくまで現時点の試算という形になりますけれども、今回の扶養手当の見直し、対象者が、子の増額で扶養手当が増額される方につきまして98名、一方、配偶者の手当が廃止になることによる減額される方が117名ということで想定をしております。

【堀江委員】 その上で、それぞれの増減の金額も、今の段階でわかりますか。

【岩崎管理部長】 申し訳ありません、それぞれの金額については手元にはないんですけれども、全体の増減の合計が76万円の減ということで、概ね均衡しているんじゃないかというふうに考えております。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第14号議案の「令和7年度長崎県交通事業会計予算」につきましては、第17号議案が職員を分断する扶養手当の改定ということで、私は、反対をいたします。したがって、第17号議案の予算対応となる第14号議案については、反対といたします。

【坂口分科会長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する、質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第14号議案について、採決を行います。

第14号議案は、原案のとおり可決することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口分科会長】 起立多数。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第59号議案について採決いたします。

第59号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第59号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案に対する説明につきましては、分科会に

において終了しておりますので、まず、交通局長より、所管事項の説明を求めます。

【太田交通局長】観光生活建設委員会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

中ほどになりますけれども、交通局の議案以外の主な所管事項につきまして、ご説明いたします。

（経営状況について）

交通局においては、令和5年2月に策定した経営計画後期5か年行動計画に基づき、コロナ禍後の運営を行っており、令和6年4月には、共同経営方式による路線バスの再編や子会社である長崎県央バス株式会社の統合、営業所の再編を実施するなど、経営改善策の着実な実施に努めております。

令和6年度第3四半期までの経営状況は、営業収益において、乗合バス及び県外高速バスが堅調に推移しており、また、貸切バスが令和6年1月に実施した運賃改定の効果等により増収となっており、前年度同期と比べ2億2,000万円の増収となりました。

営業費用については、職員の処遇改善などに伴う人件費の増や、バス車両の更新に伴う減価償却費の増などから、前年度同期に比べ、2億円の増加となりました。

この結果、第3四半期までの営業収支（税込）は、前年度から2,000万円改善し、1億円の赤字となりました。また、営業外収支を含めました、これは訂正をお願いします、含めた経常収支においては、200万円の黒字となっております。

今年度の事業収支（税込）については、黒字を見込んでおりますが、支払消費税の増などから、前年度の実績を下回る見通しとなっております。

追加2をご覧くださいと思います。

今後は、軽油費等の物価高騰への対応やコロナ禍で抑制していたバス車両の更新、バス運転士の確保に向けた給与等の処遇改善などの諸課題に継続して取り組んでいく必要があることから、交通局としましては、輸送の安全と経営の健全性を確保しつつ、将来にわたり地域生活路線の維持を図っていくため、さらなる経営努力を重ねるとともに、他の事業者の動向等に留意しながら、乗合バスの運賃改定についても実施に向けて検討してまいります。

元に戻っていただきたいと思います。

（乗合バスの利用促進に向けた取組について）

交通局では、バス利用者の利便性向上を図るため、路線バスの運行状況をリアルタイムで確認できる「スマートバス停」の整備や、バスロケーションシステム「県営バスナビ」の運用を行っております。これらにより、お客様の待ち時間の不安解消のほか、台風や積雪時における情報発信の強化にも資するものと考えております。

「スマートバス停」については、令和5年2月に長崎空港のりばや長崎市の矢上バス停に設置しており、また、新たに長崎市の本原一丁目バス停に整備を行いました。冬季の積雪等によるタイヤの乱れが予想される状況を踏まえ、急遽予定を繰り上げて今年2月3日から供用を開始したところ、その後数日間続いた積雪時において、バスの運行状況に関する情報を多くのお客様に提供することができたものと考えております。

今後も、お客様に快適にバスをご利用いただけるよう、一層の利便性向上とバスの利用促進に努めてまいります。

追加1をご覧ください。

（高速バスの運賃の見直し及びダイヤ変更につ

いて）

交通局においては、4社局で共同運行を行っている高速バス大分線について、平成5年の運行開始以降、消費税転嫁に伴う改定を除き運賃の見直しは行っておりませんでした。利用がコロナ禍前の水準に至っていないことや物価高騰の影響等から、本年4月1日から運賃を見直すこととしました。長崎～大分間が5,430円となり、概ね15%程度の値上げとなりますが、利用の多い区間に「WEB割引運賃」を新たに設定し、利用の向上を図りたいと考えております。

併せて、大分市中心部の大分駅に近接する「要町バス停」を停車地として新設することで利便性向上を図ることとしており、更なる増収増客に努めてまいります。

また、高速バス熊本線については、利用を促進するために、この4月1日から運行時間帯の拡大や運行間隔の平準化を図るダイヤ変更を実施することとしております。

今後も共同運行会社と連携・協力しながら、利用促進等に取り組んでまいります。

元に戻っていただきたいと思います。

（貸切バスの状況について）

貸切バスについては、令和6年4月に、これまで5営業所に分散していた貸切バスを、需要が多い長崎、諫早、福岡の3営業所に貸切バスに従事する職員とバスを集約することで、修学旅行等の観光バスの受注に適切に対応していくこととしました。また、令和6年1月には、国の貸切バス基準運賃に沿って運賃改訂を行い、収入確保を目指しております。

令和6年度において、修学旅行の利用台数は秋の観光シーズンに集中し、運転士不足の影響から前年度の8割にとどまっており、一方で、クルーズ船の利用台数が、クルーズ船の寄港が

年間を通して増加したことから、前年度に比べ8割程度増加する見込みとなっております。令和7年度も、今年度以上にクルーズ船の寄港が予想されており、引き続き修学旅行等に対応しつつ、こうしたクルーズ船の需要も積極的に取り込んでまいります。

また、閑散期においては、貸切バスを活用した周遊観光の募集ツアー「ぶらりん」を令和4年度から企画・運行しており、令和6年度は、土木部や県央振興局、県観光連盟等と連携しながら、県内各地域の観光やインフラツアー等を企画し、約160名の方にご利用いただいたところであります。今後も関係機関と連携したツアー造成を行い、本県の観光振興に寄与してまいります。

（バス運転士の確保について）

バス運転士の不足が社会的な課題として顕在化する中、交通局においても、バス運転士が高齢層に多数が集中しており、また、その欠員がなかなか解消できないことなど、運転士確保は喫緊の課題となっております。

このため、交通局では、給与改定の実施のほか、令和6年4月から、嘱託運転士制度を改め採用後は正規職員として任用を行うなどの処遇改善を図るとともに、新たに新高卒者を採用し運転士として養成する制度を設けるなど、人材確保対策に取り組んでおります。

また、バス運転士の仕事を身近に感じていただき、運転士確保につなげていくことを目的として、去る12月21日に、交通局単独としては2回目となるバス運転体験会を大村市において開催し、応募された中から8名の方に実際にバスを運転していただくとともに、1月25日には、福岡市で開催されたバス運転士専門の合同企業説明会「どらなびEXPO」に出展し、来場した

皆様に対して採用案内等を行ったところであります。

今後とも、経営状況を踏まえつつ、可能な限り処遇改善等を図ることや、必要なバス運転士確保策を講じていくことで、地域生活路線の維持に努めていきたいと考えております。

（大村バスターミナルの再整備について）

大村バスターミナルビルについては、老朽化が進み耐震性にも課題があることから、交通局を含めた建物の区分所有者において協議を重ね、令和2年10月に、各区分所有者の費用負担を極力抑える手法として、市街地再開発事業による再整備を進める方針を決定しております。

その後、地権者である交通局や大村市、建物の区分所有者である大村商工会議所等が連携して周辺地権者など関係者との調整を行い、一定協議が整ったことから、令和5年7月に、大村バスターミナル地区市街地再開発準備組合が設立されました。

現在は、再開発準備組合において、都市計画決定に向けた事業計画の検討等が行われているところでありますが、交通局としても、大村バスターミナルはJR大村駅と隣接し大村市内の生活路線等を運行するうえで不可欠な交通拠点であると認識しており、今回の再開発事業の中で、必要なバスターミナル機能を確保してまいりたいと考えております。

引き続き、大村市をはじめ関係機関と連携しながら、再開発事業が円滑に進むように努めてまいります。

以上を持ちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

議案に対する質疑につきましては、分科会において終了しておりますので、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、職員を分断するような扶養手当の改正だとの現場の声をいただきました。若い世代には、子どもの扶養手当増加はいいことかもしれませんが、一方で、子どもが育った後の将来も長く働けるだろうかと不安も出てくるのではとの現場の声をいただいています。子育てが終わった世代は配偶者の手当の廃止ですから、労働意欲の減退にもつながっていくとの現場の声をいただいております。

以上のことから、第17号議案については反対とさせていただきます。

【坂口委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第17号議案のうち関係部分について、採決いたします。

第17号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口委員長】 起立多数。

よって、第17号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【岩崎管理部長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関

する決議」に基づき本委員会に提出いたしました交通関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件については、資料の2ページ目に記載のとおり、昨年11月から本年1月までの実績は、計1件となっております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で、説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【富岡委員】先ほどもご説明のインタンク軽油購入のこちらの内容と、そして随意契約とされていることの理由をお聞かせいただけたらと思います。

【岩崎管理部長】こちらはインタンクといいますのは、各営業所に設置をしております軽油を保管しておきます地下タンクでございます、そちらをインタンクということと呼んでおります。

こちらは交通局の主な軽油の購入ということでご理解いただければと思うんですけども、こちらが随意契約になった理由でございますが、先般、入札を行いまして、落札者がなかったことから、その入札に参加された方のうち、最低の額を出された方と随意契約を結んでいるというものでございます。

【坂口委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質問がないようですので、

次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【小林委員】 まず、乗合バスの運賃改定、これが非常に話題となっております。我々としても、大変大事な問題として受け止め、これは真剣に検討しなければならないことではないかと、こういうふうな感覚を持っているところでございます。

県営バスについては、本当にコロナで相当経営が悪化したと、こういうことはよく存じているところでございます。よう生き残った、そんな感じがするわけです。そこを乗り越えて、そういう運賃改定のことに取り沙汰される中において、今日の経営状況、コロナを乗り越えて、今はどういうふうになっているのか、この辺のところを率直に聞きたいと思いますから、お尋ねします。

【岩崎管理部長】 現在の交通局の経営状況ということでございます。委員ご指摘のとおり、コロナ禍によりまして、交通局の収支につきましては大きなダメージを受けたということでございます。こちらはコロナ禍の中で大幅に輸送人員が減少をいたしてございまして、収支につきましても、令和2年度は6億円の赤字、翌令和3年度は3.7億円の赤字ということで、コロナ禍の非常に厳しい経営状況の中で赤字を計上していたということでございます。

そうした中、令和5年の2月に中期経営計画を見直しをいたしまして、こちらは共同経営方式によります路線の再編でありますとか、車両更新等の投資の抑制、あるいは資産の有効活用などを掲げて、こちらに取り組んでまいりました。

そうした中、コロナ禍からの運輸収入の回復もございまして、令和4年度の決算収支につきましては約4.5億円の黒字、令和5年度につきま

しても約3.4億円の黒字というものを確保しております。そして、今年度、2月補正予算を出させていただいていますが、今年度も黒字を確保できるのではないかと考えております。

【小林委員】今の説明にあっては、やっぱりコロナで令和2年と令和3年合わせて約10億円近くの赤字を出したと。こういう大変な状況の中で、長崎バスとの共同経営とか、そういう新しい対応をやってきてもらった。そういう成果が徐々に出てきていると、こういう状況の中で、今の説明では、令和4年が4.5億円、あるいは令和5年が3.4億円と、これが黒字に変わったということで、大変結構なことだと思っているわけです。そうしますと、確かにコロナで大分大変ではあったが、それを乗り越えて、あらゆる経営の努力をしてやったおかげで、こういう結果が出て、いい結果が出てくるような大分改善をされているというような感じです。

【坂口委員長】審査の途中ではありますが、本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から14年となります。

これより、震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、黙禱を捧げたいと思います。皆様、ご起立をお願いいたします。

〔黙禱〕

【坂口委員長】黙禱を終わります。ありがとうございました。

小林委員、引き続き、お願いします。

【小林委員】今、途中でしたが、大分改善をしてきたと。そういう中で、なぜ運賃改定が必要になってくるのかというようなところでお尋ねをしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】確かに先ほど管理部長の方から説明いたしましたとおり、昨今、経営改善の取組によりまして、経営状況というのは一定改善をしてきているところでございます。しかしながら、一方で、バス事業を取り巻く環境というのが非常に厳しい状況がございまして、例えば、軽油費等の物価高騰の対応であるとか、あと先ほど、コロナ禍で投資を抑制していたということで、車両更新を抑制させていただいております。そうしますと、老朽化が進んだ車両の更新というのも今後取り組んでいかなければならないということもございまして。また、これは全国的な問題になっておりますけれども、バス運転士の確保というのが喫緊の課題になっておりますので、こうしたところに処遇改善の必要性、やはりこうした様々な課題への対応というのが今後必要となってくるものと考えております。

こうした中、今後も地域生活路線をしっかりと守っていくためには、さらなる経営努力を重ねるとともにではありますけれども、やはり運賃についても改定を検討させていただきまして、ご利用のお客様にも相応のご負担をお願いしないといけないだろうというふうに考えた次第でございまして。

【小林委員】県営バスの果たしている役割、特に長崎市、諫早市、大村市と、こういう状況の中で、生活路線として大変重要に位置づけて、県営バスの経営が安定していただきたいと、これは私は心から願っているわけです。経営が安定しないと、県営バスといえどもサービス業だから、お客様に安全・安心を届けなければいけないと。そのためには、あらゆる努力、あらゆることをやっていかなくちゃいかんけれども、特に運転士の確保、これが巷間伝えられている

ように、なかなか集まらないと。こういうことを考えていけば、例えば私がやっているところの介護なんかも同じだけれども、相当な処遇改善をやらなければ人は集まってこないと、こういうある意味での世の中というか、こういう動きになってきているわけだよ。だから、最近の物価高騰、いろんな状況を見ても、大変であることは間違いがないが、生活路線をしっかりと守る、しかも、安定的なサービス、こういうようなことを考えていけば、どうしてもやっぱり検討せざるを得ないと、こう考えるわけです。

そこで、現在の運転士の確保についてはどういうふうになっているか、お尋ねします。

【岩崎管理部長】バス運転士の確保につきましては、全国的な課題ということでございまして、交通局におきましては、先ほど委員おっしゃられました処遇の改善、こちらにも令和4年度から継続して力を入れておりますし、切れ目のない採用試験を実施するということで、運転士の確保に努力をしているところでございます。

そうした中、今年度につきましては、36名の採用を行っている。昨年度が12名でしたので、こちらについては一定改善が見られるということでございます。

一方、必要な運転士の数に不足する数、こちらは欠員と呼んでおりますが、3月1日時点でも11人の欠員があるということで、いずれにしても、引き続き、運転士の確保については、しっかりやっていかないといけないというふうに考えております。

【小林委員】今、運転士の確保について、現時点で11名の欠員が生じていると。これは何で集まらないのかと、やっぱり反省してもらわないといかん。処遇改善がどこまで徹底しているのかと。処遇改善というのは、今度いろいろ改定

があったけれども、議案で出ておったけれども、やっぱり福利厚生等、相当高くなってきているわけだ。だから、総支給額は上がっても、手取りがどうなのかということが本当に処遇改善につながっているかと。例えば、10万円ぐらいは簡単に税金と福利厚生で、しかも、福利厚生は経営とその個人との折半だから、なかなか給料が、相当出さないと人は集まらないと言うんだよ。だから、運転士さんも、これは技術者、県営バスにとっては大事な資質だよ。だから、そういう点から考えても、今後しっかり対応していかなくちゃいかんけれども、さっきから私が強調しているように、県営バスは最高にサービスが安定をしていると、こういうような状況になっていくためにはバスの、今、県営バスは、乗ってみたら、あまり上等じゃないな。大分老朽化しているというか、乗り心地があまりよくないような感じがする。だから、そういう点においては、バスの更新というか、こういうものをやっていかなければいけない。

バスの更新については、大体どれくらいで一回ぐらい更新をしようとしているのか、それはどうですか。

【柿原乗合事業部長】路線バスの件で申し上げます。路線バスの更新基準でございますけれども、車齢は、導入してからの年齢というふうに考えていただければと思います。車齢25年をめどに更新を行うように、一定の基準ということで進めているところでございますけれども、コロナ禍において投資を抑制したということもございまして、近年では、平均の車齢というのが上昇している状況にございます。ちなみに、車齢が20年を超える車両の割合というものを出示しますと、10年前の平成27年には32台、9.5%だったところが、今年度では162台、53.5%と

なっております。したがって、平均車齢というものも上がっておりまして、平成27年が14.7年だったものが、今年度が19.5年となっております。今後、多くの車両に更新にしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

【小林委員】バスの更新時期は、乗合バスで大体20年と、大体平均して19.7年と、こういう話が出て、今まさに時期が来ていると、こう感じるわけです。事故をしっかり避けなくちゃいかん。サービス、それから事故の撲滅、いい運転士、いろいろ考えていけば、かなりの必要な経費、そこは出てくるわけだよ。事故やっても構わんよとか、乗り心地が最悪でも構わんよとか、そういうようなことでは経営が安定をしていかないと、お客さん離れが出てくると。そういう点から考えていけば、今この時期に、本当にしっかり対応してもらいたいと思っているわけです。

そういうことから考えて、運賃改定は、ある意味では、やむを得ないのではないかなというような考え方を持つけれども、他県とか、あるいは県内の交通事業者はどういう対応をされているか、その辺の具体的なことを聞きたいと思います。

【柿原乗合事業部長】他の事業者の運賃改定の状況でございますが、ほかのバス事業者も同じような状況にあるものと思われまして、したがって、特に、令和5年度以降になりますけれども、県内外で多くの事業者が運賃改定を実施しているところがございます。

九州各県で申し上げますと、乗合バス事業者のうち、30両以上、一定の規模を持つ事業者が合計30社ございますけれども、約3分の2の20社は、コロナ禍以降にもう既に運賃改定を実施済みでございます。県内では、昨年になります

けれども、西肥バスさんが実施をいたしております、バスではございませんが、鉄軌道となりますけれども、JR九州さんと長崎電気軌道さんが今年4月からまた実施予定ということで伺っております。

【小林委員】今、例えば具体的に、県内事業者で西肥バスさん、そういうところでもう運賃改定を昨年行ったというようなご説明がありましたけれども、どれくらいのパーセンテージで改定しているのか、それはどうですか。

【柿原乗合事業部長】西肥バスさんのリリース資料によりますと、実施する運賃、適用する運賃でいくと、大体20%ほどの改定率というふうになっております。

【小林委員】そうすると、西肥バスさんで20%、県営バスと民間バス、基本的には違うところもあるけれども、経営本体は基本的に何も変わらないと思うんだ。それで、大体20%ぐらいで、金額にしてみればどのくらい改定されているのか、そこはどうですか。

【柿原乗合事業部長】運賃改定の内容についてでございます。大変申し訳ございません、これから検討していくということになりますので、現時点でお示しすることは難しいわけではございますけれども、検討する対象といたしましては、これは全ての路線になってこようかと思いますし、そうすると各区間……。

【小林委員】違う。西肥バスが20%で、どのくらい改定しているのかと。西肥バスのこと。

【坂口委員長】しばらく休憩いたします。

— 午後 3時 0分 休憩 —

— 午後 3時 1分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

【柿原乗合事業部長】大変失礼いたしました。

西肥バスさんの改定による効果でございますけれども、私どもの方でははっきりと承知しておりませんので、お答えすることができずに、申し訳ございません。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【浅田委員】お伺いをさせていただきたいのですが、高校生の対応に関してなんですけれども、県営バスと、普通の例えば長崎バスとかの乗合で、どうしても定期券が持てずに、非常に料金負担が親御さんの負担になっているということで、過去に教育委員会の方でも質問をさせていただいて、学校単位で事業者さんとの話し合いをするというのが結構あちこちであったと。だけれども、私立高校の場合はバスを持っているところがすごく多いんですけれども、県立高校がその問題があって、それによって学校選びにもいろいろ状況があると。中には、たしか3万円以上かかる場合においては補助金があったりするんですけれども、微妙なところというのは結構あって、それによってすごく生徒募集にも、月3万円とかと親御さんの負担はすごく大きいわけですから、そういう感じで負担が多いので、そういったところを一回教育委員会や学校等々ともお話をしてほしいというようなお願いをしたことが過去にもあるんですけれども、今、保護者とかいろんなところから、そういう問題等々上がってきていたり、それを解決したりとかというのはどのような状況か、おわかりであれば教えていただければと思います。

【柿原乗合事業部長】確かに長崎市内でありますと、登校の際、長崎バスさんとの乗り継ぎが必要になるということで、委員ご指摘のような状況については、把握しております。現時点については、こうした問題意識については、長崎自動車さんの方とは共有しているというよう

な状況にはございますけれども、現時点で、個別具体的に改善策等というような形の検討にはまだ至っていないというところがございます。

【浅田委員】高校からご相談があって、教育委員会、文教厚生委員会の時にその話をして、様々な形で検討していくというところで、ということは、それは2年前なものですから、そこはどうも止まっているんだろなという気がします。

それによって、今、人口減少もしている中で、県立高校の場合、学校の存続問題等々にも関わってくる。そういうところも踏まえて、いま一度、調査というか、聞き取り等々も含めて、その声が今もあるのかとか、2年前は、確実にそれが多くて、今後の学校が大丈夫かなというような声もあって、これは長崎市内だけの問題ではないかもしれませんが、ある一定、そのあたりをしっかりと、これだけ保護者の負担をと、子どもたちの未来をと言っている中において、選ばれし学校にそのバス料金のためにならなったり、逆に、ものすごい距離を歩いている学生さんがいたりするという話も聞いたんです。バスがすごく不便だったりとかいろいろあるので、それがあるがために部活ができないという子どもたちもいると。子どもたちの選択肢を狭めてしまうことにもなりかねませんので、そのあたりを一定調査をしっかりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【柿原乗合事業部長】お話いただいてから時間が経過しているといったこともございます。状況の変化も確かにあろうかと思います。現時点で具体的にはお聞きしておりませんけれども、ただ、一旦、学校様も含めて、こういったお声がないかという形で少し聞き取りをしてみたいと思っております。

【浅田委員】ぜひ次の委員会でご答弁いただけ

れば幸いです。

それと、もう一点だけ伺いをしたいと思うのですが、いろいろ貸切の今後かなり期待をされるどころ、やっぱり収益を上げていくにはそこ、だけれども、どうしても運転士さん不足というのが大きいのしかかってきているのかなと思うのですが、そんな中で、例えば最近、これまで韓国の直行便というのは長崎はなかったわけですが、福岡に来たら、福岡の需要、バスを使わなければいけなくて、長崎バスさんが使えなかった。だけれども、長崎直行便が今回できたことによって、現状というのはどのようになっていますでしょうか。

【江頭貸切事業部長】長崎空港の国際線の再開をどのように活かしていくかということになるかと思います。私どもの方では、今回の国際線の再開を受けて、これまでなかなか運行実績というのはなかったのですが、今年の1月に韓国を訪問して、営業活動というか、情報収集などを今行っています。あわせて、それ以外の地域の部分も含めて、日本で取り扱っているランドオペレーターともやり取りをしながら、利用につながっていくように、今、営業活動を行っているという状況になっております。

【浅田委員】繁忙期などに関しては、運転士さん不足ということが、受け入れたくても受けられないというような問題もあるので、いろんな問題を解決していかなければならないかと思うんですけれども、せっかくそうやって再開をしたということは、時期によっては全然大丈夫な時期もあるかと思うので、前向きにそうやって営業をしていただいているということで非常に安心しましたけれども、せっかくの機会を取りこぼすことがないように、ぜひ県営バスの方で頑張っていただければと思います。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【小林委員】先ほどの料金改定の続きだけれども、料金改定というのは極めて重要と。また、時期的なものとか、他の交通事業者の動きとか、そんなものも参考にするべきことであって、県内の西肥バスが去年の6月に改定をして、20%ぐらいとか、そういうところも含めて、もう少し緊張感を持ってそこところは準備しておかんと、他県の動きはどうなのかとか、県内の事業者がどうやっているのか、長崎バスはどうするのかとか、当然そういうことを前提として長崎県もお考えいただきたいと、こう思っているわけです。

だから、そういうところで、20%ということのはわかったけれども、大体2割アップというのがどれくらいの金額で、その金額を聞かないと、なかなか肌感でわからないんだよね。肌で感じることはできないわけだよ。ですから、そういう点については、もう少ししっかりやっていただきたいということを要望したいんだけど、局長、何かありますか。

【太田交通局長】西肥バスさんの状況というのは、企業の情報ということで、なかなかお出しいただく機会がないということもございます。例えば、県営バスの収入の予算の資料になりますけれども、乗合収入でいきますと約32億円ございます。その2割増加をすると6億4,000万円という数字が出てまいります。これまで運賃改定をした経験の中では、運賃を上げますと、ほかの交通手段に移っていく方というのが一定数出てまいりまして、例えば、それを5%見るということになりますと、20%上げて15%という収入の幅になってまいりますので、例えば、6億円見込むということではなくて、4億円とか、そういう数字になるかと思うんです。

実際に20%を上げられるかという問題がございます。お客様の負担感というのは非常に大きいものがございますので、それを勘案するというのがまず第一でございます。

それと、先ほども長崎市内の状況を申し上げましたけれども、電気軌道さん、それからJR九州さん、この辺の運賃の改定の状況、それから長崎市内でいけば、長崎バスさんの動向というのも、長崎市内で競合していますので、それを見ながら、どういうふうにして上げていくかということになるかと思います。

【小林委員】今、局長が答弁された内容というのが聞いていてわかりやすいじゃないですか。だから、そういう考え方の下で、いろいろと今、検討をさせていただいているということ、これを了として、私は、これからさらに明確に打ち出すことができるように考えていただきたいと思いますけれども、さっき乗合事業部長が言っていたように、料金改定額をどのくらい見込んでいるかということを知りたいところだけれども、今の状況では検討中と、こういうことになっていると思うんです。

だから、一番大事なことは、これから当然、国に申請をする前に、県の議会においての条例改正等が出てくると。そういうスケジュールをどういうふう考えているのか、ここのスケジュールについて、今どこまで言えるのか、お尋ねしてみたいと思います。

【柿原乗合事業部長】スケジュールでございます。現時点では、実施に向けて検討するというところでございますので、今の時点では明確にはしておりませんけれども、先ほど説明をしてまいりました中で、厳しい状況下がございます。そういったことを考えますと、速やかに実施する方が望ましいのかなということを考えており

ますので、先ほど委員おっしゃいましたとおり、実施には国の認可申請が必要でございます。今後、国と認可申請等に係る手続き等も踏まえて、スケジュール等については、今後調整してまいりたいと考えております。

【小林委員】部長が言われたように、例えば仮に20%上げて、やっぱり負担感を感じるということで、バスを使わないと。何と申しますか、言葉の表現がいいかどうか、逃げるお客さんがいらっしやると。これが5%ぐらいいらっしやるかなということで、実際20%上げたとしても、15%ぐらいしか効果がないと、こういうようなわかりやすい説明を受けて、なるほどという感じがするわけです。

しかし、いずれにしても、いつやるかということだけれども、いずれ考えていただかなくちゃいかんその日はやってくると、そういうことだから、県営バスの状況を考えて、運転士の処遇改善、あるいはサービスの向上等々で事故のないように考えていくためには、いずれ判断をし、決断をしなければならない、その時が来るわけだよ。だから、非常にあやふやな状態の中で、何か遠慮をしながらやっていくというようなことであっては、本体自体がおかしくなってしまう。だから、やっぱりここはある意味では、決断する時ではないかと、こう考えておりますから、その分、しっかり説得力を持って、こうだから、こうしたいというところを明らかにし、また他県とか、あるいは県内の業者の動き、そういうものもきちんと皆さん方に説得力のある、納得をしていただけるような内容で料金改定、運賃改定をぜひとも前向きに取り組んでいただきたいということを重ねてお願いをしておきたいと思います。

それから、大村のバスターミナルの再開発事

業だけれども、局長からご報告ありましたとおり、実は、ご存じのことと思うけれども、まきやま委員もいらっしゃるから、よくわかりますけれども、大村の駅は、新幹線の駅が北側に移設をして、全くもって勢いが少なくなってきた、昔のようなぎわいが途切れているという感じがするわけです。それで、ちょうど大村のJR駅の真ん前にバスターミナルはあるわけだよ。でも、そこも知ってのとおり、かなり老朽化していると。私は、あれは再開発事業としてもってこいの事業じゃないかと、こう考えているわけです。ですから、そういう意味において、市民の期待は大きいし、もう既に市議会においては、質問等において議論が始まっているわけよ。具体的にどうなっていくのかと。だから、期待が大きいということになっているわけです。

それで、一番大事な令和7年度に都市計画の決定というようなことで、この都市計画の決定をしなければ事業の推進はおぼつかないわけだ。この辺のところの都市計画決定を令和7年度中にしっかりできるのか、その辺の動きについてはどうなんですか。

【岩崎管理部長】大村バスターミナルの再開発につきましては、現在、交通局、大村市、大村商工会議所などの構成のメンバーで、再開発準備組合において議論をしております。先ほど委員おっしゃいましたとおり、令和7年度の都市計画決定というのが非常に重要になってくるというふうに認識をしております。都市計画決定を受ける要件というのが一般的にございまして、こちらは市の上位計画、都市計画マスタープランでありますとか、そういったものと整合するかどうか、地権者皆が同意をしているかどうか、もう一つは、事業計画が実行性があるかどうかというところが非常に重要になってくる

ということでございまして、我々としては、この事業計画の実行性について、昨今、建設費の高騰などもございますので、しっかり収支が取れるような事業計画というのを今、準備組合の中で、専門家も含めて議論をしているという状況でございます。

【小林委員】確かに事業計画の中身、この内容が非常に大事と。例えば、駅前にマンションとか、あるいはホテル、シティーホテルみたいなそういう発想があるわけだね。だから、そういう構想は、先ほどから申し上げるように、非常に市民の皆さん方から期待をされていると。それで、もう市議会では議論がどんどん先に進んでいるというようなことから、事業計画、マンションの経営、その床が売れるかどうかとか、採算ベースに乗るのかと、そういうところから、また最近、不調・不落と聞いて、業者がなかなか見つからないと、こんなことも言われているわけだよ。

そういうような都市計画の決定に認定していただくものにふさわしいこういう条件が、大分私から見た目では準備されていると思うわけです。ですから、そういう点で、令和7年度にこの都市計画決定が、いわゆる事業の推進につながるということでありますから、そういう取組をぜひとも今後ともお願いしたいと思います。

それで、一つ要望だけれども、大村の駅前には、交番所と、それから観光センター的なものがあるわけだ。これがどちらかというと駅から見た時に、今回のバスターミナルの再開発から考えてみると、この観光センターとか交番所、これは今度の計画の中に入れ込んでいいのではないかと、こういうような新しい発想を持って、やっぱり駅から降りた時に、大村市の駅前がきちんとにぎわいを呈するような、そういう再開

発事業にやってもらいたいと思うから、観光センターそれから交番所、もろもろ了解をいただかなければいかん、簡単にいかないけれども、そういうところについてはぜひとも計画の中に盛り込んでいただけるように、この際、お願いをしておきたいと思います。

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時21分 休憩 —

— 午後 3時21分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時22分 休憩 —

— 午後 3時23分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時23分 休憩 —

— 午後 3時24分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いた

します。

大変お疲れさまでした。

— 午後 3時25分 閉会 —

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年3月11日

観光生活建設委員会委員長 坂口 慎一

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 17 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 19 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 30 号 議 案	長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 31 号 議 案	長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 32 号 議 案	長崎県県営空港条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 33 号 議 案	長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例	原 案 可 決
第 34 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 35 号 議 案	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 42 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決
第 43 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原 案 可 決

計 10 件 （原案可決 10 件）

委 員 長 坂 口 慎 一

副 委 員 長 湊 亮 太

署 名 委 員 まきやま 大 和

署 名 委 員 畑 島 晃 貴

書 記 川 下 彩 香

書 記 高 柳 雄一郎

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会
関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分
- 第 8 号議案 令和 7 年度長崎県用地特別会計予算
- 第 11 号議案 令和 7 年度長崎県港湾施設整備特別会計予算
- 第 47 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分
- 第 56 号議案 令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 61 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分
- 第 62 号議案 令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 3 号）

であります。

はじめに、土木部所管の令和 7 年度当初予算関係についてご説明いたします。

土木部では、本県の課題である「人口減少」、「県民所得の低迷」、「激甚化・頻発化する自然災害」を克服し、持続可能な活力ある地域を形成するため、交通ネットワークの形成や個性あるまちづくりなど、生活・産業基盤の整備を推進するとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に沿って、防災・減災対策に集中的に取り組んでまいります。また、インフラの機能を将来にわたって発揮し続けるための戦略的な老朽化対策の推進や、地域の守り手である建設業の担い手確保・育成のため、建設業の魅力発信や就労環境・処遇の改善につながる働き方改革や生産性向上などの取組を強化してまいります。

土木部関係の令和 7 年度当初予算総額は、

一 般 会 計	9 6 8 億 5, 6 3 9 万 1 千 円
特 別 会 計	7 6 億 3, 2 3 7 万 8 千 円
合 計	1, 0 4 4 億 8, 8 7 6 万 9 千 円

となっております。

このうち、公共事業費は、5 1 7 億 1, 7 4 4 万 1 千 円で対前年度当初予算比 9 9. 6 %、単独事業費は、2 2 7 億 7, 0 6 7 万 8 千 円で対前年度当初予算比 1 3 4. 5 %となっております。

まず、第 1 号議案「令和 7 年度長崎県一般会計予算」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

歳入予算では、

分担金及び負担金	1 8 億 5, 3 6 0 万 3 千 円
使用料及び手数料	4 3 億 1, 9 5 5 万 9 千 円
国 庫 支 出 金	2 9 7 億 4, 4 1 1 万 4 千 円
財 産 収 入	3 億 8, 0 4 1 万 3 千 円
寄 附 金	5, 0 0 0 万 円
繰 入 金	5, 7 2 1 万 3 千 円
諸 収 入	4 3 億 7, 0 2 0 万 3 千 円
合 計	4 0 7 億 7, 5 1 0 万 5 千 円

となっております。

また、歳出予算では、

企 画 費	3 3 億 6, 1 2 4 万 9 千 円
土 木 管 理 費	2 1 億 5, 7 2 3 万 1 千 円
道 路 橋 り ょ う 費	4 1 2 億 1 4 8 万 9 千 円

河川海岸費	253億4,664万5千円
港湾空港費	136億1,069万6千円
都市計画費	34億2,765万2千円
住宅費	35億2,166万7千円
公共土木施設災害復旧費	42億2,976万2千円
合 計	968億5,639万1千円

となっております。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

都市計画関係では、宅地等の利用増進に向けた市街地整備及び地域に密着した都市公園の整備など、魅力と活力にあふれる地域づくりを推進することとし、

(都市改造費)

高田南土地区画整理事業に要する経費として、

公共事業	4億1,700万 円
------	------------

(都市公園整備費)

県立総合運動公園ほかの長寿命化対策事業等に要する経費として、

公共事業	2億5,200万 円
------	------------

単独事業	1億1,149万8千円
------	-------------

また、道路関係では、広域的な交流を促進する高規格道路を重点的に整備するほか、市街地における交通混雑の解消や魅力と活力ある地域づくりを図るための道路網の整備などを積極的に推進することとし、

(道路新設改良費)

一般国道251号(瑞穂吾妻バイパス)(雲仙市)ほかの改良工事に要する経費として、

公共事業	176億	176万1千円
------	------	---------

(道路改良費)

主要地方道佐世保日野松浦線（佐世保市）ほかの改良工事に要する経費として、

単独事業	15億1,067万9千円
------	--------------

(交通安全施設費)

一般国道202号（長崎市）ほかの交通安全施設等の整備に要する経費として、

公共事業	27億3,275万5千円
------	--------------

単独事業	6億	41万8千円
------	----	--------

(道路災害防除費)

一般国道251号（雲仙市～南島原市）ほかの道路災害防除事業に要する経費として、

公共事業	26億1,372万1千円
------	--------------

単独事業	29億	352万3千円
------	-----	---------

また、港湾・空港関係では、離島・半島を多く有する本県において、地域振興の要であり、生活と産業振興の基盤となる港湾、空港を整備し、安定的な海上・航空輸送活動の確保と効率的交通体系の形成を図ることとし、

(港湾改修費)

長崎港ほかの防波堤、岸壁、道路等の整備に要する経費として、

公共事業	46億1,577万8千円
------	--------------

単独事業	21億8,446万6千円
------	--------------

(海岸老朽化対策緊急事業費)

高島海岸ほかの海岸保全施設の整備等に要する経費として、

公共事業	3億7,485万	円
------	----------	---

(空港整備費)

対馬空港ほかの空港施設の整備に要する経費として、

公共事業	4億9,245万	円
------	----------	---

(空港管理費)

空港施設の維持管理に要する経費として、

単独事業	31億	307万2千円
------	-----	---------

また、河川・砂防・ダム関係では、本県が、傾斜が急でけわしい地形や離島・半島を多く有し、台風や集中豪雨による災害や一旦少雨となれば渇水が発生しやすい県土構造であることから、県民の安全・安心な生活を確保するため、防災対策や水資源対策を推進することとし、

(広域河川改修費)

佐世保市早岐川ほかの改修に要する経費として、

公共事業	1億3,650万	円
------	----------	---

(総合流域防災費)

大村市郡川ほかの改修などに要する経費として、

公共事業	15億4,108万8千円
------	--------------

(河川改修費)

長与町長与川ほかの改修に要する経費として、

単独事業	58億7,092万2千円
------	--------------

(堰堤改良事業費)

長崎市黒浜ダムほかの堰堤の改修等に要する経費として、

公共事業	6億1,725万2千円
------	-------------

(河川総合開発費)

川棚町石木ダムほかの建設に要する経費として、

公共事業	14億6,783万	円
------	-----------	---

(通常砂防費)

壱岐市花川ほかの通常砂防事業に要する経費として、

公共事業	7億6,230万	円
------	----------	---

(火山砂防費)

長崎市鳴見川(チ)ほかの砂防施設の整備に要する経費として、

公共事業	7億1,400万	円
------	----------	---

(地すべり対策費)

松浦市白井岳地区ほかの地すべり防止施設の整備に要する経費として、

公共事業	6億2,370万	円
------	----------	---

(急傾斜地崩壊対策費)

佐世保市長坂(9)地区ほかの急傾斜地崩壊防止施設の整備に要する経費として、

公共事業	22億7,745万	円
------	-----------	---

また、建築関係では、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進することとし、

(長崎県大規模建築物耐震化支援事業費)

多くの県民が利用する大規模民間建築物の耐震化対策に要する経費として、

単独事業	3,260万8千円
------	-----------

また、住宅関係では、多様化する県営住宅へのニーズに対し低廉で快適な住宅の供給を推進するとともに、空き家対策のための支援などを通じて生活環境の総合的な整備を推進することとし、

(公営住宅建設費)

公営住宅の建替え及び改修改善等に要する経費として、

公共事業	18億4,048万2千円
------	--------------

(県営住宅維持管理費)

県営住宅の維持管理に要する経費として、

単独事業

14億2,612万6千円

また、盛土関係では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づき、盛土等の崩落による災害から生命財産を守るための対策を推進することとし、

(宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく調査費)

既存盛土の安全性把握のための調査に要する経費として、

公共事業

7,339万5千円

このほか、令和7年度新規事業として、

(長崎県インフラツーリズム推進事業)

県内のインフラ施設を観光資源として発掘・整備し、地域の独自性を活かした魅力ある観光コンテンツとして活用するため、官民による推進体制を構築するとともに、モデル地区におけるモニターツアーを実施する経費として、

単独事業

594万6千円

(都市公園“魅力UP”プロジェクト費)

西海橋公園への集客力向上を図り、広域周遊や交流人口拡大に繋げるため、リニューアルに向けた民間投資等の活用を検討するとともに県北地域におけるガーデンツーリズムの推進と2027年国際園芸博覧会への出展に向けた取組を実施する経費として、

単独事業

4,056万8千円

などを計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

- 1 県有施設等の管理について、年度を越えて一括契約を締結するため、

土木行政県有施設等管理業務	18億8,450万2千円
---------------	--------------
- 2 事務機器等のリース及び保守等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

土木行政事務機器賃借等	4,930万6千円
土木行政機器等保守業務	6億3,323万5千円
- 3 建設業指導監督業務に係る委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、

建設業指導監督費	1,273万1千円
----------	-----------
- 4 海砂採取による海域影響調査業務について、年度を越えて契約するため、

海砂採取による海域影響調査	1,978万6千円
---------------	-----------
- 5 土木部職員等専門研修について、年度開始前に契約手続きを行うため、

土木部職員等専門研修業務委託	1,210万円
----------------	---------
- 6 建設資材価格・労務費調査について、年度開始前に契約手続きを行うため、

建設資材価格・労務費調査業務委託	1億5,000万円
------------------	-----------
- 7 都市公園整備工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

都市公園整備費	7,400万円
---------	---------
- 8 道路改良工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

道路新設改良費	296億7,900万円
道路改良費	13億1,400万円
重要幹線街路費	45億8,000万円
- 9 道路維持補修及び橋梁補修工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

交通安全施設費	74億9,200万円
道路災害防除費	72億3,500万円
道路維持補修費	10億5,300万円
電線共同溝整備費	18億8,000万円

橋りょう補修費	79億7,600万	円
---------	-----------	---

10 港湾及び海岸事業等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

海岸老朽化対策緊急事業費	5億3,655万	円
計画調査費	700万	円
港湾改修費（一般）	700万	円
港湾改修費（本土）	44億2,575万	円
港湾改修費（離島）	25億1,685万	円
港湾環境整備費（本土）	1億500万	円
海岸保全費（本土）	2億5,725万	円
空港整備費	4億9,875万	円

11 河川改修工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

広域河川改修費	5億	円
大規模特定河川事業費	26億3,600万	円
総合流域防災費	46億9,200万	円
河川維持修繕費	4,080万	円
臨時河川等整備事業費	2,500万	円
河川調査費	200万	円
河川自然災害防止事業費	5億8,200万	円
堰堤改良事業費	42億9,500万	円
河川総合開発費	47億8,550万	円
水源地域ダム対策費	310万	円
ダム統合監視局再編事業費	1億2,500万	円

12 砂防工事及び地すべり対策工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

通常砂防費	24億1,400万	円
-------	-----------	---

火山砂防費	3 1 億	円
地すべり対策費	1 8 億	円
急傾斜地崩壊対策費	7 0 億	円
緊急改築費	1 2 億 3, 0 0 0 万	円
総合流域防災費	3 億	円
砂防基礎調査費	3 億 8, 4 0 0 万	円
自然災害防止事業費	1 1 億 7, 0 0 0 万	円
小規模地すべり防止費	8, 0 0 0 万	円

13 県営住宅の建替え事業について、年度を越えて一括契約を締結するため、

公営住宅建設費	1 3 4 億 9, 2 7 4 万 4 千円
---------	-------------------------

14 県営住宅の修繕等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

既設公営住宅改善費	2 億 2, 3 0 8 万	円
県営住宅維持管理費	3 3 億	円
住宅改造費	8 0 0 万	円

15 盛土規制法に基づく調査について、年度を越えて一括契約を締結するため、

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく調査費	3, 0 0 0 万	円
-----------------------	------------	---

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第 8 号議案「令和 7 年度長崎県用地特別会計予算」についてご説明いたします。

当初予算の総額は、

歳入、歳出それぞれ	4, 1 5 6 万 6 千円
-----------	-----------------

となっており、

(公共用地購入費)

公共用地先行取得の資金として借り入れた県債の元利償還金として、

4, 1 5 6 万 6 千円

を計上いたしております。

次に、第 1 1 号議案「令和 7 年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」についてご説明いたします。

当初予算の総額は、

歳入、歳出それぞれ 7 5 億 9, 0 8 1 万 2 千円

となっており、

(港湾施設整備費)

長崎港ほかの港湾機能施設整備事業に要する経費として、

5 4 億 円

(港湾管理費)

港湾施設等の運営管理に要する経費及び基金への積立金として、

9 億 6, 2 5 4 万 9 千円

などを計上いたしております。

また、債務負担行為として、

1 港湾事業等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

港湾機能施設整備費 4 3 億 4, 5 0 0 万 円

港湾管理費 6, 0 0 0 万 円

2 令和 8 年 4 月 1 日から履行開始が必要な業務について、令和 7 年度に入札・契約事務等を行うため、

土木行政県有施設等管理業務 4, 8 7 9 万 6 千円

土木行政機器等保守業務 1 8 6 万 円

土木行政事務機器賃借等 2 0 0 万 円

を計上いたしております。

以上が、令和7年度当初予算関係部分であります。

次に、土木部所管の令和6年度補正予算関係についてご説明いたします。

今回の補正は、事業費の変更に伴う調整等について補正しようとするものであります。

補正予算総額は、

一 般 会 計	1 3 0 億 2, 7 9 9 万 1 千円の減
特 別 会 計	2 6 億 8, 1 2 9 万 6 千円の減
合 計	1 5 7 億 9 2 8 万 7 千円の減

となっております。

まず、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金	5 億 6, 2 4 7 万 9 千円の減
使用料及び手数料	4, 5 6 8 万 円の増
国 庫 支 出 金	4 8 億 9, 7 2 3 万 5 千円の減
財 産 収 入	7 3 3 万 4 千円の増
諸 収 入	6 億 2, 2 1 5 万 3 千円の増
合 計	4 7 億 8, 4 5 4 万 7 千円の減

となっております。

歳出予算は、

企 画 費	9, 1 3 8 万 3 千円の減
-------	-------------------

土 木 管 理 費	3, 7 4 7 万 5 千円の減
道 路 橋 り ょ う 費	3 5 億 1, 6 7 8 万 2 千円の減
河 川 海 岸 費	3 6 億 7, 2 7 5 万 9 千円の減
港 湾 空 港 費	1 8 億 8, 6 4 2 万 4 千円の減
都 市 計 画 費	1 2 億 5, 1 2 5 万 3 千円の減
住 宅 費	1 億 5, 8 5 1 万 6 千円の減
公共土木施設災害復旧費	2 4 億 1, 3 3 9 万 9 千円の減
合 計	1 3 0 億 2, 7 9 9 万 1 千円の減

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1, 0 8 6 億 6, 7 5 9 万 9 千円

となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(国直轄道路事業負担金)

国の内示に伴い、

公共事業 9 億 2, 2 0 7 万 7 千円の減

(舗装補修費)

国の内示に伴い、

公共事業 9 億 7, 8 8 4 万 2 千円の減

(総合流域防災費)

国の内示に伴い、

公共事業 5 億 5, 2 9 5 万 1 千円の減

(堰堤改良事業費)

国の内示に伴い、

公共事業 (砂防基礎調査費)	8億4, 134万1千円の減
-------------------	----------------

国の内示に伴い、

公共事業 (港湾改修費)	3億1, 941万 円の減
-----------------	---------------

国の内示に伴い、

公共事業 (重要幹線街路費)	12億9, 917万5千円の減
-------------------	-----------------

国の内示に伴い、

公共事業 (公営住宅建設費)	8億3, 450万1千円の減
-------------------	----------------

国の内示に伴い、

公共事業 (河川等災害復旧費)	1億1, 604万 円の減
--------------------	---------------

事業費の変更に伴い、

公共事業	23億5, 006万8千円の減
単独事業	6, 333万1千円の減

などを計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回新たに、

企 画 費	5億3, 178万9千円
土 木 管 理 費	597万8千円

公共土木施設災害復旧費	1, 4 2 0 万 円
合 計	5 億 5, 1 9 6 万 7 千 円

について、繰越明許費を設定するとともに、

道 路 橋 り ょ う 費	1 1 億 5, 5 0 2 万 1 千 円
河 川 海 岸 費	1 6 億 5, 8 2 0 万 円
港 湾 空 港 費	2 0 億 4, 9 9 0 万 円
都 市 計 画 費	4, 3 7 1 万 1 千 円
住 宅 費	3 0 3 万 2 千 円
公共土木施設災害復旧費	4 億 6, 6 1 0 万 円
合 計	5 3 億 7, 5 9 6 万 4 千 円

を増額しようとするものであります。

繰越の主な理由は、地元調整等に不測の日数を要したことにより、適切な工期が確保できなくなったことによるものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

県営住宅の管理について、年度を越えて一括契約を締結するため、

県営住宅維持管理費	2, 4 7 6 万 6 千 円
-----------	------------------

の債務負担行為を増額しようとするものであります。

次に、第 5 6 号議案「令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の変更等に伴い、

歳入、歳出それぞれ、	2 6 億 8, 1 2 9 万 6 千 円
------------	------------------------

を減額いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回新たに、

港 湾 施 設 整 備 費	4, 0 0 0 万 円
港 湾 管 理 費	1 億 5 0 0 万 円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

繰越の主な理由は、施工方法の検討に不測の期間を要したことにより、適切な工期が確保できなくなったことによるものであります。

次に、第 6 1 号議案「令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）」のうち土木部関係予算についてご説明いたします。

歳出予算では、職員及び会計年度職員の給与改定に要する経費として、

土 木 管 理 費	4, 8 9 5 万 8 千円の増
道路橋りょう費	5, 8 5 9 万 5 千円の増
河 川 海 岸 費	2, 9 8 7 万 9 千円の増
港 湾 空 港 費	4, 1 1 4 万 1 千円の増
都 市 計 画 費	5 5 9 万 4 千円の増
住 宅 費	1, 1 7 5 万 1 千円の増
合 計	1 億 9, 5 9 1 万 8 千円の増

を計上いたしております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1, 0 8 8 億 6, 3 5 1 万 7 千円

となります。

次に、第 6 2 号議案「令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、職員及び会計年度職員の給与改定に要する経費として、

歳入、歳出それぞれ、1 8 5 万 4 千円

を増額いたしております。

なお、令和 6 年度予算については、県債、国庫支出金等になお未決定のものがあり、また、歳出についても年間執行額の確定等に伴い今後整理を要するものもありますので、これらの調整のため、3 月末をもって令和 6 年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第 19 号議案 長崎県手数料条例の一部を改正する条例のうち関係部分

第 31 号議案 長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 32 号議案 長崎県県営空港条例の一部を改正する条例

第 33 号議案 長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例

第 34 号議案 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

第 35 号議案 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

第 42 号議案 契約の締結の一部変更について

第 43 号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第 19 号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分は、「令和 5 年租税特別措置法等（所得税関係）の一部を改正する法律」の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第 31 号議案「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第３２号議案「長崎県県営空港条例の一部を改正する条例」は、国土交通省航空局の舗装強度に関する運用基準の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第３３号議案「長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例」は、福江港ターミナルビルを五島市へ譲与することに伴い、長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止しようとするものであります。

第３４号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第３５号議案「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」は、市街化調整区域の指定区域内（５０戸連たん制度）における住宅の開発行為等に関し、「一戸建て非自己居住用の住宅等」についても開発許可の対象とできるよう、所要の改正をしようとするものであります。

第４２号議案「契約の締結の一部変更について」は、令和５年６月定例会で可決された川口アパート建替事業について、受注者により物価変動に伴うスライドの請求がなされたことなどにより、契約金額の変更契約を締結しようとするものであります。

第４３号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、県管理港湾須川港の港湾施設を車両が通行した際に、コンクリート舗装面が陥没したことにより車両が損傷

したことに對する損害賠償の額を決定しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

令和6年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定4件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、展望休憩所の水漏れ事故によるものが1件、道路での事故が2件、港湾施設での事故が1件であります。

各事案の相手方へ支払った賠償金は合計で524,098円であります。

(起訴前の和解及び権利の放棄について)

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申し立て8件、権利の放棄1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

起訴前の和解については、起訴まで至らない段階において簡単な裁判手続きにより、分割支払いを認めて滞納解消を促すものであります。

また、権利の放棄については、債務者が破産免責し、滞納家賃へ充当可能な財産もなく、連帯保証人不在により、債権の回収が不能であることから権利を放棄しようとするものであります。

(権利の放棄について)

県立都市公園における使用料未収金1件の権利の放棄について、地方自治法第18

0条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

権利の放棄を行う額は372,506円であります。

(契約の締結の一部変更について)

令和3年2月定例会で可決された主要地方道若松白魚線橋梁補修工事（若松大橋P1・P2橋脚補強）において、地方自治法第180条に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、現地状況に合わせ、数量などの一部変更に伴い、請負代金額を

1,314,524,200円から17,281,000円減額し、

1,297,243,200円に変更したものであります。

次に、令和2年2月定例会で可決された高田南宅地整備事業において、地方自治法第180条に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、施工内容の一部変更に伴い、請負代金額を

5,763,082,600円から1,538,900円増額し、

5,764,621,500円に変更したものであります。

次に、令和4年11月定例会で可決された主要地方道平戸田平線道路改良工事（（仮称）向月トンネル）において、地方自治法第180条に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、施工方法の一部変更に伴い、請負代金額を

1,836,509,400円から13,421,100円増額し、

1,849,930,500円に変更したものであります。

(公共用地の取得状況について)

令和6年11月1日から令和7年1月31日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況については、長崎市における一般県道神ノ島飽ノ浦線交通安全施設等整備工事、他2件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(石木ダムの推進について)

石木ダムについては、渇水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心の確保を図るうえで必要不可欠な事業であり、早期完成を目指す必要があります。

昨年の事業再評価において、完成工期を令和14年度まで延長することとなりましたが、工期内の確実な完成に向け、新たな工事工程に沿って着実に工事を進めてまいります。

一方で、川原地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで、事業を円滑に進めることが最善であるという考えにも変わりはなく、引き続き話合いの機会をいただけるよう努力を重ねてまいります。

また、佐世保市及び川棚町とともに策定を進めております水源地域整備計画については、昨年12月に素案の公表を行い、地元川棚町の皆様から広くご意見を伺ったところであり、今後は、いただいたご意見を精査し、可能な限り反映させながら、計画の早期策定に努めてまいります。

県としましては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、引き続き、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に力を注いでまいります。

(幹線道路の整備について)

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向け、国等と連携して高規格道路の整備を重点的に進めております。

このうち、NEXCO西日本で整備している西九州自動車道の佐々インターチェンジから佐世保中央インターチェンジ間の4車線化の完成が、3月23日の予定と発表されました。

4車線化により、さらなる安全性・走行性の向上とともに、災害時の代替機能の強化が図られるものと期待しております。

なお、同区間の管理が国土交通省からNEXCO西日本に移管され、佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間の通行料金が新たな料金になります。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する幹線道路ネットワークの整備の推進に全力で取り組んでまいります。

(長崎駅前交通拠点の整備について)

昨年7月に国、県、長崎市で設立しました「長崎駅前交通拠点整備事業計画検討会」において、道路・公共交通の機能強化、歩行者ネットワークの向上、公共交通の利便性向上を目的として、「長崎駅前交通拠点の整備方針」を策定し、本日公表しております。今後、この整備方針を踏まえ、具体的な事業計画を取りまとめる予定です。

また、長崎駅前バスターミナル再整備については、事業化に向け、県及び長崎市により市街地再開発事業などの都市計画決定の手続きを進めており、今年2月に地元説明会を行いました。今後、都市計画審議会の審議などを経て、都市計画決定がなされる予定です。

県としましては、今後も再開発準備組合を支援しながら、長崎の陸の玄関口である長崎駅前交通拠点の整備に向けて、引き続き国や市と連携して取り組んでまいります。

(長崎港元船地区整備について)

長崎港元船地区においては、施設の老朽化などに対応した港湾機能の再編にあわせ、賑わいの創出も進めていくこととしており、賑わい施設の整備については、P F I 手法の活用を検討しているところです。今回、想定している事業概要や事業期間などを対外的に周知することで、民間事業者にも、P F I への参画の意向や事業提案について広く検討してもらうため、「実施方針の策定の見通し」を公表することとしております。

(道路施設の維持管理計画の改訂について)

土木部では、平成18年度に定めた「公共土木施設等維持管理基本方針」に基づき、戦略的維持管理手法を用いた各施設の維持管理計画を順次策定しております。

その後、平成26年の道路法の改正で義務付けられた定期点検や補修工事が一定進んだことから、その結果等を踏まえ、過年度に策定した橋梁等の道路施設の維持管理計画について、4月から改訂を行うこととしております。

今後も、道路利用者の安全・安心が確保できるよう、計画的な維持管理に取り組んでまいります。

(長大橋維持管理事業について)

離島や半島を多く抱える本県は、特殊構造で延長の長い橋梁を数多く設置しており、その維持管理には高度な技術力・ノウハウを要するとともに、ライフサイクルコストの縮減や補修予算の平準化等が大きな課題となっております。

これらに対応するためには、官民が連携したP F I 手法の導入が有効と考えており、事業着手に向け「実施方針(案)」を検討し、早期に公表していきたいと考えております。

(道の駅について)

諫早市飯盛町^{いいもりちょう}の一般国道251号沿いに県と諫早市が共同で整備中の休憩施設が、令和7年1月に、道の駅「251^{にーごーいち}いいもりじゃがーロード」として国土交通省から登録されました。令和7年度中の供用を目指し、引き続き整備を推進してまいります。

(県営西諫早団地建替事業について)

諫早市堂崎町に立地しております県営西諫早団地の建替えを「長崎県PPP／PFI手法導入優先的検討規程」に基づき検討しました結果、PFI事業として実施することの優位性が認められましたことから、PFI法に基づき、実施方針の公表を行うものでございます。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

土 木 部

【観光生活建設委員会関係議案説明資料（土木部） 9 頁 9 行目の次に、次のように挿入する。】

（諫早西部団地開発事業者の公募状況について）

諫早西部団地の未処分地については、長崎県住宅供給公社が、昨年 10 月にプロポーザル方式で開発事業者を公募しましたが、参加を申し込んだ事業者はおりませんでした。

公社からは、再公募に向けて、公募資格要件や公募区域等に関するサウンディング調査を実施し、公募要項の見直しを行っている旨、報告を受けております。

今後、県としましても、年度内に公募を実施するよう、公社に対して適切に助言、指導してまいります。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料

文 化 観 光 国 際 部

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 4 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

第 6 1 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分
であります。

議案の説明に先立ちまして、文化観光国際部の新年度の取組の方向性についてご説明いたします。

新年度におきましては、「新しい長崎県づくり」のビジョンに掲げる、概ね 10 年後のありたい姿の実現に向け、本県が持つ多様なコンテンツの掘り起こし・磨き上げを進め、効果的なプロモーションなどにより国内外から多くの方に訪れていただくための施策に取り組んでまいります。また、長崎県総合計画の最終年度にあたることから、魅力ある観光まちづくりの推進や、アジアをはじめとした海外活力の取り込み、県産品のブランド化と販路拡大に加え、文化・スポーツによる地域活性化、国際交流と平和発信を一層推進してまいります。

主な事業としましては、

1 . 国内外からの観光客や観光消費額の拡大を図っていくため、個人の嗜好の多様化に対応した観光コンテンツづくりや、ターゲットを絞った効果的なプロモーション等を推進するとともに、国際航空路線の誘致等に取り組みます。

2 . 県産品のブランド化と販路拡大を図るため、長崎県産品の魅力発信のための仕掛けづくりや、デジタルマーケティングを活用したプラットフォームの構築等に取り組みます。

3 . ながさきピース文化祭^{にせんにじゅうご} 2025 やツール・ド・九州^{ニーゼロニーゴ} 2025 の開催に取り組み

ます。

4 .世界遺産や日本遺産をはじめとする多様で魅力ある地域資源の価値を積極的に発信し、歴史文化やスポーツを活かした交流促進等に取り組みます。

5 .被爆80年にあたり、被爆の実相の継承及び平和の発信等に取り組みます。

それではまず、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の総額は、10億 1,741万 9千円

で、内訳は

使用料及び手数料	1,001万 1千円
国庫支出金	3,627万 4千円
財産収入	306万 3千円
寄附金	435万 円
繰入金	4億 190万 4千円
諸収入	5億 6,181万 7千円

であります。

歳出予算の総額は、55億 1,914万 7千円

で、内訳は

企画費	24億 9,621万 8千円
生活対策費	10億 6,922万 7千円
商業費	3億 9,748万 6千円
観光費	14億 618万 8千円
社会教育費	1億 5,002万 8千円

であります。

歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

- 1 長崎県美術館や長崎歴史文化博物館等の施設改修に要する経費として、

文化施設行政推進費 5億 5,846万 8千円

- 2 長崎県美術館、長崎歴史文化博物館、長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの管理運営に係る指定管理者への負担金や企画展に要する経費として、

美術館運営費 3億 9,075万 6千円

博物館運営費 4億 4,428万 7千円

- 3 世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存活用や理解促進に要する経費として、

文化財保存費 8,069万 2千円

- 4 本県における文化芸術の振興を図るため、県内市町や文化団体と連携し、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭2025）を開催する経費として、

文化行政推進費 7億 6,457万 9千円

- 5 旅の目的の多様化や旅行形態の変化に対応した誘客を図るため、データを活用したマーケティング分析に基づく観光プロモーション等の実施に要する経費として、

観光情報発信事業費 1億 4,586万 5千円

- 6 インバウンドの需要拡大を図るため、九州各県等と連携した重点市場等における観光情報の発信や、メディア、旅行会社等との連携によるプロモーションのほか、国内外クルーズ客船の誘致等に要する経費として、

観光客誘致対策事業費 3億 692万 9千円

- 7 交流人口・関係人口の拡大に向け、市町や観光関係団体などによる観光まちづくりの取組への支援等に要する経費として、

観光基盤整備事業費 1億 2,545万 2千円

- 8 国境離島地域の交流人口を拡大するため、しまの滞在型観光を促進する取組に要する経費として、

国境離島振興事業費	3億 6,649万 5千円
-----------	---------------

- 9 国際定期航空路線の維持・拡大、国際チャーター便の誘致等に要する経費として、

航空对策費	2億 6,740万 2千円
-------	---------------

- 10 県産品のブランド化と販路拡大を推進するため、アンテナショップ「日本橋長崎館」の運営や全国の百貨店における物産展の開催支援等に要する経費として、

県産品販路拡大対策費	1億 7,036万	円
------------	-----------	---

- 11 海外への県産品の輸出促進を図るための県産品のブランド化と販路拡大の取組に要する経費として、

貿易振興事業費	5,398万 6千円
---------	------------

- 12 海外活力を取り込み、本県の経済活性化につなげるため、交流発展の基盤となる友好交流関係都市等との国際交流を促進する取組に要する経費として、

アジア・国際戦略推進費	1億	292万	8千円
-------------	----	------	-----

- 13 地域の国際交流や国際協力、多文化共生を推進する取組に要する経費として、

國際交流・協力費 1億 1,901万 2千円

- 14 被爆の実相の継承や被爆地長崎から世界に向けた平和の発信に要する経費として、

国際平和推進費 3,841万 3千円

- 15 国内外のスポーツ合宿・大会誘致による交流人口の拡大やプロスポーツを活用した地域活性化のほか、「ツール・ド・九州2025」の成功に向けた、大会の認知度向上や賑わい創出、競技運営等の実施に要する経費として、

ス ポ ー ツ 振 興 費 1 億 6 , 2 0 3 万 7 千 円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

次に、令和８年度の債務負担の主なものについてご説明いたします。

長崎県美術館のLED照明器具更新工事等のため、文化施設改修等整備費に係る令和８年度に要する経費として、

6, 8 1 6 万 8 千円

長崎県美術館運営事業に係る令和８年度に要する経費として、

1, 2 4 3 万 8 千円

長崎歴史文化博物館管理運営負担金及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム管理運営負担金に係る令和８年度から令和９年度に要する経費として、

4, 2 8 1 万 3 千円

アンテナショップ「日本橋長崎館」の不動産賃借料に係る令和８年度から令和１２年度に要する経費として、

4 億 5, 8 6 3 万 円

E C サイト運営のため、ながおしデジタルマーケティング活用推進事業費に係る令和８年度に要する経費として、

5, 3 4 6 万 1 千円

を計上いたしております。

次に、第４７号議案「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第６号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

使 用 料 及 び 手 数 料	1 4 万 3 千円の増
国 庫 支 出 金	4 0 8 万 円の減
財 産 収 入	9 9 万 8 千円の増
寄 附 金	5 8 0 万 1 千円の増

繰	入	金	3 8 3 万	3 千円の減
諸	収	入	8 , 7 5 4 万	7 千円の減
合		計	8 , 8 5 1 万	8 千円の減

であります。

歳出予算は、

企	画	費	1 億 6 , 4 5 7 万	8 千円の減
生	活	対 策 費	8 7 7 万	7 千円の減
商	業	費	1 , 1 1 1 万	9 千円の減
観	光	費	6 億 4 , 6 7 6 万	1 千円の減
社	会	教 育 費	6 5 万	9 千円の減
障	害	福 祉 費	1 4 万	3 千円の減
合		計	8 億 3 , 2 0 3 万	7 千円の減

であります。

歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

企画費の減額の主なものは、

・ 国際定期航空路線維持・拡大事業費	1 億 1 , 5 8 2 万	7 千円の減
・ 文化施設改修等整備費	1 , 8 4 2 万	6 千円の減

であります。

商業費の減額の主なものは、

・ 県産品斡旋事業費	4 2 4 万	6 千円の減
------------	---------	--------

であります。

観光費の減額の主なものは、

・ しま旅滞在促進事業費	5 億 5 9 1 万	9 千円の減
・ しま旅受入体制整備事業費	1 億 1 , 1 9 7 万	8 千円の減

であります。

社会教育費の減額の主なものは、

- ・ 包括的保存管理計画推進事業費

499万 7千円の減

であります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

企	画	費	1,551万 8千円の増
生	活	対 策 費	553万 3千円の増
商	業	費	269万 7千円の増
観	光	費	980万 6千円の増
社 会	教 育	費	190万 9千円の増
合		計	3,546万 3千円の増

であります。

これは、会計年度任用職員を含む職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和6年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、

45億 8,217万 円

となります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末を

もって令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年2月定例県議会

観光生活建設委員会関係説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

(文化の振興について)

平成17年4月に開館した長崎県美術館、及び同年11月に開館した長崎歴史文化博物館は、ともに今年20周年を迎えます。

今年は、ながさきピース文化祭が開催されるほか、被爆80年の節目の年でもあり、長崎県美術館においては、交流協定を締結しているスペインのプラド美術館からゴヤの名画をお借りして開催する「ゴヤからピカソ、そして長崎へ 芸術家が見た戦争の姿」展や、「金曜ロードショーとジブリ展」、「皇室の名品と長崎一皇居三の丸尚蔵館収蔵品」展など、さまざまな記念事業を実施してまいります。

長崎歴史文化博物館においても、多くの日本人が憧れた異国文化の集積地である長崎にスポットを当てた「長崎遊学展」や、「ポケモン×工芸展―美と技の大発見」等、各種記念事業を県美術館とも連携しながら実施してまいります。

また、県内各地において、地道な文化活動を続け、地域文化の向上と発展に貢献している個人及び団体の活動と業績を顕彰するため、去る1月23日に、第39回長崎県地域文化章の授与式を開催し、地域文化の振興に長年取り組まれている1個人2団体に対し、地域文化章を贈呈いたしました。

今後とも、より多くの県民の皆様は文化芸術を身近に楽しんでいただくよう、県内外の人々が集い賑わう文化拠点の充実や地域文化の振興に取り組んでまいります。

(世界文化遺産の保存活用について)

去る1月24日に、県と関係市町、カトリック長崎大司教区、お告げのマリア修道会が所有している約2,200点の「長崎のかくれキリシタン信仰用具」が県内で初めて国の重要有形民俗文化財指定の答申を受けました。これは、県が文化庁及び関係自治体等の協力をいただきながら5ヵ年にわたり調査した成果であるとともに学術的

に高く評価されたものと考えております。

これを踏まえ、国指定の答申を受けた文化財を含むキリシタン信仰用具や、佐世保市黒島の教会堂建設の歴史について紹介する「聖水と教会堂展」を2月21日から3月6日まで佐世保市博物館島瀬美術センターにて開催し、最新の研究成果について広く発信したところであります。

今後とも、関係区市町と連携し資産の保全に努めるとともに、調査研究を重ねながら世界遺産の価値や魅力を広く発信し、保護意識の醸成や誘客を図るなど、世界遺産のさらなる保存・活用につなげてまいります。

(ながさきピース文化祭^{にせんにじゅうご}2025について)

9月の開催まで半年余りとなりました「ながさきピース文化祭 2025」については、着々と開催準備を進めており、関係団体等との協議を重ねるなど、文化祭の円滑な実施に向けて取り組んでおります。

こうした中、県が主催する開閉会式や障害者交流事業などの各事業については、文化芸術の専門家の意見をいただきながら、実施内容や出演者等の検討・調整を続けており、一部の事業においては、出演者のオーディションやレッスン、作品の公募などを開始したところであります。

また、市町が主催する事業については、県下10市町で開催予定の全国大会に係る出演者等の募集を昨年12月より開始しており、県においても、市町と連携し準備を進めております。

広報活動につきましては、これまでアンバサダーやSNSによる情報発信、プレイベント等を実施してきており、これに加え、2月22日から3月14日まで、公式インスタグラムのフォロワーを対象とした県産品プレゼントキャンペーンを実施するなど、更なる機運醸成や認知度向上に取り組んでおります。

本文化祭の成功に向けて、引き続き市町や関係団体としっかりと連携し、準備に万

全を期してまいります。

(観光の振興について)

令和6年10月から12月までの主要宿泊施設における宿泊客数は、大型複合施設「長崎スタジアムシティ」の開業効果や長崎～ソウル線の運航再開により外国人宿泊客が増加したことなどから、前年同期と比較すると、地域間での差はあるものの、県全体では6.5%の増となっております。

また、長崎市の端島を主な舞台としたTBS日曜劇場「海に眠るダイヤモンド」の放送が開始された昨年10月以降は、軍艦島クルーズの予約状況も好調と伺っており、軍艦島を紹介する県観光連盟公式ホームページへのアクセス数も大幅に増加するなど、観光誘客の効果も表れております。

これまで県観光連盟や県内市町と連携し、本県を舞台とした映画やドラマ等のロケ支援等に取り組んできたところであり、引き続き、作品の誘致や、ロケ地を活用した魅力発信を通じて、本県への誘客や周遊の促進につなげてまいります。

長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合と県が連携して取り組む海外大学からのインターンシップ受入については、去る12月12日にネパールから一期生となる9名の学生が入国し、県内5つの施設で約5か月間の就業体験等を行っているところであります。

インターンシップ期間中は、地元市町で開催する日本語教室や交流イベントへの参加などを通じて本県への愛着や理解を深めていただくほか、県内宿泊事業者向けには、受入施設での見学会を開催し、外国人材の受入への理解促進を図ることとしております。

次年度は、ネパールからの受入に加え、対象国拡大に向けて調整を進めているところであり、引き続き、市町や関係団体等と連携しながら、観光関連産業における外国人材の受入環境整備に取り組んでまいります。

(インバウンドの推進について)

インバウンドについては、本県の認知度向上と更なる需要回復を図るため、海外向けのプロモーションに積極的に取り組むとともに、昨年10月の長崎～ソウル線の運航再開に合わせて、本県の観光説明会・商談会を韓国・ソウルで行ったところです。

また、去る1月9日には、ソウルにおいて、観光関連産業の皆様と連携した長崎県観光商談会を開催し、旅行商品造成に向けたセールスを実施してまいりました。

このほか、地元市町や関係事業者等と連携し、飲食店のメニュー多言語化などの受入環境整備や個人旅行化の一層の進展を見据えたSNS等による継続的な情報発信に取り組んでおります。

クルーズについては、令和6年の入港実績は247回で令和5年の133回を大きく上回ったところであり、更なる入港拡大に向けて、船会社や旅行会社等に対し本県の魅力についてPRするなど、引き続き、市町や関係事業者等と連携し、SNS等を活用した情報発信や旅行会社等を対象とした積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

(国際航空路線の運航について)

国際航空路線については、昨年10月以来、航空会社等と連携し、長崎～ソウル線の利用促進に努めており、去る1月16日には、徳永県議会議長をはじめ、議員の皆様とともに、ソウル線の運航会社である大韓航空のチェ副社長と面会し、就航のお礼をお伝えするとともに、今後の同路線の安定運航などについて意見交換を行ってまいりました。

また、去る1月8日から11日まで、馬場副知事が上海市及び香港の航空会社と旅行会社を訪問し、今後の国際航空路線の運航などについて意見交換を行ったところがあります。

引き続き、東アジアをはじめとする国際航空路線の誘致や利用促進について、積極

的に取り組んでまいります。

(県産品のブランド化と販路拡大について)

首都圏における情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、店舗への誘客促進を図るため、長崎の冬の風物詩である長崎ランタンフェスティバル開催に併せたランタンでの店内装飾やPRイベントを行うなど、長崎らしさの演出を図っているところであります。

また、首都圏のホテルにおいてシェフが厳選した食材をコース料理で提供する「長崎県食材フェア」を開催したほか、去る1月22日から5日間開催された北関東のイオン42店舗での「長崎県フェア」にあわせ、中核店において馬場副知事によるトップセールスを行うとともに、食や観光、文化、歴史などに加え、今年9月から開催される「ながさきピース文化祭 2025」についても紹介するなど、総合的に本県の魅力を発信しました。

県産品の愛用については、去る2月10日に今年で56回目となる長崎県特産品新作展の入賞商品を発表したところであります。入賞商品については、4月1日から長崎市内の百貨店で展示・販売するほか、「日本橋 長崎館」や長崎県物産展等においてもPR・販売を実施することとしております。今後も創意と工夫にあふれた特産品の顕彰とPRを行うことで、県内事業者の新商品開発意欲の向上に取り組んでまいります。

県産品の輸出促進については、12月に香港の現地小売店で「長崎フェア」を開催したほか、1月には中国において県産酒の試飲商談会を実施するなど、県産品の新たな商流構築に向けて取り組んでまいりました。

今後とも市町や生産者団体等と連携しながら、県産品のブランド化の推進や販路拡大に努めてまいります。

(スポーツの振興について)

長崎県営野球場を主会場として自主トレーニングを行っている元福岡ソフトバンクホークスの和田^{わだ}毅^{つよし}さんやプロ野球選手の皆様のご厚意により、去る1月11日、「第2回ビッグN少年少女野球教室」を開催しました。

県内の小学生153名が参加し、和田さんや本県出身で埼玉西武ライオンズの隅田^{すみだ}知一郎^{ちひろ}選手など、憧れのプロ野球選手から技術的な指導を直に受け、子どもたちは少しでもプロの技術を学ぼうと真剣な表情で汗を流していました。

未来を担う子どもたちがプロ野球選手と交流する機会を得ることは、本県のスポーツの振興において大変意義深いものであり、来年度以降も継続して実施いただけるよう働きかけを行ってまいります。

また、サッカーJ2リーグの2025シーズンが2月15日に開幕し、V・ファレン長崎は新たなスタートを切りました。

昨シーズンは、リーグ3位の成績でJ1昇格プレーオフに挑みましたが、準決勝で敗退し、惜しくもJ1復帰は叶いませんでした。今シーズンこそは、新スローガン「獲るぞ、TEPPEN 魅せろ、長崎の力」のもと、選手やスタッフ、そして、サポーターが一体となって、悲願のJ1昇格を達成されることを期待しております。

加えて、プロバスケットボールリーグB1の長崎ヴェルカについても、今シーズンの目標として掲げているチャンピオンシップ進出を目指して、より多くの勝ち星を重ねられることを期待しております。

県としては、県民応援フェアの開催等によりホームゲームを盛り上げるなど、県議会をはじめ、市町や関係団体、県民の皆様と一体となって、両チームを後押ししてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年2月定例県議会

観光生活建設委員会関係説明資料
(追加1)

文化観光国際部

【観光生活建設委員会関係説明資料 文化観光国際部の４ページ１１行目の後に、次のとおり挿入】

このような中、地域を盛り上げたドラマなどの作品とその受入支援等を行った自治体を表彰する「第１５回ロケーションジャパン大賞」が２月２０日に発表され、同作品のロケ地として、県と長崎市が準グランプリを受賞いたしました。

【観光生活建設委員会関係説明資料 文化観光国際部の６ページ最終行の後に、次のとおり挿入】

（平和発信の促進について）

去る１月２８日、国に対し、核兵器禁止条約への署名・批准並びにオブザーバー参加について、広島県とともに、要望を行いました。今回の締約国会議へのオブザーバー参加は見送られましたが、唯一の被爆国である我が国が、本条約に署名・批准することは、核兵器廃絶に向けた国際的な機運の向上につながるものであることから、引き続き、政府に対し、被爆地の思いをしっかりと受け止めていただけるように、粘り強く求めてまいります。

また、本年は被爆８０年の節目の年となります。「長崎を最後の被爆地に」という強い思いのもと、長崎市や広島県、関係団体等と連携し、被爆地から世界に向けた平和発信を推進するとともに、次代を担う平和人材の育成や地域や世代を超えた平和教育に取り組むことにより、平和意識の醸成を促進してまいります。

【観光生活建設委員会関係説明資料 文化観光国際部の7ページ23行目の後に、次のとおり挿入】

(ツール・ド・九州^{ニッゼロニッゴ}2025について)

去る2月22日、佐世保市において、ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウムの認知度向上・機運醸成を図ることを目的とした、キックオフイベントを開催いたしました。当日は、クリテリウムのコースがさせば五番街周辺である事を発表するとともに、バーチャルサイクリング体験やこども自転車教室、パネル展示ブースの設置などにより、訪れた県民に同大会をPRいたしました。

今後も、本大会を成功裏に開催できるよう、引き続き、佐世保市や関係団体と連携して準備を進めるとともに、更なる機運醸成に努めてまいります。

(令和7年度の組織改正について)

令和7年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

本県においては、インバウンドの誘客拡大を図るため、これまで県観光連盟や県内市町、観光関連事業者と連携し、海外向けプロモーションをはじめ、クルーズ客船及び国際航空路線の誘致を実施してきたところですが、現在のインバウンド獲得に向けた地域間競争の高まりを踏まえ、今後は、さらなる取組の強化が必要となっております。

このため、文化観光国際部におきましては、訪日外国人観光客が急増する中、本県が観光立県としてインバウンド関連施策を戦略的に推進していくため、国際観光振興室を改組し、インバウンド推進課を新設することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会
関係議案説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 1 5 号議案 令和 7 年度長崎県流域下水道事業会計予算

第 4 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

第 6 0 号議案 令和 6 年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 6 1 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分

第 6 3 号議案 令和 6 年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）

の 6 件であります。

はじめに、第 1 号議案「令和 7 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について
ご説明いたします。

令和 7 年度当初予算においては、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総
仕上げと、「新しい長崎県づくりのビジョン」が目指す「未来大国」の実現に向けて、
部局間連携・融合による施策の充実・強化を図るとともに、市町や関係団体、民間企
業及び県民の皆様と思いや力を合わせて一緒に取り組んでまいります。

このうち、県民生活環境部では、「新しい長崎県づくり」のビジョンをはじめ長崎県
総合計画を推進するにあたり、「誰もが安全・安心に暮らし活躍できる環境づくりや持
続可能な地域づくり」に向けて各種施策を一層推進してまいります。

歳入予算については、

使用料及び手数料	1, 5 0 5 万 5 千円
国 庫 支 出 金	1 9 億 3, 5 0 9 万 2 千円
財 産 収 入	2 9 8 万 7 千円

繰 入 金	2 億 8 4 9 万 2 千円
諸 収 入	8, 6 4 5 万 9 千円
計	2 2 億 4, 8 0 8 万 5 千円

歳出予算については、

防 災 費	2 億 7, 9 8 8 万 5 千円
統 計 調 査 費	1 1 億 1, 1 6 9 万 8 千円
生 活 対 策 費	7 億 4, 8 6 2 万 4 千円
環 境 保 全 費	3 3 億 7, 2 3 0 万 8 千円
農 地 費	4 6 9 万 5 千円
都 市 計 画 費	1 億 5, 4 0 9 万 7 千円
県有施設等災害復旧費	3, 0 0 0 万 円
計	5 7 億 1 3 0 万 7 千円

を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明いたします。

(県民協働の推進について)

多様化する県民ニーズや地域課題にきめ細かに対応するには、多様な主体による協働の推進は不可欠なため、県内で活動するNPO等の団体が抱える課題を職業上の専門的な知識や経験、ノウハウを有する方々の支援により解決し、団体の運営基盤強化や活動の活性化を図ることとしており、これらに要する経費として、

2 2 6 万 5 千円

を計上いたしております。

(共家事・子育て促進について)

女性活躍推進及び男女共同参画社会を実現するため、市町、民間団体等と連携し、子育て世帯や家事・子育てに係る全ての方に共家事・子育ての周知・啓発を実施することとしており、これらに要する経費として、

1, 0 3 4 万 9 千円

を計上いたしております。

(人権尊重社会づくりの推進について)

人権が尊重される社会の実現をめざして、様々な人権問題の解決に向け、県民の人権への理解を深めるため、各種講演会・研修会等の開催や人権・同和教育指導者の養成・活用等を行うこととしており、これらに要する経費として、

4, 1 7 3 万 5 千円

を計上いたしております。

(交通安全対策の推進について)

県民一体となった各季の交通安全運動や、交通安全教育・指導、普及啓発活動を実施するほか、交通事故死者数に占める割合が高い高齢者の交通安全対策として、交通事故防止に資する安全運転サポート車の普及啓発を推進するとともに、高齢運転者及び高齢歩行者等の総合的な交通安全教育を実施することとしており、これらに要する経費として、

2, 8 6 6 万 2 千円

を計上いたしております。

(統計調査について)

我が国で最も重要な統計調査である国勢調査をはじめ、毎月勤労統計調査や家計調査、労働力調査などの基幹統計調査を円滑かつ確実に実施いたします。

このほか統計調査以外にも、統計に関する人材育成や分析支援などに取り組むこととしており、これらに要する経費として、

9億3,451万7千円

を計上いたしております。

(動物殺処分ゼロプロジェクトについて)

人と動物が共生できる住みよい社会を実現するため、動物殺処分ゼロに向けたロードマップに沿って、「収容数の削減」、「収容動物の譲渡推進」、「市町や県民の参加と連携強化」を3本柱とする取組を推進するとともに、新たな動物愛護管理センターの整備を進めることとしており、これらに要する経費として、

3億9,407万8千円

を計上いたしております。

(食育の推進について)

「第4次長崎県食育推進計画」に基づき、全世代への食育を推進し、食育活動を県民運動として広げていくため、市町、大学、民間企業等とのネットワークを強化し、食育関連イベントへの参加や情報発信等に一体となって取り組むとともに、食品ロス削減等をテーマとして食育イベントの規模を拡大し、県民の食育への認知度向上を図ることとしており、これらに要する経費として、

1,127万7千円

を計上いたしております。

(地球温暖化対策の推進について)

脱炭素社会の実現に向け、国の交付金等を活用し、市町が行う住宅等への太陽光発電設備設置補助事業を支援し、県公用車に電気自動車を導入するほか、省エネ、再エネの推進を県民、事業者、行政など県民総ぐるみの取組として進めることとしており、これらに要する経費として、

2億5,413万4千円

を計上いたしております。

(水道施設及び污水处理施設の整備について)

安全な水の安定供給のため、市町が実施する水道施設耐震化・老朽化対策への支援として国から県に一括して交付される交付金の市町への配分や、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、市町が実施する浄化槽設置整備事業などに対する助成を行うこととしており、これらに要する経費として、

3億2,437万7千円

を計上いたしております。

(廃棄物対策の推進について)

廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者等に対する定期的な立入検査及び不法投棄監視パトロールや、優良な産業廃棄物処理業者育成のための講習会等を実施するとともに、PCB廃棄物の適正処理指導や、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策を行うこととしており、これらに要する経費として、

1億9,995万9千円

を計上いたしております。

(自然環境を活かした地域づくりの推進及び生物多様性の保全について)

国立公園やジオパーク等の豊かな自然資源を活かした地域づくりを推進するため、

雲仙温泉地域の滞在環境の上質化に向けた施設の整備を実施することとしております。

また、生物多様性の保全を推進するため、ツシマヤマネコをはじめとする希少野生動植物の調査及び普及啓発、民間団体等が行う活動への支援、シカや特定外来生物等による生態系被害防止対策等を実施することとしており、これらに要する経費として、

2億7,739万6千円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

令和8年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を越えて契約を締結する業務について、令和7年度中に入札・契約事務等を行うため、

環境放射線テレメータシステム及び測定機器類の運用保守・点検業務委託等

1億1,000万円

など20件を計上いたしております。

次に、第15号議案「令和7年度長崎県流域下水道事業会計予算」についてご説明いたします。

収益的収入では、流域関連市からの維持管理負担金、長期前受金戻入等として、

11億5,509万5千円

収益的支出では、大村湾南部浄化センターの維持管理経費、資産の減価償却費等として、

10億865万4千円

を計上いたしております。

資本的収入では、国庫補助金、企業債等として、

7億6,375万円

資本的支出では、大村湾南部流域下水道のストックマネジメント計画に基づく施設

更新等に要する経費、建設事業の資金として借り入れた企業債の元金償還金として、

8億9,043万6千円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

大村湾南部浄化センターの水処理施設の高度処理化工事等について、年度を越えて契約を締結する必要があるため、

15億9,000万円

など2件を計上いたしております。

以上をもちまして、令和7年度当初予算の説明を終わります。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

国庫支出金	3億8,106万3千円の減
寄附金	2,005万8千円の増
繰入金	2,034万3千円の減
諸収入	266万3千円の減
計	3億8,401万1千円の減

歳出予算については、

防災費	52万3千円の減
統計調査費	2,657万9千円の減

生 活 対 策 費	1, 2 1 6 万 9 千円の減
環 境 保 全 費	4 億 1, 7 2 2 万 円の減
都 市 計 画 費	1 5 4 万 1 千円の減
計	4 億 5, 8 0 3 万 2 千円の減

を計上いたしております。

歳入予算の増のうち主なものは、

一般財団法人休暇村協会からの寄附金	2, 0 0 0 万 円の増
-------------------	--------------------

であります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

(生活基盤施設耐震化等交付金事業費について)

水道施設整備事業を実施する市町に対する交付金について、事業費が減額となったこと等に伴い、

2 億 2, 3 7 8 万 9 千円の減

を計上いたしております。

(海岸環境保全対策推進事業について)

海岸漂着物等地域対策推進事業を実施する市町に対する補助金について、事業費が減額となったこと等に伴い、

7, 8 7 0 万 6 千円の減

を計上いたしております。

(脱炭素社会実現推進事業について)

地球温暖化対策として実施しております太陽光発電設備の導入等への補助について、事業費が減額となったこと等に伴い、

4, 770万1千円の減

を計上いたしております。

(長崎県産業廃棄物税基金積立金について)

長崎県産業廃棄物税について、当初想定よりも税収が増加していることに伴い、

3, 011万9千円の増

を計上いたしております。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

脱炭素社会実現推進事業の実施において、年度内に必要な事業期間が確保できないことや市町が実施する水道施設整備事業において繰越が生じることから、

地球温暖化対策推進費 2, 250万9千円

生活基盤施設耐震化等交付金事業費 1, 346万2千円

について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

令和6年度当初予算で債務負担行為を設定していた食品検査機器等管理業務において、限度額の増額を行う必要があるため、令和7年度までの債務負担行為として

食品検査機器等管理業務 270万 円

を計上いたしております。

次に、第60号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

収益的収入では、流域関連市からの維持管理負担金の減等に伴い、

6, 5 6 5 万 1 千円の減

収益的支出では、処理場費の減等に伴い、

1 億 2, 4 2 5 万 6 千円の減

を計上いたしております。

資本的収入では、国庫補助金の減等に伴い、

2 億 3, 1 4 0 万 千円の減

資本的支出では、建設改良費の減に伴い、

2 億 3, 2 7 2 万 3 千円の減

を計上いたしております。

次に、第 6 1 号議案「令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）」のうち関係部分についてご説明します。

歳出予算について、

防	災	費	4 8 万 3 千円の増		
統	計	調	査	費	5 3 9 万 1 千円の増
生	活	対	策	費	1, 6 1 4 万 5 千円の増
環	境	保	全	費	3, 7 1 3 万 円の増
都	市	計	画	費	1 1 2 万 6 千円の増
計					6, 0 2 7 万 5 千円の増

を計上いたしております。

これは、職員給与及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

次に、第63号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

収益的支出について、110万1千円の増

資本的支出について、11万8千円の増

を計上いたしております。

これは、職員給与及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

以上をもちまして、令和6年度補正予算の説明を終わります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分につきまして、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未確定のものが、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和6年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

県 民 生 活 環 境 部

県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第30号議案 「長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例」
であります。

第30号議案「長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例」につきましては、関係経費の増減に伴い、長崎県環境保健研究センターの手数料を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(共家事・子育て促進について)

子育て世帯に対して、共家事・子育てを周知・啓発するため、「パパの家事・子育てを応援するための手帳」と動画を作成し、手帳については1月から市町の母子健康手帳交付窓口などで配布を始めました。今後は、市町の両親学級や産婦人科等での男性向け講座などで広く活用していただくことにしております。

また、県内企業における男性の育児休業の取得を促進するため、長崎労働局と共催で企業向けの「男性育休セミナー」を1月21日に開催し、約100社から約150名の参加がありました。男性育休100%達成企業の具体的な取組の紹介や育児・介護休業法改正についての説明等により、参加者に男性育休についての理解を深めていただきました。

今後も、男女が共に家事や子育てを担う共家事・子育てを促進するため、県民の意識醸成と職場の理解促進に取り組み、女性活躍推進及び男女共同参画社会の実現に努めてまいります。

(ながさき女性活躍推進企業等表彰式について)

企業等における女性活躍の推進に官民一体で取り組む「ながさき女性活躍推進会議」において、去る2月7日、女性の登用や人材育成等に積極的に取り組んでいる県内企業の表彰式を開催しました。

表彰式では3企業を表彰したほか、作家でメディアプロデューサーの羽生祥子^{はぶさちこ}氏の講演や、女性活躍を推進する県内企業のリーダーたちによるパネルディスカッションを行いました。

今後も、官民一体となって、女性活躍に積極的な企業等の周知をはじめ、女性のキャリア形成や管理職登用、ネットワーク構築などに取り組み、女性活躍の推進につなげてまいります。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

学校、家庭及び地域社会における人権教育の推進について正しい知識と理解を深めもらうため、教職員、社会教育関係者、PTA関係者、人権擁護委員等をはじめ、広く県民の皆様を対象とした「令和6年度人権教育中央研修会」を、去る1月30日に県庁会場とオンライン配信のハイブリッド方式にて開催しました。

本研修会では、「学びとつながりが主体性を育む～人権尊重社会の実現をわたしから～」をテーマに、同和問題をはじめ、インターネットと人権、多様な性のあり方に関する講演を実施し、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践意欲を高める契機とすることができました。

また、12月16日と2月13日に「長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会」を開催し、「性の多様性」をテーマに、「性的少数者に配慮した環境づくり」「パートナーシップ宣誓制度」「教育啓発」の論点からご意見をいただきました。

今後、検討委員会において、意見をとりまとめていただくこととしており、とりまとめの意見を参考にしながら、人権施策の方向性を検討していくとともに、引き続き、

県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいります。

(交通安全対策の推進について)

令和6年中の県内における交通事故発生状況は、前年と比較して発生件数、死者数及び負傷者数は減少した一方で、重傷者数は増加しており、「第11次長崎県交通安全計画」に掲げた、「令和7年までに年間の交通事故死者数を30人以下、重傷者数を280人以下にする」という目標について、死者数は26人で目標値を下回り達成したものの、重傷者数については300人となり、目標値を上回る結果となりました。

特に、交通事故死者に占める高齢者の割合は7割を超え、また、歩行者事故の割合も高い状況にあることから、高齢者事故と歩行者事故の防止対策を重要課題と位置づけ、引き続き関係機関・団体と連携しながら、高齢者に対する参加体験型講習会等をはじめとした交通事故防止対策に努めてまいります。

(令和7年国勢調査の実施本部設置について)

我が国に住んでいるすべての人を対象に、人口及び世帯の実態を明らかにする最も基本的で重要な統計調査である国勢調査を、本年10月1日を調査期日として実施します。

この調査の結果は、あらゆる施策の基盤となり、民間の活動にも幅広く活用されています。また、人口減少や少子高齢化対策の取組に不可欠な、最新の人口推計や将来人口推計の基礎ともなるものであり、より正確な調査結果が求められているところです。

この調査の円滑かつ正確な実施に向け、去る2月3日に、県民生活環境部長を本部長とする「令和7年国勢調査長崎県実施本部」を設置したところであり、調査に関する広報活動に取り組み、スマートフォンやパソコンによるインターネット回答の積極的推進など、県民の皆様への周知を図ることとしています。

今後とも、県民の皆様のご理解とご協力を得られるよう、広報活動を行うとともに、国や市町と連携を図りながら、円滑な実施に努めてまいります。

（地球温暖化対策の推進について）

地球温暖化対策については、「第２次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、関係機関と連携して各種対策に取り組んでおります。

地球温暖化対策に必要不可欠である再生可能エネルギーの導入促進については、太陽光発電設備の導入を希望する県民や県内事業者に広く参加を募り、一括して調達することで、スケールメリットを生かした導入費用の軽減を図るため、去る２月７日、アイチューザー株式会社と「長崎県太陽光発電設備等共同購入支援事業に関する協定」を締結いたしました。

併せて、住宅、事業所の太陽光発電設備等の導入支援についても、設置補助事業を行う市町を来年度から拡大するなど、今後とも、県民、事業者、関係機関等と連携し、県民総ぐるみで地球温暖化対策が促進されるよう各種対策に取り組んでまいります。

（西海国立公園７０周年について）

西海国立公園は昭和３０年３月１６日に指定され、今年で７０周年を迎えます。

去る１月２７日には、国、県、関係市町で構成する西海国立公園指定７０周年記念事業実行委員会が設立され、記念事業や各種イベント等を実施していく予定とされております。

県としましても、今後、公園内において自然歩道を歩くイベントを開催するなど、関係機関と連携して西海国立公園の振興に取り組んでまいります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会
関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第14号議案 令和7年度長崎県交通事業会計予算

第59号議案 令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）

であります。

はじめに、第14号議案「令和7年度長崎県交通事業会計予算」につきまして、ご説明いたします。

交通局におきましては、県営交通事業として、輸送の安全確保と輸送品質の向上に努めながら、地域生活交通の維持確保を図るとともに本県観光振興へ貢献して行くことを基本方針として運営を行っております。

交通局の経営状況は、コロナ禍の影響を大きく受け、また、コロナ禍後においても全国的な運転士不足や燃料費の高騰など厳しい状況にありますが、経営計画に基づき、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式での路線バス再編を実施するとともに、子会社である長崎県央バス株式会社の統合や営業所の再編、各種経費の見直しなどを行い、経営の健全性の維持に努めております。

令和7年度の収益的収支においては、貸切バスの運賃改定の効果が見込める一方で、人件費や燃料費などの増大があり、また車両更新を進めることによる減価償却費の増など、費用が大幅に増加することから、税抜き収支で2百万円の黒字としております。

また、資本的収支においては、建設改良費について、コロナ禍において見合わせていた車両更新を本格的に再開するため、新車バス購入などとして12億51百万円を、企業債償還金について、コロナ禍で生じた特別減収対策企業債の借換えを含み15億33百万円を、計上しております。

(業務の予定量)

業務の予定量は、

車 両 数	3 5 9 両
年 間 走 行 km	1, 4 2 7 万 9 千km
	(1 日平均 3 万 9, 1 2 1 km)
年間輸送人員	1, 2 1 6 万 5 千人
	(1 日平均 3 万 3, 3 2 9 人)

を予定いたしております。

(収益的收入及び支出)

事業収益につきましては、

営 業 収 益	4 6 億 1, 6 2 4 万 7 千円
営業外収益	1 0 億 1, 7 9 1 万 2 千円
計	5 6 億 3, 4 1 5 万 9 千円

を計上いたしております。

事業収益の主なものは、

運 輸 収 入	4 2 億 9, 8 7 7 万 1 千円
運 輸 雑 入	3 億 1, 7 4 7 万 6 千円
補助金及び繰入金	9 億 1, 7 7 8 万 8 千円

であります。

そのうち、運輸収入につきましては、

定期運輸収入（乗合）	3 2 億 6, 1 9 9 万 3 千円
定期運輸収入（高速）	2 億 7, 2 7 8 万 2 千円
臨時運輸収入（貸切）	7 億 6, 3 9 9 万 6 千円

を、それぞれ計上いたしております。

事業費用につきましては、

営業費用	53億	445万5千円
営業外費用	1億8,	925万8千円
特別損失	3,	367万6千円
計	55億2,	738万9千円

を計上いたしております。

事業費用の主なものは、

車両整備に係る人件費やバス部品費等、車両の維持保全に要する費用として、

車両管理費	7億5,	444万5千円
-------	------	---------

運転士とガイドの人件費や軽油購入費等、バスの運行に直接要する費用として、

運輸費	34億1,	253万5千円
-----	-------	---------

営業所事務職員の人件費やターミナル等の窓口業務、各営業所のバス運行管理業務に要する費用として、

運輸管理費	6億3,	632万5千円
-------	------	---------

本局職員の人件費等、本局に要する管理費用として、

一般管理費	5億	115万円
-------	----	-------

であります。

収益的収入と収益的支出の差額は、1億677万円となり、消費税抜き収支差として、216万7千円の黒字を見込んでおります。

(資本的収入及び支出)

資本的収入につきましては、

企業債	24億	500万円
-----	-----	-------

を計上いたしております。

資本的支出につきましては、

建設改良費	12億5,063万3千円
企業債償還金	15億3,291万8千円
投資	2億347万6千円
計	29億8,702万7千円

を計上いたしております。

建設改良費の主なものは、

バス購入に伴う車両購入費	6億4,681万6千円
中古車両の車両改造等に伴うバス改造費	2億2,646万1千円
デジタルタコグラフ更新等に伴う機械器具購入費	9,760万9千円

であります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

令和8年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を超えて契約を締結する業務について、令和7年度に入札・契約事務等を行うため、

インタンク軽油購入等	3億2,457万円
------------	-----------

など7件を計上いたしております。

次に、第59号議案「令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

（収益的収入及び支出の補正）

事業収益につきましては、

営業収益	1億2,424万4千円の増
営業外収益	5,942万 円の増
特別利益	5,087万8千円の増
計	2億3,454万2千円の増

を計上いたしております。

事業費用につきましては、

営業費用	1億6,590万8千円の増
営業外費用	1,095万 円の増
特別損失	7,761万8千円の増
計	2億5,447万6千円の増

を計上いたしております。

補正の主な内容は、収入については、コロナ禍からの回復が一定進んできたことなどから、乗合収入や貸切収入が増となり、費用については、人材確保策を講じてきたこと、物価高騰の影響などから人件費や軽油費、バス部品費の増となっております。

また、令和5年度末で解散した長崎県央バス株式会社の清算完了に伴い、退職給付引当に係る債務を同額の現金とともに引き受けたため、特別利益及び特別損失にそれぞれ計上いたしております。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予想されます。これらの最終的な整理を行うため、3月末をもって令和6年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、人事委員会の令和6年10月4日付けの「職員の給与等に関する報告及び勧告」、並びに、国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、扶養手当の見直しなど、交通局職員の給与について所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(経営状況について)

交通局においては、令和5年2月に策定した経営計画後期5か年行動計画に基づき、コロナ禍後の運営を行っており、令和6年4月には、共同経営方式による路線バスの再編や子会社である長崎県央バス株式会社の統合、営業所の再編を実施するなど、経営改善策の着実な実施に努めております。

令和6年度第3四半期までの経営状況は、営業収益において、乗合バス及び県外高速バスが堅調に推移しており、また、貸切バスが令和6年1月に実施した運賃改定の効果等により増収となっており、前年度同期と比べ2億2千万円の増収となりました。

営業費用については、職員の処遇改善などに伴う人件費の増や、バス車両の更新に伴う減価償却費の増などから、前年度同期と比べ、2億円の増加となりました。

この結果、第3四半期までの営業収支（税込）は、前年度から2千万円改善し、1億円の赤字となりました。また、営業外収支を除いた経常収支においては、2百万円の黒字となっております。

今年度の事業収支（税込）については、黒字を見込んでおりますが、支払消費税の増などから、前年度の実績を下回る見通しとなっております。

今後は、コロナ禍において見合わせていたバス車両の更新についても継続して取り組んでいく必要があることから、さらなる経営改善に向けた検討を進めるなど、経営の健全性の維持と地域生活路線の確保に努めてまいります。

（乗合バスの利用促進に向けた取組について）

交通局では、バス利用者の利便性向上を図るため、路線バスの運行情報をリアルタイムで確認できる「スマートバス停」の整備や、バスロケーションシステム「県営バスナビ」の運用を行っております。これらにより、お客様の待ち時間の不安解消のほか、台風や積雪時における情報発信の強化にも資するものと考えております。

「スマートバス停」については、令和5年2月に長崎空港のりばや長崎市の矢上バス停に設置しており、また、新たに長崎市の本原一丁目バス停に整備を行いました。また、冬季の積雪等によるダイヤの乱れが予想される状況を踏まえ、急遽予定を繰り上げて今年2月3日から供用を開始したところ、その後数日間続いた積雪時において、バスの運行状況に関する情報を多くのお客様に提供することができたものと考えております。

今後も、お客様が快適にバスを利用いただけるよう、一層の利便性向上とバスの利用促進に努めてまいります。

（貸切バスの状況について）

貸切バスについては、令和6年4月に、これまで5営業所に分散していた貸切バスを、需要が多い長崎、諫早、福岡の3営業所に貸切バスに従事する職員とバスを集約することで、修学旅行等の観光バスの受注に適切に対応していくこととしまし

た。また、令和6年1月には、国の貸切バス基準運賃に沿って運賃改訂を行い、収入確保を目指しております。

令和6年度においては、修学旅行の利用台数は秋の観光シーズンに集中し、運転士不足の影響から前年度の8割にとどまっており、一方で、クルーズ船の利用台数が、クルーズ船の寄港が年間を通して増加したことから、前年度に比べ8割程度増加する見込みとなっております。令和7年度も、今年度以上にクルーズ船の寄港が予定されており、引き続き修学旅行等に適切に対応しつつ、こうしたクルーズ船の需要も積極的に取り込んでまいります。

また、閑散期においては、貸切バスを活用した周遊観光の募集ツアー「ぶらりん」を令和4年度から企画・運行しており、令和6年度は、土木部や県央振興局、県観光連盟等と連携しながら、県内各地域の観光やインフラツアー等を企画し、約160名の方にご利用いただいたところであります。今後も関係機関と連携したツアー造成を行い、本県の観光振興に寄与してまいります。

(バス運転士の確保について)

バス運転士の不足が社会的な課題として顕在化する中、交通局においても、バス運転士が高齢層に多数が集中しており、また、その欠員がなかなか解消できないことなど、運転士確保は喫緊の課題となっております。

そのため、交通局では、給与改定の実施のほか、令和6年4月から、嘱託運転士制度を改め採用後は正規職員として任用を行うなどの処遇改善を図るとともに、新たに新高卒者を採用し運転士として養成する制度を設けるなど、人材確保対策に取り組んでおります。

また、バス運転士の仕事を身近に感じていただき、運転士確保につなげていくことを目的として、去る12月21日に、交通局単独としては2回目となるバス運転体験会を大村市において開催し、応募された中から8名の方に実際にバスを運転し

ていただくとともに、1月25日には、福岡市で開催されたバス運転士専門の合同企業説明会「どらなびE X P O」に出展し、来場した皆様に対して採用案内等を行ったところであります。

今後とも、経営状況を踏まえつつ、可能な限り処遇改善等を図ることや、必要なバス運転士確保策を講じていくことで、地域生活路線の維持に努めていきたいと考えております。

(大村バスターミナルの再整備について)

大村バスターミナルビルについては、老朽化が進み耐震性にも課題があることから、交通局を含めた建物の区分所有者において協議を重ね、令和2年10月に、各区分所有者の費用負担を極力抑える手法として、市街地再開発事業による再整備を進める方針を決定しております。

その後、地権者である交通局や大村市、建物の区分所有者である大村商工会議所等が連携して周辺地権者など関係者との調整を行い、一定協議が整ったことから、令和5年7月に、大村バスターミナル地区市街地再開発準備組合が設立されました。

現在は、再開発準備組合において、都市計画決定に向けた事業計画の検討等が行われているところでありますが、交通局としても、大村バスターミナルは、J R大村駅と隣接し大村市内の生活路線等を運行するうえで不可欠な交通拠点であると認識しており、今回の再開発事業の中で、必要なバスターミナル機能を確保してまいりたいと考えております。

引き続き、大村市をはじめ関係機関と連携しながら、再開発事業が円滑に進むよう努めてまいります。

以上を持ちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

交 通 局

【観光生活建設委員会関係議案説明資料（交通局） 3 頁 1 8 行目の次に、次のとおり挿入する。】

（高速バスの運賃の見直し及びダイヤ変更について）

交通局においては、4 社局で共同運行を行っている高速バス大分線について、平成 5 年の運行開始以降、消費税転嫁に伴う改定を除き運賃の見直しは行っておりませんでしたが、利用がコロナ禍前の水準には至っていないことや物価高騰の影響等から、本年 4 月 1 日から運賃を見直すこととしました。長崎～大分間が 5, 4 3 0 円となり、概ね 1 5 % 程度の値上げとなりますが、利用の多い区間に「WEB 割引運賃」を新たに設定し、利用の向上を図りたいと考えております。

併せて、大分市中心部の大分駅に近接する「要町^{かなめまち}バス停」を停車地として新設することで利便性向上を図ることとしており、更なる増収増客に努めてまいります。

また、高速バス熊本線については、利用を促進するために、この 4 月 1 日から運行時間帯の拡大及び運行間隔の平準化を図るダイヤ変更を実施することとしております。

今後も共同運行会社と連携・協力しながら、利用促進等に取り組んでまいります。

令和 7 年 2 月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 2)

交 通 局

【観光生活建設委員会関係説明資料（交通局） 3 頁 3 行目から 3 頁 5 行目までを削除し、次のとおり挿入する。】

今後は、軽油費等の物価高騰への対応やコロナ禍で抑制していたバス車両の更新、バス運転士の確保に向けた給与等の処遇改善などの諸課題に継続して取り組んでいく必要があることから、交通局としましては、輸送の安全と経営の健全性を確保しつつ、将来にわたり地域生活路線の維持を図っていくため、さらなる経営努力を重ねるとともに、他の事業者の動向等に留意しながら、乗合バスの運賃改定についても実施に向けて検討してまいります。